昭和二十五年法律第九十五号

一般職の職員の給与に関する法律

（この法律の目的及び効力）

第一条　この法律は、別に法律で定めるものを除き、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十四条第一項に規定する給与に関する法律として、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

２　この法律の規定は、国家公務員法のいかなる条項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。この法律の規定が国家公務員法の規定に矛盾する場合においては、その規定は、当然その効力を失う。

（人事院の権限）

第二条　人事院は、この法律の施行に関し、次に掲げる権限を有する。

一　この法律（第六条の二第一項及び第八条第一項を除く。第七号において同じ。）の実施及びその技術的解釈に必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。

二　第六条に規定する俸給表の適用範囲を決定すること。

三　職員の給与額を研究して、その適当と認める改定を国会及び内閣に同時に勧告すること、この法律の実施及びその実際の結果に関するすべての事項について調査するとともに、その調査に基づいて調整を命ずること並びに必要に応じ、この法律の目的達成のため適当と認める勧告を付してその研究調査の結果を国会及び内閣に同時に報告すること。

四　新たに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における昇給の基準に関し人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。

五　給与を決定する諸条件の地域差に対応する給与に関する適当と認める措置を国会及び内閣に同時に勧告するため、全国の各地における生計費等の調査研究を行うこと。

六　第二十一条の規定による職員の苦情の申立てを受理し、及びこれを審査すること。

七　この法律の完全な実施を確保し、その責めに任ずること。

（給与の支払）

第三条　この法律に基く給与は、第五条第二項に規定する場合を除く外、現金で支払わなければならない。

２　いかなる給与も、法律又は人事院規則に基かずに職員に対して支払い、又は支給してはならない。

３　公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

（俸給）

第四条　各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基き、且つ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

第五条　俸給は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第十四条の規定による手当を含む。第十九条の九において同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いた全額とする。

２　宿舎、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、これを給与の一部とし、別に法律で定めるところにより、その職員の俸給額を調整する。但し、この調整は、国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）に定める公邸及び無料宿舎については行わない。

第六条　俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

一　行政職俸給表（別表第一）

イ　行政職俸給表（一）

ロ　行政職俸給表（二）

二　専門行政職俸給表（別表第二）

三　税務職俸給表（別表第三）

四　公安職俸給表（別表第四）

イ　公安職俸給表（一）

ロ　公安職俸給表（二）

五　海事職俸給表（別表第五）

イ　海事職俸給表（一）

ロ　海事職俸給表（二）

六　教育職俸給表（別表第六）

イ　教育職俸給表（一）

ロ　教育職俸給表（二）

七　研究職俸給表（別表第七）

八　医療職俸給表（別表第八）

イ　医療職俸給表（一）

ロ　医療職俸給表（二）
ハ　医療職俸給表（三）
九　福祉職俸給表（別表第九）
十　専門スタッフ職俸給表（別表第十）
十一　指定職俸給表（別表第十一）

2　前項の俸給表（以下単に「俸給表」という。）は、第二十二条及び附則第三項に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

3　職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級（指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、同表に定める号俸）に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事院が定める。

第六条の二　指定職俸給表の適用を受ける職員（会計検査院及び人事院の職員を除く。）の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び前条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聴いて内閣総理大臣の定めるところにより、決定する。この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するものとする。

2　会計検査院及び人事院の指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び前条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の定めるところにより、決定する。

第七条　内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長若しくは人事院総裁（以下各庁の長という。）又は各庁の長の委任を受けた者は、人事院の定めるところに従い、それぞれその所属の職員が、その毎月の俸給の支給を受けるよう、この法律を適用しなければならない。

第八条　内閣総理大臣は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第六条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聴いて、職務の級の定数（会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数を除く。）を設定し、又は改定することができる。この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するものとする。

2　人事院は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第六条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、会計検査院及び人事院の職員の職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

3　職員の職務の級は、前二項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、人事院規則で定める基準に従い決定する。

4　新たに俸給表（指定職俸給表を除く。）の適用を受ける職員となつた者の号俸は、人事院規則で定める初任給の基準に従い決定する。

5　職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合（指定職俸給表の適用を受ける職員が他の俸給表の適用を受けることとなつた場合を含む。）又は一の官職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合における号俸は、人事院規則で定めるところにより決定する。

6　職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事院規則で定める日に、同日前において人事院規則で定める日以前一年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事院規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

7　前項の規定により職員（次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を四号俸（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び専門スタッフ職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員にあつては三号俸、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるものにあつては一号俸）とすることを標準として人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

8　次の各号に掲げる職員の第六項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が当該各号に定める場合に該当し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

一　五十五歳（人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるものを除く。）　特に良好である場合

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級又は四級であるもの　次に掲げる職員の職務の級の区分に応じ、それぞれ次に定める場合

イ　三級　特に良好である場合

ロ　四級　極めて良好である場合

9　職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

10　職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

11　第六項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

12　国家公務員法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第三項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間法第五条第二項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（俸給の支給）

第九条　俸給は、毎月一回、その月の十五日以後の日のうち人事院規則で定める日に、その月の月額の全額を支給する。ただし、人事院規則の定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

第九条の二　新たに職員となつた者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。但し、離職した国家公務員が即日職員になつたときは、その日の翌日から俸給を支給する。

2　職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

3　職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

4　第一項又は第二項の規定により俸給を支給する場合であつて、月若しくは前条ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その期間の現日数から勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八条第一項の規定に基づく週休日並びに勤務時間法第六条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（俸給の調整額）

第十条　人事院は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の官職に比して著しく特殊な官職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2　前項の調整額表に定める俸給月額の調整額は、調整前における俸給月額の百分の二十五をこえてはならない。

（俸給の特別調整額）

第十条の二　人事院は、管理又は監督の地位にある職員の官職のうち人事院規則で指定するものについて、その特殊性に基き、俸給月額につき適正な特別調整額表を定めることができる。

2　前項の特別調整額表に定める俸給月額の特別調整額は、同項に規定する官職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の百分の二十五を超えてはならない。

（本府省業務調整手当）

第十条の三　行政職俸給表（一）、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）、公安職俸給表（二）又は研究職俸給表の適用を受ける職員（管理監督職員を除く。）が次に掲げる業務に従事する場合は、当該職員には、本府省業務調整手当を支給する。

一　国の行政機関の内部部局として人事院規則で定めるもの（以下この項において「内部部局」という。）の業務（当該内部部局が置かれる機関の長がその職務を行うために使用する庁舎が所在する地域以外の地域に所在する官署における業務であつて、当該庁舎における内部部局の業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められないものとして人事院規則で定めるものを除く。）

二　内部部局以外の組織の業務であつて、前号に掲げる業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められるものとして人事院規則で定めるもの

2　本府省業務調整手当の月額は、行政職俸給表（一）の適用を受ける職員にあつては当該職員の属する職務の級、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表（一）、公安職俸給表（二）又は研究職俸給表の適用を受ける職員にあつては当該職員の属する職務の級に相当すると認められる行政職俸給表（一）の職務の級であつて人事院規則で定めるものにおける最高の号俸の俸給月額に百分の十を乗じて得た額を超えない範囲内で人事院規則で定める額とする。

3　前二項に規定するもののほか、本府省業務調整手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（初任給調整手当）

第十条の四　次の各号に掲げる官職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第四号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日（第一号から第三号までに掲げる官職に係るものにあつては、採用後人事院規則で定める期間を経過した日）から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

一　医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の官職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる官職で人事院規則で定めるもの　月額四十一万五千六百円

二　医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる官職（前号に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの　月額五万千百円

三　科学技術に関する高度な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる官職（前二号に掲げる官職を除く。）で人事院規則で定めるもの　月額十万円

四　前三号に掲げる官職以外の官職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる官職で人事院規則で定めるもの　月額二千五百円

2　前項の官職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3　前二項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（専門スタッフ職調整手当）

第十条の五　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級であるものが極めて高度の専門的な知識経験及び識見を活用して遂行することが必要とされる業務で重要度及び困難度が特に高いものとして人事院規則で定める業務に従事することを命ぜられた場合は、当該職員には、当該業務に従事する間、専門スタッフ職調整手当を支給する。

2　専門スタッフ職調整手当の月額は、俸給月額に百分の十を乗じて得た額とする。

3　前二項に規定するもののほか、専門スタッフ職調整手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（扶養手当）

第十一条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員（以下「行（一）九級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

2　扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二　満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子
三　満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫
四　満六十歳以上の父母及び祖父母
五　満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹
六　重度心身障害者

3　扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員（以下「行（一）八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

4　扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第十一条の二　新たに職員となつた者に扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を各庁の長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

一　新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合（行（一）九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）
二　扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行（一）九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）

2　扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となつた日、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に（一）九級以上職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行（一）九級以上職員等以外の職員から行（一）九級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行（一）九級以上職員等となつた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3　扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一　扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合
二　扶養手当を受けている職員の扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
三　扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行（一）九級以上職員等が行（一）九級以上職員等以外の職員となつた場合
四　扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行（一）八級職員等が行（一）八級職員等及び行（一）九級以上職員等以外の職員となつた場合
五　扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行（一）九級以上職員等以外のものが行（一）九級以上職員等となつた場合
六　扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行（一）八級職員等及び行（一）九級以上職員等以外のものが行（一）八級職員等となつた場合
七　職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

（地域手当）

第十一条の三　地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2　地域手当の月額は、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一　一級地　百分の二十
二　二級地　百分の十六
三　三級地　百分の十五
四　四級地　百分の十二
五　五級地　百分の十
六　六級地　百分の六
七　七級地　百分の三

3　前項の地域手当の級地は、人事院規則で定める。

第十一条の四　その設置に特別の事情がある大規模な空港の区域であつて、当該区域内における民間の事業所の設置状況、当該民間の事業所の従業員の賃金等に特別の事情があると認められるものとして人事院規則で定めるものに在勤する職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、前条の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に百分の十六を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

第十一条の五　医療職俸給表（一）の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）には、前二条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前二条の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に百分の十六を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

第十一条の六　第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域に所在する官署又は同項の人事院規則で定める官署（以下「地域手当支給官署」という。）が特別の法律に基づく官署の移転に関する計画その他の特別の事情による移転（人事院規則で定める移転に限る。）をした場合において、当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に定める割合をいう。）が当該移転の日の前日の官署の所在していた地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に定める割合をいう。）に達しないこととなるとき、又は当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署が同条第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署に該当しないこととなるときは、当該移転をした官署で人事院規則で定めるもの（以下「特別移転官署」という。）に在勤する職員（人事院規則で定める職員を除く。）には、前二条の規定により当該官署に係るこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前三条の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる特別移転官署の区分に応じ当該各号に定める割合で人事院規則で定めるものを乗じて得た月額の地域手当を支給する。

一　地域手当支給官署である特別移転官署　移転前の支給割合を当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一条の三第二項各号に定める割合に至るまで段階的に引き下げた割合

二　前号に掲げるもの以外の特別移転官署　移転前の支給割合を段階的に引き下げた割合

2　新たに設置された官署で特別移転官署の移転と同様の事情により設置されたものとして人事院規則で定める官署に在勤する職員（人事院規則で定める職員を除く。）には、前二条の規定により当該官署に係るこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前三条の規定にかかわらず、当該官署の設置に関する事情、当該官署の設置に伴う職員の異動の状況等を考慮して人事院規則の定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に前項各号の規定に準じて人事院規則で定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

3　地域手当支給官署が第一項に規定する特別の事情に準ずると認められる事情による移転（人事院規則で定める移転に限る。）をした場合において、当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合をいう。）が当該移転の日の前日の官署の所在していた地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に定める割合をいう。）に達しないこととなるとき、又は当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署が同条第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署に該当しないこととなるときは、当該移転をした官署で人事院規則で定めるもの（以下「準特別移転官署」という。）に在勤する職員（当該移転の日前から引き続き準特別移転官署に在勤する職員その他これらの職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員（以下「移転職員等」という。）に限る。）には、人事院規則の定めるところにより、第一項の規定に準じて、地域手当を支給する。新たに設置された官署で準特別移転官署の移転と同様の事情により設置されたものとして人事院規則で定める官署に在勤する職員（人事院規則で定める職員に限る。）についても、当該官署の設置に関する事情、当該官署の設置に伴う職員の異動の状況等を考慮して人事院規則の定めるところにより、前項の規定に準じて、地域手当を支給する。

第十一条の七　第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域に在勤する職員がその在勤する地域、官署若しくは空港の区域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域、官署又は空港の区域に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域に係る地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域、官署若しくは空港の区域に係る地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいい、人事院規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事院規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域が第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前二条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、第十一条の三から前条までの規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域、官署又は空港の区域を異にして異動した場合その他人事院の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事院の定めるところによる。

一　当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間　異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

二　当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）　異動等前の支給割合に百分の八十を乗じて得た割合

2　前条第一項若しくは第二項の人事院規則で定める官署に在勤する職員（これらの規定の人事院規則で定める職員を除く。）若しくは同条第三項の人事院規則で定める官署に在勤する職員（移転職員等及び同項後段の人事院規則で定める職員に限る。）がその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた官署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域に係る地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合又は第十一条の四の人事院規則で定

める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとした場合における当該官署に係る前条の規定による当該異動等の日の地域手当の支給割合に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域が第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前二条又は前項ただし書若しくは次項の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、第十一条の三から前条まで又は前項若しくは次項の規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域、官署又は空港の区域を異にして異動した場合その他人事院の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事院の定めるところによる。

一　当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間　当該異動等の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとした場合における当該官署に係る前条の規定による地域手当の支給割合（次号において「みなし特例支給割合」という。）

二　当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）　みなし特例支給割合に百分の八十を乗じて得た割合

3　検察官であった者又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下「行政執行法人職員等」という。）であった者が、引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、第十一条の三第二項第一号の一級地に係る地域及び官署以外の地域又は官署に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前二項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。

（広域異動手当）

第十一条の八　職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき人事院規則で定めるところにより算定した官署間の距離（異動等の日の前日に在勤していた官署の所在地と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と官署との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも六十キロメートル以上であるとき（当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として人事院規則で定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から三年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る官署間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた官署への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として人事院規則で定める場合は、この限りでない。

一　三百キロメートル以上　百分の十

二　六十キロメートル以上三百キロメートル未満　百分の五

2　前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から三年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3　検察官であった者、行政執行法人職員等であった者その他の人事院規則で定める者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものがあった職員であって、これらに伴い勤務場所に変更があったものには、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4　前三項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第十一条の三から前条までの規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前三項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前三項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

5　前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（研究員調整手当）

第十一条の九　科学技術に関する試験研究を行う機関のうち、研究活動の状況、研究員（研究職俸給表の適用を受ける職員（人事院規則で定める職員を除く。）及び指定職俸給表の適用を受ける職員（試験研究に関する業務に従事する職員に限る。）をいう。以下同じ。）の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められる機関（地域手当支給官署であって、当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一条の三の規定による地域手当の支給割合が百分の十以上であるものを除く。）で人事院規則で定めるものに勤務する研究員には、研究員調整手当を支給する。

2　研究員調整手当の月額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に百分の十（次の各号に掲げる職員にあっては、その割合からそれぞれ当該各号に定める割合を減じた割合）を乗じて得た額とする。

一　地域手当支給官署に在勤する職員　当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一条の三の規定による地域手当の支給割合

二　前条の規定により広域異動手当が支給される職員　当該職員に係る同条の規定による広域異動手当の支給割合

3　前二項に規定するもののほか、研究員調整手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

4　第一項の規定により研究員調整手当を支給される職員が第十一条の四、第十一条の六又は第十一条の七の規定により地域手当を支給されることとなる職員である場合における研究員調整手当とこれらの規定による地域手当との調整に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（住居手当）

第十一条の十　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一　自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額一万六千円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法第十三条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事院規則で定める職員を除く。）

二　第十二条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法第十三条の規定による有料宿舎その他人事院規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定めるもの

2　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。

一　前項第一号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ　月額二万七千円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から一万六千円を控除した額

ロ　月額二万七千円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から二万七千円を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が一万七千円を超えるときは、一万七千円）を一万千円に加算した額

二　前項第二号に掲げる職員　前号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3　前二項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（通勤手当）

第十二条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一　通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第三項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第三項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）

二　通勤のため自動車その他の交通の用具で人事院規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三　通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）

2　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号に掲げる職員　支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第三号において「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二　前項第二号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第十二条の三第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に人事院規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ　自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道五キロメートル未満である職員　二千円

ロ　使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である職員　四千二百円

ハ　使用距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満である職員　七千百円

ニ　使用距離が片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満である職員　一万円

ホ　使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員　一万二千九百円

ヘ　使用距離が片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満である職員　一万五千八百円

ト　使用距離が片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未満である職員　一万八千七百円

チ　使用距離が片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満である職員　二万千六百円

リ　使用距離が片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満である職員　二万四千四百円

ヌ　使用距離が片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満である職員　二万六千二百円

ル　使用距離が片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満である職員　二万八千円

ヲ　使用距離が片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満である職員　二万九千八百円

ワ　使用距離が片道六十キロメートル以上である職員　三万千六百円

三　前項第三号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事院規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

3　官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事院規則で定めるもののうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該異動又は官署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事院規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第一号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事院規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第一号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするもの の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　新幹線鉄道等に係る通勤手当　支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。）が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額

4　前項の規定は、検察官であった者又は行政執行法人職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事院規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が人事院規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5　第一項第一号又は第三号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域（以下この項において「島等」という。）に所在する官署で人事院規則で定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設（以下この項において「橋等」という。）を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（第一号において「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（人事院規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　橋等に係る通勤手当　支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

二　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　同号に定める額を負担しないものとした場合における前三項の規定による額

6　通勤手当は、支給単位期間（人事院規則で定める通勤手当にあつては、人事院規則で定める期間）に係る最初の月の人事院規則で定める日に支給する。

7　通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事院規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事院規則で定める額を返納させるものとする。

8　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事院規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

9　前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（単身赴任手当）

第十二条の二　官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は官署の移転の直前の住居から当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する官署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2　単身赴任手当の月額は、三万円（人事院規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が人事院規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、七万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事院規則で定める額を加算した額）とする。

3　検察官であった者又は行政執行法人職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4　前三項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（在宅勤務等手当）

第十二条の三　住居その他これに準ずるものとして人事院規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事院規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事院規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2　在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3　前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（特殊勤務手当）

第十三条　著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2　特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（特地勤務手当等）

第十三条の二　離島その他の生活の著しく不便な地に所在する官署として人事院規則で定めるもの（以下「特地官署」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

2　特地勤務手当の月額は、俸給及び扶養手当の月額の合計額の百分の二十五をこえない範囲内で人事院規則で定める。

3　特地官署が第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域に所在する場合における特地勤務手当と地域手当その他の給与との調整等に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十四条　職員が官署を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の在勤する官署が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する官署又はその移転した官署が特地官署又は人事院が指定するこれらに準ずる官署（以下「準特地官署」という。）に該当するときは、当該職員には、人事院規則で定めるところにより、当該異動又は官署の移転の日から三年以内の期間（当該異動又は官署の移転の日から起算して三年を経過する際人事院の定める条件に該当する者にあつては、更に三年以内の期間）、俸給及び扶養手当の月額の合計額の百分の六を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2　検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特地官署又は準特地官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）、新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた官署に在勤する職員でその特地官署又は準特地官署に該当することとなつた日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

3　前二項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員が第十一条の八の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合における特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（給与の減額）

第十五条　職員が勤務しないときは、勤務時間法第十三条の二第一項に規定する超勤代休時間、勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日（勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間法第十四条に規定する年末年始の休日（勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（超過勤務手当）

第十六条　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、その割合に百分の二十五を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一　正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

二　前号に掲げる勤務以外の勤務

2　定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

3　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八条第一項の規定に基づく週休日又は勤務時間法第六条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日における勤務のうち人事院規則で定めるものを除く。）の時間が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百七十五）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4　勤務時間法第十三条の二第一項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百七十五）から第一項に規定する人事院規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

5　第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する人事院規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

（休日給）

第十七条　祝日法による休日等（勤務時間法第六条第一項又は第七条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日が勤務時間法第七条及び第八条第一項の規定に基づく週休日に当たるときは、人事院規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして人事院規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（夜勤手当）

第十八条　正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当りの給与額の百分の二十五を夜勤手当として支給する。

（端数計算）

第十八条の二　第十五条に規定する勤務一時間当たりの給与額及び第十六条から前条までの規定により勤務一時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

（勤務一時間当たりの給与額の算出）

第十九条　第十五条から第十八条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額とする。

（宿日直手当）

第十九条の二　宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その勤務一回につき、四千四百円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては二万千円、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては七千四百円）を超えない範囲内において人事院規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で人事院規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、六千六百円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあつては三万千五百円、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては一万千百円）を超えない範囲内において人事院規則で定める額とする。

2　宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、二万二千円を超えない範囲内において人事院規則で定める月額の宿日直手当を支給する。

3　前二項の勤務は、第十六条から第十八条までの勤務には含まれないものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第十九条の三　管理監督職員若しくは専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの（以下「管理監督職員等」という。）又は指定職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間法第六条第一項、第七条及び第八条第一項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間法第六条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2　前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第一項に規定する場合　次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務一回につき、それぞれ次に定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事院規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれその額に百分の百五十を乗じて得た額）

イ　管理監督職員等　一万二千円を超えない範囲内において人事院規則で定める額

ロ　指定職俸給表の適用を受ける職員　イの人事院規則で定める額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額

二　前項に規定する場合　同項の勤務一回につき、六千円を超えない範囲内において人事院規則で定める額

4　前三項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（期末手当）

第十九条の四　期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第十九条の六までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日（次条及び第十九条の六第一項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2　期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十二・五（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七第二項第一号イ及び第二号において「特定管理職員」という。）にあつては百分の百二・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の六十五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一　六箇月　百分の百

二　五箇月以上六箇月未満　百分の八十

三　三箇月以上五箇月未満　百分の六十

四　三箇月未満　百分の三十

3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十八・七五」とする。

4　第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。

5　行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの、同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき人事院規則で定めるもの並びに指定職俸給表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事院規則で定

める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

6　第二項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九条の五　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第八十二条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

二　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第七十六条の規定により失職した職員

三　基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四　次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第十九条の六　各庁の長又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つた場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2　前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、国家公務員法第九十条の二に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3　各庁の長又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

二　一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

三　一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合

4　前項の規定は、各庁の長又はその委任を受けた者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5　各庁の長又はその委任を受けた者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6　一時差止処分に対する審査請求については、一時差止処分は国家公務員法第八十九条第一項に規定する処分と、一時差止処分を受けた者は同法第九十条第一項に規定する職員と、前項の説明書は同法第九十条の二の処分説明書とそれぞれみなして、同法第九十条から第九十二条の二までの規定を適用する。

7　前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（勤勉手当）

第十九条の七　勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この項から第三項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロに掲げる職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の百二・五（特定管理職員にあつては、百分の百二十二・五）を乗じて得た額の総額

ロ　指定職俸給表の適用を受ける職員　当該職員の勤勉手当基礎額に百分の百五を乗じて得た額の総額

二　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十八・七五（特定管理職員にあつては、百分の五十八・七五）を乗じて得た額の総額

3　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。

4　第十九条の四第五項の規定は、第二項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「第十九条の七第三項」と読み替えるものとする。

5　前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは「第十九条の七第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第十九条の七第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第三項第三号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第十九条の七第一項に規定する人事院規則で定める日をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第十九条の八　第十条から第十一条の二まで、第十一条の十、第十三条、第十六条から第十八条まで及び第十九条の二の規定は、指定職俸給表の適用を受ける職員には適用しない。

2　第十六条から第十八条までの規定は、管理監督職員等には適用しない。

3　第八条第四項から第十一項まで、第十条の四、第十一条、第十一条の二、第十一条の五から第十一条の七まで、第十一条の九、第十一条の十、第十三条の二及び第十四条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（俸給の特別調整額、扶養手当等の支給方法）

第十九条の九　俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（俸給の更正決定）

第二十条　人事院は、各庁の長又はその委任を受けた者が決定した職員の俸給が第六条の規定に合致しないと認めたときは、その俸給を更正し又はその俸給の更正を命ずることができる。

（審査の申立て）

第二十一条　この法律の規定による給与の決定（前条の規定による俸給の更正決定を含む。）に関して苦情のある職員は、人事院に対し審査を申し立てることができる。

2　前項の申立てがあつたときは、人事院は、前条に準じて、これに関する決定をなし、これを本人及び関係各庁に通知しなければならない。

（非常勤職員の給与）

第二十二条　委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院が指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）については、勤務一日につき、三万四千三百円（その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合には、十万円）を超えない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。

2　前項に定める職員以外の常勤を要しない職員については、各庁の長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する。

3　前二項の常勤を要しない職員には、他の法律に別段の定めがない限り、これらの規定に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

（休職者の給与）

第二十三条　職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2　職員が結核性疾患にかかり国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

3　職員が前二項以外の心身の故障により国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

4　職員が国家公務員法第七十九条第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び住居手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。

5　職員が国家公務員法第七十九条の人事院規則で定める場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、人事院規則で定めるところにより、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

6　国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた職員には、他の法律に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7　第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第十九条の四第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により人事院規則で定める日に、それぞれ第二項、第三項又は第五項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事院規則で定める職員については、この限りでない。

8　前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第十九条の五及び第十九条の六の規定を準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは、「第二十三条第七項」と読み替えるものとする。

（給与の額及び割合の検討）

第二十四条　国会は、給与の額又は割合の改定が必要であるかどうかを決定するために、この法律の制定又は改正の基礎とされた経済的諸要素の変化を考慮して、人事院の行つた調査に基づき、定期的に給与の額及び割合の検討を行うものとする。この目的のために、人事院は、総務省、厚生労働省その他の政府機関から提供を受けた正確適切な統計資料を利用して、事実の調査を行い、給与に関する勧告を作成する。

（罰則）

第二十五条　この法律の規定に違反して給与を支払い、若しくはその支払を拒み、又はこれらの行為を故意に容認した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

2　政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）の規定に基づいて行われた給与に関する決定その他の手続は、この法律の規定に基づいて行われたものとみなす。

3　未帰還職員の給与の取扱いについては、この法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該未帰還職員が帰還するまでの間は、給与を支給しない。

4　労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）及び大正十一年閣令第六号（官庁執務時間並休暇に関する件）の規定中この法律に抵触する部分は、その効力を失う。

5　政府職員の新給与実施に関する法律の規定に基づく政令、人事院規則その他の命令は、この法律に基づく命令とみなす。

6　当分の間、第十五条の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（人事院規則で定める措置に限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して九十日（人事院規則で定める場合には、一年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。ただし、人事院規則で定める手当の算定については、当該職員の俸給の半減前の額をその算定の基礎となる俸給の額とする。

7　前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、俸給の計算その他俸給の半減に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

8　当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が六十歳（次の各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の四月一日（附則第十項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第八条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第四項、第五項、第七項及び第八項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

一　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）第一条の規定による改正前の国家公務員法（次号及び次項第二号において「令和五年旧国家公務員法」という。）第八十一条の二第二項第二号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員　六十三歳

二　令和五年旧国家公務員法第八十一条の二第二項第三号に掲げる職員に相当する職員のうち、人事院規則で定める職員　六十歳を超え六十四歳を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

9　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一　臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員

二　令和五年旧国家公務員法第八十一条の二第二項第一号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員及び同項第三号に掲げる職員に相当する職員のうち人事院規則で定める職員

三　国家公務員法第八十一条の五第一項又は第二項の規定により同法第八十一条の二第一項に規定する異動期間（同法第八十一条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第八十一条の二第一項に規定する管理監督職を占める職員

四　国家公務員法第八十一条の六第二項ただし書に規定する職員

五　国家公務員法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同法第八十一条の六第一項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

10　国家公務員法第八十一条の二第三項に規定する他の官職への降任等をされた職員であつて、当該他の官職への降任等をされた日（以下この項及び附則第十二項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第八項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事院規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第八項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

11　前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が第八条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第八条第三項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。

12　異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第八項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第十項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、人事院規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

13　附則第十項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、人事院規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

14　附則第十項又は前二項の規定による俸給を支給される職員に対する第十条の五第二項及び第十九条の四第五項（第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による俸給の額との合計額」とする。

15　附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する国家公務員法第七十五条第二項及び第八十九条第一項の規定の適用については、同法第七十五条第二項中「この法律」とあるのは「この法律若しくは一般職の職員の給与に関する法律附則第八項」と、同法第八十九条第一項中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び一般職の職員の給与に関する法律附則第八項の規定による降給」とする。

16　附則第八項から前項までに定めるもののほか、附則第八項の規定による俸給月額、附則第十項の規定による俸給その他附則第八項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（昭和二五年一二月二七日法律第二九九号）

1　この法律は、昭和二十六年一月一日から施行する。

2　職員のこの法律施行の日（以下「施行日」という。）における職務の級は、施行日の前日における職務の級と同一とし、その号俸は、施行日の前日におけるその者の俸給月額（特別俸給表の適用を受ける職員、人事院規則九―六（俸給の調整額）第一項各号に掲げる職員又は初任給、昇給、昇格等の基準に関する政令（昭和二十三年政令第四百一号）第十二条の三第一項各号に掲げる職員

にあつては、附則別表第一において、施行日の前日におけるその者の俸給月額に対応する号俸から附則別表第二において、その者の職務の級に応じて定めた号俸数を差し引いた号俸に対応する俸給月額）に対応する附則別表第一に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表に定める号俸とする。

3　前項の規定により定められた施行日における職員の新俸給月額とこれに対する附則第十項の規定による勤務地手当の額との合計額の一・一倍に相当する額（以下「最低保障額」という。）に満たない場合においては、施行日における職員の号俸は、前項の規定にかかわらず、その最低保障額を附則第十項の規定による勤務地手当の支給割合に百分の百を加えたもので除して得た額の直近上位の額に相当する附則別表第一に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表に定める号俸とする。

4　前二項の規定により定められた職員の新俸給月額がその職員の属する職務の級における俸給の幅の中にない場合においては、これらの項の規定にかかわらず、その額をもつて職員の俸給月額とする。

5　第二項の規定の適用については、施行日の前日における職員の職務の級及び俸給月額は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律並びにこれに基く政令及び人事院規則その他の規程に従つて定められたものでなければならない。

6　第二項又は第三項の規定により定められた施行日における職員の号俸が施行日の前日における号俸より下位である場合においては、一般職の職員の給与に関する法律第八条第四項の規定にかかわらず、同項に規定する期間に施行日の前日における号俸を受けていた期間を算入する。

7　第四項の規定により職務の級における俸給の幅の最低額に達しない俸給月額を受ける職員については、一般職の職員の給与に関する法律第八条第四項の規定にかかわらず、附則別表第一の新俸給月額欄に掲げる俸給月額を用いて、昇給させることができる。

8　施行日の前日までに職員に適用された昇給期間と一般職の職員の給与に関する法律第八条第四項の規定による昇給期間とを調整する場合において特に必要があるときは、一般職の職員の給与に関する法律第八条第五項の規定に準じて昇給させることができる。

9　一般職の職員の給与に関する法律第二条第四号及び第八条第八項に規定する事項については、これに関する人事院規則が制定施行されるまでの間は、政令で定める。

附則別表第一

俸給の新旧対照表

号俸	施行日の前日における俸給月額	新俸給月額	号俸	施行日の前日における俸給月額	新俸給月額	号俸	施行日の前日における俸給月額	新俸給月額	号俸	施行日の前日における俸給月額	新俸給月額
	円	円		円	円		円	円		円	円
一	二、四〇〇	三、〇〇〇	二九	五、二九二	六、九〇〇	五七	一一、六六四	一六、七〇〇
二	二、四七〇	三、〇〇〇	三〇	五、四四四	七、一〇〇	五八	一一、九九八	一七、二〇〇
三	二、五四一	三、〇五〇	三一	五、六〇〇	七、三〇〇	五九	一二、三四一	一七、七〇〇
四	二、六一三	三、一五〇	三二	五、七六〇	七、五〇〇	六〇	一二、六九五	一八、三〇〇
五	二、六八八	三、二五〇	三三	五、九二五	七、八〇〇	六一	一三、〇五八	一八、九〇〇
六	二、七六五	三、三五〇	三四	六、〇九四	八、一〇〇	六二	一三、四三二	一九、五〇〇
七	二、八四四	三、四五〇	三五	六、二六九	八、四〇〇	六三	一三、八一六	二〇、一〇〇
八	二、九二六	三、五五〇	三六	六、四四八	八、七〇〇	六四	一四、二一二	二〇、八〇〇
九	三、〇〇九	三、六五〇	三七	六、六三三	九、〇〇〇	六五	一四、六一九	二一、五〇〇
一〇	三、〇九六	三、七五〇	三八	六、八二三	九、三〇〇	六六	一五、〇三七	二二、二〇〇
一一	三、一八四	三、八五〇	三九	七、〇一八	九、六〇〇	六七	一五、四六七	二二、九〇〇
一二	三、二七五	四、〇〇〇	四〇	七、二一九	九、九〇〇	六八	一五、九一〇	二三、六〇〇
一三	三、三六九	四、一五〇	四一	七、四二六	一〇、二〇〇	六九	一六、三六五	二四、三〇〇
一四	三、四六六	四、三〇〇	四二	七、六三八	一〇、五〇〇	七〇	一六、八三四	二五、〇〇〇
一五	三、五六五	四、四五〇	四三	七、八五七	一〇、八〇〇	七一		二六、〇〇〇
一六	三、六六七	四、六〇〇	四四	八、〇八二	一一、一〇〇	七二		二七、〇〇〇
一七	三、七七二	四、七五〇	四五	八、三一三	一一、四〇〇	七三	一八、三二〇	二八、〇〇〇
一八	三、八八〇	四、九〇〇	四六	八、五五一	一一、七〇〇	七四		二九、〇〇〇
一九	三、九九一	五、〇五〇	四七	八、七九六	一二、一〇〇	七五		三〇、〇〇〇
二〇	四、一〇五	五、二〇〇	四八	九、〇四七	一二、五〇〇	七六	一九、九四〇	三一、〇〇〇
二一	四、二二三	五、三五〇	四九	九、三〇六	一二、九〇〇	七七		三二、〇〇〇
二二	四、三四四	五、五〇〇	五〇	九、五七三	一三、三〇〇	七八		三三、〇〇〇
二三	四、四六八	五、七〇〇	五一	九、八四七	一三、七〇〇	七九	二一、七〇〇	三四、〇〇〇
二四	四、五九六	五、九〇〇	五二	一〇、一二九	一四、二〇〇	八〇		三五、〇〇〇
二五	四、七二七	六、一〇〇	五三	一〇、四一九	一四、七〇〇	八一		三六、〇〇〇

| | | |

ヘ　医師及び歯科医師
ト　看護婦及び看護人
チ　病理細菌技術者、レントゲン技術者（助手を含む。）、患者係事務職員、消毒婦、病棟勤務清掃人、結核患者に接する洗濯婦、作業手及び患者輸送に当る運転手であつて結核病棟に勤務するもの

附　則（昭和二六年一一月三〇日法律第二七八号）　抄

1　この法律は、公布の日から施行し、第二十三条及び附則の改正規定以外の規定は、昭和二十六年十月一日から適用する。

2　職員の昭和二十六年十月一日（以下「切替日」という。）における職務の級は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の適用により切替日においてその者が属していた職務の級（切替日において企業官庁職員級別俸給表の適用を受けることとなつた職員については、改正前の法の適用により切替日においてその者が属していた改正前の法の別表第一から別表第四までに掲げるそれぞれの俸給表に定める職務の級に対応するこの法律の附則別表第一に掲げる企業官庁職員級別俸給表の職務の級）とし、その者の切替日における号俸は、改正前の法の適用により切替日においてその者が受けていた俸給月額に対応するこの法律の附則別表第二に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表（その者がこの法律の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の別表第一から別表第五までに掲げる俸給表をいう。）に定める号俸とする。

3　職員の昭和二十六年十月二日以後この法律施行の際までの期間内の日における職務の級（その者がこの法律の施行に伴い当該期間内の日のいずれかにおいて企業官庁職員級別俸給表の適用を受けることとなつたときは、その者が同表の適用を受ける当該期間内の日における職務の級を除く。）は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてその者が属していた職務の級とする。

4　職員がこの法律の施行に伴い前項に規定する期間内の日のいずれかにおいて企業官庁職員級別俸給表の適用を受けることとなつたときは、その者の当該期間内の同表の適用を受ける日における職務の級は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてその者が属していた改正前の法の別表第一から別表第四までに掲げるそれぞれの俸給表に定める職務の級に対応するこの法律の附則別表第一に掲げる企業官庁職員級別俸給表の職務の級とする。

5　職員の附則第三項に規定する期間内の日における号俸は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてその者が受けていた俸給月額に対応するこの法律の附則別表第二に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表（その者がこの法律の施行に伴い当該期間内の日において適用を受けることとなつた改正後の法の別表第一から別表第五までに掲げる俸給表をいう。）に定める号俸とする。

6　附則第二項又は前項の規定により求められた職員の新俸給月額が、その者の属する職務の級における俸給の幅の中にない場合においては、その額をもつてその職員の俸給月額とする。

7　切替日以後この法律施行の際までの期間内において改正前の法の規定に基きされた職員の俸給に関する決定は、改正後の法の相当規定に基いてされたものとみなす。

8　附則第二項から第五項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が属し、又は受けていた職務の級、号俸及び俸給月額は、改正前の法及びこれに基く人事院規則その他の規程に従つて定められたものでなければならない。

9　この法律施行前改正前の法及びこの法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百九十九号）附則第十項の規定に基きすでに職員に支給された附則第七項に規定する期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

10　改正後の法第二十三条の規定は、この法律施行の際休職にされている職員のこの法律施行後の休職期間に係る給与についても、その休職の事由に応じ適用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「その休職の期間」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第二百七十八号）施行後のその休職の期間」と読み替えるものとする。

附則別表第一

企業官庁職員級別俸給表の適用を受ける者のための職務の級の切替表

改正前の法の適用により職員が属していた俸給表の職務の級					企業官庁職員級別俸給表の職務の級
一般俸給表の職務の級	税務職員及び経済調査官級別俸給表の職務の級	警察職員、海上保安庁職員（人事院規則で指定する者に限る。）及び矯正保護職員級別俸給表の職務の級	船員級別俸給表の職務の級		
二級	一級	一級	二級		一級
三級	二級	二級	三級		二級
四級	三級	三級	四級		三級
五級	四級	四級	五級		四級
六級	五級	五級	六級		五級
七級	六級	六級	七級		六級
八級	七級	七級	八級		七級
九級	八級		九級		八級
十級			十級		九級

附則別表第二

俸給の新旧対照表

号俸	改正前の法の適用により切替日以後この法律施行の際までの期間内の日において受けていた俸給月額	新俸給月額
	円	円
一	三、〇〇〇	三、六〇〇

四七
四六
四五
四四
四三
四二
四一
四〇
三九
三八
三七
三六
三五
三四
三三
三二
三一
三〇
二九
二八
二七
二六
二五
二四
二三
二二
二一
二〇
一九
一八
一七
一六
一五
一四
一三
一二
一一
一〇
九
八
七
六
五
四
三
二

一二、一一、一〇、一〇、一〇、一〇、九九、九六、九三、九〇、八七、八四、八一、七八、七五、七三、七一、六九、六七、六五、六三、五一、五九、五七、五五、五三、五二、五〇、四九、四七、四六、四五、四四、四三、四二、三一、三〇、三八、三七、三六、三五、三四、三三、三二、三一、三〇

一〇〇、一〇〇、一〇〇、

| | | |

3　職員の昭和二十七年十一月一日（以下「切替日」という。）における職務の級は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の適用により切替日においてその者が属していた職務の級とし、その者の切替日における号俸は、改正前の法の適用により切替日においてその者が受けていた俸給月額に対応するこの法律の附則別表に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表に定める号俸とする。

4　職員の昭和二十七年十一月二日以後この法律施行の際までの期間内の日における職務の級は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてその者が属していた職務の級とし、その者の当該期間内の日における号俸は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてその者が受けていた俸給月額に対応するこの法律の附則別表に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表に定める号俸とする。

5　前二項の規定により求められた職員の新俸給月額が、その者の属する職務の級における俸給の幅の中にない場合においては、その額をもってその職員の俸給月額とする。

6　切替日以後この法律施行の際までの期間内において改正前の法の規定に基いてされた職員の俸給に関する決定は、改正後の法の相当規定に基いてされたものとみなす。

7　この法律施行前改正前の法及び一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第三百十三号）第一条の規定に基いてすでに職員に支払われた切替日以後昭和二十七年十二月三十一日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

8　附則第三項及び第四項の規定の適用については、改正前の法の適用により職員が属し、又は受けていた職務の級、号俸及び俸給月額は、改正前の法及びこれに基く人事院規則その他の規程に従つて定められたものでなければならない。

9　削除

10　昭和二十七年における改正後の法第十九条の五の規定の適用については、同条中「十二月十五日（この日が日曜日に当るときは、その前日）」又は「その支給日」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十四号）施行の日」と、「その日に支給する。」とあるのは「その日から五日以内に支給する。」と読み替えるものとする。

附則別表

俸給の新旧対照表

号俸	改正前の法の適用により切替日以後この法律施行の際までの期間内の日において受けていた俸給月額	新俸給月額
	円	円
一	三、六〇〇	四、四〇〇
二	三、七〇〇	四、五〇〇
三	三、八〇〇	四、六〇〇
四	三、九〇〇	四、七〇〇
五	四、〇〇〇	四、八〇〇
六	四、一〇〇	四、九〇〇
七	四、二〇〇	五、〇〇〇
八	四、三〇〇	五、一〇〇
九	四、四〇〇	五、二〇〇
一〇	四、五〇〇	五、三〇〇
一一	四、六〇〇	五、四〇〇
一二	四、七五〇	五、五五〇
一三	四、九〇〇	五、七〇〇
一四	五、〇五〇	五、八五〇
一五	五、二〇〇	六、〇〇〇
一六	五、三五〇	六、二〇〇
一七	五、五〇〇	六、四〇〇
一八	五、七〇〇	六、六五〇
一九	五、九〇〇	六、九〇〇
二〇	六、一〇〇	七、一五〇
二一	六、三〇〇	七、四〇〇
二二	六、五〇〇	七、六五〇
二三	六、七〇〇	七、九〇〇
二四	六、九〇〇	八、一五〇
二五	七、一〇〇	八、四〇〇
二六	七、三〇〇	八、六五〇
二七	七、五五〇	八、九五〇

七三、三七、三〇〇〇
七二、三六、三〇〇〇
七一、三四、七〇〇〇
七〇、三三、六〇〇〇
六九、三二、五〇〇〇
六八、三一、四〇〇〇
六七、三〇、三〇〇〇
六六、二九、二〇〇〇
六五、二八、二〇〇〇
六四、二七、二〇〇〇
六三、二六、二〇〇〇
六二、二五、二〇〇〇
六一、二四、四〇〇〇
六〇、二三、六〇〇〇
五九、二二、八〇〇〇
五八、二一、〇〇〇〇
五七、二〇、二〇〇〇
五六、一九、四〇〇〇
五五、一九、〇〇〇〇
五四、一八、四〇〇〇
五三、一七、八〇〇〇
五二、一六、〇〇〇〇
五一、一五、二〇〇〇
五〇、一四、六〇〇〇
四九、一四、〇〇〇〇
四八、一三、五〇〇〇
四七、一二、〇〇〇〇
四六、一二、五〇〇〇
四五、一二、〇〇〇〇
四四、一一、五〇〇〇
四三、一一、〇〇〇〇
四二、一〇、六〇〇〇
四一、一〇、二〇〇〇
四〇、一〇、八〇〇〇
三九、一〇、四〇〇〇
三八、一〇、〇〇〇〇
三七、一〇、六〇〇〇
三六、一〇、三〇〇〇
三五、九、九〇〇〇
三四、九、六〇〇〇
三三、九、二〇〇〇
三二、八、九〇〇〇
三一、八、六〇〇〇
三〇、八、三〇〇〇
二九、八、〇〇〇〇
二八、七、八〇〇〇
五一、二〇〇〇
四九、五〇〇〇
四七、八〇〇〇
四六、三〇〇〇
四四、八〇〇〇
四三、三〇〇〇
四一、八〇〇〇
四〇、三〇〇〇
三八、八〇〇〇
三七、三〇〇〇
三五、九〇〇〇
三四、五〇〇〇
三三、二〇〇〇
三一、九〇〇〇
三〇、六〇〇〇
二九、五〇〇〇
二八、四〇〇〇
二七、三〇〇〇
二六、二〇〇〇
二五、一〇〇〇
二四、二〇〇〇
二三、三〇〇〇
二二、四〇〇〇
二一、六〇〇〇
二〇、八〇〇〇
二〇、〇〇〇〇
一九、二〇〇〇
一八、五〇〇〇
一七、八〇〇〇
一七、一〇〇〇
一六、四〇〇〇
一五、八〇〇〇
一五、二〇〇〇
一四、六〇〇〇
一四、〇〇〇〇
一三、四〇〇〇
一二、九〇〇〇
一二、四〇〇〇
一二、〇〇〇〇
一一、五〇〇〇
一一、一〇〇〇
一〇、六〇〇〇
一〇、二〇〇〇
九、八五〇〇
九、五五〇〇
九、二五〇〇
八、九〇〇〇
八、六〇〇〇
八、三〇〇〇
八、〇五〇〇
七、八〇〇〇

七四　三八、六〇〇
七五　三九、九〇〇
七六　四一、二〇〇
七七　四二、五〇〇
七八　四四、〇〇〇
七九　四五、五〇〇
八〇　四七、〇〇〇
八一　四八、五〇〇
八二　五〇、〇〇〇

附　則（昭和二八年八月一日法律第一六一号）　抄

1　この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

（申請主義の特例）

4　この法律の施行の際、現に旧法（特別未帰還者給与法第二条において準用する場合を含む。以下同じ。）又は従前の公務員給与法附則第三項（他の法令において準用し、又は例による場合を含む。以下同じ。）の規定により、俸給又は扶養手当（以下単に「俸給」という。）の支払を受けている者で、この法律の規定により留守家族手当の支給を受けることができるものに対しては、第五条第二項の申請を要しないで、昭和二十八年八月分から留守家族手当を支給する。

（留守家族手当の始期の特例）

5　この法律の施行後昭和二十八年九月三十日までの間に、留守家族が第七条の規定に該当するに至つた場合において、当該留守家族が、同年十月三十一日までの間に、留守家族手当の支給の申請をしたときは、当該留守家族に対する留守家族手当の支給の始期は、第十一条第一項の規定にかかわらず、当該留守家族が第七条の規定に該当するに至つた日の属する月の翌月とする。

6　この法律の施行後本邦に帰つたことにより留守家族となつた者が、本邦に帰つた日から起算して二箇月以内に第七条の規定に該当するに至つた場合において、本邦に帰つた日から起算して三箇月以内に留守家族手当の支給の申請をしたときも、前項と同様とする。

（順位の特例）

7　この法律の施行の際、現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者が、第七条の規定に該当する留守家族である場合には、その者が後順位者である場合においても、その者を先順位者とみなして、その者及び第六条第一項の規定によりその者と同順位にある者に、留守家族手当を支給する。

8　附則第四項の規定は、前項の者について準用する。

（特別手当）

9　この法律の施行の際、現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者が、この法律による留守家族手当の支給を受けることができない場合には、その者及び従前の例によりその者と同順位にある者に対して、昭和二十八年八月以降、毎月、その俸給の額に相当する額の特別手当を支給する。但し、当該未帰還者につき、他にこの法律による留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がある場合には、留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなるまでの間、特別手当を支給しない。

10　この法律の施行後留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなつた場合において、他に従前の例による扶養親族たる資格を有する者（この法律の施行後その資格を有するに至つた者を除く。）があるときは、その者に対して、その日の属する月の翌月以降、毎月、従前の例により計算した俸給の額に相当する額の特別手当を支給する。

11　前項の場合において、従前の例による扶養親族たる資格を有する者が二人以上であるときは、特別手当は、同項の規定にかかわらず、従前の例による順位により先順位にある者に支給するものとし、同順位者が数人あるときは、その全員に対して支給するものとする。

12　従前の扶養手当の計算の基礎となつた扶養親族のうち、この法律の施行後死亡し、又は従前の例による扶養親族たる資格を欠く者があるに至つたときは、その日の属する月の翌月から特別手当の額を改定するものとし、改定後の額については、従前の例による。

13　第十三条及び第十四条の規定は、特別手当について準用する。

14　特別手当は、当該未帰還者につき、この法律の規定による留守家族手当の支給を受けることができる留守家族がなくなるまでの間、支給しない。

（額の特例）

15　附則第九項但書又は前項に規定する場合に支給する留守家族手当の額は、第八条の規定にかかわらず、同条に規定する額に、従前の例による扶養親族たる資格を有する者（この法律の施行後その資格を有するに至つた者及び第七条の規定に該当する者を除く。）一人につき四百円を加えた額とする。

16　前項の規定は、この法律の施行の際現に旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けている者に支給する留守家族手当の額について準用する。

（差額支給）

17　従前の公務員給与法附則第三項の規定による未帰還職員につき、この法律の規定により支給する留守家族手当について、附則第十五項（前項において準用する場合を含む。）又は第八条に規定する額が、左に掲げる額より少額であるときは、その差額を留守家族手当に加えて支給する。

一　第二号に規定する留守家族手当以外の留守家族手当については、この法律の施行の際現に旧法及び従前の公務員給与法附則第三項の規定によつて支給している俸給の額

二　附則第十四項に規定する場合に支給する留守家族手当については、その支給をはじめた際支給していた特別手当の額

五二、九〇〇
五四、八〇〇
五六、七〇〇
五八、六〇〇
六〇、五〇〇
六二、六〇〇
六四、七〇〇
六六、八〇〇
六九、〇〇〇

18　前項各号に規定する額は、これらの額の計算の基礎となつた扶養親族のうち、留守家族手当の支給開始後死亡し、又は従前の例による扶養親族たる資格を欠く者があるに至つたときは、その日の属する月の翌月から減額するものとし、減ずべき額については、従前の例による。

（扶養手当の額の改訂）

19　昭和二十八年四月から七月までの間において、旧法の規定により扶養手当の支払を受けた者（未帰還職員に関し、従前の公務員給与法附則第三項の規定により俸給の支払を受けていた者を除く。）に対しては、その者に支払われた同年四月分から七月分までの扶養手当を左の各号に定めるところにより算定した場合の総額からこれらの月分としてすでに支払つた扶養手当の総額を控除した額をとりまとめて支給するものとする。

一　扶養手当の支給の原因となつた者のうちに妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び子があるときは、旧法の規定による扶養手当の月額に三百円を加えた額を扶養手当の月額とする。

二　前号の場合を除き、扶養手当の支給の原因となつた者のうちに妻又は子があるときは、旧法の規定による扶養手当の月額に五百円を加えた額を扶養手当の月額とする。

三　前二号の場合を除き、扶養手当の支給の原因となつた者のうちに第七条の規定に該当する留守家族に相当する者があるときは、旧法の規定による扶養手当の月額に七百円を加えた額を扶養手当の月額とする。

（未支給の給与）

20　旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定による給与であつて、この法律の施行の際まだ支給していないものについては、なお、従前の例による。

（俸給の返還をさせない場合）

21　旧法又は従前の公務員給与法附則第三項の規定により、俸給の支給を受けていた者が、すでに死亡し、又は未復員者、特別未帰還者若しくは未帰還職員でなくなつていたことが判明した場合には、その者が死亡し、又は未復員者、特別未帰還者若しくは未帰還職員でなくなつた日以降の分として、その事実が判明した日までの間に、すでに支給された俸給は、国庫に返還させないことができる。

（療養の給付）

22　第十八条第一項の規定は、この法律の施行前に帰還した未帰還者についても、適用する。但し、その者が療養の給付を受けることができる期間については、従前の例による。

23　この法律の施行前に、旧法第八条の二第一項若しくは未復員者給与法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百七十七号。以下「旧法中改正法」という。）附則第二条第一項又は旧法第八条の二第二項（旧法中改正法附則第二条第二項において準用する場合を含む。）の規定によつて、厚生大臣が療養を要するものと認めた負傷又は疾病については、それぞれ第十八条第二項又は同条第四項において準用する同条第二項の規定による厚生大臣の認定があつたものとみなす。

（指定医療機関）

24　この法律の施行前に、旧法の規定により厚生大臣の指定した医療機関は、この法律の規定により厚生大臣が指定した医療機関とみなす。

（指定医療機関以外の医療機関から受けた療養）

25　第二十四条第一項の規定は、この法律の施行前に指定医療機関以外の医療機関から療養を受けた者についても、適用する。

（再給付の禁止）

26　この法律の施行前、他の法令の規定によりこの法律による障害一時金に相当する給付を受けた者には、同一の事由について、この法律による療養を行わず、又は障害一時金を支給しない。但し、厚生大臣が必要があると認める場合においては、療養の給付を行うことができる。

（実績の保障）

27　この法律の施行の際、現に旧法の規定による給与の支給を受けている者で、第二条に規定する未帰還者でないものは、当分の間、第十六条第一項に規定する未帰還者とみなして、その者及びその留守家族に対し、この法律による援護を行うことができる。

28　前項の者が、本邦以外の地域から本邦に入国したとき（日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により本邦以外の地域において拘禁され、拘禁のまま本邦に入国したときを除く。）は、この法律の適用については、その者が帰還したものとみなす。前項に掲げる者で、日本国との平和条約第十一条に掲げる裁判により本邦において拘禁されていたものが、拘禁を解かれたときも、同様とする。

（恩給法との調整）

29　未帰還者が恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第三十条第一項の規定により退職したものとみなされ、同条第二項但書の規定により普通恩給の給与が行われる場合において、当該未帰還者に関し、その退職したものとみなされた日の属する月の翌月分以降、当該普通恩給を受ける権利につき裁定のあつた日の属する月までの分として、留守家族手当又は特別手当が支給されたときは、その支給された額は、政令で定めるところにより、当該普通恩給の内払とみなす。

附　則（昭和二八年八月一八日法律第二三七号）

1　この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。

2　この法律施行の日（以下「切替日」という。）において教育職員級別俸給表の適用を受けることとなる職員の職務の級は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）の適用により切替日の前日においてその者が属していた改正前の法第六条第二項に掲げる俸給表に定める職務の級に対応するこの法律の附則別表に掲げる教育職員級別俸給表のそれぞれの俸給表の職務の級とし、その者の切替日における号俸は、改正前の法の適用により切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額（大学等教育職員級別俸給表の四級から十級まで又は高等学校等教育職員級別俸給表の四級から九級までの職務の級に属するものとなる職員については、その者が受けていた俸給月額に相当する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第三百二十四号）附則別表の新俸給月額欄の額の直近上位の額とする。）に対応する教育職員級別俸給表のそれぞれの俸給表に定める号俸とする。

3　前項の規定により求められた職員の俸給月額が、その者の属する職務の級における俸給の幅の中にない場合においては、その額をもつてその職員の俸給月額とする。

4　前項の規定により職務の級における俸給の幅の最低額に達しない俸給月額を受ける職員については、その職務の級における最低の号俸をもつてその者の号俸とする。

5　附則第二項の規定の適用については、改正前の法の適用により職員が属し、又は受けていた職務の級、号俸及び俸給月額は、改正前の法及びこれに基く人事院規則その他の規程に従つて定められたものでなければならない。

6　盲学校又はろう学校のうち、高等部が設置されていない学校に勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭その他人事院規則で指定する職員については、改正後の第六条第五項第三号の規定にかかわらず、当分の間、高等学校等教育職員級別俸給表を適用する。

7　高等学校等教育職員級別俸給表又は中学校、小学校等教育職員級別俸給表の適用を受ける教育職員（人事院の指定する者を除く。）のうち、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）若しくは学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（同法第百九条の大学を除く。）を卒業した者、旧教員免許令（明治三十三年勅令第百三十四号）による中学校高等女学校教員免許状若しくは高等学校高等科教員免許状を有する者又は人事院がこれらの者と同等以上の資格を有すると認める者（以下「教育職員」という。）については、人事院の定めるところにより、その定める日において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十五号）附則別表によつて、その者の俸給月額を同表に掲げる新俸給月額とみなし、予算の範囲内で、その月額に対応する号俸よりも二号俸をこえない範囲内の号俸の額に調整し、その額をもつてその日におけるその者の俸給月額とすることができる。

8　人事院は、教育職員を新たに採用する場合における俸給の基準については、前項の規定の趣旨を考慮し、適切な措置を講じなければならない。

附則別表　教育職員級別俸給表の適用を受ける者のための職務の級の切替表

改正前の法の適用により職員が属していた一般俸給表の職務の級	教育職員級別俸給表の職務の級			
	大学等教育職員級別俸給表の職務の級	高等学校等教育職員級別俸給表の職務の級	中学校、小学校等教育職員級別俸給表の職務の級	
四級	一級	一級	一級	
五級	二級	二級	二級	
六級	三級	三級	三級	
七級	四級	四級	四級	
八級	五級	五級	五級	
九級	六級	六級	六級	
十級	七級	七級	七級	
十一級	八級	八級	八級	
十二級	九級	九級	九級	
十三級	十級	十級	十級	
十四級	十一級	十一級		
十五級	十二級			

附　則（昭和二八年一二月一一日法律第二七九号）

この法律は、昭和二十八年十二月三十一日から施行する。

附　則（昭和二八年一二月一二日法律第二八五号）　抄

1　この法律は、昭和二十九年一月一日から施行する。但し、附則第七項から附則第九項までの規定は、公布の日から施行する。

2　昭和二十九年一月一日（以下「切替日」という。）における職員の職務の級は、切替日においてその者が属していた職務の級と同一とし、その号俸は、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）の適用により切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額に対応するこの法律の附則別表に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表に定める号俸とする。

3　切替日において一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百三十七号）附則の規定の適用を受けることとなる職員に対する前項の規定の適用については、当該附則の規定の適用により求められるその職員の職務の級及び俸給月額をその者の切替日における職務の級及び切替日の前日における俸給月額とみなす。

4　前二項の規定の適用により求められた職員の新俸給月額が、その者の属する職務の級における俸給の幅の中にない場合においては、その額をもつてその職員の俸給月額とする。

5　附則第二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及び改正前の法の適用により切替日の前日において受けていた俸給月額は、法及びこれに基く人事院規則その他の規程に従つて定められたものでなければならない。

6　削除

7　昭和二十八年における勤勉手当については、法第十九条の五第二項中「百分の五十」とあるのは「百分の七五」と読み替えて同項の規定を適用する。

8　昭和二十八年度における期末手当の支給の特例に関する法律（昭和二十八年法律第八十九号）本則第二項の規定は、一般職に属する職員には適用しない。

10　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百七十九号）は、廃止する。

附則別表　俸給の新旧対照表

号俸	切替日の前日における俸給月額	新俸給月額
	円	円
一	四、四〇〇	四、九〇〇

四七　四六　四五　四四　四三　四二　四一　四〇　三九　三八　三七　三六　三五　三四　三三　三二　三一　三〇　二九　二八　二七　二六　二五　二四　二三　二二　二一　二〇　一九　一八　一七　一六　一五　一四　一三　一二　一一　一〇　九　八　七　六　五　四　三　二

一九、二〇　一八、二〇　一七、二〇　一七、二〇　一六、二〇　一五、二〇　一五、二〇　一四、二〇　一四、二〇　一三、二〇　一二、二〇　一二、二〇　一一、二〇　一一、二〇　一〇、二〇　一〇、二〇　九、八五　九、五五　九、二五　八、九五　八、六五　八、四五　八、一五　七、九五　七、六五　七、四五　七、一五　六、九五　六、六五　六、四五　六、二五　六、〇五　五、八五　五、七五　五、五五　五、四五　五、三〇　五、二〇　五、一〇　五、〇〇　四、九〇　四、八〇　四、七〇　四、六〇　四、五〇

二、二〇　二、一〇　二、〇〇　一九、二〇　一九、一〇　一八、〇〇　一七、二〇　一七、一〇　一六、〇〇　一五、二〇　一五、一〇　一四、〇〇　一四、二〇　一三、〇〇　一三、二〇　一二、〇〇　一二、二〇　一一、〇〇　一一、二〇　一〇、八〇　一〇、四〇　一〇、〇〇　九、六〇　九、三〇　九、〇〇　八、七〇　八、四〇　八、一〇　七、八〇　七、五〇　七、二〇　六、九〇　六、六〇　六、四〇　六、二〇　六、〇〇　五、九〇　五、八〇　五、七〇　五、六〇　五、五〇　五、四〇　五、三〇　五、二〇　五、一〇　五、〇〇

四八、二〇、二二、
四九、二〇、二三、
五〇、二一、二四、
五一、二二、二五、
五二、二三、二六、
五三、二四、二七、
五四、二五、二八、
五五、二六、二九、
五六、二七、三〇、
五七、二八、三一、
五八、二九、三二、
五九、三〇、三三、
六〇、三一、三四、
六一、三二、三五、
六二、三三、三六、
六三、三四、三七、
六四、三五、三八、
六五、三六、三九、
六六、三七、四〇、
六七、三八、四一、
六八、三九、四二、
六九、四〇、四三、
七〇、四一、四四、
七一、四二、四五、
七二、四三、四六、
七三、四四、四七、
七四、四五、四八、
七五、四六、四九、
七六、四七、五〇、
七七、四八、五一、
七八、四九、五二、
七九、五〇、五三、
八〇、五一、五四、
八一、五二、五五、
八二、五三、五六、
五四、五七、
五五、五八、
五六、五九、
五七、六〇、
五八、六一、
五九、六二、
六〇、六三、
六一、六四、
六二、六五、
六三、六六、
六四、六七、
六五、六八、
六六、六九、
六七、七〇、
六八、七一、
六九、七二、
七〇、七三、
七一、七四、
七二、七五、
七三、七六、
七四、七七、
七五、七八、
七六、七九、
七七、八〇、
七八、八一、
七九、八二、

附　則（昭和二九年六月一日法律第一四一号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三〇年一二月一四日法律第一八四号）

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）本則第三号及び防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十八条の二第二項において準用する場合並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第三項（南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第二百十八号）第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により基く場合を含む。）の規定の昭和三十年における適用については、同項中「百分の二百」とあるのは、「百分の百五十をこえ百分の二百をこえない範囲内において、各庁の長又はその委任を受けた者が定める割合」と読み替えるものとする。

3　昭和三十年十二月十五日に支給する期末手当の額のうち改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項の規定により算出したその額をこえる部分を同日に支給することができない場合においては、そのこえる部分は、同日から五日以内に支給することができる。

附　則（昭和三一年一二月一四日法律第一七四号）

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）本則第三号及び防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十八条の二第二項において準用する場合並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第三項（南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第二百十八号）第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により基く場合を含む。）の規定の昭和三十一年における適用については、同項中「百分の二百」とあるのは、「百分の二百三十」とあるのは、「百分の二百三十をこえない範囲内において、各庁の長又はその委任を受けた者が定める割合」とする。

附　則（昭和三一年一二月二〇日法律第一七六号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三二年六月一日法律第一五四号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、附則第四十項及び附則第四十一項の規定を除くほか昭和三十二年四月一日から適用する。

（俸給の切替及びその切替に伴う措置）

2　昭和三十二年四月一日（以下「切替日」という。）において切り替えられる職員の俸給月額（以下「切替俸給月額」という。）は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の適用により同年三月三十一日においてその者が受けていた俸給月額（改正前の法第六条の規定による特別俸給表の適用を受けていた職員及び改正前の法第十条の規定により俸給の調整額を受けていた職員で人事院の定めるものについては、人事院の定める額。以下「旧俸給月額」という。）に対応する附則別表第一から附則別表第十までの切替表（以下「切替表」という。）に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表（その者がこの法律の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の別表第一から別表第七までに掲げる俸給表をいう。）に定めるその者の属する職務の等級の号俸とし、その者の属する職務の等級に新俸給月額と同じ額の号俸がないときは、その額とする。

3　旧俸給月額が、切替表に期間の定のある旧俸給月額である職員のうち、附則第五項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧俸給月額の欄におけるその者の旧俸給月額に相当する額の直近上位の額（その額が切替表の旧俸給月額の欄におけるその者の旧俸給月額に相当する額の直近下位の額に対応する新俸給月額に達しない額であるときは、その新俸給月額）をその者の切替俸給月額とする。

4　前項の規定により切替俸給月額を決定された職員については、その者の切替俸給月額を受ける期間（附則第五項の規定により通算される期間を含む。）が昭和三十二年七月一日までにその者の旧俸給月額について切替表に定める期間に達することとなる者にあつては同年同月同日を、その他の者にあつては同年十月一日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧俸給月額を基礎として、附則第二項の規定を適用し、その日におけるその者の俸給月額を決定するものとする。

5　改正後の法第八条第六項及び第八項の規定の適用については、切替日の前日における俸給月額を受けていた期間（その期間がその俸給月額について改正前の法第八条第四項各号に定める期間の最短期間をこえるときは、その最短期間）に三月（切替日の前日における俸給月額を受けていた期間が三月未満である職員で人事院の定めるものについては、六月）を加えた期間を切替俸給月額を受ける期間に通算する。

6　前項の場合において、切替表に期間の定のある旧俸給月額を基礎として附則第二項の規定に基き切替俸給月額を決定された者については、前項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間からその者の旧俸給月額について切替表に定める期間を減じて通算する。

7　前二項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間が職員の切替俸給月額について俸給表に掲げる昇給期間をこえる場合においては、その者の切替日後における最初の昇給について、改正後の法第八条第六項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間短縮する。

8　旧俸給月額が五万七百円をこえる職員の切替日以降における最初の昇給については、附則第五項の規定にかかわらず、人事院の定めるところによる。

9　昭和二十六年一月一日から切替日の前日までの間において改正前の法第八条第六項ただし書の規定により昇給した職員で他の職員との権衡上特に必要があると認められるものについては、人事院の定めるところにより、その者の切替日（附則第四項の規定により俸給月額が決定される職員については、同項の規定により切替日とみなされる日）以降における昇給について、改正後の法第八条第六項又は第八項に規定する昇給期間を短縮することができる。

10　附則第二項又は附則第四項の規定により決定された俸給月額がその者の属する職務の等級の最低の号俸に達しない職員の当該号俸に達するまでの昇給については、人事院規則の定めるところによる。

11　切替日の前日から引き続き在職する職員の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和三十二年七月三十日までにおいて新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者のその職員となつた日における職務の等級は、同年同月三十一日までに決定することができる。この場合において、職員の職務の等級が決定されるまでの間においては、人事院の定めるところにより、切替日の前日から引き続き在職する職員については改正前の法の適用により切替日の前日において受けていた俸給月額に対応する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十五号）附則別表の新俸給月額の欄に掲げる額の直近上位の額（人事院の定める職員については、人事院の定める額）を、切替日以降において新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者については人事院の定める額を、それぞれ俸給月額とみなして改正後の法を適用した場合に支給されるべき給与に相当する額を改正後の法による給与の内払として支給する。

12　附則第二項、附則第三項及び附則第五項の規定の適用については、改正前の法の適用により職員が切替日の前日において受けていた俸給月額は、改正前の法及びこれに基く命令に従つて定められたものでなければならない。

13　改正後の法第六条の二の規定の適用を受ける職員については、附則第二項から前項までの規定は、適用しない。

14　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（差額の支給）

15　この法律の施行の日の前日における改正前の法の規定による職員の俸給（一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十五号）附則第六項の規定による手当を含む。）、勤務地手当、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の月額の合計額（以下本項において「旧給与月額」という。）が同日における改正後の法の規定によるその者の俸給、暫定手当、俸給

の特別調整額及び隔遠地手当の月額の合計額（以下本項において「新給与月額」という。）をこえるときは、新給与月額が同日における旧給与月額（俸給表の適用を異にして異動する場合その他人事院の定める事由に該当する場合にあつては、人事院の定める額）に達するまで、その差額を手当としてその者に支給する。改正後の法第十九条の六の規定は、その差額の支給方法について準用する。

（給与の内払）

16　この法律の施行前に改正前の法の規定に基いてすでに職員に支払われた切替日以降昭和三十二年五月三十一日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

附則別表第一　行政職俸給表（一）、税務職俸給表、公安職俸給表（一）、公安職俸給表（二）、研究職俸給表及び医療職俸給表（二）の適用を受ける職員（附則別表第三及び附則別表第四の適用を受けるものを除く。）の切替表

附則別表第二　行政職俸給表（二）の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
5,400	5,900	6	9,300	9,800	6	9,300	9,800	6	17,000	19,300	6
5,500	6,100	6	9,600	10,100	6	9,600	10,100	6	17,300	19,600	6
5,700	6,300	6	9,900	10,400	6	9,900	10,400	6	17,600	19,900	6
5,800	6,400	6	10,200	10,700	6	10,200	10,700	6	17,900	20,200	6
5,900	6,500	6	10,500	11,000	6	10,500	11,000	6	18,200	20,500	6
6,200	6,600	6	10,800	11,300	6	10,800	11,300	6	18,500	20,800	6
6,400	6,800	6	11,100	11,600	6	11,100	11,600	6	18,800	21,100	6
6,600	7,000	6	11,400	11,900	6	11,400	11,900	6	19,100	21,400	6
6,900	7,300	6	11,700	12,200	6	11,700	12,200	6	19,400	21,700	6
7,200	7,600	6	12,000	12,500	6	12,000	12,500	6	19,700	22,000	6
7,500	7,900	6	12,300	12,800	6	12,300	12,800	6	20,000	22,300	6
7,800	8,200	6	12,600	13,100	6	12,600	13,100	6	20,300	22,600	6
8,100	8,500	6	12,900	13,400	6	12,900	13,400	6	20,600	22,900	6
8,400	8,800	6	13,200	13,700	6	13,200	13,700	6	20,900	23,200	6
8,700	9,100	6	13,500	14,000	6	13,500	14,000	6	21,200	23,500	6
9,000	9,400	6	13,800	14,300	6	13,800	14,300	6	21,500	23,800	6
9,300	9,700	6	14,100	14,600	6	14,100	14,600	6	21,800	24,100	6
9,600	10,000	6	14,400	14,900	6	14,400	14,900	6	22,100	24,400	6
9,900	10,300	6	14,700	15,200	6	14,700	15,200	6	22,400	24,700	6
10,200	10,600	6	15,000	15,500	6	15,000	15,500	6	22,700	25,000	6
10,500	10,900	6	15,300	15,800	6	15,300	15,800	6	23,000	25,300	6
10,800	11,200	6	15,600	16,100	6	15,600	16,100	6	23,300	25,600	6
11,100	11,500	6	15,900	16,400	6	15,900	16,400	6	23,600	25,900	6
11,400	11,800	6	16,200	16,700	6	16,200	16,700	6	23,900	26,200	6
11,700	12,100	6	16,500	17,000	6	16,500	17,000	6	24,200	26,500	6
12,000	12,400	6	16,800	17,300	6	16,800	17,300	6	24,500	26,800	6
12,300	12,700	6	17,100	17,600	6	17,100	17,600	6	24,800	27,100	6
12,600	13,000	6	17,400	17,900	6	17,400	17,900	6	25,100	27,400	6
12,900	13,300	6	17,700	18,200	6	17,700	18,200	6	25,400	27,700	6
13,200	13,600	6	18,000	18,500	6	18,000	18,500	6	25,700	28,000	6
13,500	13,900	6	18,300	18,800	6	18,300	18,800	6	26,000	28,300	6
13,800	14,200	6	18,600	19,100	6	18,600	19,100	6	26,300	28,600	6
14,100	14,500	6	18,900	19,400	6	18,900	19,400	6	26,600	28,900	6
14,400	14,800	6	19,200	19,700	6	19,200	19,700	6	26,900	29,200	6
14,700	15,100	6	19,500	20,000	6	19,500	20,000	6	27,200	29,500	6
15,000	15,400	6	19,800	20,300	6	19,800	20,300	6	27,500	29,800	6
15,300	15,700	6	20,100	20,600	6	20,100	20,600	6	27,800	30,100	6
15,600	16,000	6	20,400	20,900	6	20,400	20,900	6	28,100	30,400	6
15,900	16,300	6	20,700	21,200	6	20,700	21,200	6	28,400	30,700	6
16,200	16,600	6	21,000	21,500	6	21,000	21,500	6	28,700	31,000	6
16,500	16,900	6	21,300	21,800	6	21,300	21,800	6	29,000	31,300	6
16,800	17,200	6	21,600	22,100	6	21,600	22,100	6	29,300	31,600	6
17,100	17,500	6	21,900	22,400	6	21,900	22,400	6	29,600	31,900	6
17,400	17,800	6	22,200	22,700	6	22,200	22,700	6	29,900	32,200	6
17,700	18,100	6	22,500	23,000	6	22,500	23,000	6	30,200	32,500	6
18,000	18,400	6	22,800	23,300	6	22,800	23,300	6	30,500	32,800	6
18,300	18,700	6	23,100	23,600	6	23,100	23,600	6	30,800	33,100	6
18,600	19,000	6	23,400	23,900	6	23,400	23,900	6	31,100	33,400	6
18,900	19,300	6	23,700	24,200	6	23,700	24,200	6	31,400	33,700	6
19,200	19,600	6	24,000	24,500	6	24,000	24,500	6	31,700	34,000	6
19,500	19,900	6	24,300	24,800	6	24,300	24,800	6	32,000	34,300	6
19,800	20,200	6	24,600	25,100	6	24,600	25,100	6	32,300	34,600	6
20,100	20,500	6	24,900	25,400	6	24,900	25,400	6	32,600	34,900	6
20,400	20,800	6	25,200	25,700	6	25,200	25,700	6	32,900	35,200	6
20,700	21,100	6	25,500	26,000	6	25,500	26,000	6	33,200	35,500	6
21,000	21,400	6	25,800	26,300	6	25,800	26,300	6	33,500	35,800	6
21,300	21,700	6	26,100	26,600	6	26,100	26,600	6	33,800	36,100	6
21,600	22,000	6	26,400	26,900	6	26,400	26,900	6	34,100	36,400	6
21,900	22,300	6	26,700	27,200	6	26,700	27,200	6	34,400	36,700	6
22,200	22,600	6	27,000	27,500	6	27,000	27,500	6	34,700	37,000	6
22,500	22,900	6	27,300	27,800	6	27,300	27,800	6	35,000	37,300	6
22,800	23,200	6	27,600	28,100	6	27,600	28,100	6	35,300	37,600	6
23,100	23,500	6	27,900	28,400	6	27,900	28,400	6	35,600	37,900	6
23,400	23,800	6	28,200	28,700	6	28,200	28,700	6	35,900	38,200	6
23,700	24,100	6	28,500	29,000	6	28,500	29,000	6	36,200	38,500	6
24,000	24,400	6	28,800	29,300	6	28,800	29,300	6	36,500	38,800	6
24,300	24,700	6	29,100	29,600	6	29,100	29,600	6	36,800	39,100	6
24,600	25,000	6	29,400	29,900	6	29,400	29,900	6	37,100	39,400	6
24,900	25,300	6	29,700	30,200	6	29,700	30,200	6	37,400	39,700	6
25,200	25,600	6	30,000	30,500	6	30,000	30,500	6	37,700	40,000	6
25,500	25,900	6	30,300	30,800	6	30,300	30,800	6	38,000	40,300	6
25,800	26,200	6	30,600	31,100	6	30,600	31,100	6	38,300	40,600	6
26,100	26,500	6	30,900	31,400	6	30,900	31,400	6	38,600	40,900	6
26,400	26,800	6	31,200	31,700	6	31,200	31,700	6	38,900	41,200	6
26,700	27,100	6	31,500	32,000	6	31,500	32,000	6	39,200	41,500	6
27,000	27,400	6	31,800	32,300	6	31,800	32,300	6	39,500	41,800	6
27,300	27,700	6	32,100	32,600	6	32,100	32,600	6	39,800	42,100	6
27,600	28,000	6	32,400	32,900	6	32,400	32,900	6	40,100	42,400	6
27,900	28,300	6	32,700	33,200	6	32,700	33,200	6	40,400	42,700	6
28,200	28,600	6	33,000	33,500	6	33,000	33,500	6	40,700	43,000	6
28,500	28,900	6	33,300	33,800	6	33,300	33,800	6	41,000	43,300	6
28,800	29,200	6	33,600	34,100	6	33,600	34,100	6	41,300	43,600	6
29,100	29,500	6	33,900	34,400	6	33,900	34,400	6	41,600	43,900	6
29,400	29,800	6	34,200	34,700	6	34,200	34,700	6	41,900	44,200	6
29,700	30,100	6	34,500	35,000	6	34,500	35,000	6	42,200	44,500	6
30,000	30,400	6	34,800	35,300	6	34,800	35,300	6	42,500	44,800	6
30,300	30,700	6	35,100	35,600	6	35,100	35,600	6	42,800	45,100	6
30,600	31,000	6	35,400	35,900	6	35,400	35,900	6	43,100	45,400	6
30,900	31,300	6	35,700	36,200	6	35,700	36,200	6	43,400	45,700	6
31,200	31,600	6	36,000	36,500	6	36,000	36,500	6	43,700	46,000	6
31,500	31,900	6	36,300	36,800	6	36,300	36,800	6	44,000	46,300	6
31,800	32,200	6	36,600	37,100	6	36,600	37,100	6	44,300	46,600	6
32,100	32,500	6	36,900	37,400	6	36,900	37,400	6	44,600	46,900	6
32,400	32,800	6	37,200	37,700	6	37,200	37,700	6	44,900	47,200	6
32,700	33,100	6	37,500	38,000	6	37,500	38,000	6	45,200	47,500	6
33,000	33,400	6	37,800	38,300	6	37,800	38,300	6	45,500	47,800	6
33,300	33,700	6	38,100	38,600	6	38,100	38,600	6	45,800	48,100	6
33,600	34,000	6	38,400	38,900	6	38,400	38,900	6	46,100	48,400	6
33,900	34,300	6	38,700	39,200	6	38,700	39,200	6	46,400	48,700	6
34,200	34,600	6	39,000	39,500	6	39,000	39,500	6	46,700	49,000	6
34,500	34,900	6	39,300	39,800	6	39,300	39,800	6	47,000	49,300	6
34,800	35,200	6	39,600	40,100	6	39,600	40,100	6	47,300	49,600	6
35,100	35,500	6	39,900	40,400	6	39,900	40,400	6	47,600	49,900	6
35,400	35,800	6	40,200	40,700	6	40,200	40,700	6	47,900	50,200	6
35,700	36,100	6	40,500	41,000	6	40,500	41,000	6	48,200	50,500	6
36,000	36,400	6	40,800	41,300	6	40,800	41,300	6	48,500	50,800	6
36,300	36,700	6	41,100	41,600	6	41,100	41,600	6	48,800	51,100	6
36,600	37,000	6	41,400	41,900	6	41,400	41,900	6	49,100	51,400	6
36,900	37,300	6	41,700	42,200	6	41,700	42,200	6	49,400	51,700	6
37,200	37,600	6	42,000	42,500	6	42,000	42,500	6	49,700	52,000	6
37,500	37,900	6	42,300	42,800	6	42,300	42,800	6	50,000	52,300	6
37,800	38,200	6	42,600	43,100	6	42,600	43,100	6	50,300	52,600	6
38,100	38,500	6	42,900	43,400	6	42,900	43,400	6	50,600	52,900	6
38,400	38,800	6	43,200	43,700	6	43,200	43,700	6	50,900	53,200	6
38,700	39,100	6	43,500	44,000	6	43,500	44,000	6	51,200	53,500	6
39,000	39,400	6	43,800	44,300	6	43,800	44,300	6	51,500	53,800	6
39,300	39,700	6	44,100	44,600	6	44,100	44,600	6	51,800	54,100	6
39,600	40,000	6	44,400	44,900	6	44,400	44,900	6	52,100	54,400	6
39,900	40,300	6	44,700	45,200	6	44,700	45,200	6	52,400	54,700	6
40,200	40,600	6	45,000	45,500	6	45,000	45,500	6	52,700	55,000	6
40,500	40,900	6	45,300	45,800	6	45,300	45,800	6	53,000	55,300	6
40,800	41,200	6	45,600	46,100	6	45,600	46,100	6	53,300	55,600	6
41,100	41,500	6	45,900	46,400	6	45,900	46,400	6	53,600	55,900	6
41,400	41,800	6	46,200	46,700	6	46,200	46,700	6	53,900	56,200	6
41,700	42,100	6	46,500	47,000	6	46,500	47,000	6	54,200	56,500	6
42,000	42,400	6	46,800	47,300	6	46,800	47,300	6	54,500	56,800	6
42,300	42,700	6	47,100	47,600	6	47,100	47,600	6	54,800	57,100	6
42,600	43,000	6	47,400	47,900	6	47,400	47,900	6	55,100	57,400	6
42,900	43,300	6	47,700	48,200	6	47,700	48,200	6	55,400	57,700	6
43,200	43,600	6	48,000	48,500	6	48,000	48,500	6	55,700	58,000	6
43,500	43,900	6	48,300	48,800	6	48,300	48,800	6	56,000	58,300	6
43,800	44,200	6	48,600	49,100	6	48,600	49,100	6	56,300	58,600	6
44,100	44,500	6	48,900	49,400	6	48,900	49,400	6	56,600	58,900	6
44,400	44,800	6	49,200	49,700	6	49,200	49,700	6	56,900	59,200	6
44,700	45,100	6	49,500	50,000	6	49,500	50,000	6	57,200	59,500	6
45,000	45,400	6	49,800	50,300	6	49,800	50,300	6	57,500	59,800	6
45,300	45,700	6	50,100	50,600	6	50,100	50,600	6	57,800	60,100	6
45,600	46,000	6	50,400	50,900	6	50,400	50,900	6	58,100	60,400	6
45,900	46,300	6	50,700	51,200	6	50,700	51,200	6	58,400	60,700	6
46,200	46,600	6	51,000	51,500	6	51,000	51,500	6	58,700	61,000	6
46,500	46,900	6	51,300	51,800	6	51,300	51,800	6	59,000	61,300	6
46,800	47,200	6	51,600	52,100	6	51,600	52,100	6	59,300	61,600	6
47,100	47,500	6	51,900	52,400	6	51,900	52,400	6	59,600	61,900	6
47,400	47,800	6	52,200	52,700	6	52,200	52,700	6	59,900	62,200	6
47,700	48,100	6	52,500	53,000	6	52,500	53,000	6	60,200	62,500	6
48,000	48,400	6	52,800	53,300	6	52,800	53,300	6	60,500	62,800	6
48,300	48,700	6	53,100	53,600	6	53,100	53,600	6	60,800	63,100	6
48,600	49,000	6	53,400	53,900	6	53,400	53,900	6	61,100	63,400	6
48,900	49,300	6	53,700	54,200	6	53,700	54,200	6	61,400	63,700	6
49,200	49,600	6	54,000	54,500	6	54,000	54,500	6	61,700	64,000	6
49,500	49,900	6	54,300	54,800	6	54,300	54,800	6	62,000	64,300	6
49,800	50,200	6	54,600	55,100	6	54,600	55,100	6	62,300	64,600	6
50,100	50,500	6	54,900	55,400	6	54,900	55,400	6	62,600	64,900	6
50,400	50,800	6	55,200	55,700	6	55,200	55,700	6	62,900	65,200	6
50,700	51,100	6	55,500	56,000	6	55,500	56,000	6	63,200	65,500	6
51,000	51,400	6	55,800	56,300	6	55,800	56,300	6	63,500	65,800	6
51,300	51,700	6	56,100	56,600	6	56,100	56,600	6	63,800	66,100	6
51,600	52,000	6	56,400	56,900	6	56,400	56,900	6	64,100	66,400	6
51,900	52,300	6	56,700	57,200	6	56,700	57,200	6	64,400	66,700	6
52,200	52,600	6	57,000	57,500	6	57,000	57,500	6	64,700	67,000	6
52,500	52,900	6	57,300	57,800	6	57,300	57,800	6	65,000	67,300	6
52,800	53,200	6	57,600	58,100	6	57,600	58,100	6	65,300	67,600	6
53,100	53,500	6	57,900	58,400	6	57,900	58,400	6	65,600	67,900	6
53,400	53,800	6	58,200	58,700	6	58,200	58,700	6	65,900	68,200	6
53,700	54,100	6	58,500	59,000	6	58,500	59,000	6	66,200	68,500	6
54,000	54,400	6	58,800	59,300	6	58,800	59,300	6	66,500	68,800	6
54,300	54,700	6	59,100	59,600	6	59,100	59,600	6	66,800	69,100	6
54,600	55,000	6	59,400	59,900	6	59,400	59,900	6	67,100	69,400	6
54,900	55,300	6	59,700	60,200	6	59,700	60,200	6	67,400	69,700	6
55,200	55,600	6	60,000	60,500	6	60,000	60,500	6	67,700	70,000	6
55,500	55,900	6	60,300	60,800	6	60,300	60,800	6	68,000	70,300	6
55,800	56,200	6	60,600	61,100	6	60,600	61,100	6	68,300	70,600	6
56,100	56,500	6	60,900	61,400	6	60,900	61,400	6	68,600	70,900	6
56,400	56,800	6	61,200	61,700	6	61,200	61,700	6	68,900	71,200	6
56,700	57,100	6	61,500	62,000	6	61,500	62,000	6	69,200	71,500	6
57,000	57,400	6	61,800	62,300	6	61,800	62,300	6	69,500	71,800	6
57,300	57,700	6	62,100	62,600	6	62,100	62,600	6	69,800	72,100	6
57,600	58,000	6	62,400	62,900	6	62,400	62,900	6	70,100	72,400	6
57,900	58,300	6	62,700	63,200	6	62,700	63,200	6	70,400	72,700	6
58,200	58,600	6	63,000	63,500	6	63,000	63,500	6	70,700	73,000	6
58,500	58,900	6	63,300	63,800	6	63,300	63,800	6	71,000	73,300	6
58,800	59,200	6	63,600	64,100	6	63,600	64,100	6	71,300	73,600	6
59,100	59,500	6	63,900	64,400	6	63,900	64,400	6	71,600	73,900	6
59,400	59,800	6	64,200	64,700	6	64,200	64,700	6	71,900	74,200	6
59,700	60,100	6	64,500	65,000	6	64,500	65,000	6	72,200	74,500	6
60,000	60,400	6	64,800	65,300	6	64,800	65,300	6	72,500	74,800	6
60,300	60,700	6	65,100	65,600	6	65,100	65,600	6	72,800	75,100	6
60,600	61,000	6	65,400	65,900	6	65,400	65,900	6	73,100	75,400	6
60,900	61,300	6	65,700	66,200	6	65,700	66,200	6	73,400	75,700	6
61,200	61,600	6	66,000	66,500	6	66,000	66,500	6	73,700	76,000	6
61,500	61,900	6	66,300	66,800	6	66,300	66,800	6	74,000	76,300	6
61,800	62,200	6	66,600	67,100	6	66,600	67,100	6	74,300	76,600	6
62,100	62,500	6	66,900	67,400	6	66,900	67,400	6	74,600	76,900	6
62,400	62,800	6	67,200	67,700	6	67,200	67,700	6	74,900	77,200	6
62,700	63,100	6	67,500	68,000	6	67,500	68,000	6	75,200	77,500	6
63,000	63,400	6	67,800	68,300	6	67,800	68,300	6	75,500	77,800	6
63,300	63,700	6	68,100	68,600	6	68,100	68,600	6	75,800	78,100	6
63,600	64,000	6	68,400	68,900	6	68,400	68,900	6	76,100	78,400	6
63,900	64,300	6	68,700	69,200	6	68,700	69,200	6	76,400	78,700	6
64,200	64,600	6	69,000	69,500	6	69,000	69,500	6	76,700	79,000	6
64,500	64,900	6	69,300	69,800	6	69,300	69,800	6	77,000	79,300	6
64,800	65,200	6	69,600	70,100	6	69,600	70,100	6	77,300	79,600	6
65,100	65,500	6	69,900	70,400	6	69,900	70,400	6	77,600	79,900	6
65,400	65,800	6	70,200	70,700	6	70,200	70,700	6	77,900	80,200	6
65,700	66,100	6	70,500	71,000	6	70,500	71,000	6	78,200	80,500	6
66,000	66,400	6	70,800	71,300	6	70,800	71,300	6	78,500	80,800	6
66,300	66,700	6	71,100	71,600	6	71,100	71,600	6	78,800	81,100	6
66,600	67,000	6	71,400	71,900	6	71,400	71,900	6	79,100	81,400	6
66,900	67,300	6	71,700	72,200	6	71,700	72,200	6	79,400	81,700	6
67,200	67,600	6	72,000	72,500	6	72,000	72,500	6	79,700	82,000	6
67,500	67,900	6	72,300	72,800	6	72,300	72,800	6	80,000	82,300	6
67,800	68,200	6	72,600	73,100	6	72,600	73,100	6	80,300	82,600	6
68,100	68,500	6	72,900	73,400	6	72,900	73,400	6	80,600	82,900	6
68,400	68,800	6	73,200	73,700	6	73,200	73,700	6	80,900	83,200	6
68,700	69,100	6	73,500	74,000	6	73,500	74,000	6	81,200	83,500	6
69,000	69,400	6	73,800	74,300	6	73,800	74,300	6	81,500	83,800	6
69,300	69,700	6	74,100	74,600	6	74,100	74,600	6	81,800	84,100	6
69,600	70,000	6	74,400	74,900	6	74,400	74,900	6	82,100	84,400	6
69,900	70,300	6	74,700	75,200	6	74,700	75,200	6	82,400	84,700	6
70,200	70,600	6	75,000	75,500	6	75,000	75,500	6	82,700	85,000	6
70,500	70,900	6	75,300	75,800	6	75,300	75,800	6	83,000	85,300	6
70,800	71,200	6	75,600	76,100	6	75,600	76,100	6	83,300	85,600	6
71,100	71,500	6	75,900	76,400	6	75,900	76,400	6	83,600	85,900	6
71,400	71,800	6	76,200	76,700	6	76,200	76,700	6	83,900	86,200	6
71,700	72,100	6	76,500	77,000	6	76,500	77,000	6	84,200	86,500	6
72,000	72,400	6	76,800	77,300	6	76,800	77,300	6	84,500	86,800	6
72,300	72,700	6	77,100	77,600	6	77,100	77,600	6	84,800	87,100	6
72,600	73,000	6	77,400	77,900	6	77,400	77,900	6	85,100	87,400	6
72,900	73,300	6	77,700	78,200	6	77,700	78,200	6	85,400	87,700	6
73,200	73,600	6	78,000	78,500	6	78,000	78,500	6	85,700	88,000	6
73,500	73,900	6	78,300	78,800	6	78,300	78,800	6	86,000	88,300	6
73,800	74,200	6	78,600	79,100	6	78,600	79,100	6	86,300	88,600	6
74,100	74,500	6	78,900	79,400	6	78,900	79,400	6	86,600	88,900	6
74,400	74,800	6	79,200

附則別表第六　海事職俸給表（二）の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
5,700円	6,400円	6月	9,800円	9,400円	6月	15,100円	15,800円	6月	25,300円	26,800円	3月						
5,600円	6,100円	6月	9,400円	9,000円	6月	14,600円	14,800円	6月	24,400円	25,800円	3月						
5,500円	6,000円	6月	8,700円	8,800円	6月	14,000円	14,800円	6月	23,600円	24,800円	3月						
5,400円	5,900円	6月	8,400円	8,000円	6月	13,600円	14,000円	6月	22,800円	23,800円	3月						

附則別表第五　海事職俸給表（一）の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
11,200円	11,800円	6月	19,100円	20,400円	6月	31,700円	34,200円	9月	52,300円	53,400円	6月						
10,800円	11,800円	6月	18,400円	20,000円	6月	30,500円	32,800円	9月	50,700円	51,800円	6月						
10,400円	10,800円	6月	17,700円	19,200円	6月	29,800円	31,200円	9月	49,100円	50,200円	6月						
10,000円	10,800円	6月	17,000円	18,800円	6月	28,400円	29,800円	9月	47,500円	48,600円	6月						
9,600円	10,000円	6月	16,300円	18,000円	6月	27,600円	29,800円	9月	44,500円	47,000円	6月						
9,300円	9,900円	6月	15,600円	17,400円	6月	26,500円	28,000円	9月	44,400円	45,000円	6月						
9,000円	9,400円	6月	15,100円	16,600円	6月	25,300円	27,000円	9月	42,000円	44,400円	6月						
8,700円	8,800円	6月	14,600円	15,800円	6月	24,400円	25,800円	9月	41,100円	43,800円	6月						
8,400円	8,800円	6月	14,000円	15,000円	6月	23,600円	25,000円	9月	39,600円	42,000円	6月						
8,100円	8,000円	6月	13,600円	14,400円	6月	22,800円	24,000円	9月	38,100円	40,600円	6月						
7,800円	7,500円	6月	13,000円	13,800円	6月	22,200円	23,400円	9月	36,700円	39,000円	6月						
7,500円	7,200円	6月	12,600円	13,000円	6月	21,000円	22,200円	9月	35,500円	37,400円	6月						
7,200円	6,900円	6月	12,000円	12,600円	6月	20,500円	21,000円	9月	33,900円	35,800円	6月						
6,900円	6,600円	6月	11,600円	12,000円	6月	19,800円	20,500円	9月	32,800円	34,200円	6月						

附則別表第四　公安職俸給表（一）の適用を受ける職員で旧俸給月額が7,500円以下のものの切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
7,500円	8,100円	6月	9,600円	10,000円	6月
7,200円	7,700円	6月	9,300円	9,800円	6月
6,900円	7,700円	6月	9,000円	9,800円	6月
6,600円	7,200円	6月	8,700円	9,400円	6月
6,400円	7,000円	6月	8,400円	9,000円	6月
6,200円	7,000円	6月	8,100円	8,800円	6月
			7,800円	8,400円	6月
			7,500円	8,000円	6月
			7,200円	7,700円	6月
			6,900円	7,700円	6月
			6,600円	7,200円	6月
			6,400円	7,000円	6月
			6,200円	7,000円	6月

附則別表第八　教育職俸給表（二）の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間
9,600円	10,800円	9月
9,300円	9,800円	6月
9,000円	9,200円	6月
8,700円	8,800円	6月
8,400円	8,600円	6月
8,100円	8,200円	6月
7,800円	8,000円	6月
7,500円	7,400円	6月
7,200円	7,000円	6月
6,900円	7,000円	6月
6,600円	6,400円	6月
6,400円	6,000円	6月
6,200円	6,000円	6月
6,050円	6,000円	6月
12,100円	12,800円	6月
11,600円	12,000円	6月
11,200円	11,800円	6月
10,800円	11,000円	6月
10,400円	11,000円	6月
10,000円	10,800円	6月
9,600円	10,000円	6月
9,300円	9,800円	6月
9,000円	9,200円	6月
8,700円	8,800円	6月
8,400円	8,600円	6月
8,100円	8,200円	6月
7,800円	8,000円	6月
7,500円	7,400円	6月
7,200円	7,000円	6月
6,900円	7,000円	6月
6,600円	6,400円	6月
6,400円	6,000円	6月
6,200円	6,000円	6月
6,050円	6,000円	6月
17,000円	17,000円	9月
16,300円	16,000円	6月
15,600円	15,000円	6月
15,100円	15,000円	6月
14,600円	14,000円	6月
14,100円	14,000円	6月
13,600円	13,000円	6月
13,100円	13,000円	6月
12,600円	12,000円	6月
12,100円	12,000円	6月
11,600円	11,000円	6月
11,200円	11,000円	6月
10,800円	10,000円	6月
10,400円	10,000円	6月
22,000円	22,000円	9月
21,500円	20,000円	6月
21,000円	19,800円	6月
19,900円	19,000円	6月
19,400円	18,000円	6月
18,900円	17,000円	6月
18,400円	17,000円	6月
17,900円	16,000円	6月
17,400円	16,000円	6月
16,900円	15,000円	6月
16,400円	15,000円	6月
15,900円	14,000円	6月
15,400円	14,000円	6月
14,900円	13,000円	6月
14,400円	13,000円	6月
13,900円	13,000円	6月
13,400円	12,000円	6月
23,200円	23,000円	9月
22,600円	22,000円	6月
22,000円	22,000円	6月
21,800円	20,000円	6月
21,400円	20,000円	6月
21,000円	19,000円	6月
20,600円	19,000円	6月
20,200円	18,000円	6月
19,800円	18,000円	6月
19,400円	17,000円	6月
19,000円	17,000円	6月
18,600円	16,000円	6月
18,200円	16,000円	6月
17,800円	15,000円	6月
17,400円	15,000円	6月
17,000円	14,000円	6月
16,600円	14,000円	6月
16,200円	13,000円	6月
15,800円	13,000円	6月
29,500円	28,400円	9月
29,000円	27,000円	6月
28,500円	26,000円	6月
28,000円	25,000円	6月
27,500円	24,000円	6月
27,000円	23,000円	6月
26,500円	22,000円	6月
26,000円	21,000円	6月
25,500円	20,000円	6月
25,000円	19,000円	6月
24,500円	19,000円	6月
24,000円	18,000円	6月
23,500円	18,000円	6月
23,000円	17,000円	6月
22,500円	17,000円	6月
22,000円	16,000円	6月
21,500円	16,000円	6月
31,800円	31,000円	9月
31,200円	30,000円	6月
30,600円	29,000円	6月
30,000円	28,000円	6月
29,400円	27,000円	6月
28,800円	26,000円	6月
28,200円	25,000円	6月
27,600円	24,000円	6月
27,000円	23,000円	6月
26,400円	22,000円	6月
25,800円	21,000円	6月
25,200円	20,000円	6月
24,600円	19,000円	6月
24,000円	19,000円	6月
50,900円	47,100円	9月
49,700円	45,000円	6月
47,500円	44,000円	6月
45,900円	42,000円	6月
44,300円	41,000円	6月
42,700円	39,000円	6月
41,100円	38,000円	6月
39,500円	36,000円	6月
37,900円	35,000円	6月
36,300円	33,000円	6月
34,700円	32,000円	6月
33,100円	31,000円	6月
31,500円	30,000円	6月
52,800円	52,000円	9月
51,300円	49,000円	6月
49,800円	48,000円	6月
48,300円	46,000円	6月
46,800円	45,000円	6月
45,300円	43,000円	6月
43,800円	42,000円	6月
42,300円	40,000円	6月
40,800円	39,000円	6月
39,300円	37,000円	6月
37,800円	36,000円	6月
36,300円	34,000円	6月
34,800円	33,000円	6月
33,300円	33,000円	9月
33,300円	33,000円	6月
33,300円	33,000円	6月
33,300円	33,000円	6

附則別表第十　医療職俸給表（三）の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
11,200	11,800	6	19,800	21,500	9	33,900	35,100	6	45,900	47,700	3
10,800	11,800	6	19,100	20,500	6	32,800	33,900	6	44,300	46,200	3
10,400	11,000	6	18,400	19,500	9	31,700	32,700	6	42,700	44,700	3
10,000	11,000	6	17,700	19,500	6	30,600	31,500	6	41,100	43,200	3
9,600	10,200	6	17,000	18,500	3	29,500	30,300	6	39,600	41,700	3
9,300	10,200	6	16,300	17,500	9	28,400	29,100	6	38,100	40,200	3
9,000	9,500	6	15,600	16,500	6	27,300	28,100	6	36,500	38,700	3
8,700	9,500	6	15,100	16,500	3	26,200	27,000	3	35,000	37,200	3
8,400	8,900	6	14,600	15,500	9	25,300	26,000	3	33,900	35,900	3
8,100	8,900	6	14,100	15,500	6	24,400	25,000	3	32,800	34,700	3
7,800	8,300	6	13,600	14,500	3	23,600	24,200	3	31,700	33,600	3
7,500	8,300	6	13,100	14,500	9	22,800	23,300	3	30,600	32,400	3
7,200	8,000	6	12,600	13,500	6	22,000	22,500	3	29,500	31,300	3
6,900	7,800	6	12,100	13,500	3	21,200	21,700	3	28,400	30,200	3
6,600	7,300	3	11,600	12,500	9	20,500	21,000	3	27,300	29,000	3
6,400	6,900	6	11,200	12,000	6	19,800	20,500	3	26,200	27,900	3
6,200	6,600	6	10,800	11,500	3	19,100	19,800	3	25,300	26,800	3
6,050	6,600	6	10,400	11,000	9	18,400	19,100	3	24,400	25,800	3
9,600	10,600	6	19,800	21,500	9	33,900	35,100	6	45,900	47,700	3
9,300	9,800	6	19,100	20,500	6	32,800	33,900	6	44,300	46,200	3
9,000	9,200	6	18,400	19,500	3	31,700	32,700	6	42,700	44,700	3
8,700	9,200	6	17,700	18,500	9	30,600	31,500	6	41,100	43,200	3
8,400	8,600	6	17,000	18,500	6	29,500	30,300	6	39,600	41,700	3
8,100	8,600	6	16,300	17,500	3	28,400	29,100	6	38,100	40,200	3
7,800	8,000	6	15,600	16,500	9	27,300	28,100	6	36,500	38,700	3
7,500	8,000	6	15,100	16,500	6	26,200	27,000	3	35,000	37,200	3
7,200	7,400	6	14,600	15,500	3	25,300	26,000	3	33,900	35,900	3
6,900	7,400	6	14,100	15,500	9	24,400	25,000	3	32,800	34,700	3
6,600	7,000	6	13,600	14,500	6	23,600	24,200	3	31,700	33,600	3
6,400	7,000	6	13,100	14,500	3	22,800	23,300	3	30,600	32,400	3
6,200	6,600	6	12,600	13,500	9	22,000	22,500	3	29,500	31,300	3
6,050	6,600	6	12,100	13,500	6	21,200	21,700	3	28,400	30,200	3

附則別表第九　教育職俸給表（三）の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月	円	円	月
10,000	10,800	3	17,700	18,800		30,600	31,800	
9,600	10,600	6	16,300	17,500	9	27,300	28,800	3	45,900	47,700	3
9,300	9,800	6	15,600	16,500	6	26,200	27,000	3	44,300	46,200	3
9,000	9,200	6	15,100	16,500	3	25,300	26,000	3	42,700	44,700	3
8,700	9,200	6	14,600	15,500	9	24,400	25,000	3	41,100	43,200	3
8,400	8,600	6	14,100	15,500	6	23,600	24,200	3	39,600	41,700	3
8,100	8,600	6	13,600	14,500	3	22,800	23,300	3	38,100	40,200	3
7,800	8,000	6	13,100	14,500	9	22,000	22,500	3	36,500	38,700	3
7,500	8,000	6	12,600	13,500	6	21,200	21,700	3	35,000	37,200	3
7,200	7,400	6	12,100	13,500	3	20,500	21,000	3	33,900	35,900	3
6,900	7,400	6	11,600	12,500	9	19,800	20,500	3	32,800	34,700	3
6,600	7,000	6	11,200	12,000	6	19,100	19,800	3	31,700	33,600	3
6,400	7,000	6	10,800	11,500	3	18,400	19,100	3	30,600	32,400	3
6,200	6,600	6	10,400	11,000	9	17,700	18,800	3	29,500	31,300	3
6,050	6,600	6	10,000	10,800	6	17,000	18,800	3	28,400	30,200	3

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三二年一一月一八日法律第一八二号）

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）本則第三号及び防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十八条の二第二項において準用する場合並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第三項（南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第二百十八号）第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により基く場合を含む。）の規定の昭和三十二年における適用については、同項中「百分の二百六十」とあるのは、「百分の二百三十をこえ百分の二百六十をこえない範囲内において、各庁の長又はその委任を受けた者が定める割合」とする。

附　則（昭和三三年四月二五日法律第八七号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

附　則（昭和三三年一二月一五日法律第一七六号）

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）本則第三号及び防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十八条の二第二項において準用する場合並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第三項（総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）第十四条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により基く場合を含む。）の規定の昭和三十三年における適用については、同項中「百分の二百八十」とあるのは、「百分の二百六十をこえ百分の二百八十をこえない範囲内において、各庁の長又はその委任を受けた者が定める割合」とする。

3　昭和三十三年十二月十五日に支給する期末手当の額のうち改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項の規定により算出したその額をこえる部分を同日に支給することができない場合においては、そのこえる部分は、同日から五日以内に支給することができる。

附　則（昭和三三年一二月二三日法律第一七九号）　抄

1　この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附　則（昭和三四年四月一三日法律第一一九号）

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。ただし、第二条の規定は、昭和三十四年十月一日から施行する。

（昭和三十四年九月三十日までの間の俸給月額）

2　一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）別表第一から別表第七までに掲げる俸給表（以下「俸給表」という。）の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、俸給表の俸給月額欄に掲げる額は、この法律の附則別表第一から附則別表第十三までに定めるところによりそれぞれ読み替えるものとする。

（俸給表の改正に伴う措置）

3　昭和三十四年三月三十一日又は同年九月三十日において法第六条の二後段若しくは第八条第八項ただし書の規定の適用により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の同年四月一日又は同年十月一日における俸給月額は、人事院規則の定めるところによる。

4　前項の規定により昭和三十四年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を決定される職員のそれぞれの日以降における最初の法第八条第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日又は同年九月三十日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日又は同年十月一日における俸給月額を受ける期間にそれぞれ通算する。

（給与の内払）

5　この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行前に改正前の法の規定に基いてすでに職員に支払われた昭和三十四年四月一日から同月三十日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（暫定手当の特例）

6　一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）附則第十九項の規定の昭和三十四年四月一日から同年九月三十日までの間における適用については、同項中「その者が受ける調整額の月額」とあるのは、「その者が受ける調整額の月額の範囲内で人事院の定める額」と読み替えるものとする。

附則別表第一　行政職俸給表（一）、税務職俸給表、公安職俸給表（一）、公安職俸給表（二）、研究職俸給表及び医療職俸給表（二）の俸給月額欄に掲げる額（附則別表第三から附則別表第五まで及び附則別表第十一に掲げるものを除く。）の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円	円	円	円	円	円	円
6,830	6,500	19,210	18,300	44,230	42,200
7,040	6,700	20,260	19,300	46,540	44,200
7,360	7,000	21,300	20,300	48,840	46,600
7,780	7,400	22,460	21,400	51,150	48,800
8,200	7,800	23,710	22,600	53,450	51,000
9,020	8,600	24,970	23,800	55,750	53,200
9,850	9,400	26,220	25,000	58,060	55,400
10,680	10,200	27,480	26,200	60,360	57,600
11,210	10,700	28,840	27,500	62,870	60,000
11,950	11,400	30,310	28,900	65,390	62,400
12,680	12,100	31,770	30,300	67,900	64,800
13,530	12,900	33,550	32,000	70,410	67,200
14,470	13,800	35,330	33,700	72,920	69,600
15,420	14,700	37,110	35,400	75,440	72,000
16,370	15,600	38,890	37,100	77,850	74,400
17,310	16,500	40,670	38,800	80,720	77,000
18,260	17,400	42,450	40,500	81,720	78,000

附則別表第二　行政職俸給表（一）、税務職俸給表、公安職俸給表（一）、公安職俸給表（二）、研究職俸給表及び医療職俸給表（二）の俸給月額欄に掲げる額（附則別表第三から附則別表第五まで及び附則別表第十一に掲げるものを除く。）の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円	円	円	円	円	円	円
18,300	40,500	42,200	40,000	44,230	42,000
19,300	38,800	44,600	42,400	46,540	44,400
20,300	37,100	46,840	44,600	48,840	46,800
21,400	35,400	48,800	46,800	51,150	48,800
22,600	33,700	51,000	48,800	53,450	51,000
23,800	32,000	53,200	51,000	55,750	53,200
25,000	30,300	55,400	53,200	58,060	55,400
26,200	28,900	57,600	55,400	60,360	57,600
27,500	27,500	60,000	57,600	62,870	60,000
28,900	26,200	62,400	60,000	65,390	62,400
30,300	25,000	64,800	62,400	67,900	64,800
32,000	23,800	67,200	64,800	70,410	67,200
33,700	22,600	69,600	67,200	72,920	69,600
35,400	21,400	72,000	69,600	75,440	72,000
37,100	20,300	74,400	72,000	77,850	74,400
38,800	19,300	76,800	74,400	80,720	77,000
40,500	18,300	78,000	75,000	81,720	78,000

附則別表第二　行政職俸給表（二）の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円	円	円	円	円	円	円
5,600	5,300	5,700	5,400	5,810	5,500	5,910	5,600
6,120	6,000	6,320	6,000	6,530	6,000	6,730	6,400
6,940	6,600	7,250	6,900	7,570	7,200	7,880	7,500
8,200	7,800	8,610	8,200	9,030	8,600	9,560	9,100
10,080	9,600	10,600	10,100				

附則別表第三　税務職俸給表の俸給月額欄に掲げる額のうち12,150円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円	円	円	円	円	円	円
11,600	11,000	12,150	11,600	13,200	12,600	14,490	13,800
15,000	14,300	16,000	15,200	17,000	16,200	18,000	17,100
19,000	18,000	20,000	19,000	21,000	20,000	22,000	21,000
23,000	22,000	24,000	23,000	25,000	24,000	26,000	25,000
27,000	26,000	28,000	27,000	29,000	28,000	30,000	29,000
31,000	30,000						

附則別表第四　公安職俸給表（一）の俸給月額欄に掲げる額のうち12,150円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額	俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円	円	円	円	円	円	円
7,460	7,100	7,990	7,600	8,510	8,100	9,030	8,600
9,760	9,300	10,490	11,000	11,320	11,000	12,150	11,600

附則別表第五　公安職俸給表（二）の俸給月額欄に掲げる額のうち12,150円以下の額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
8,090	7,700
8,510	8,100
8,930	8,500
9,450	9,000
10,280	9,800
11,210	10,700
12,150	11,600

附則別表第六　海事職俸給表（一）の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
8,200	7,800
8,200	7,800
8,200	7,800
8,200	7,800
9,450	8,000
10,280	8,400
11,210	9,000
12,150	9,800
9,450	8,000
10,280	8,400
11,210	9,000
12,150	9,800
7,780	7,400
7,780	7,400
7,780	7,400
7,780	7,400
8,200	7,800
8,200	7,800
8,200	7,800
8,200	7,800
7,360	7,000
7,360	7,000
7,360	7,000
7,360	7,000
6,940	6,600
6,940	6,600
6,940	6,600
6,940	6,600
6,530	6,200
6,530	6,200
6,530	6,200
6,530	6,200
6,230	5,900
6,230	5,900
6,230	5,900
6,230	5,900

附則別表第七　海事職俸給表（二）の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
8,200	7,800
8,200	7,800
8,200	7,800
8,200	7,800
9,450	9,000
10,080	10,600
11,120	11,700
12,260	12,800
13,400	13,500
14,150	14,300
15,000	15,100
15,840	16,900
16,790	17,740
18,890	18,000
20,820	19,600
22,800	21,400
24,970	23,800
20,150	19,200
21,410	20,400
22,660	21,600
23,900	22,800
25,390	24,000
26,880	25,400
28,480	27,000
30,200	28,600
32,000	30,400
33,850	32,200
35,860	34,000
37,530	35,800
19,200	18,000
20,400	19,200
21,600	20,400
22,800	21,600
24,000	22,800
25,200	24,000
26,600	25,200
28,000	26,600
29,400	28,000
31,000	29,400
32,600	31,000
34,000	32,600
35,800	34,000
37,400	35,800
39,000	37,400
40,600	39,000
42,200	40,600
44,000	42,200
44,800	43,000
45,600	44,000
46,400	44,800
47,000	45,600
47,800	46,400
48,600	47,000
49,400	47,800
50,200	48,600
51,000	49,400
51,800	50,200
52,600	51,000
53,400	51,800

附則別表第八　教育職俸給表（一）及び医療職俸給表（一）の俸給月額欄に掲げる額（附則別表第十二に掲げるものを除く。）の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
6,330	6,000
6,730	6,400
7,150	6,800
7,570	7,200
7,990	7,600
8,410	8,000
9,030	8,600
9,660	9,200
10,290	9,800
11,130	10,600
11,970	11,400
12,800	12,200
13,850	13,200
14,900	14,000
15,940	15,000
16,980	16,000
17,990	17,000
19,000	18,000
20,190	19,000
21,370	20,000
22,830	21,600
24,970	23,800
13,200	13,000
14,200	14,000
15,200	15,000
16,000	16,000
17,000	17,000
18,000	18,000
19,000	19,000
20,000	20,000
21,000	21,000
22,000	22,000
23,000	23,000
24,000	24,000
25,000	25,000
26,000	26,000
27,000	27,000
28,000	28,000
29,000	29,000
30,000	30,000
31,000	31,000
32,000	32,000
33,000	33,000
34,000	34,000
35,000	35,000
36,000	36,000

附則別表第九　教育職俸給表（二）の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
821,820	20,400
836,600	20,800
919,100	19,400
917,950	17,200
916,790	16,000
915,840	15,100
914,900	14,200
913,950	13,300
913,000	12,400
912,060	11,500
911,310	10,800
910,480	10,000
9,650	9,200
8,820	8,400
8,200	7,800
7,780	7,400
7,360	7,000

附則別表第十　教育職俸給表（三）の俸給月額欄に掲げる額の読替表

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
447,420	14,700
442,790	13,800
437,900	12,900
433,950	12,000
430,000	11,400
426,060	11,000
423,110	10,800
420,480	10,000
9,650	9,200
8,820	8,400
8,200	7,800
7,780	7,400
7,360	7,000

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
446,440	46,600
443,190	44,800
441,500	43,900
439,810	41,500
438,140	39,800
436,490	38,160
434,810	36,490
433,140	34,810
431,460	33,140
429,780	31,460
428,110	29,780
426,430	28,110
424,760	26,430

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
444,420	44,000
441,260	42,400
439,600	41,000
438,040	39,400
436,490	38,000
434,820	36,400
433,260	34,800
431,600	33,400
430,040	31,800
428,480	30,400
426,820	28,800
425,260	27,400
423,600	26,000

俸給表の俸給月額欄に掲げる額	読み替える額
円	円
481,990	77,200
478,580	75,400
475,440	72,900
472,000	70,400
467,910	67,000
465,390	65,000
462,870	62,000
460,360	60,000
458,270	57,000
455,760	55,000
453,170	53,000
451,080	51,000
448,990	49,000

附則別表第十一　研究職俸給表の俸給月額欄に掲げる額のうち１３，６３０円以下の額の読替表

| 俸給表の俸給月額欄に掲げる額 | | |

2　昭和三十五年三月三十一日において一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）第六条の二後段又は第八条第五項若しくは第八項ただし書の規定の適用により職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の同年四月一日における俸給月額は、人事院規則の定めるところによる。

3　前項の規定により昭和三十五年四月一日における俸給月額を決定される職員の同日以降における最初の法第八条第八項ただし書の規定による昇給については、その者の同年三月三十一日における俸給月額を受けていた期間を、前項の規定により決定される同年四月一日における俸給月額を受ける期間に通算する。

（給与の内払）

4　この法律の施行前に改正前の法の規定に基づいてすでに支払われた昭和三十五年四月一日からこの法律の施行の日の属する月の末日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

附　則（昭和三五年一二月二二日法律第一五〇号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）第五条、第九条及び第九条の二の改正規定並びに同法第十条の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第十二項及び附則第十三項の規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（俸給の切替え及び切替えに伴う措置）

2　昭和三十五年十月一日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸以外の号俸を受ける職員の切替日における号俸は、その者の切替日の前日に受ける号俸を受けていた月数（人事院の定める職員については、当該月数に人事院の定める月数を増減した月数）に当該号俸の直近下位の号俸から一号俸までの号俸に係る改正前の法に規定する俸給表の昇給期間欄に掲げる月数の合計月数を加えて得た月数（以下「切替月数」という。）を十二月で除して得た数（一に満たない端数は、切り捨てる。）に一を加えて得た数を号数とする号俸とする。

3　切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額は、人事院規則の定めるところによる。

4　切替日の前日において改正前の法第六条の二前段の規定により俸給月額を受ける職員の切替日における号俸は、前二項の規定にかかわらず、切替日の前日において受ける号俸と号数を同じくする号俸とする。

5　切替日の前日において、改正前の法に規定する教育職俸給表（一）の備考（三）の適用を受ける職員で二等級の十四号俸から十六号俸までの号俸を受けるもの若しくは同表の備考（四）の適用を受ける職員で三等級の十二号俸から十四号俸までの号俸を受けるもの又は教育職俸給表（二）の二等級の職員で二十一号俸から三十一号俸までの号俸を受けるものに対する附則第二項の適用については、切替月数に三月を加えるものとする。

6　改正後の法第八条第六項及び第八項の規定の適用については、附則第二項の規定により切替日における号俸を決定される職員にあつては、同項の規定により切り捨てられた端数を十二月に乗じて得た月数を、附則第三項の規定により切替日における号俸又は俸給月額を決定される職員にあつては、人事院規則の定めるところにより算出した月数を、それぞれ附則第二項又は附則第三項の規定により決定される切替日における号俸又は俸給月額を受ける期間に通算する。

7　切替日以後この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の法の規定により新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者及び職務の等級又は号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額の決定及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間の算定については、人事院の定めるところによる。

8　昭和三十二年四月一日以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員の切替日における号俸又は俸給月額及び附則第六項の規定により通算されることとなる期間については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより必要な調整を行なうことができる。

9　附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。

10　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替えに関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（給与の内払）

11　改正前の法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

附　則（昭和三六年六月一五日法律第一三二号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）及び改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律附則の規定に基づいて昭和三十六年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、一般職の職員の給与に関する法律及び改正後の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律附則の規定による給与の内払とみなす。

附　則（昭和三六年一一月一日法律第一七六号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。ただし、第十条の三の改正規定は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（俸給の切替え及び切替えに伴う措置）

2　昭和三十六年十月一日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）の規定により行政職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、タイピストその他の書記的業務に類似する業務に従事する職員で人事院が定めるもの（以下「タイピスト等」という。）については、切替日以降行政職俸給表（一）を適用するものとし、その者の

切替日における職務の等級は、切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が属する職務の等級に対応する附則別表第一に掲げる職務の等級とし、その者（切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける者を除く。）の切替日における号俸又は俸給月額は、切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が受ける号俸が同表に掲げられていない場合においては人事院規則で定める号俸又は俸給月額とする。

3　切替日の前日において改正前の法の規定により研究職俸給表の適用を受ける職員の切替日における職務の等級は、切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が属する職務の等級に対応する附則別表第三に掲げる職務の等級とし、その者（切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける者を除く。）の切替日における号俸は、切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が受ける号俸に対応する附則別表第四に掲げる号俸とする。

4　切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額は、人事院規則の定めるところによる。

5　前三項の規定により切替日における号俸又は俸給月額を決定される職員で人事院が定めるものに対する切替日以降における最初の法第八条第六項及び第八項の規定の適用については、人事院が定める期間を前三項の規定により決定される切替日における号俸又は俸給月額を受ける期間に通算する。

6　教育職俸給表（二）の適用を受ける職員で、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第百五十号）附則第五項の規定の適用を受けたもの及び人事院が定めるものに対するこの法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の日（以下「施行日」という。）以降における最初の法第八条第六項及び第八項の規定の適用については、同条第六項中「十二月」とあるのは「十五月」と、同条第八項ただし書中「二十四月」とあるのは「二十七月」と、「十八月」とあるのは「二十一月」とする。

7　昭和三十二年三月三十一日において一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号）による改正前の法の規定による高等学校等教育職員級別俸給表又は中学校、小学校等教育職員級別俸給表の適用を受ける職員として在職し、引き続き施行日まで教育職俸給表（二）又は教育職俸給表（三）の適用を受ける職員として在職した者で、同年四月一日から施行日までの間に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定により学士と称することができる者又は学位を授与された者（以下この項において「学士等」という。）となったものに対する施行日以降における最初又はその次の法第八条第六項又は第八項の規定の適用については、予算の範囲内で、人事院の定めるところにより、通じて十二月をこえない範囲内で同条第六項又は第八項に規定する期間（以下この項において「昇給期間」という。）を短縮することができる。ただし、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百三十七号）附則第七項の規定の適用を受けた職員及び昭和三十二年四月一日以後学士等となったことによりその号俸を一号俸以上上位の号俸に調整された職員又はその昇給期間を短縮された職員については、人事院の定めるところにより、その昇給期間の短縮の全部又は一部を行なわない。

8　切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により新たに行政職俸給表（二）の適用を受けるタイピスト等となった者については、当該タイピスト等となった日以降行政職俸給表（一）を適用するものとし、その者並びに切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により、行政職俸給表（二）の適用を受けるタイピスト等でその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額について異動のあったもの、新たに研究職俸給表の適用を受ける職員となった者、研究職俸給表の適用を受ける職員でその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額について異動のあったもの及びこれらの職員以外の職員で、新たに職務の等級の最高の号俸若しくは最高の号俸をこえる俸給月額を受けることとなったもの又はその受ける職務の等級の最高の号俸若しくは最高の号俸をこえる俸給月額について異動のあったものの改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

9　切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受ける職員となった者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間については、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

10　昭和三十五年十月一日以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員の切替日における号俸又は俸給月額及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間（附則第五項の規定により通算されることとなる期間を含む。）については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

11　附則第二項の規定により行政職俸給表（一）の適用を受けることとなる職員で、切替日における俸給月額が切替日の前日において改正前の法の規定によりその者が受けていた俸給月額に千円を加えた額（以下この項において「基準額」という。）に達しないものに対しては、その差額を、その者の受ける俸給月額が基準額に達するまでの間（次項の規定の適用を受ける者にあつては、当該適用を受けることとなるまでの間）、支給する。

12　切替日以後施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により、新たに行政職俸給表（二）の適用を受けるタイピスト等となった者及び行政職俸給表（二）の適用を受けるタイピスト等でその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額について異動のあったもので、当該適用又は異動の日における俸給月額が当該適用又は異動の日において改正前の法の規定によりその者が受けていた俸給月額に千円を加えた額（以下この項において「新職員等の基準額」という。）に達しない者に対しては、その差額を、人事院の定めるところにより、その者の受ける俸給月額が新職員等の基準額に達するまでの間、支給する。

13　前二項の規定により差額の支給を受ける職員に対する法の規定の適用については、同法に規定する俸給には当該差額を含むものとし、同法第十条中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百七十六号）附則第十一項又は附則第十二項の規定による差額との合計額」とする。

14　附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。

15　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替えに関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（給与の内払）

16　改正前の法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

附則別表第一　附則第二項の規定により行政職俸給表（一）の適用を受けることとなる職員の職務の等級の切替表

切替日の前日において職員が属する行政職俸給表（二）の職務の等級	切替日における行政職俸給表（一）の職務の等級
1等級	6等級
2等級	7等級
3等級	8等級
4等級	8等級
5等級	8等級

附則別表第二　附則第二項の規定により行政職俸給表（一）の適用を受けることとなる職員の号俸の切替表

イ　切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表（二）の1等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	6号俸
2号俸	7号俸
3号俸	8号俸
4号俸	9号俸
5号俸	10号俸
6号俸	11号俸
7号俸	12号俸
8号俸	13号俸
9号俸	14号俸
10号俸	15号俸
11号俸	16号俸
12号俸	17号俸
13号俸	19号俸

ロ　切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表（二）の2等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	1号俸
2号俸	2号俸
3号俸	3号俸
4号俸	4号俸
5号俸	5号俸
6号俸	6号俸
7号俸	7号俸
8号俸	8号俸
9号俸	9号俸
10号俸	10号俸
11号俸	10号俸
12号俸	11号俸
13号俸	12号俸
14号俸	12号俸
15号俸	13号俸
16号俸	14号俸
17号俸	14号俸
18号俸	15号俸
19号俸	15号俸
20号俸	16号俸
21号俸	16号俸

ハ　切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表（二）の3等級である者	切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸	
	22号俸 23号俸 24号俸 25号俸 26号俸	17号俸 17号俸 18号俸 19号俸 19号俸	
ニ　切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表（二）の4等級である者	1号俸 2号俸 3号俸 4号俸 5号俸 6号俸 7号俸 8号俸 9号俸 10号俸 11号俸 12号俸 13号俸 14号俸 15号俸 16号俸 17号俸 18号俸 19号俸 20号俸 21号俸 22号俸 23号俸 24号俸 25号俸 26号俸	1号俸 2号俸 3号俸 4号俸 5号俸 6号俸 7号俸 7号俸 8号俸 9号俸 9号俸 10号俸 10号俸 11号俸 12号俸 13号俸 14号俸 14号俸 15号俸 16号俸 16号俸 17号俸 18号俸 18号俸	
	1号俸 2号俸 3号俸 4号俸 5号俸 6号俸 7号俸 8号俸 9号俸 10号俸 11号俸	1号俸 2号俸 3号俸 4号俸 5号俸 6号俸 7号俸 8号俸 9号俸 10号俸 11号俸 12号俸	

ホ　切替日の前日においてその属する職務の等級が行政職俸給表（二）の5等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
19号俸	18号俸
18号俸	17号俸
17号俸	16号俸
16号俸	15号俸
15号俸	15号俸
14号俸	14号俸
13号俸	13号俸
12号俸	12号俸

附則別表第三　研究職俸給表の適用を受ける職員の職務の等級の切替表

切替日の前日において職員が属する職務の等級	切替日における職務の等級
26号俸	18号俸
25号俸	17号俸
24号俸	16号俸
23号俸	15号俸
22号俸	15号俸
21号俸	14号俸
20号俸	13号俸
19号俸	12号俸
18号俸	12号俸
17号俸	11号俸
16号俸	11号俸
15号俸	10号俸
14号俸	10号俸
13号俸	9号俸
12号俸	8号俸
11号俸	7号俸
10号俸	6号俸
9号俸	5号俸
8号俸	4号俸
7号俸	3号俸
6号俸	2号俸
5号俸	1号俸

附則別表第四　研究職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替表

イ　切替日の前日においてその属する職務の等級が1等級である者

切替日の前日において受ける号俸	切替日における号俸
1号俸	1号俸
2号俸	2号俸

切替日の前日において職員が属する職務の等級	切替日における職務の等級
1等級	1等級
2等級	2等級
3等級	3等級
4等級	4等級
5等級	5等級
6等級	6等級
7等級	

ロ　切替日の前日においてその属する職務の等級が2等級である者	切替日の前日において受ける号俸	1号俸 2号俸 3号俸 4号俸 5号俸 6号俸 7号俸 8号俸 9号俸 10号俸 11号俸 12号俸 13号俸 14号俸
	切替日における号俸	8号俸 9号俸 10号俸 11号俸 12号俸 13号俸 14号俸 15号俸 16号俸 17号俸 18号俸 19号俸 20号俸 21号俸
		3号俸 4号俸 5号俸 6号俸 7号俸 8号俸

ハ　切替日の前日においてその属する職務の等級が3等級である者	切替日の前日において受ける号俸	1号俸 2号俸 3号俸 4号俸 5号俸 6号俸 7号俸 8号俸 9号俸 10号俸 11号俸 12号俸 13号俸 14号俸 15号俸 16号俸
	切替日における号俸	1号俸 2号俸 3号俸 4号俸 5号俸 6号俸 7号俸 8号俸 9号俸 10号俸 11号俸 12号俸 13号俸 14号俸

ニ　切替日の前日においてその属する職務の等級が4等級である者	切替日の前日において受ける号俸	1号俸 2号俸 3号俸 4号俸
	切替日における号俸	4号俸 5号俸 6号俸 7号俸

切替日の前日において受ける号俸	ホ　切替日の前日においてその属する職務の等級が5等級である者	23号俸　22号俸　21号俸　20号俸　19号俸　18号俸　17号俸　16号俸　15号俸　14号俸　13号俸　12号俸　11号俸　10号俸　9号俸　8号俸　7号俸　6号俸　5号俸
切替日における号俸		26号俸　25号俸　24号俸　23号俸　22号俸　21号俸　20号俸　19号俸　18号俸　17号俸　16号俸　15号俸　14号俸　13号俸　12号俸　11号俸　10号俸　9号俸　8号俸

切替日の前日において受ける号俸		25号俸　24号俸　23号俸　22号俸　21号俸　20号俸　19号俸　18号俸　17号俸　16号俸　15号俸　14号俸　13号俸　12号俸　11号俸　10号俸　9号俸　8号俸　7号俸　6号俸　5号俸　4号俸　3号俸　2号俸　1号俸
切替日における号俸		27号俸　26号俸　25号俸　24号俸　23号俸　22号俸　21号俸　20号俸　19号俸　18号俸　17号俸　16号俸　15号俸　14号俸　13号俸　12号俸　11号俸　10号俸　9号俸　8号俸　7号俸　6号俸　5号俸　4号俸　3号俸

切替日の前日において受ける号俸	1号俸 2号俸 3号俸 4号俸 5号俸 6号俸 7号俸 8号俸 9号俸 10号俸 11号俸 12号俸 13号俸 14号俸 15号俸 16号俸 17号俸 18号俸 19号俸 20号俸 21号俸 22号俸 23号俸 24号俸 25号俸	ト　切替日の前日においてその属する職務の等級が7等級である者	切替日の前日において受ける号俸	1号俸 2号俸 3号俸 4号俸 5号俸 6号俸 7号俸 8号俸 9号俸 10号俸 11号俸 12号俸 13号俸 14号俸 15号俸 16号俸 17号俸 18号俸 19号俸 20号俸 21号俸 22号俸 23号俸 24号俸 25号俸	へ　切替日の前日においてその属する職務の等級が6等級である者
切替日における号俸	1号俸 2号俸 3号俸 4号俸 5号俸 6号俸 7号俸 8号俸 9号俸 10号俸 11号俸 12号俸 13号俸 14号俸 15号俸		切替日における号俸	4号俸 5号俸 6号俸 7号俸 8号俸 9号俸 10号俸 11号俸 12号俸 13号俸 14号俸 15号俸 16号俸 17号俸 18号俸 19号俸 20号俸 21号俸 22号俸 23号俸 24号俸 25号俸 26号俸 27号俸 28号俸	
				26号俸 27号俸 28号俸 29号俸	

附　則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）　抄

1　この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2　この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3　この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4　前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5　第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6　この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

8　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9　前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（昭和三八年二月二八日法律第六号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

（号俸職員の切替え）

2　昭和三十七年十月一日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）の規定により職務の等級の最高の号俸以外の号俸を受ける職員（附則第六項に規定する職員を除く。以下次項において「号俸職員」という。）のうち、その者の切替日の前日における号俸（以下「旧号俸」という。）が附則別表第一から附則別表第七までの切替表（以下「切替表」という。）に掲げられている職員（次項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸はその者の旧号俸に対応する切替表に定める号俸とし、その者の旧号俸が切替表に掲げられていない職員の切替日における号俸はその者の旧号俸と同じ号数の号俸とする。

3　号俸職員のうち、その者の旧号俸が切替表に期間の定めのある号俸である職員で、切替日において旧号俸を受けていた期間（切替日前一年以内において法第八条第六項ただし書の規定の適用を受けた職員その他人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間。以下この項及び次項において同じ。）がその者の旧号俸に対応する切替表に定める期間に達しないものは、昭和三十八年一月一日、同年四月一日又は同年七月一日のうち、切替日から起算して当該期間とその者の切替日において旧号俸を受けていた期間との差に相当する期間を経過したこととなる日以後の直近の日（以下この項において「切替日とみなす日」という。）に、その者の旧号俸に対応する切替表に定める号俸を受けるものとし、その者の切替日から切替日とみなす日の前日までの間における俸給月額は、その者の旧号俸に対応する切替表の暫定俸給月額の欄に掲げる額とする。

（旧号俸を受けていた期間の通算）

4　附則第二項の規定により切替日における号俸を決定される職員（法第六条の二前段の規定により俸給月額を受ける職員を除く。）に対する切替日以降における最初の法第八条第六項の規定の適用については、その者が旧号俸を受けていた期間（その者の旧号俸が切替表に期間の定めのある号俸であるときは、旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する切替表に定める期間を減じた期間）を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員及び高等専門学校の教育職員の切替え等）

5　切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員（次項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸若しくは俸給月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

6　切替日の前日において教育職俸給表（一）又は教育職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、切替日において教育職俸給表（四）の適用を受けることとなる職員の切替日における号俸若しくは俸給月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、当該職員が切替日において教育職俸給表（一）又は教育職俸給表（二）の適用を受けるものとした場合との権衡を考慮して、人事院規則で定める。

7　前二項の場合において、附則第三項に規定する職員に準ずる職員については、同項の規定に準じ、切替日における暫定の俸給月額、当該暫定の俸給月額を受ける期間及び当該暫定の俸給月額を受けることがなくなつた日における号俸を定めるものとする。

（旧号俸を受けていた期間の特例）

8　附則別表第八に掲げられている号俸と号数を同じくする旧号俸を受ける職員に対する附則第三項及び附則第四項の規定の適用については、その受ける旧号俸が教育職俸給表（二）の二等級の二十二号俸から三十五号俸までの号俸である職員（以下この項において「教育職員」という。）以外の職員にあつてはこれらの規定中「旧号俸を受けていた期間」とあるのは「旧号俸を受けていた期間に三月を加えた期間」とし、教育職員にあつてはこれらの規定中「旧号俸を受けていた期間」とあるのは「旧号俸を受けていた期間に六月を加えた期間」とする。

（施行日までの異動者の号俸の決定等）

9　切替日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の法の規定により新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間並びにそれらの職員のうち附則第三

16号俸
17号俸

項に規定する俸給月額又は附則第五項若しくは附則第六項の人事院規則で定める暫定の俸給月額に相当する額の俸給月額を受ける職員についての当該俸給月額を受けることがなくなった日における号俸は、人事院の定めるところによる。

（切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の調整）

10　昭和三十二年四月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事院が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間並びにそれらの職員が附則第三項に規定する俸給月額又は附則第五項若しくは附則第六項の人事院規則で定める暫定の俸給月額を受ける職員である場合における当該俸給月額を受けることがなくなった日における号俸については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（昭和三十八年六月三十日までの間の法第八条の特例）

11　切替日から昭和三十八年六月三十日までの間は、法第八条第三項及び第四項中「号俸」とあるのは、「号俸又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六号）附則第三項に規定する俸給月額若しくは附則第五項若しくは附則第六項の人事院規則で定める暫定の俸給月額に相当する額の俸給月額」と読み替えるものとする。

12　附則第三項、附則第五項、附則第六項、附則第九項若しくは附則第十項又は前項の規定により読み替えられた法第八条第三項若しくは第四項の規定により、附則第三項の規定による俸給月額若しくは附則第五項若しくは附則第六項の人事院規則で定める暫定の俸給月額又はこれらに相当する額の俸給月額を受ける職員の切替日から昭和三十八年六月三十日までの間における法第八条第七項の規定の適用については、人事院規則で定める。

（旧暫定手当月額の保障）

13　切替日から施行日の前日までの間に、この法律の規定により受けることとなった号俸又は俸給月額に対応する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十四号。以下「昭和三十二年改正法」という。）附則第十八項から附則第二十項までの規定による暫定手当の月額が改正前の法の規定により受けていた号俸又は俸給月額に対応する改正前の昭和三十二年改正法附則第十七項から附則第十九項まで、附則第二十一項若しくは附則第二十二項の規定又は改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百七十六号）附則第十五項の規定による暫定手当の月額（以下「旧暫定手当月額」という。）に達しないこととなる期間がある職員（昭和三十二年改正法附則第二十一項の規定の適用を受ける職員を除く。）については、その達しないこととなる期間に係る旧暫定手当月額をもって、その者のその期間に係る昭和三十二年改正法附則第十八項から附則第二十項までの規定による暫定手当の月額とみなす。

（昭和三十二年改正法附則第二十六項の改正規定の経過措置）

14　切替日において改正前の昭和三十二年改正法附則第二十六項の規定による暫定手当を支給されていた職員に対しては、昭和三十二年改正法附則第十六項及び附則第十七項の規定にかかわらず、切替日以降、その者が改正前の昭和三十二年改正法附則第二十六項本文の規定の適用を受けるに至った日の昭和三十八年の応当日の前日までの間、その者が同項本文の規定の適用を受ける直前に在勤していた地域に在勤するものとした場合に支給されることとなる暫定手当を支給する。ただし、当該職員が同日までの間にさらに在勤する地域を異にして異動した場合における当該職員の暫定手当の支給については、人事院の定めるところによる。

（勤勉手当の額の特例）

15　昭和三十七年十二月十五日において改正前の法の規定に基づいて支払われた職員の期末手当及び勤勉手当の額の合計額が改正後の法の規定によりその者が同日に支給されることとなる期末手当及び勤勉手当の額の合計額をこえるときは、改正後の法の規定により同日に支給されるその者の勤勉手当の額は、その差額を改正後の法の規定による勤勉手当の額に加算した額とする。

（旧号俸等の基礎）

16　附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令に従って定められたものでなければならない。

（人事院規則への委任）

17　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（給与の内払）

18　改正前の法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正前の法の規定に基づいて支払われた勤勉手当のうち改正後の法の規定により支給されることとなる勤勉手当の額をこえる部分は、改正後の法の規定により支給されることとなる期末手当の内払とみなす。

附則別表第一　行政職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ　行政職俸給表（一）の適用を受ける者

旧号俸	区分 職務の等級	4等級			5等級			6等級			7等級			8等級		
		号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
4		3	9	円 33,200	4	9	円 26,900	4	9	円 21,100	4		円	4		円
3		3	6	31,600	3	6	25,500	3	6	19,900	3			3		
2		2	3	30,000	2	3	24,100	2	3	18,800	2			2		
1		1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円

ロ　行政職俸給表（二）の適用を受ける者

| 旧号俸 | 区分 | 職務の等級 | | |

附則別表第三　公安職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ　公安職俸給表（一）の適用を受ける者

旧号俸	区分	職務の等級	号俸	期間	暫定俸給月額
12		3等級	11	9月	33,200円
11			10		
10			9		
9			8		
8			7		
7			6		
6			5		
5			4		
4			3		
3			2		
2			1		
1			11		
10		4等級	10		
9			9	963	32,600円
8			8	963	31,200円
7			7		
6			6		
5			5	963	29,800円
4			4	963	26,900円
3			3		
2			2		25,500円
1			1		24,100円
10		5等級	10		
9			9	63	30,800円
8			8	963	26,100円
7			7		24,900円
6			6		
5			5	963	23,700円
4			4	963	21,000円
3			3		20,000円
2			2		18,900円
1			1		
11		6等級	11		
10			10		
9			9	963	25,600円
8			8	963	24,400円
7			7		23,200円
6			6		21,000円
5			5		20,000円
4			4		18,900円
3			3		
2			2		
1			1		
11		7等級	11		
10			10		
9			9	963	21,000円
8			8		20,000円
7			7		18,900円

附則別表第二　税務職俸給表の適用を受ける職員の切替表

旧号俸	区分	職務の等級	号俸	期間	暫定俸給月額
17		3等級	15	9月	33,200円
16			14		
15			13		
14			12		
13			11		
12			10		
11			9		
10			8		
9			7		
8			6		
7			5		
6			4		
5			3		
4			2		
3			1		
2			11		
1			10		
14		4等級	14		
13			13		
12			12		
11			11		
10			10		
9			9	963	32,600円
8			8	963	31,200円
7			7		
6			6		
5			5	963	29,800円
4			4	963	26,900円
3			3		25,500円
2			2		
1			1		
14		5等級	14		
13			13		
12			12		
11			11		
10			10		
9			9	963	31,200円
8			8	963	29,800円
7			7		
6			6		
5			5	963	26,900円
4			4	963	24,300円
3			3		21,900円
2			2		
1			1		
14		6等級	14		
13			13		
12			12		
11			11		
10			10		
9			9	963	29,800円
8			8	963	28,700円
7			7		
6			6		
5			5	963	25,400円
4			4	963	24,300円
3			3		21,900円
2			2		
1			1		
14		7等級	14		
13			13		
12			12	963	21,900円
11			11		20,900円
10			10		

旧号俸	区分	職務の等級	号俸	期間	暫定俸給月額
32		3等級	25		
31					
30					
29					
28					
29		4等級	24		
28					
27					
26					
25					
24		5等級	24		
23					
22					
21					
20					
25		6等級	25		
24				9	
23					26,400円
22					
21					
29		7等級	26		
28				963	
27					24,300円
26					

職務の等級	区分	旧号俸	号俸	期間	暫定俸給月額
3等級		24	15	9月	33,200円
		23	14		
		22	13		
		21	12		
		20	11		
		19	10		
		18	9		
		17	8		
		16	7		
		15	6		
		14	5		
		13	4		
		12	3		
		11	2		
		10	1		
4等級		9	14	96月	26,950円
		8	13	96月	26,950円
		7	12	96月	26,950円
		6	11	96月	26,950円
		5	10	96月	26,950円
		5	9	96月	26,950円
		4	8	96月	26,950円
		3	7	96月	26,950円
		2	6	96月	26,950円
		2	5	96月	26,950円
		1	4	96月	26,950円
5等級		1	16	96月	21,900円
		1	15	96月	21,900円
		1	14	96月	21,900円
		1	13	96月	21,900円
		1	12	96月	21,900円
		1	11	96月	21,900円
		9	10	96月	21,900円
		8	9	96月	26,000円
		8	8	96月	26,000円
		7	7	96月	26,000円
		6	6	96月	26,000円
		5	5	96月	26,000円
		5	4	96月	26,000円
		4	3	96月	26,000円
		3	2	96月	26,000円
		2	2	96月	26,000円
		2	1	96月	26,000円
6等級		1	18	96月	29,700円
		1	17	96月	29,700円
		1	16	96月	29,700円
		1	15	96月	29,700円
		1	14	96月	29,700円
		1	13	96月	29,700円
		1	12	96月	29,700円
		1	11	96月	29,700円
		1	10	96月	29,700円
		9	9	96月	25,400円
		8	8	96月	25,400円
		8	7	96月	25,400円
		7	6	96月	25,400円
		6	5	96月	25,400円
		5	5	96月	25,400円
		5	4	96月	25,400円
		4	3	96月	25,400円
		3	2	96月	25,400円
		2	1	96月	25,400円
7等級		2	10	96月	27,600円
		1	9	96月	27,600円
		1	8	96月	27,600円
		1	7	96月	27,600円
		1	6	96月	27,600円
		1	5	96月	27,600円
		1	4	96月	24,500円
		1	3	96月	24,500円
		1	2	96月	24,500円
		1	1	96月	24,500円
		1	10	96月	24,500円
		9	9	96月	20,500円
		8	8	96月	20,500円
		7	7	96月	20,500円
		6	6	96月	20,500円
		5	5	96月	20,500円
		5	4	96月	20,500円
		4	3	96月	20,500円
		3	2	96月	20,500円
		2	1	96月	20,500円
8等級		2	11	96月	25,400円
		2	10	96月	25,400円
		1	9	96月	25,400円
		1	8	96月	25,400円
		1	7	96月	25,400円
		1	6	96月	25,400円
		1	5	96月	22,100円
		1	4	96月	22,100円
		1	3	96月	22,100円
		1	2	96月	22,100円
		1	1	96月	22,100円
		9	10	96月	19,800円
		8	9	96月	19,800円
		7	8	96月	19,800円
		6	7	96月	19,800円
		5	6	96月	19,800円
		5	5	96月	19,800円
		4	4	96月	19,800円
		3	3	96月	19,800円
		2	2	96月	19,800円
		2	1	96月	19,800円

ロ　公安職俸給表（二）の適用を受ける者

職務の等級	区分	旧号俸	号俸	期間	暫定俸給月額
3等級		29	15	9月	33,200円
		28	14		
		27	13		
		26	12		
4等級		25	18	96月	26,950円
		24	17	96月	26,950円
		23	16	96月	26,950円
		22	15	96月	26,950円
		21	14	96月	26,950円
		20	13	96月	26,950円
		19	12	96月	26,950円
		18	11	96月	26,950円
5等級		22	21	96月	21,900円
		21	20	96月	21,900円
		20	19	96月	21,900円
		19	18	96月	21,900円
		18	17	96月	21,900円
		17	16	96月	21,900円
		16	15	96月	21,900円
		15	14	96月	21,900円
		14	13	96月	21,900円
		13	12	96月	21,900円
		12	11	96月	21,900円
		11	9	96月	31,300円
6等級		24	11	96月	29,700円
		23	12	96月	29,700円
		22	13	96月	29,700円
		21	14	96月	29,700円
		20	15	96月	29,700円
		19	16	96月	29,700円
		18	17	96月	29,700円
		17	18	96月	29,700円
7等級		26	12	96月	30,700円
		25	13	96月	30,700円
		24	14	96月	30,700円
		23	15	96月	30,700円
		22	16	96月	30,700円
		21	17	96月	30,700円
		20	17	96月	30,700円
		19	18	96月	30,700円
		18	19	96月	30,700円
		17	19	96月	30,700円
8等級		16	12	96月	25,400円
		15	13	96月	25,400円
		14	14	96月	25,400円
		13	15	96月	25,400円
		12	16	96月	25,400円
		11	17	96月	25,400円
		10	18	96月	25,400円
		9	19	96月	25,400円
		8	20	96月	25,400円
		7	21	96月	25,400円
		6	22	96月	25,400円
		5	23	96月	25,400円
		4	24	96月	25,400円

附則別表第四　海事職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ　海事職俸給表（一）の適用を受ける者

旧号俸	区分	職務の等級	号俸	期間	暫定俸給月額
23		2等級	14	96月	41,200円
22			13	96月	39,300円
21			12	96月	37,400円
20			11	96月	33,100円
19			10	96月	31,200円
18			9	96月	29,300円
17			8	96月	28,400円
16			7	96月	26,700円
15			6	96月	24,700円
14			5	96月	22,700円
13			4	96月	20,800円
12			3	96月	19,000円
11			2	96月	17,500円
10			1	96月	16,000円
9		3等級	14	96月	41,200円
8			13	96月	39,300円
7			12	96月	37,400円
6			11	96月	33,100円
5			10	96月	31,200円
4			9	96月	29,300円
3			8	96月	28,400円
2			7	96月	26,700円
1			6	96月	24,700円
			5	96月	22,700円
			4	96月	20,800円
			3	96月	19,000円
			2	96月	17,500円
			1	96月	16,000円
		4等級	16	96月	41,200円
			15	96月	39,300円
			14	96月	37,400円
			13	96月	33,100円
			12	96月	31,200円
			11	96月	29,300円
			10	96月	26,700円
			9	96月	24,700円
			8	96月	22,700円
			7	96月	20,800円
			6	96月	19,000円
			5	96月	17,500円
			4	96月	16,000円
		5等級	19	96月	41,200円
			18	96月	39,300円
			17	96月	37,400円
			16	96月	33,100円
			15	96月	31,200円
			14	96月	29,300円
			13	96月	26,700円
			12	96月	24,700円
			11	96月	22,700円
			10	96月	20,800円
			9	96月	19,000円
			8	96月	17,500円
			7	96月	16,000円

ロ　海事職俸給表（二）の適用を受ける者

旧号俸	区分	職務の等級	号俸	期間	暫定俸給月額
11		1等級	8	96月	37,000円
10			7	96月	35,800円
9			6	96月	34,500円
8			5	96月	31,500円
7			4	96月	30,200円
6			3	96月	28,900円
5			2	96月	26,700円
4			1	96月	24,700円
10		2等級	9	96月	31,200円
9			8	96月	29,800円
8			7	96月	25,900円
7			6	96月	24,700円
6			5	96月	22,700円
5			4	96月	21,000円
4			3	96月	19,000円
3			2	96月	17,500円
2			1	96月	16,000円
11		3等級	10	63月	24,200円
10			9	63月	23,000円
9			8	63月	22,000円
8			7	63月	21,000円
7			6	63月	19,000円
6			5	63月	17,500円
5			4	63月	16,000円
4			3	63月	14,500円
3			2	63月	13,000円
2			1	63月	11,500円
11		4等級	10	63月	24,200円
10			9	63月	23,000円
9			8	63月	22,000円
8			7	63月	21,000円
7			6	63月	19,000円
6			5	63月	17,500円
5			4	63月	16,000円
4			3	63月	14,500円
3			2	63月	13,000円
2			1	63月	11,500円
11		5等級	10	63月	24,200円
10			9	63月	23,000円
9			8	63月	22,000円
8			7	63月	21,000円
7			6	63月	19,000円
6			5	63月	17,500円
5			4	63月	16,000円
4			3	63月	14,500円
3			2	63月	13,000円
2			1	63月	11,500円

附則別表第五　教育職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ　教育職俸給表（一）の適用を受ける者

旧号俸	区分 職務の等級		号俸	期間	暫定俸給月額
26		3等級	1	96月	329,600円
25			2		
24			3		
23			4		
22			5		
21			6		
20			7		
19			8		
18			9		
17			10		
16			11		
15			12		
14			13		
13			14		
12			15		
11			16		
10			17		
9			18		
8			19		
7			20		
6			21		
5			22		
4			23	963	357,000
3			24		
2			25		
1			26		
23		4等級	1	9月	243,300円
22			2	963	297,500
21			3		
20			4		
19			5		
18			6		
17			7		
16			8		
15			9		
14			10		
13			11		
12			12		
11			13		
10			14		
9			15		
8			16		
7			17		
7			18	963	334,500
6			19		
5			20		
4			21		
4			22		
3			23		
2			24		
1			25		
1			26		
23		5等級	1	963月	335,000円
22			2		
21			3		
20			4		
19			5		
18			6		
17			7		
16			8		
15			9		
14			10		
13			11		
13			12		
12			13		
11			14		
10			15		
10			16	963	296,000
9			17		
8			18		
7			19		
7			20		
6			21		
5			22		
4			23		
3			24		
2			25		
1			26		
23		6等級	1	963月	329,800円
22			2		
21			3		
20			4		
19			5		
18			6		
17			7		
16			8		
15			9		
14			10		
13			11		
12			12		
11			13		
10			14		
10			15	963	227,000
9			16		
8			17		
7			18		
7			19		
6			20		
5			21		
4			22		
3			23		
2			24		
1			25		
1			26		

ロ　教育職俸給表（二）の適用を受ける者

旧号俸	区分	職務の等級	号俸	期間	暫定俸給月額
27					
					24
					24

ハ　教育職俸給表（三）の適用を受ける者

旧号俸	区分	職務の等級	号俸	期間	暫定俸給月額
35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1		1等級			
			32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1		
				963 963 963 月	
					33,800 32,500 31,200 28,200 26,900 25,600 22,900 22,000 21,000 円
		2等級			
			27 26 25 24 23 22 21 20 19 19 18 17 16 16 15 14 13 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1		
				963 963 963 月	
		3等級			
					31,900 30,800 29,700 27,300 26,200 25,000 22,400 22,000 21,000 円

ロ　教育職俸給表（二）の適用を受ける者

旧号俸	区分	職務の等級	号俸	期間	暫定俸給月額
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35					
		2等級	1 2 3 4 5 6 7 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32		
				963 963 963 月	
					20,000 21,000 22,000 25,000 26,000 28,000 31,200 32,500 33,800 円
		3等級	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27		
				963 963 963 月	
					20,000 21,000 22,000 25,000 26,000 29,000 30,800 31,900 円

附則別表第六　研究職俸給表の適用を受ける職員の切替表

| 職務の等級 | 区分 | 旧号俸 | | |

附則別表第七　医療職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ　医療職俸給表（一）の適用を受ける者

職務の等級	区分	旧号俸	暫定俸給月額	期間
4等級	号俸	14	359,500円	963月
		13	337,500	
		12	335,000	
		11	334,000	
		10	330,000	
		9	329,000	
		8	327,000	
		7	315,000	
		6	309,000	
		5	297,000	
		4	242,000	
		3	222,000	
		2	221,000	
		1	217,400	
5等級	号俸	11	963月	
		10	963	
		9	963	
		8	963	
		7	963	
		6	963	
		5	963	
		4	963	
		3	963	
		2	963	
		1	963	
		12	963	
		11	963	
		10	963	
		29	963	
		28	963	
		27	963	
		26	963	
		25	963	
		24	963	
		23	963	
		22	963	
		21	963	
		20	963	
		19	963	
		18	963	
		17	963	
		16	963	
		15	963	
		14	963	
		13	963	
		12	963	
		11	963	
		10	963	
		9	963	
		8	963	
		7	963	
		6	963	
		5	963	
		4	963	
		3	963	
		2	963	
		1	963	
		24	963	
		23	963	
		22	963	
		21	963	
		20	963	
		19	963	
		18	963	
		17	963	
		16	963	
		15	963	
		14	963	
		13	963	
		12	963	
		11	963	
		10	963	
		9	963	
		8	963	
		7	963	
		6	963	
		5	963	
		4	963	
		3	963	
		2	963	
		1	963	
		29	963	
		28	963	
		27	963	
		26	963	
		25	963	
		24	963	
		23	963	
		22	963	
		21	963	
		20	963	
		19	963	
		18	963	
		17	963	
		16	963	
		15	963	
		14	963	
		13	963	
		12	963	
		11	963	
		10	963	
		9	963	
		8	963	
		7	963	
		6	963	
		5	963	
		4	963	
		3	963	
		2	963	
		1	963	
		26	963	
		25	963	
		24	963	
		23	963	
		22	963	
		21	963	
		20	963	
		19	963	
		18	963	
		17	963	
		16	963	
		15	963	
		14	963	
		13	963	
		12	963	
		11	963	
		10	963	
		9	963	
		8	963	
		7	963	
		6	963	
		5	963	
		4	963	
		3	963	
		2	963	
		1	963	
		29	963	
		28	963	
		27	963	
		26	963	
		25	963	
		24	963	
		23	963	
		22	963	
		21	963	
		20	963	
		19	963	
		18	963	
		17	963	
		16	963	
		15	963	
		14	963	
		13	963	
		12	963	
		11	963	
		10	963	
		9	963	
		8	963	
		7	963	
		6	963	
		5	963	
		4	963	
		3	963	
		2	963	
		1	963	
		29	963	
		28	963	
		27	963	
		26	963	
		25	963	
		24	963	
		23	963	
		22	963	
		21	963	
		20	963	
		19	963	
		18	963	
		17	963	
		16	963	
		15	963	
		14	963	
		13	963	
		12	963	
		11	963	
		10	963	
		9	963	
		8	963	
		7	963	
		6	963	
		5	963	
		4	963	
		3	963	
		2	963	
		1	963	
		29	963	
		28	963	
		27	963	
		26	963	
		25	963	
		24	963	
		23	963	
		22	963	
		21	963	
		20	963	
		19	963	
		18	963	
		17	963	
		16	963	
		15	963	
		14	963	
		13	963	
		12	963	
		11	963	
		10	963	
		9	963	
		8	963	
		7	963	
		6	963	
		5	963	
		4	963	
		3	963	
		2	963	
		1	963	
		29	963	
		28	963	
		27	963	
		26	963	
		25	963	
		24	963	
		23	963	
		22	963	
		21	963	
		20	963	
		19	963	
		18	963	
		17	963	
		16	963	
		15	963	
		14	963	
		13	963	
		12	963	
		11	963	
		10	963	
		9	963	
		8	963	
		7	963	
		6	963	
		5	963	
		4	963	
		3	963	
		2	963	
		1	963	

ハ　医療職俸給表（三）の適用を受ける者

旧号俸	区分	職務の等級	号俸	期間	暫定俸給月額
		1等級	24		
			23		
			22		
			21		
			20		
			19		
			18		
			17		
			16		
			15		
			14		
			13		
			12		
			11		
			10		
		2等級	21		
			20		
			19		
			18		
			17		
			16		
			15		
			14		
			13		
			12		
			11		
			10		
		3等級	19		
			18		
			17		
			16		
			15		
			14		
			13		
			12		
			11		
			10		
		4等級	9		
			8		
			7		
			6		
			5		
			4		
			3		
			2		
			1		

ロ　医療職俸給表（二）の適用を受ける者

旧号俸	区分	職務の等級	号俸	期間	暫定俸給月額
		3等級	25		
			24		
			23		
			22		
			21		
			20		
			19		
			18		
			17		
			16		
			15		
			14		
			13		
			12		
		4等級	22		
			21		
			20		
			19		
			18		
			17		
			16		
			15		
			14		
			13		
			12		
		5等級	9		
			8		
			7		
			6		
			5		
			4		
			3		
			2		
			1		

附則別表第八

俸給表	職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
行政職俸給表（一）	1		1—12	1—13	1—18	1—18	5—18	8—17	15—17
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
	7								
	8								
	9								
	10								
	11								
	12								
	13								
	14								
	15								
	16								
	17								
	18								
	19								
	20								
	21								
	22								
	23								
行政職俸給表（二）	1	1—28	7—28	10—28	17—29	24—32	3—17	13—15	
税務職俸給表	1	1—9	1—12	1—16	1—16	1—16	6—17	6—17	
公安職俸給表（一）	1	1—9	1—12	1—16	1—20	6—25	9—27	12—29	
公安職俸給表（二）	1	1—9	1—12	1—16	1—16	3—19	6—21	12—24	
海事職俸給表（一）	1	1—16	1—16	3—17	8—19	14—23			
海事職俸給表（二）	3	3—25	8—24	13—25	19—25				
教育職俸給表（一）			1—22	1—23	2—27	8—27	11—26		
教育職俸給表（二）	1	1—22	8—35	14—30					
教育職俸給表（三）	1	1—26	11—37	14—24					
研究職俸給表			1—21	1—26	8—29	11—28	15—17		
医療職俸給表（一）			1—15	1—18	1—22	6—25			
医療職俸給表（二）	1	1—12	1—15	3—20	8—24	11—22			
医療職俸給表（三）	1	3—23	3—23	9—20	13—18				

備考　本表中「1—12」等とあるのは、「1号俸から12号俸までの号俸」等を示す。

附　則（昭和三八年一二月二〇日法律第一七四号）抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

（高等学校等の教諭等の号俸の切替え等）

2　昭和三十八年十月一日（以下「切替日」という。）の前日において、その属する職務の等級が教育職俸給表（二）の二等級である職員（次項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、その者が切替日の前日において改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）の規定により受ける号俸（以下この項において「旧号俸」という。）の号数に一を加えて得た号数の号俸とし、その者に対する切替日以降における最初の法第八条第六項の規定の適用については、その者が旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間）を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員の切替え等）

3　切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（昇給期間の短縮）

4　昭和三十七年九月三十日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六号）による改正前の法の規定により附則別表に掲げられている号俸を受けていた職員及び職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受けていた職員でそれぞれ人事院の定めるもの並びに人事院の定めるこれらに準ずる職員に対する切替日（同日において改正前の法第八条第六項又は第八項ただし書の規定により昇給した職員にあつては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。））以降における最初の法第八条第六項又は第八項ただし書の規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事院の定めるものを除き、同条第六項中「十二月」とあるのは「九月」と、同条第八項ただし書中「二十四月」とあるのは「二十一月」と、「十八月」とあるのは「十五月」とする。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者等の号俸等の調整）

5　切替日から施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間については、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（切替日前の異動者等の号俸等の調整）

6　昭和三十七年十月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事院が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号俸等の基礎）

7　附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。

（人事院規則への委任）

8　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（給与の内払）

9　改正前の法の規定に基づいて、切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

附則別表

俸給表 ＼ 職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
行政職俸給表（一）		1―13	1―14	1―19	5―19	9―19	12―18	
行政職俸給表（二）	5―29	11―29	14―29	21―30	28―33			
税務職俸給表	1―10	1―13	1―17	3―17	7―18	10―18		
公安職俸給表（一）	1―10	1―13	1―17	5―21	10―26	13―28	16―30	
公安職俸給表（二）	1―10	1―13	1―17	3―17	7―20	10―22	16―25	20―25
海事職俸給表（一）	1―17	2―17	7―18	12―20	18―24			
海事職俸給表（二）	7―26	12―25	17―26	23―26				
教育職俸給表（一）		1―23	3―24	6―28	12―28	15―27		
教育職俸給表（二）	1―23	12―21	18―31					
教育職俸給表（三）	1―27	15―38	18―25					
研究職俸給表		1―22	5―27	12―30	15―29			
医療職俸給表（一）		1―16	1―19	3―23	10―26			
医療職俸給表（二）	1―13	1―16	7―21	12―25	15―23			
医療職俸給表（三）	2―24	7―24	13―21	17―19				

備考　本表中「1―13」等とあるのは、「1号俸から13号俸までの号俸」等を示す。

附　則（昭和三九年一二月一七日法律第一七四号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条及び第五条並びに附則第十六項の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（第二条第六号を除く。）の規定は、昭和三十九年九月一日から適用する。

（指定職俸給表の適用）

3　昭和三十九年九月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の等級（以下「旧等級」という。）が行政職俸給表（一）の一等級、教育職俸給表（一）の一等級、研究職俸給表の一等級又は医療職俸給表（一）の一等級である職員は、切替日において指定職俸給表の適用を受ける職員として定められるものとする。

（職務の等級の切替え）

4　旧等級が附則別表第一に掲げられている職員の切替日における職務の等級は、旧等級に対応する同表に定める職務の等級とし、旧等級が行政職俸給表（一）の四等級である職員の切替日における職務の等級は、人事院の定めるところにより、同表の三等級又は四等級とする。

（号俸の切替え）

5　附則第三項に規定する職員のうち切替日において指定職俸給表の乙欄に掲げる俸給月額を受けることとなる職員（附則第九項に規定する職員を除く。）及び前項に規定する職員（次項、附則第七項及び附則第九項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸（以下「旧号俸」という。）と同じ号数の号俸とする。

6　旧等級が行政職俸給表（一）の三等級、税務職俸給表の二等級、公安職俸給表（一）の二等級又は公安職俸給表（二）の二等級である職員（附則第九項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、旧号俸の号数から一を減じた号数の号俸（旧号俸が一号俸である職員にあつては、一号俸）とする。

7　附則第四項の規定により切替日における職務の等級が行政職俸給表（一）の三等級となる職員（附則第九項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、旧号俸に対応する附則別表第二に定める号俸とする。

（旧号俸を受けていた期間の通算）

8　前三項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間）を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

（最高号俸等の切替え等）

9　切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（昇給期間の短縮）

10　昭和三十七年九月三十日において附則別表第三に掲げられている号俸を受けていた職員及び同表に号俸の掲げられている職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受けていた職員でそれぞれ人事院の定めるもの並びに人事院の定めるこれらに準ずる職員に対する切替日（昭和三十九年十月一日において昇給規定（一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項又は第八項ただし書の規定をいう。以下同じ。）により昇給した職員にあつては、この法律の施行の日）以降における最初の昇給規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事院の定めるものを除き、昇給規定に定める期間から三月（昭和三十七年九月三十日において同表ロの表に掲げられている号俸を受けていた職員及び同表に掲げられている職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受けていた職員でそれぞれ人事院の定めるもの並びに人事院の定めるこれらに準ずる職員（以下「六月短縮職員」という。）にあつては、六月）を減じた期間をもつて昇給規定に定める期間とする。

11　前項の規定の適用により昭和三十九年十月一日に昇給することとなる六月短縮職員のうち、当該昇給前の号俸又は俸給月額を受けていた期間（附則第九項の規定により当該号俸又は俸給月額を受ける期間に通算されることとなる期間を含む。）が前項の規定により短縮された昇給規定に定める期間をこえる職員で人事院の定めるものの昭和三十九年十月二日以降における最初の昇給規定の適用については、昇給規定に定める期間から三月を減じた期間をもつて昇給規定に定める期間とする。

（切替日からこの法律の施行の日の前日までの間の異動者の号俸等）

12　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち人事院の定める職員の同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及びそれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

13　昭和三十二年四月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号俸等の基礎）

14　附則第三項から前項までの規定の適用については、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

15　第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて、切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

16　この附則に定めるもののほか、この法律（次項及び附則第十八項を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表第一　職務の等級の切替表

俸給表	旧等級	切替日における職務の等級
行政職俸給表（一）	2等級	1等級
	3等級	2等級
教育職俸給表（一）	2等級	1等級
	3等級	2等級
	4等級	3等級
	5等級	4等級
	6等級	5等級
研究職俸給表	2等級	1等級
	3等級	2等級
	4等級	3等級
	5等級	4等級
	6等級	5等級
医療職俸給表（一）	2等級	1等級
	3等級	2等級
	4等級	3等級
	5等級	4等級

附則別表第二　行政職俸給表（一）の三等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	切替日における号俸
1号俸から5号俸までの号俸	1号俸
6号俸	2号俸
7号俸	3号俸
8号俸	4号俸
9号俸	5号俸
10号俸	6号俸
11号俸	7号俸
12号俸	8号俸
13号俸	9号俸
14号俸	10号俸
15号俸	11号俸
16号俸	12号俸
17号俸	13号俸

附則別表第三　昇給期間の短縮される号俸の表

イ　3月短縮される号俸の表

俸給表 ＼ 職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
行政職俸給表（一）		1～13	1～14	4～19	9～19	13～19	16～18	
行政職俸給表（二）	9～12	15～18	18～21	25～28	32・33			
税務職俸給表	1～10	1～13	2～17	7～17	11～18	14～18		
公安職俸給表（一）	1～10	1～13	2～17	9～21	14～26	17～28	20～30	
公安職俸給表（二）	1～10	1～13	2～17	7～17	11～20	14～22	20～25	24・25
海事職俸給表（一）	1～17	6～17	11～18	16～20	22～24			

海事職俸給表（二）	11～26	16～25	21～26			
教育職俸給表（一）		1～23	7～24	10～28	16～28	19～27
教育職俸給表（二）	1～23	16～36	22～31			
教育職俸給表（三）	5～27	19～38	22～25			
研究職俸給表		1～22	9～27	16～30	19～29	
医療職俸給表（一）		1～16	1～19	7～23	14～26	
医療職俸給表（二）	1～13	1～16	11～21	16～25	19～23	
医療職俸給表（三）	6～24	11～24	17～21			

ロ　6月短縮される号俸の表

俸給表	職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級
行政職俸給表（二）		13～29	19～29	22～29	29・30

備考　これらの表中「1～13」等とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六号）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定による1号俸から13号俸までの号俸」等を示す。

附　則（昭和四〇年一二月二七日法律第一四七号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第九項から附則第十一項まで及び附則第十三項の規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定は、昭和四十年九月一日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

3　昭和四十年九月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（昇給期間の短縮）

4　昭和三十七年九月三十日において附則別表に掲げられている号俸を受けていた職員で人事院の定めるもの及び人事院の定めるこれに準ずる職員に対する切替日（昭和四十年十月一日において昇給規定（一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項又は第八項ただし書の規定をいう。以下この項において同じ。）により昇給した職員にあつては、この法律の施行の日）以降における最初の昇給規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事院の定めるものを除き、昇給規定に定める期間から三月を減じた期間をもつて昇給規定に定める期間とする。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等）

5　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち人事院の定める職員の同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

6　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号俸等の基礎）

7　附則第三項から前項までの規定の適用については、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

8　第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて、切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

（扶養手当の経過規定）

9　昭和四十一年一月一日前に新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に一般職の職員の給与に関する法律第十一条の二第一項第一号に掲げる事実が生じた場合において、これらの職員が、同日以後それぞれその者が職員となつた日又は同号に掲げる事実が生じた日から十五日以内に同項の規定による届出をしたときにおける当該届出に係る事実に係る扶養手当の支給の開始又はその支給額の改定については、なお従前の例による。

（期末手当及び勤勉手当の経過規定）

10　第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四の規定の昭和四十一年三月一日における適用については、同条第一項第一号中「十二月以内」とあるのは、「十一箇月十七日以内」とする。

11　第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の三及び第十九条の四の規定の昭和四十一年六月一日における適用については、同法第十九条の三第二項各号列記以外の部分中「六月以内」とあるのは「五箇月十七日以内」と、同項第一号及び第二号中「六月」とあるのは「五箇月十七日」と、同項第二号及び第三号中「三月」とあるのは「二箇月十七日」と、同法第十九条の四第一項第二号中「六月以内」とあるのは「五箇月十七日以内」とする。

（人事院規則への委任）

12　この附則に定めるもののほか、この法律（次項を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表　昇給期間の短縮される号俸の表

俸給表	職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
行政職俸給表（一）					1～3	2～8	6～12	9～15	
行政職俸給表（二）		2～12	8～18	11～21	18～28	25～31			
税務職俸給表				1	1～6	4～10	7～13		
公安職俸給表（一）				1	2～8	7～13	10～16	13～19	
公安職俸給表（二）				1	1～6	4～10	7～13	13～19	17～23
海事職俸給表（一）			1～5	4～10	9～15	15～21			
海事職俸給表（二）		4～10	9～15	14～20	20～26				
教育職俸給表（一）				1～6	3～9	9～15	12～18		
教育職俸給表（二）			9～15	15～21					
教育職俸給表（三）		1～4	12～18	15～21					
研究職俸給表				2～8	9～15	12～18			
医療職俸給表（一）					1～6	7～13			
医療職俸給表（二）				4～10	9～15	12～18			
医療職俸給表（三）		1～5	4～10	10～16	14～16				

備考

（一）　この表中「1」とあるのは「1号俸」を示し、「1～3」等とあるのは「1号俸から3号俸までの号俸」等を示す。

（二）　この表に掲げる職務の等級及び号俸は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第六号）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定による職務の等級及び号俸を示す。

附　則（昭和四一年一二月二一日法律第一四〇号）

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。

（指定職俸給表の乙欄の俸給月額の切替え）

2　昭和四十一年九月一日（以下「切替日」という。）の前日において指定職俸給表の乙欄に掲げる俸給月額を受ける職員の切替日における俸給月額は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により切替日の前日においてその者の受ける給与額を基準として、人事院が定める。

（特定の号俸の切替え等）

3　切替日の前日においてその者の受ける号俸が附則別表に掲げる職務の等級の一号俸である職員の切替日における号俸は、二号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（最高号俸等の切替え等）

4　切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等）

5　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の法の規定により新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

6　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号俸等の基礎）

7　附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

8　改正前の法の規定に基づいて切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

9　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表

俸給表	職務の等級
行政職俸給表（一）	3等級
税務職俸給表	3等級
公安職俸給表（一）	3等級
公安職俸給表（二）	3等級
教育職俸給表（一）	1等級
教育職俸給表（二）	1等級
教育職俸給表（三）	1等級
教育職俸給表（四）	2等級
研究職俸給表	1等級
医療職俸給表（一）	3等級

俸給表	職務の等級
行政職俸給表（一）	4等級 5等級
税務職俸給表	4等級
公安職俸給表（一）	4等級
公安職俸給表（二）	4等級
教育職俸給表（一）	2等級
教育職俸給表（二）	
教育職俸給表（三）	
教育職俸給表（四）	
研究職俸給表	2等級
医療職俸給表（一）	

附　則（昭和四二年一二月二二日法律第一四一号）抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（同法第二条、第十九条の三（同条第一項に規定する基準日が十二月一日である期末手当に関する部分を除く。）及び第十九条の四（同条第一項に規定する基準日が十二月一日である勤勉手当に関する部分を除く。）を除く。以下「改正後の法」という。）の規定、第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正後の昭和三十二年改正法」という。）附則第十六項、第二十三項、第二十四項、第二十八項及び第四十項の規定並びに附則第七項から第十三項まで及び第十六項の規定、附則第十八項の規定による改正後の国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定、附則第十九項の規定による改正後の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定並びに附則第二十項の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

3　昭和四十二年八月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等）

4　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号俸等の基礎）

6　附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

7　改正前の法又は第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の規定に基づいて切替日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、それぞれ、改正後の法又は改正後の昭和三十二年改正法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正後の法の規定により調整手当を支給されることとなる職員に支払われた暫定手当（同法第六条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する職員にあつては、改正後の昭和三十二年改正法附則第二十三項の規定により俸給とみなされる額以外の額に係るものに限る。）は、改正後の法の規定による調整手当の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

8　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（調整手当についての人事院の措置）

9　人事院は、この法律の施行の日から起算して三年以内に改正後の法第十一条の三に規定する調整手当に関して必要と認められる措置を国会及び内閣に同時に勧告することを目途として、同法第二条第六号に規定する調査研究の一環として調整手当に関する調査研究を行なうものとする。

附　則（昭和四三年一二月二一日法律第一〇五号）

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律第十九条の二の改正規定はこの法律の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、第一条中同法第十九条の三第一項及び第二項、第十九条の四並びに第二十三条第七項の改正規定は昭和四十四年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）第十二条の規定は昭和四十三年五月一日から、改正後の法第十条の三第一項、第二十二条第一項及び別表第一から別表第八までの規定並びに第二条から第四条までに規定する各法律のこれらの規定による改正後の規定は同年七月一日から適用する。

（特定の職務の等級の切替え）

3　昭和四十三年七月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の等級が附則別表第一に掲げられている職員の切替日における職務の等級は、人事院の定めるところにより、切替日の前日においてその者の属する職務の等級に対応する同表の甲欄又は乙欄に定める職務の等級とする。

（特定の号俸の切替え等）

4　前項の規定により切替日における職務の等級が附則別表第一の甲欄に定める職務の等級となる職員（附則第八項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する附則別表第二から附則別表第四までに定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の等級が附則別表第一の乙欄に定める職務の等級となる職員（附則第八項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

5　切替日の前日においてその者の属する職務の等級が医療職俸給表（三）の三等級である職員（附則第八項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、旧号俸の号数に一を加えて得た号数の号俸とする。

6　前二項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間）を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

7　旧号俸が税務職俸給表、公安職俸給表（一）又は公安職俸給表（二）の二等級の一号俸である職員の切替日における号俸は、二号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（最高号俸等の切替え等）

8　切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者の号俸等）

9　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

10　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号俸等の基礎）

11　附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

12　改正前の法の規定に基づいて切替日（通勤手当にあつては、昭和四十三年五月一日）からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

13　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表第一　職務の等級の切替表

俸給表	切替日の前日において職員の属する職務の等級	切替日における職務の等級	
		甲	乙
税務職俸給表	3等級	特3等級	3等級
公安職俸給表（一）			
公安職俸給表（二）			
海事職俸給表（一）	1等級	特1等級	1等級

医療職俸給表（三）

附則別表第二　税務職俸給表、公安職俸給表（一）又は公安職俸給表（二）の特3等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	切替日における号俸
2号俸から6号俸までの号俸	
7号俸	3号俸
8号俸	4号俸
9号俸	5号俸
10号俸	6号俸
11号俸	7号俸
12号俸	8号俸
13号俸	9号俸
14号俸	10号俸
15号俸	11号俸
16号俸	12号俸
17号俸	13号俸
18号俸	14号俸
19号俸	14号俸
20号俸	15号俸

附則別表第三　海事職俸給表（一）の特1等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	切替日における号俸
1号俸から6号俸までの号俸	
7号俸	2号俸
8号俸	3号俸
9号俸	4号俸
10号俸	5号俸
11号俸	6号俸
12号俸	7号俸
13号俸	8号俸
14号俸	9号俸
15号俸	10号俸
16号俸	11号俸
17号俸	11号俸
18号俸	12号俸

附則別表第四　医療職俸給表（三）の特1等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	切替日における号俸
1号俸から8号俸までの号俸	
9号俸	1号俸
10号俸	2号俸
11号俸	3号俸
12号俸	4号俸
13号俸	5号俸
14号俸	6号俸
15号俸	7号俸
16号俸	8号俸
17号俸	9号俸
18号俸	10号俸

19号俸
20号俸
21号俸
22号俸
23号俸
24号俸
25号俸

附　則（昭和四四年一二月二日法律第七二号）

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定（同法第十一条の二の規定を除く。）及び第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の規定は、昭和四十四年六月一日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

3　昭和四十四年六月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

4　切替日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号俸等の基礎）

6　附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（扶養手当に関する経過措置）

7　次の各号の一に該当する者は、すみやかにその旨を改正後の法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

一　切替日において、その前日から引き続き、扶養親族たる満十八歳未満の子で改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされたもの（切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満十八歳未満の子で、切替日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があり、かつ、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）のなかつた者

二　切替期間において新たに扶養親族たる満十八歳未満の子で改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされたものを有する職員となつた者であつて、その届出に係る事実が生じた日（その届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日）に配偶者のなかつたもの（前号に該当する者を除く。）

三　切替期間において配偶者のない職員となつた者（改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があつた職員で、配偶者のない職員となつたものを除く。）であつて、その配偶者のない職員となつた日に扶養親族たる満十八歳未満の子で同項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満十八歳未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの

四　配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となつた者であつて、その配偶者がある職員となつた日に扶養親族たる満十八歳未満の子で改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満十八歳未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの

8　前項第一号又は第二号の規定による届出が施行日から三十日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の法第十一条第三項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日（これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間同項中「六百円（職員に配偶者がない場合にあつては、千二百円）」とあるのは「六百円」とする。

9　切替期間において職員が配偶者のない職員となつた場合又は配偶者を有するに至つた場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日に扶養親族たる満十八歳未満の子で改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされたもの（これらの日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた満十八歳未満の子で、これらの日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）を有するときにおける当該満十八歳未満の子に係る扶養手当の支給額の改定は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なう。ただし、職員が配偶者のない職員となつた場合における同項第二号又は附則第七項第三号の規定による届出が施行日から三十日を経過した後にされたときの改定は、これらの届出がされた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。

10号俸
11号俸
12号俸
13号俸
13号俸

（期末手当及び勤勉手当に関する経過措置）

10　切替日において在職する職員に対して昭和四十四年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の法第十九条の三及び第十九条の四の規定の適用については、同法第十九条の三第二項中「職員が受けるべき」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第七十二号）第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により職員が受けるべきであつた」と、同法第十九条の四第二項中「受けるべき」とあるのは「改正前の法の規定により受けるべきであつた」とする。

（給与の内払）

11　改正前の法の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

12　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（昭和四五年一二月一七日法律第一一九号）抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は昭和四十六年一月一日から、第一条中同法第八条第六項及び第八項の改正規定は同年四月一日から、附則第二十二項の規定は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）の施行の日の前日から施行する。

2　第一条の規定（前項ただし書に係る改正規定を除く。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定、附則第十三項の規定による改正後の国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定、附則第十五項の規定による改正後の大学の運営に関する臨時措置法（昭和四十四年法律第七十号）の規定、附則第十六項の規定による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。第二百四条第二項中調整手当に係る部分、附則第六条の二及び附則第六条の四を除く。）の規定、附則第十七項の規定による改正後の地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二十一号。第二条第三項中調整手当に係る部分を除く。）の規定、附則第十九項の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号。第一条中調整手当に係る部分を除く。）の規定及び附則第二十項の規定による改正後のへき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）の規定は、昭和四十五年五月一日から適用する。

（指定職俸給表の乙欄の俸給月額の切替え）

3　昭和四十五年五月一日（以下「切替日」という。）の前日において指定職俸給表の乙欄に掲げる俸給月額を受ける職員の切替日における俸給月額は、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により切替日の前日においてその者の受ける俸給月額等を基準として、人事院が定める。

（特定の号俸の切替え等）

4　切替日の前日においてその者の属する職務の等級が教育職俸給表（一）の一等級又は研究職俸給表の一等級若しくは二等級である職員のうち、改正前の法の規定により切替日の前日においてその者の受ける号俸（以下「旧号俸」という。）が附則別表に掲げられている職員の切替日における号俸は、旧号俸に対応する同表に定める号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（最高号俸等の切替え等）

5　切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

6　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

7　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号俸等の基礎）

8　附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（調整手当に関する経過措置）

9　改正後の法第十一条の五の規定は、改正前の法第十一条の四の規定による調整手当で切替日前に支給事由がなくなつたものに係る異動又は移転については、適用しない。

（特地勤務手当に関する経過措置）

10　切替期間において、改正前の法第十三条の二の規定による隔遠地手当を受けていた期間がある職員について必要がある場合には、人事院規則で定めるところにより、改正後の法第十三条の二の規定による特地勤務手当の額に関し特例を定めることができる。

（給与の内払）

11　改正前の法の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、隔遠地手当は、改正後の法の規定による特地勤務手当の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

12　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（昭和四六年一二月一五日法律第一二一号）抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第九項、附則第十六項中国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）に係る部分及び附則第十七項の規定は、昭和四十七年一月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和四十六年五月一日から適用する。ただし、改正後の法第十三条の四の規定は、同年十月一日から適用する。

（特定の号俸の切替え等）

3　昭和四十六年五月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号俸（以下「旧号俸」という。）が附則別表の旧号俸欄に掲げられている号俸である職員（以下「特定号俸職員」という。）のうち、旧号俸が同表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員及び旧号俸が同欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間。以下同じ。）が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号俸は、旧号俸に対応する同表の新号俸欄に定める号俸とする。

4　特定号俸職員のうち、旧号俸が附則別表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、昭和四十六年七月一日、同年十月一日又は昭和四十七年一月一日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号俸を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号俸に対応する同表の新号俸欄に定める号俸を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における俸給月額は、旧号俸に対応する同表の暫定俸給月額欄に定める額とする。

5　附則第三項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の法第八条第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（旧号俸が附則別表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員にあつては、旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する同欄に定める期間を減じた期間）を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

（最高号俸等の切替え等）

6　切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

7　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。この場合において、その俸給月額が附則別表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員の当該俸給月額を受けることがなくなつた日における号俸は、人事院が定める。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

8　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（切替え等の規定の準用）

9　附則第六項及び前項の規定は、昭和四十七年一月一日前から引き続き教育職俸給表（四）の適用を受ける職員の同日における号俸及び俸給月額の切替え等について準用する。

（旧号俸等の基礎）

10　附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（改正後の法第八条の適用の経過措置）

11　改正後の法第八条の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間における適用については、同条第三項中「号俸」とあるのは「号俸又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第百二十一号）附則別表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額（次項において「暫定俸給月額」という。）」と、同条第四項中「号俸」とあるのは「号俸又は暫定俸給月額」とする。

12　附則別表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額を受ける職員に関する改正後の法第八条第七項の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間における適用については、人事院規則で定める。

（給与の内払）

13　改正前の法の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

14　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表

俸給表

行政職俸給表（一）

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間	暫定俸給月額
			月	円
8等級	1	2		

| | | |

医療職俸給表（二）	6等級	6	7	9
		5	6	6
		4	5	3
		3	4	8,100
	5等級	3	4	9
		2	3	6
		1	2	3,600
研究職俸給表	5等級	7	8	9
		6	7	6
		5	6	3
		4	5	8,300
		3	4	6
		2	3	3,600
		1	2	
	4等級	3	4	9
		2	3	6
		1	2	3,600
教育職俸給表（四）	5等級	3	4	9
		2	3	6
		1	2	3,800
	3等級	6	7	9
		5	6	6
		4	5	3
		3	4	9,900
		2	3	8,300
		1	2	3,800
		3	4	9

附　則（昭和四七年一一月一三日法律第一一八号）

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

2　昭和四十七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

3　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

4　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号俸等の基礎）

5　前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

6　改正前の法の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

7　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（昭和四八年四月一二日法律第一〇号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四八年九月二六日法律第九五号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定及び附則第十七項の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第百十号）の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。ただし、改正後の法第十九条の二第一項及び第二項の規定は、同年九月一日から適用する。

（特定の職務の等級の切替え）

3　昭和四十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の属する職務の等級が行政職俸給表（二）、税務職俸給表、公安職俸給表（一）、公安職俸給表（二）、海事職俸給表（二）又は医療職俸給表（二）の一等級である職員の切替日における職務の等級は、人事院の定めるところにより、それぞれの俸給表の特一等級又は一等級とする。

（特定の号俸の切替え等）

4　前項の規定により切替日における職務の等級が同項に規定する俸給表の特一等級となる職員（附則第八項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者の受ける号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する附則別表第一の新号俸欄に定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の等級が同項に規定する俸給表の一等級となる職員（次項、附則第六項及び附則第八項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

5　旧号俸が附則別表第二のイからヨまでの表（以下「切替表」という。）の旧号俸欄に掲げられている号俸である職員（附則第三項の規定により切替日における職務の等級が同項に規定する俸給表の特一等級となる職員を除く。以下「特定号俸職員」という。）のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員及び旧号俸が同欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間。次項及び附則第七項第二号において同じ。）が同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号俸は、旧号俸に対応する切替表の新号俸欄に定める号俸とする。

6　特定号俸職員のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間が同欄の左欄に定める期間に達していないものは、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日が、昭和四十八年七月一日以前であるときは同日に、同月二日以後であるときは同年十月一日に、旧号俸に対応する切替表の新号俸欄に定める号俸を受けるものとし、その者の切替日から切替表の新号俸欄に定める号俸を受ける日の前日までの間における俸給月額は、旧号俸に対応する切替表の暫定俸給月額欄に定める額とする。

7　附則第四項又は附則第五項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の法第八条第六項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

一　附則第四項の規定により切替日における号俸を決定される職員及び附則第五項の規定により切替日における号俸を決定される職員のうち旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員　旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間）

二　附則第五項の規定により切替日における号俸を決定される職員のうち旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員　旧号俸を受けていた期間が九月未満である職員にあつては旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する切替表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間、旧号俸を受けていた期間が九月以上である職員にあつては旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する切替表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間

（最高号俸等の切替え等）

8　切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

9　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。この場合において、その俸給月額が切替表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員の当該俸給月額を受けることがなくなつた日における号俸は、人事院が定める。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

10　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号俸等の基礎）

11　附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（改正後の法第八条の規定の適用の経過措置）

12　改正後の法第八条第三項及び第四項の規定の切替日から昭和四十八年九月三十日までの間における適用については、同条第三項中「号俸」とあるのは「号俸又は一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十五号）附則別表第二のイからヨまでの表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額（次項において「暫定俸給月額」という。）」と、同条第四項中「号俸」とあるのは「号俸又は暫定俸給月額」とする。

13　切替表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額を受ける職員に関する改正後の法第八条第七項の規定の切替日から昭和四十八年九月三十日までの間における適用については、人事院規則で定める。

（住居手当に関する経過措置）

14　切替期間において、改正前の法第十一条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和四十九年三月三十一日（同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

15　職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法（住居手当については、改正後の法第十一条の六又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

16　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表第一　附則第三項に規定する職員のうち、切替日において同項に規定する俸給表の特1等級となる職員の号俸の切替表

俸給表	旧号俸	新号俸
行政職俸給表（二）	1から6まで	1
		2
		3
		4
		5
		6
		7
		8
		9
	7	10
	8	11
	9	12
	10	13
	11	14
	12	15
	13	16
	14	17
	15	18
	16	19
	17	20
	18	21
	19	22
	20	23
	21	24
	22	25
	23	1
	24	2
	25	3
税務職俸給表	1から6まで	4
公安職俸給表（一）		5
公安職俸給表（二）		6
		7
		8
		9
	10	10
	11	11
	12	12
	13	13
	14	14
	15	15
	16	16
	17	17
	18	18
	19	19
	20	20
	21	21
	22	22
	23	23
	24	24
	25	25

俸給表	旧号俸	新号俸
海事職俸給表（二）	1から7まで	1
		2
		3
		4
		5
		6
		7
		8
		9
	10	10
	11	11
	12	12
	13	13
	14	14
	15	15
	16	16
	17	17
	18	18
	19	19
	20	20
	21	21
	22	22
医療職俸給表（二）	1から6まで	1
		2
		3
		4
		5
		6
		7
		8
		9
	10	10
	11	11
	12	12
	13	13
	14	14
	15	15
	16	16

附則別表第二　特定号俸職員の号俸の切替表

イ　行政職俸給表（一）の適用を受ける者

職務の等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
旧号俸	12 13 14 15	14 15 16 17	15 16 17 18 19	16 17 18 19 20	16 17 18 19 20	15 16 17 18	14 15 16
新号俸	12 13 13 14	14 15 15 16	15 16 16 17 18	16 17 17 18 19	16 17 17 18 19	15 16 16 17	14 15 15
期間	3　6　3　月	3　6　3	6　3　6　3	6　3　6　3	6　3　6　3	3　6　3	6　3
	6　9　6　月	6　9　6	9　6　9　6	9　6　9　6	9　6　9　6	6　9　6	9　6
暫定俸給月額	円 17,200 18,000 18,800 19,600	15,900 16,400 17,000 17,600	14,300 14,700 14,900 15,400 15,800	12,300 12,600 12,800 13,100 13,400	10,400 10,700 10,900 11,200 11,400	8,500 8,700 8,900 9,100	6,200 6,500 6,700

ロ　行政職俸給表（二）の適用を受ける者

職務の等級	1等級
旧号俸	15 16 19 20 21 22 23
新号俸	15 16 19 20 21 22
期間	3　6　3　月
	6　9　6　月
暫定俸給月額	円 11,900 12,000 12,300 12,400 12,500 12,600

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間	暫定俸給月額
特3等級	14	14	3	168,400
	15	15	6	170,700
2等級	14	14	3	179,500
	15	15	6	182,500
	16	16	9	187,800
	17	15	6	179,500
	16	15	9	182,500
1等級	15	15	3	205,500
	16	16	6	208,400
			9	205,500
5等級	21	21	3	67,100
	22	22	6	68,000
	23	23	9	69,700
	24	24	3	67,100
	25	25	6	68,000
	26	26	9	69,700
	27	25	3	67,100
	28	26	6	68,000
	29	26	9	69,700
4等級	18	18	3	72,300
	19	19	6	73,000
	20	19	3	72,300
	21	20	6	73,000
	22	21	9	75,600
	23	21	3	72,300
	24	22	6	73,000
	25	22	9	75,600
3等級	17	17	3	86,900
	18	18	6	88,200
	19	18	3	86,900
	20	19	6	88,200
	21	20	9	90,900
	22	20	3	88,200
	23	21	6	90,900
	24	22	9	93,900
2等級	18	18	3	99,800
	19	19	6	101,100
	20	20	9	103,700
	21	21	3	99,800
	22	22	6	101,100
	23	23	9	103,700
	24	24	3	99,800
	25	24	6	101,100
			9	103,700
ハ 税務職俸給表の適用を受ける者			6	128,200

ニ　公安職俸給表（一）の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間	暫定俸給月額
1等級	15 16	15 16	3月 6月	205,500 208,400
2等級	14 15 16 17	14 15 15 16	3 6 3 6	179,500 182,500 168,400 187,800
特3等級	14 15 16 17	14 15 15 16	3 6 3 6	153,700 156,500 168,400 175,600
3等級	15 16 17 18 19 20	15 16 16 17 18 19	3 6 3 6 3 6	135,200 137,900 161,800 163,800 180,000 183,000
4等級	18 19 20 21 22 23	18 19 19 20 21 22	3 6 3 6 3 6	137,000 139,300 141,300 142,900 144,100 146,200
5等級	22 23	22 23	3 6	128,700 130,500
7等級	13 14	13 14	3 6	65,700 66,600
6等級	13 14	13 14	3 6	86,100 87,300
5等級	15 16	15 16	3 6	108,800 110,000
4等級	16 17 18 19	16 17 17 18	3 6 3 6	132,600 134,700 134,000 137,100
3等級	15 16 16 17 18 19	15 16 16 17 18 18	3 6 3 6 3 6	153,700 156,500 161,800 163,800 168,400 170,600
	16 17	16 17	3 6	175,600 178,500

| 職務の等級 | ヘ　海事職俸給表（一）の適用を受ける者 | | |

ト　海事職俸給表（二）の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間	暫定俸給月額
特1等級	13	13	3月	223,200円
	14	14	6月	
	15	15		
1等級	16	16	3月	205,300
	17	17	6月	
	18	18		
2等級	15	15	3月	165,800
	16	16	6月	
	17	17		
	18	18		
3等級	15	15	3月	142,300
	16	16	6月	
	17	17		
	18	18		
4等級	14	14	3月	110,500
	15	15	6月	
	16	16		
	17	17		
5等級	16	16	3月	90,800
	17	17	6月	
	18	18		
	19	19		
1等級	18	18	3月	135,400
	19	19	6月	
	20	20		
	21	21		
2等級	17	17	3月	112,100
	18	18	6月	
	19	19		
	20	20		
	21	21		
	22	22		
3等級	18	18	3月	97,300
	19	19	6月	
	20	20		
	21	21		

1等級	職務の等級	リ 教育職俸給表（二）の適用を受ける者	5等級	4等級	3等級	2等級	職務の等級	チ 教育職俸給表（一）の適用を受ける者	4等級	
19 20	旧号俸		21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26 27	21 22 23 24 25 26	20 21 22 23 24 25 26 27	旧号俸		19 20 21 22 23	22 23 24 25
19 20	新号俸		21 22 22 23 24 24 25	21 22 22 23 24 24 25	21 22 22 23 24 24	20 21 21 22 23 23 24 25	新号俸		19 20 20 21 22	21 22 23 23
3月 6月	期間		3　6月 6　9月	3　6月 6　9月	3　6月 6　9月	3　6月 6　9月	期間		3　6月 6　9月	3　6 6　9
176,600円 180,000	暫定俸給月額		104,100 106,400 110,800 114,100	107,000 112,600 122,000 127,800 131,400	115,200 115,900 121,800 126,000 131,000	116,900 117,900 119,600 118,900 118,600	暫定俸給月額		80,500 81,900 84,900 85,900	101,200 103,700 104,800

ヌ　教育職俸給表（三）の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間	暫定俸給月額
1等級	18	18	63月	167,800
	19	19	63	166,100
	20	20	63	162,400
	21	21	63	155,500
	22	22	63	153,300
	23	23	63	148,800
	24	23	63	146,200
	25	22	63	140,000
	26	21	63	135,700
	27	21	63	132,500
	28	20	63	130,600
2等級	28	25	96	135,700
	29	24	96	132,500
	30	23	96	130,600
	31	22	96	128,000
3等級	25	25	63	120,900
	26	26	63	119,600
	27	26	63	116,500
	28	28	63	111,000
	29	28	63	110,100
	30	30	63	107,000
	31	31	63	105,200
	32	32	63	100,900
	33	33	63	100,600
	34	34	63	97,500
	35	35	63	96,000
	36	36	63	94,000
2等級	28	28	63	168,400
	29	29	63	166,700
	30	30	63	162,000
	31	31	63	156,200
	32	32	63	154,000
	33	33	63	149,800
	34	33	63	147,000
	35	32	63	140,000
	36	31	63	135,700
	37	31	63	132,500
	38	30	63	130,600
	21	21	63	195,900
	22	22	63	189,500
	23	22	63	186,300
	24	23	63	183,000
	25	23	63	179,800

ヲ　研究職俸給表の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定俸給月額
2等級	21	21	3月	6	151,600円
	22	22	6	9	153,700
	23	23	6	9	157,800
	24	24	6	9	159,900
	25	25	6	9	161,000
5等級	22	22	6	9	111,000
	23	23	6	9	113,000
	24	24	6	9	116,000
	25	25	6	9	117,600
	26	26	6	9	120,000
	27	27	6	9	122,400
4等級	26	26	6	9	155,300
	27	27	6	9	158,000
	28	28	6	9	160,200
	29	29	6	9	162,500
	30	30	6	9	166,000
	31	31	6	9	169,200
	32	32	6	9	172,400
	33	33	6	9	175,500
3等級	23	23	3月	6	171,600円
	24	24	6	9	174,800
	25	25	6	9	177,800
	26	26	6	9	180,800
	27	27	6	9	183,800
	28	28	6	9	187,000

ル　教育職俸給表（四）の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間		暫定俸給月額
3等級	20	20	3	6	87,600円
	21	21	6	9	88,900
	22	22	6	9	91,800
	23	23	6	9	92,900
	24	24	6	9	95,500
	25	25	6	9	98,500
	26	26	6	9	100,500
	32	31	6	9	137,300
	33	31	6	9	140,700
	34	32	6	9	142,200
	35	33	6	9	144,600
	36	33	6	9	147,600
	37	34	6	9	149,000
	38	35	6	9	151,000

カ　医療職俸給表（二）の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間	暫定俸給月額
1等級	11	11	63月	177,400
	12	12	63	181,000
	13	13	63	186,400
	14	14	63	189,000
	15	14	96	189,000
	16	15	96	186,400
2等級	13	13	63	141,600
	14	14	96	144,400
4等級	18	18	63	144,500
	19	19	63	146,800
	20	20	63	150,900
	21	21	96	150,900
	22	21	96	152,600
3等級	18	18	63	179,500
	19	19	63	182,000
	20	20	63	187,100
	21	21	96	187,100
	22	21	96	189,500
2等級	18	18	63月	204,600
	19	19	63	209,000
	20	20	63	214,500
	21	21	96	214,500
	22	21	96月	217,000

ワ　医療職俸給表（二）の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間	暫定俸給月額
5等級	14	14	63	62,500
	15	15	63	63,700
	16	15	96	63,700
4等級	21	21	63	102,900
	22	22	63	104,700
	23	23	96	104,700
	24	24	96	107,900
	25	24	96	109,200
3等級	22	22	63	124,400
	23	23	63	126,200
	24	24	96	126,200
	25	24	96	130,400
	26	25	96	132,200
	27	26	6	163,800

ヨ　医療職俸給表（三）の適用を受ける者

職務の等級	旧号俸	新号俸	期間	暫定俸給月額
特1等級	15	14	3月	159,000円
	16	15	6月	160,300
	17	16	6月	161,600
	18	17	6月	163,000
1等級	18	17	6月	134,600
	19	18	6月	136,400
	20	19	6月	138,200
	21	20	6月	140,000
	22	21	6月	141,800
	23	22	6月	143,600
	24	23	6月	145,400
	25	24	6月	146,400
2等級	16	15	6月	112,000
	17	16	6月	113,900
	18	17	6月	117,400
	19	18	6月	118,700
	20	19	6月	119,900
	21	20	6月	122,300
	22	21	6月	123,600
	23	22	6月	126,000
3等級	17	16	6月	88,700
	18	17	6月	90,200
	19	18	6月	93,000
特1等級	15	14	6月	159,000
	16	15	6月	160,300
	17	16	6月	163,000
	18	17	6月	164,500
1等級	18	17	6月	134,600
	19	18	6月	136,400
	20	19	6月	138,200
	21	20	6月	140,000
	22	21	6月	141,800
	23	22	6月	143,600
	24	23	6月	145,400
	25	24	6月	146,400
2等級	16	15	6月	112,000
	17	16	6月	113,900
	18	17	6月	117,400
	19	18	6月	118,700
	20	19	6月	119,900
	21	20	6月	122,300
	22	21	6月	123,600
	23	22	6月	126,000
3等級	17	16	6月	88,700
	18	17	6月	90,200
	19	18	6月	93,000
4等級	19	18	6月	103,100
	20	19	6月	104,400
	21	20	6月	107,400
5等級	18	17	6月	84,300
	19	18	6月	85,300
6等級	11	10	6月	58,600
	12	11	6月	59,500
3等級	17	16	6月	88,700
	18	17	6月	90,200
	19	18	6月	93,000
4等級	19	18	6月	103,100
	20	19	6月	104,400
	21	20	6月	107,400
5等級	18	17	6月	84,300
	19	18	6月	85,300
6等級	11	10	6月	58,600
	12	11	6月	59,500

| | | |

3　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、医療職俸給表（三）の適用を受ける職員で人事院の定めるものの改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

4　切替日において医療職俸給表（三）の適用を受ける職員のうち、切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

5　前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

6　切替期間において医療職俸給表（三）の適用を受ける職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

7　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（医療職俸給表（三）の適用を受ける防衛庁の職員の俸給月額の切替え等）

8　防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第二項の規定により改正後の法別表第七ハの適用を受ける防衛庁の職員（切替日の前日において別表第七ハの職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた者を除く。）の切替日における俸給月額は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級におけるその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

9　前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の防衛庁職員給与法第五条第三項において準用する改正後の法第八条第六項の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

10　切替期間において防衛庁職員給与法第四条第二項の規定により改正後の法別表第七ハの適用を受ける防衛庁の職員の俸給月額及びこれを受けることとなる期間並びにその者が防衛庁職員給与法の規定に基づいて切替期間中の分として既に支給を受けた給与については、附則第二項から第四項まで又は第六項に規定する職員の例による。

附　則（昭和四九年六月一日法律第七〇号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附　則（昭和四九年六月四日法律第七四号）

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律、特別職の職員の給与に関する法律、防衛庁職員給与法及び沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法（附則第五項において「改正後の一般職の職員の給与に関する法律等」という。）の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

（最高号俸を超える俸給月額を受ける職員の俸給月額等）

2　昭和四十九年四月一日において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定により、職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員の改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による同日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

3　昭和四十九年四月二日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員の改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

4　前二項の規定は、防衛庁職員給与法の適用を受ける職員について準用する。この場合において、これらの規定中「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「防衛庁職員給与法」と、「職務の等級」とあるのは「職務の等級（自衛官にあつては、階級）」と、附則第二項中「人事院規則」とあり、又は前項中「人事院」とあるのは「総理府令」と読み替えるものとする。

（給与の内払）

5　一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員、防衛庁職員給与法の適用を受ける職員又は沖縄国際海洋博覧会政府代表が、改正前の一般職の職員の給与に関する法律、特別職の職員の給与に関する法律、防衛庁職員給与法又は沖縄国際海洋博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定に基づいて、昭和四十九年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ、改正後の一般職の職員の給与に関する法律等の規定による給与の内払とみなす。

（命令への委任）

6　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則（防衛庁職員給与法の適用を受ける職員に関する事項にあつては、政令）で定める。

附　則（昭和四九年一二月二三日法律第一〇五号）

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定（第十一条の二の規定を除く。）は、昭和四十九年四月一日から適用する。ただし、改正後の法第十九条の二第一項及び第二項並びに第十九条の三第二項の規定は、同年九月一日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

3　昭和四十九年四月一日（以下「切替日」という。）において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員の改正後の法の規定による切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

4　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の改正後の法の規定による切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において改正後の法の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

6　前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（扶養手当に関する経過措置）

7　次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨を改正後の法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

一　切替日において、その前日から引き続き、改正前の法第十一条第二項第二号から第五号までの扶養親族（満十八歳未満の子を除く。以下「扶養親族たる父母等」という。）で改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされたもの（切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、切替日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があり、かつ、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び扶養親族たる満十八歳未満の子のなかつた者

二　切替期間において新たに扶養親族たる父母等で改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされたものを有する職員となつた者（その職員となつた日に扶養親族たる満十八歳未満の子があつた者を除く。）であつてその届出に係る事実が生じた日（その届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたものであるときは、その届出がされた日）に配偶者及び扶養親族たる満十八歳未満の子のなかつたもの（前号に該当する者を除く。）

三　切替期間において配偶者のない職員となつた者（改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があつた職員で、配偶者のない職員となつたものを除く。）であつて、その配偶者のない職員となつた日に、扶養親族たる満十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの

四　配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となつた者であつて、その配偶者がある職員となつた日に、扶養親族たる満十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされたもの（その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた扶養親族たる父母等で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）があつたもの

8　前項第一号又は第二号の規定による届出がこの法律の施行の日から三十日を経過した後にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の法第十一条第三項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日（これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日）までの間、同項中「千五百円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については三千五百円）」とあるのは、「千五百円」とする。

9　切替期間において職員が配偶者のない職員となつた場合又は配偶者を有するに至つた場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日に、扶養親族たる満十八歳未満の子がなく、かつ、扶養親族たる父母等で改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされたもの（これらの日前に扶養親族たる父母等で、これらの日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。）を有するときにおける当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改定する。ただし、職員が配偶者のない職員となつた場合における改正後の法第十一条の二第一項第二号の規定又は附則第七項第三号の規定による届出がこの法律の施行の日から三十日を経過した後にされたときは、これらの届出がされた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から改定する。

（給与の内払）

10　職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

11　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（昭和五〇年三月三一日法律第九号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）及び地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の規定は、昭和五十年一月一日から適用する。

（特定の職務の等級の切替え）

2　昭和五十年一月一日（以下「切替日」という。）において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定によりその者が属していた職務の等級が附則別表第一に掲げられている職員の切替日におけるこの法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定による職務の等級は、人事院の定めるところにより、切替日において改正前の法の規定によりその者が属していた職務の等級に対応する同表の甲欄又は乙欄に定める職務の等級とする。

（特定の号俸の切替え等）

3　前項の規定により切替日における職務の等級が附則別表第一の甲欄に定める職務の等級となる職員（附則第五項に規定する職員を除く。）の切替日における改正後の法の規定による号俸（以下この項及び次項において「新号俸」という。）は、切替日において改正前の法の規定によりその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する附則別表第二から附則別表第五までの新号俸欄に定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の等級が附則別表第一の乙欄に定める職務の等級となる職員（附則第五項に規定する職員を除く。）の新号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

4　前項の規定により新号俸を決定される職員に対する切替日後における最初の改正後の法第八条第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間）を新号俸を受ける期間に通算する。

（最高号俸等の切替え等）

5　切替日において改正前の法の規定により教育職俸給表の職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員で人事院規則で定めるものの切替日における改正後の法の規定による号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

6　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の法の規定により、新たに教育職俸給表の適用を受けることとなつた職員及び教育職俸給表の適用上その属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

7　切替日において改正前の法の規定により教育職俸給表の適用を受けていた職員のうち、切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における改正後の法の規定による号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において改正後の法の規定により職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

8　附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

9　切替期間において教育職俸給表の適用を受けていた職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

10　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律（次項から附則第十五項まで及び附則第十七項の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（教育職俸給表の適用を受ける防衛庁の職員の俸給月額の切替え等）

11　防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第二項の規定により改正後の法別表第五（ハを除く。附則第十三項において同じ。）の適用を受ける防衛庁の職員の切替日における俸給月額は、切替日においてその者が属していた職務の等級におけるその者が受けていた俸給月額（次項において「旧俸給月額」という。）に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

12　前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日後における最初の防衛庁職員給与法第五条第三項において準用する改正後の法第八条第六項及び第八項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた切替日前の期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間）を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

13　切替期間において防衛庁職員給与法第四条第二項の規定により改正後の法別表第五の適用を受ける防衛庁の職員の俸給月額及びこれを受けることとなる期間並びにその者が防衛庁職員給与法の規定に基づいて切替期間中の分として既に支給を受けた給与については、附則第二項から第四項まで、第六項、第七項又は第九項に規定する職員の例による。

附則別表第一　職務の等級の切替表

俸給表		切替日において改正前の法の規定により職員が属していた職務の等級		切替日における改正後の法の規定による職務の等級	
				甲	乙
教育職俸給表（二）	1等級	特1等級	1等級		
教育職俸給表（三）	2等級	1等級	2等級		

附則別表第二　教育職俸給表（二）の特1等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸
2から11まで	1

附則別表第三　教育職俸給表（二）の1等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸
1から16まで	2
17	3
18	4
19	5
20	6
21	7
22	8
23	9
24	10
25	11
26	12
27	13
28	14
29	15
30	16
31	17
32	17
33	18
34	19
35	19
36	20

附則別表第四　教育職俸給表（三）の特1等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸
2から15まで	1
16	2
17	3
18	4
19	5
20	6
21	7
22	8
23	9
24	10
25	11
26	12
27	13
28	14
29	15
30	16
31	17
32	17
33	18
34	19
35	19
36	20

附則別表第五　教育職俸給表（三）の1等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸
1から14まで	2
15	3
16	4
17	5
18	6
19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	19
33	20
34	21
35	22
36	22
37	23
38	24

附　則（昭和五〇年一一月七日法律第七一号）

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

（特定の職務の等級の切替え）

2　昭和五十年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の等級が医療職俸給表（二）の二等級であつた職員の切替日における職務の等級は、人事院の定めるところにより、同表の特二等級又は二等級とする。

（特定の号俸の切替え等）

3　前項の規定により切替日における職務の等級が医療職俸給表（二）の特二等級となる職員（附則第五項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸（以下この項及び次項において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する附則別表の新号俸欄に定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の等級が医療職俸給表（二）の二等級となる職員（附則第五項に規定する職員を除く。）の新号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

4　前項の規定により新号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の法第八条第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間）を新号俸を受ける期間に通算する。

（最高号俸等の切替え等）

5　切替日の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

6　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

7　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

8　附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

9　切替期間において、改正前の法第十一条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和五十一年三月三十一日（同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

10　職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法（住居手当については、改正後の法第十一条の六又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

11　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表　医療職俸給表（二）の特2等級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸
1から5まで	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8
13	9
14	10
15	11
16	12
17	13
18	14

附　則（昭和五一年一一月五日法律第七七号）

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

2　昭和五十一年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

3　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

4　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

5　前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（勤勉手当の額の特例）

6　昭和五十一年六月に改正前の法第十九条の四の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正後の法第十九条の四の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

（給与の内払）

7　職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法（勤勉手当については、改正後の法第十九条の四又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

8　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（昭和五二年一二月二一日法律第八八号）抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定（第十九条の二の規定及び附則第七項から第十一項までの規定を除く。）は昭和五十二年四月一日から、改正後の法附則第七項から第十一項までの規定並びに改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の規定は昭和五十一年四月一日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

2　昭和五十二年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

3　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

4　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

5　前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

6　切替期間において、改正前の法第十一条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和五十三年三月三十一日（同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

7　職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法（住居手当については、改正後の法第十一条の六又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

8　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律（次項及び附則第十項の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（昭和五三年一〇月二一日法律第九〇号）

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条の三第一項の改正規定（同項第一号及び第二号を改める部分を除く。）並びに附則第七項及び第八項の規定は、昭和五十四年一月一日から施行する。

2　この法律（前項ただし書に係る改正規定（以下「初任給調整手当に関する改正規定」という。）を除く。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「法」という。）の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

（最高号俸を超える俸給月額の切替え等）

3　昭和五十三年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

4　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

6　前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（初任給調整手当に関する経過措置）

7　初任給調整手当に関する改正規定の施行の際改正前の法第十条の三第一項第三号又は第四号の規定により初任給調整手当を支給することとされていた職員及び同条第二項の規定によりこれらの職員との権衡上初任給調整手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十条の三第一項又は第二項の規定による初任給調整手当を支給されないこととなる職員については、人事院規則で定めるところにより、従前の例による支給期間及び支給額の範囲内で初任給調整手当を支給する。

8　初任給調整手当に関する改正規定の施行の際改正前の法第十条の三第一項第三号に該当していた官職（改正後の法第十条の三第一項第三号に該当する官職を除く。）に新たに採用された職員及び人事院規則で定めるこれに準ずる職員のうち、前項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員については、人事院規則で定めるところにより、三年以内の期間、月額千五百円を超えない範囲内の額の初任給調整手当を支給することができる。

（給与の内払）

9　職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

10　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（昭和五四年一二月一二日法律第五七号）

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の改正規定及び附則第七項の規定は、昭和五十五年四月一日から施行する。

2　この法律（第八条の改正規定を除く。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律の規定（第二十二条第一項及び別表第八の規定を除く。）は昭和五十四年四月一日から、同法第二十二条第一項及び別表第八の規定は同年十月一日から適用する。

（最高号俸を超える俸給月額の切替え等）

3　昭和五十四年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

4　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

6　前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（昇給に関する経過措置）

7　昭和五十五年四月一日前から引き続き在職する職員のうち、同日において一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第八条第九項の人事院規則で定める年齢を超えている職員（同日においてその者の受ける号俸又は俸給月額が改正前の法第八条第六項の人事院規則で定める年齢に達した日に受けていた号俸の二号俸上位の号俸又はこれに準ずるものとして人事院規則で定める号俸若しくは俸給月額（以下この項において「二号俸上位号俸等」という。）である職員及び二号俸上位号俸等を超えている職員を除く。）については、一般職の職員の給与等に関する法律第八条第九項本文の規定にかかわらず、改正前の法第八条第六項の人事院規則で定める年齢を超える職員の同項又は同条第八項ただし書の規定による二号俸上位号俸等までの昇給の例に準じて、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。同年四月一日後に一般職の職員の給与等に関する法律第八条第九項の人事院規則で定める年齢を超える職員のうち、これらの職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

（住居手当に関する経過措置）

8　切替期間において、改正前の法第十一条の六の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一条の六の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一条の六の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十一条の六の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の六の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和五十五年三月三十一日（同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

9　改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

10　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（昭和五五年一一月二九日法律第九四号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の五の改正規定（同条に一項を加える部分に限る。）は昭和五十六年一月一日から、附則に四項を加える改正規定及び附則第九項の規定（国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第四条第二号の改正規定を除く。）は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　この法律（第十一条の五の改正規定（同条に一項を加える部分に限る。）及び附則に四項を加える改正規定を除く。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定（第二十二条第一項及び別表第八の規定を除く。）及び国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第四条第二号の規定は昭和五十五年四月一日から、改正後の法第二十二条第一項及び別表第八の規定は同年十月一日から適用する。

（最高号俸を超える俸給月額の切替え等）

3　昭和五十五年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

4　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第七項の規定により昇給した職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

6　前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法又は昭和五十四年改正法附則第七項及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

7　改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

8　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（昭和五六年一二月二四日法律第九六号）抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の三第二項第一号、第十一条の四及び第十一条の五の改正規定、第十三条の四第三項の改正規定、第二十二条第一項の改正規定並びに別表第一から別表第八までの改正規定（別表第八に係る部分に限る。）は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2　この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

3　昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間（以下「調整期間」という。）において、職員が俸給月額の百分の二十以上の割合による俸給の特別調整額を受けるべき官職を占める職員（以下「管理職員」という。）である期間（当該俸給の特別調整額を支給されない期間を含む。以下「管理職員である期間」という。）に係る当該職員に支払う俸給及び扶養手当（これらの給与の月額が他の手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）の算定の基礎となる場合における当該他の手当を含む。）並びに初任給調整手当の額は、改正後の法の規定及び前項の規定にかかわらず、従前の例による額（当該俸給につき附則第五項から第七項までの規定の適用を受ける場合その他人事院が定める場合にあつては、これらの規定を適用して決定された号俸又は俸給月額につきこの法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）別表第一から別表第七までの俸給表において定められた額その他これに準ずるものとして人事院が定める額）とする。

4　調整期間において、管理職員である期間のある職員のその管理職員である期間における住居手当及び通勤手当については、改正後の法の規定及び附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後の管理職員である期間のある職員（この法律の施行の際改正前の法第十一条の七の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当（以下「経過的住居手当」という。）を支給することとされていた管理職員である職員のうち、改正後の法第十一条の七の規定による場合は住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による場合に住居手当の額が改正前の法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員（以下この項において「旧法有利職員」という。）を除く。）に係る当該管理職員である期間又は旧法有利職員が受けていた経過的住居手当につき人事院規則で定める事由が生じた後に住居手当の支給を受けることとなる場合における当該支給を受ける期間のうち、当該職員の住居手当が改正後の法第十一条の七の規定による場合は支給されないこととなる期間又は当該職員の住居手当の額が同条の規定による場合は改正前の法第十一条の七の規定による額に達しないこととなる期間における当該職員の住居手当については、この限りでない。

（最高号俸等の切替え等）

5　昭和五十六年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

6　切替日から施行日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第七項の規定により昇給した職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

7　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

8　前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法又は昭和五十四年改正法附則第七項及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

9　切替期間において、改正前の法第十一条の七の規定により住居手当を支給されていた期間（管理職員である期間を除く。）のうちに、改正後の法第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の七及び附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一条の七の規定により経過的住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から昭和五十七年三月三十一日（同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日）までの間（管理職員である期間を除く。）の住居手当についても、同様とする。

（期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

10　昭和五十六年六月又は十二月に支給する期末手当（改正後の法別表第一から別表第七までの俸給表の適用を受ける職員に対して支給するものに限る。次項において同じ。）及び勤勉手当に関する改正後の法第十九条の三第二項及び第十九条の四第二項の規定の適用については、改正後の法第十九条の三第二項中「において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額」とあるのは「における職員の号俸又は俸給月額につき一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十六号）の規定（同法附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）別表第一から別表第七までの俸給表において定められた額その他これに準ずるものとして人事院が定める額（以下「旧俸給月額」という。）による俸給の月額及びその日において改正前の法の規定が適用されるとした場合に受けるべきであつた扶養手当の月額」と、「俸給月額」とあるのは「旧俸給月額」と、第十九条の

四第二項中「において受けるべき俸給の月額」とあるのは「における旧俸給月額による俸給の月額」と、「俸給月額」とあるのは「旧俸給月額」と、「において受けるべき俸給及び扶養手当の月額」とあるのは「における旧俸給月額による俸給の月額及び基準日現在において改正前の法の規定が適用されるとした場合に受けるべきであつた扶養手当の月額」とする。

11　昭和五十七年三月に支給する期末手当に関する改正後の法第十九条の三第二項の規定の適用については、同項中「において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額」とあるのは「における職員の号俸又は俸給月額につき一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第九十六号）の規定（同法附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）別表第一から別表第七までの俸給表において定められた額その他これに準ずるものとして人事院が定める額（以下「旧俸給月額」という。）による俸給の月額及びその日において改正前の法の規定が適用されるとした場合に受けることとなる扶養手当の月額」と、「俸給月額」とあるのは「旧俸給月額」とする。

（管理職員の給与の特例等）

12　調整期間において、管理職員である期間のうちに第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないこととなる期間のある職員には、その満たないこととなる期間、同号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額の月額の手当を支給する。

一　当該職員の受けるべき附則第三項の規定による俸給、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額並びに当該俸給に係る俸給の特別調整額、調整手当及び筑波研究学園都市移転手当の月額の合計額

二　当該職員が改正後の法の規定の適用を受けるとした場合に受けることとなる俸給、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額並びにその者の占める官職に係る俸給の特別調整額が俸給月額の百分の十六の割合によるものであるとして改正後の法の規定により受けることとなる俸給の特別調整額、調整手当及び筑波研究学園都市移転手当の月額の合計額

13　調整期間において、管理職員である期間のうちに、当該職員の受けるべき附則第三項又は第四項の規定による初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額が、当該職員が管理職員以外の職員であるとして改正後の法の規定の適用を受けるとした場合に受けることとなる初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額に満たないこととなる期間のある職員には、それぞれの手当につき、その満たないこととなる期間、その受けることとなる初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額からその受ける初任給調整手当、扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額を減じた額の月額の手当を支給する。

14　前二項の規定に基づく手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

15　附則第十二項及び第十三項の規定に基づく手当は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条の規定により休職にされた職員又は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第二条第一項の規定により派遣された職員に支給することができるものとし、その支給割合の決定その他その支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

16　国家公務員法第八十条第四項の規定の適用については、附則第十二項から前項までの規定は、同条第四項に規定する給与準則とみなす。

17　附則第十二項及び第十三項の規定に基づく手当を支給された職員に対する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の規定の適用については、これらの手当は、同法第四条第一項の給与に含まれるものとする。

（国家公務員の寒冷地手当に関する法律等の適用の暫定措置）

18　昭和五十六年の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条に規定する基準日から当該基準日に係る同条後段の内閣総理大臣の定める日までの間において職員が管理職員である期間があるときは、同法及び同法の規定に基づき内閣総理大臣が定めた命令の規定並びに国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十九号）附則第二項の規定を当該期間内に当該職員に対し適用する場合においては、附則第三項の規定の適用がないものとしてこれらの規定を適用する。

（給与の内払）

19　改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

20　附則第五項から第十七項まで及び前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（昭和五七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附　則（昭和五八年一一月二九日法律第六九号）

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の三第一項及び第十九条の四第一項の改正規定は、昭和五十九年四月一日から施行する。

2　この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

3　昭和五十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

4　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭

和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第七項の規定により昇給した職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

6　前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法又は昭和五十四年改正法附則第七項及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

7　改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

8　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（昭和五八年一二月二日法律第八〇号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

附　則（昭和五八年一二月三日法律第八二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附　則（昭和五九年一二月二二日法律第七九号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

（最高号俸を超える俸給月額の切替え等）

2　昭和五十九年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

3　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第七項の規定により昇給した職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

4　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

5　前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法又は昭和五十四年改正法附則第七項及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

6　改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

7　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（昭和六〇年三月三〇日法律第四号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附　則（昭和六〇年一二月二一日法律第九七号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名、第一条第一項、第九条の二第四項及び第十一条の六第二項の改正規定、第十四条の次に二条を加える改正規定、第十五条、第十七条、第十九条の二第三項、第十九条の六及び第二十二条の見出しの改正規定、同条に一項を加える改正規定、附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十五項の次に二項を加える改正規定並びに附則第十二項から第十四項まで及び第二十三項から第二十九項までの規定は昭和六十一年一月一日から、第十一条第四項の改正規定は同年六月一日から施行する。

2　この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下附則第十一項までにおいて「改正後の法」という。）、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十九号）及び国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

（職務の級への切替え）

3　昭和六十年七月一日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第一に掲げられているもの（次項に規定する職員を除く。）の切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、人事院の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

4　切替日の前日において行政職俸給表（一）の適用を受けていた職員のうち、切替日において専門行政職俸給表の適用を受けることとなる職員の切替日における職務の級は、旧等級に対応する附則別表第二の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

（号俸の切替え等）

5　前二項の規定により切替日における職務の級を定められる職員（附則第七項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する附則別表第三又は附則別表第四の新号俸欄に定める号俸とする。

6　前項の規定により新号俸を定められる職員に対する切替日以後における最初の改正後の法第八条第六項又は第八項ただし書の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間。以下この項において同じ。）を新号俸を受ける期間に通算する。ただし、切替日の前日において五十六歳に達していない職員のうち、旧号俸が旧等級の最高の号俸であつて新号俸が職務の級の最高の号俸以外の号俸となる者については、旧号俸を受けていた期間のうち十二月を超える期間は、この限りでない。

（最高号俸を超える俸給月額の切替え等）

7　切替日の前日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の職務の級及び号俸等）

8　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この法律（附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表（指定職俸給表を除く。）の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動（指定職俸給表の適用を受けていた職員が他の俸給表の適用を受けることとなる異動を含むものとし、指定職俸給表以外の俸給表の適用を受けていた職員が指定職俸給表の適用を受けることとなる異動及び指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の異動を除く。）のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び号俸又は俸給月額並びにこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第七項の規定により昇給した職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における職務の級及び号俸又は俸給月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

9　切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

10　附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法又は昭和五十四年改正法附則第七項及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

11　改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（休暇に関する経過措置等）

12　職員の昭和六十一年における年次休暇の日数は、改正後の一般職の職員の給与等に関する法律（次項及び附則第十四項において「新法」という。）第十四条の三第二項の規定にかかわらず、同項に規定する日数に、昭和六十年における年次休暇に相当する休暇の残日数のうち昭和六十一年に与えることができることとされていた日数を加えた日数とする。

13　昭和六十一年一月一日前において、既に同日前の法令の規定に基づき同日以後に与えられるものとされた新法第十四条の三に規定する年次休暇、病気休暇又は特別休暇に相当する休暇は、それぞれ同条の規定による年次休暇、病気休暇又は特別休暇とみなし、同条の規定に基づく手続を要しないものとする。

14　新法附則第十五項に規定する勤務しない期間が昭和六十一年一月一日前から引き続いている場合における同項の規定の適用については、同項中「当該療養のための病気休暇又は当該措置」とあるのは、「昭和六十一年一月一日前における当該療養のための病気休暇又は当該措置に相当する休暇又は措置」とする。

（人事院規則への委任）

15　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表第一　専門行政職俸給表以外の俸給表の適用を受ける職員の職務の級への切替表（附則第三項関係）

俸給表	旧等級	職務の級
行政職俸給表（一）	8等級	1級
	7等級	2級
	6等級	3級
	5等級	4級
	5等級	5級
	4等級	6級
	4等級	7級
	3等級	8級
	2等級	9級
	2等級	10級
	1等級	11級
行政職俸給表（二）	5等級	1級
	4等級	2級
	3等級	3級
	2等級	4級
	2等級	5級
	1等級	6級
	1等級	7級
	特1等級	8級
税務職俸給表 公安職俸給表（一） 公安職俸給表（二）	7等級	1級
	6等級	2級
	5等級	3級
	4等級	4級
	4等級	5級
	3等級	6級
	3等級	7級
	特3等級	8級
	2等級	9級
	1等級	10級
	特1等級	11級
海事職俸給表（一）	5等級	1級
	4等級	2級
	3等級	3級
	2等級	4級
	2等級	5級
	1等級	6級
	特1等級	7級
海事職俸給表（二）	4等級	1級
	3等級	2級
	2等級	3級
	2等級	4級
	1等級	5級
	特1等級	6級

附則別表第二　専門行政職俸給表の適用を受けることとなる職員の職務の級への切替表（附則第四項関係）

旧等級	職務の級		
6等級		医療職俸給表（三）	特1等級 6級
			1等級 5級
			2等級 4級
			3等級 3級
			4等級 2級
			5等級 1級
7等級			特1等級 8級
			1等級 7級
			特2等級 6級
			2等級 5級
8等級	1級	医療職俸給表（二）	3等級 4級
			4等級 3級
			5等級 2級
			6等級 1級
		医療職俸給表（一）	1等級 4級
			2等級 3級
			3等級 2級
			4等級 1級
		研究職俸給表	1等級 5級
			2等級 4級
			3等級 3級
			4等級 2級
			5等級 1級
		教育職俸給表（四）	1等級 5級
			2等級 4級
			3等級 3級
			4等級 2級
			5等級 1級
		教育職俸給表（三）	特1等級 4級
			1等級 3級
			2等級 2級
			3等級 1級
		教育職俸給表（二）	1等級 5級
			2等級 4級
			3等級 3級
			4等級 2級
		教育職俸給表（一）	5等級 1級

附則別表第三　行政職俸給表（二）、専門行政職俸給表、研究職俸給表又は医療職俸給表（二）の1級となる職員以外の職員の号俸の切替表（附則第五項関係）

イ　行政職俸給表（一）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸																														
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級																				
1等級	1																														
2等級	2	1																													
	3	2	1																												
	4	3	2	1																											
	5	4	3	2	1																										
	6	5	4	3	2	1																									
	7	6	5	4	3	2	1																								
	8	7	6	5	4	3	2	1																							
	9	8	7	6	5	4	3	2	1																						
	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1																					
	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1																				
	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1																			
	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1																		
	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1																	
	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1																
	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1															

ハ　専門行政職俸給表の適用を受ける職員

| 旧号俸 | 新号俸 | | |

ニ　税務職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
26												
25												
24												
23												
22												
21												
20												
19												
18												
17												
16												
15												
14												
13												
12												
11												
10												
9												
8												
7												
6												
5												
4												
3												
2												
1												

ホ　公安職俸給表（一）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
22												
21												
20												
19												
18												
17												
16												
15		14	15									
14		13	14									
13		12	13									
12		11	12									
11		10	11									
10		10	10									
9		9	9									
8		8	8									
7		7	7									
6		6	6									
5		5	5									
4		4	4									
3		3	3									
2		2	2									
1		1	1									

へ　公安職俸給表（二）の適用を受ける職員

| 旧号俸 | 新号俸 | | |

チ　海事職俸給表（二）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸 1級	2級	3級	4級	5級	6級
8	8	8	8	4	5	7
7	7	7	7	3	4	6
6	6	6	6	2	3	5
5	5	5	5	1	2	4
4	4	4	4	1	1	3
3	3	3	3	1	1	2
2	2	2	2	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1
	1	2	3	4	5	6
22						7
21						
20	19		20	21	16	
19	18		19	20	15	18
18	17	18	18	19	15	17
17	16	17	17	18	14	16
16	15	16	16	17	13	15
15	14	15	15	16	12	14
14	13	14	14	15	11	13
13	12	13	13	14	10	12
12	11	12	12	13	9	11
11	10	11	11	12	8	10
10	9	10	10	11	7	9
9	8	9	9	10	6	8
8	7	8	8	9	5	7
7	6	7	7	8	4	6
6	5	6	6	7	3	5
5	4	5	5	6	2	4
4	3	4	4	5	1	3
3	2	3	3	4	1	2
2	1	2	2	3	1	1
1		1	1	2	1	1

ト　海事職俸給表（二）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸 1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
23		23					
22		22					
21		21	21				
20		20	20	21			
19	19	19	19	20	19		
18	18	18	18	19	18	19	
17	17	17	17	18	17	18	15
16	16	16	16	17	16	17	14
15	15	15	15	16	15	16	13
14	14	14	14	15	14	15	12
13	13	13	13	14	13	14	11
12	12	12	12	13	12	13	10
11	11	11	11	12	11	12	9
10	10	10	10	11	10	11	8
9	9	9	9	10	9	10	7
8	8	8	8	9	8	9	6
7	7	7	7	8	7	8	5
6	6	6	6	7	6	7	4
5	5	5	5	6	5	6	3
4	4	4	4	5	4	5	2
3	3	3	3	4	3	4	1
2	2	2	2	3	2	3	1
1	1	1	1	2	1	2	1
							1

リ　教育職俸給表（一）の適用を受ける職員

| 旧号俸 | 新号俸 | | |

ヌ　教育職俸給表（二）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸	1級	2級	3級	4級
33	32				
32	31				
31	30				
30	29				
29	28				
28	27				
27	26				
26	25				
25	24			24	
24	23			23	
23	22			22	
22	21			21	
21	20			20	
20	19			19	
19	18			18	
18	17			17	
17	16			16	
16	15			15	15
15	14	14	14	14	14
14	13	13	13	13	13
13	12	12	12	12	12
12	11	11	11	11	11
11	10	10	10	10	10
10	9	9	9	9	9
9	8	8	8	8	8
8	7	7	7	7	7
7	6	6	6	6	6
6	5	5	5	5	5
5	4	4	4	4	4
4	3	3	3	3	3
3	2	2	2	2	2
2	1	1	1	1	1
1			1		
	1級	2級	3級	4級	

旧号俸	新号俸	1級	2級	3級	4級
30	30				
29	29				
28	28				
27	27				
26	26				
25	25				
24	24				
23	23				
30	29				
29	28				
28	27				
27	26				
26	25				
25	24				
24	23				
23	22				
29	28				
28	27				
27	26				
26	25				
25	24				
24	23				
23	22				
26	25				
25	24				
24	23				
23	22				
26	25		26		
25	24		25		
24	23		24		
23	22		23		
26	25		24		
25	24		23		
24	23		22		
23	22		21		

旧号俸	新号俸	教育職俸給表（三）の適用を受ける職員	
		37	34
		36	33
		35	34
		34	33
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
1級			
2級		36	33
3級			
4級			

ワ　研究職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸	2級	3級	4級	5級
33					
32					
31					
30					
29					
28	28	33	28	27	16
27	27	32	27	26	15
26	26	31	26	25	14
25	25	30	25	24	13
24	24	29	24	23	12
23	23	28	23	22	11
22	22	27	22	21	10
21	21	26	21	20	9
20	20	25	20	19	8
19	19	24	19	18	7
18	18	23	18	17	6
17	17	22	17	16	5
16	16	21	16	15	4
15	15	20	15	14	3
14	14	19	14	13	2
13	13	18	13	12	1
12	12	17	12	11	
11	11	16	11	10	
10	10	15	10	9	
9	9	14	9	8	
8	8	13	8	7	
7	7	12	7	6	
6	6	11	6	5	
5	5	10	5	4	
4	4	9	4	3	
3	3	8	3	2	
2	2	7	2	1	
1	1	6	1		

ヲ　教育職俸給表（四）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸	1級	2級	3級	4級	5級
39	39					
38	38					

カ　医療職俸給表（二）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸																																																
16		28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
15		28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4
14																										
13																										
12																										
11																										
10																										
9																										
8																										
7																										
6																										
5																										
4																										
3																										
2																										
1																										
	1級																									
	2級		24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
	3級		17	17	16	15	15	14	13	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	1	1	1	1
	4級			23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

ヨ　医療職俸給表（二）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
24								
23								
22								
21								
20								
19								
18								
17								
16								
15								
14								
13								
12								
11								
10								
9								
8								
7								
6								
5								
4								
3								
2								
1								

タ　医療職俸給表（三）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
24							
23							
22							
21							
20							
19							
18							
17							
16							
15							
14							
13							
12							
11							
10							
9							
8							
7							
6							
5							
4							
3							
2							
1							

備考　これらの表の新号俸欄中「1級」等とあるのは、切替日においてその者が属することとなる職務の級を示す。

附則別表第四　行政職俸給表（二）、専門行政職俸給表、研究職俸給表又は医療職俸給表（二）の1級となる職員の号俸の切替表（附則第五項関係）

イ　行政職俸給表（二）の1級となる職員

旧号俸	5等級	4等級	新号俸
15			15
14			14
13			13
12			12
11			11
10			10
9		9	9
8		8	8
7		7	7
6		6	6
5		5	5
4		4	4
3		3	3
2		2	2
1		1	1
	1	1	
	2	2	
	3	3	
	4	4	
	5	5	
	6	6	
	7	7	
	8	8	
	9	9	
	10	10	
	11	11	
	12	12	
	13	13	
	14	14	
	15	15	
	16	16	
	17	17	
	18	18	
	19	19	
	20	20	
	21	21	
	22	22	
	23	23	
	24	24	
	25	25	
	26	26	
	27	27	
	28	28	
	29	29	
	30	30	
		28	
		29	
		30	
		28	
		29	
		30	
		28	
		29	
		30	
		28	
		29	
		30	

ロ　専門行政職俸給表の1級となる職員

旧号俸	8等級	7等級	6等級	新号俸
2から6まで				1
7				2
8				3
9				4
10				5
11				6
12		5		7
13				8
14				
15	6			9
16				10
17				11
				12
				13
			1	14
			2	
			3	15
			4	
			5	
			6	16
			7	
			8	17
			9	
		10		
		11		18
		12		
		13		19
		14		
		15		20
		16		
		17		21
		18		
		19		22
		20		
		21		23
		22		
		23		24
		24		
		25		25
		26		
		27		26
		28		
		29		27
				28
				29

| | | |

ニ　医療職俸給表（二）の1級となる職員

旧号俸		新号俸
6等級	5等級	
2		1
3		2
4	1	3
5	2	4
6	3	5
7	4	6
8	5	7
9	6	8
10	7	9
11		
12	8	10
13		
	9	11
	10	12
	11	13
	12	14
	13	15
	14	16
	15	17
	16	18
	17	19
	18	20
	19	21
	20	22
	24	27
	25	28
	26	29

備考　これらの表の旧号俸欄中「5等級」等とあるのは、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級を示す。

附　則（昭和六〇年一二月二七日法律第一〇五号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附　則（昭和六〇年一二月二七日法律第一〇八号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附　則（昭和六一年一二月四日法律第九三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（一般職の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において日本国有鉄道に使用されていた者であつて引き続き施行日に第四十七条の規定による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律に規定する俸給表の適用を受ける職員となつたものに対する調整手当の支給については、日本国有鉄道を同法第十一条の六第二項に規定する人事院規則で定める法人とみなして、同項の規定を適用する。

2　昭和六十一年一月一日から施行日の前日までの間において日本国有鉄道に使用されていたことのある者であつて昭和六十二年中に第四十七条の規定による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律第十四条の三の規定の適用を受ける職員となつたものに係る同年における同条の規定の適用については、その職員は、日本国有鉄道に使用されていた間は、同条第二項第三号の給与特例法適用職員等であつたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十一条　この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（昭和六一年一二月二二日法律第一〇一号）

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は、昭和六十二年一月一日から施行する。

2　この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

（最高号俸を超える俸給月額の切替え等）

3　昭和六十一年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

4　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第七項の規定により昇給した職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

6　前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法又は昭和五十四年改正法附則第七項及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

7　改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

8　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（昭和六二年一二月一五日法律第一〇九号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一項の改正規定、附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十六項を附則第十七項とし、附則第十五項を附則第十六項とする改正規定、附則第十四項の改正規定、同項を附則第十五項とする改正規定、附則第十三項の改正規定、同項を附則第十四項とする改正規定、附則第十二項の改正規定、同項を附則第十三項とする改正規定、附則第十一項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九項から第十一項まで及び第十三項から第十五項までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項及び第七項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律（以下附則第八項までにおいて「改正後の法」という。）の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

3　昭和六十二年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

4　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律（以下附則第八項までにおいて「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第七項の規定により昇給した職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

6　前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法又は昭和五十四年改正法附則第七項及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（住居手当に関する経過措置）

7　切替期間において、改正前の法第十一条の七の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の法第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一条の七の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から昭和六十三年三月三十一日（同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあつては、人事院規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

8　改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（勤務を要しない時間に関する経過措置等）

9　附則第一項ただし書に規定する政令で定める日の前日において、この法律（附則第一項ただし書に規定する改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律（以下この項において「旧法」という。）附則第十二項の規定により勤務を要しない時間が指定されていた職員で同日が同項の規定により各庁の長が定めた期間の末日以外の日となるもの（旧法附則第十一項の規定により勤務を要しない時間が指定されていた職員との権衡上調整の必要がある職員として人事院規則で定める職員に限る。）及び旧法附則第十一項又は第十二項の規定による勤務を要しない時間の指定が旧法附則第十三項の規定により当該政令で定める日以後の勤務日又は勤務日の勤務時間に変更されている職員については、当該政令で定める日から人事院規則で定める日までの間は、この法律による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律（以下附則第十一項までにおいて「新法」という。）附則第十一項から第十三項までの規定にかかわらず、各庁の長は、新法附則第十一項の規定による勤務を要しない時間の時間数を基礎とし、他の職員との権衡を考慮して人事院規則で定める時間数の勤務時間を、人事院規則で定めるところにより、勤務を要しない時間として指定することができる。

10　前項の規定による指定が行われる間、当該指定の行われる職員に対する新法第五条第一項及び第十九条の規定の適用については、新法第五条第一項中「第十四条に規定する勤務時間」とあるのは「第十四条に規定する勤務時間のうち一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第百九号）附則第九項の規定による勤務を要しない時間を除いた時間」と、新法第十九条中「一週間の勤務時間」とあるのは「第十四条の規定による一週間の勤務時間から二時間を減じた時間」とする。

11　附則第九項の規定による指定については、その指定は新法附則第十一項から第十三項までの規定による指定とみなして、新法附則第十四項の規定を適用する。この場合において、同項中「基本期間又は前項の規定により定めた期間」とあるのは、「一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第百九号）附則第一項ただし書に規定する政令で定める日から同法附則第九項に規定する人事院規則で定める日までの期間」とする。

（人事院規則への委任）

12　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（昭和六三年一二月一三日法律第九二号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（人事院規則への委任）

2　この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（昭和六三年一二月二四日法律第一〇〇号）

（施行期日等）

1　この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の規定（一般職の職員の給与等に関する法律（以下「給与法」という。）第十一条第二項第二号及び第四号の改正規定を除く。次項及び附則第四項において同じ。）及び次項から附則第八項までの規定　公布の日

二　第一条中給与法第十一条第二項第二号及び第四号の改正規定並びに第三条の規定　昭和六十四年四月一日

三　第二条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

2　第一条の規定による改正後の給与法（以下「改正後の給与法」という。）の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

3　昭和六十三年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

4　切替日から第一条の規定の施行の日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法（以下「改正前の給与法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

6　前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法及びこれに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

（給与の内払）

7　改正後の給与法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

8　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律（第三条の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は人事院規則で定める。

附　則（平成元年一二月一三日法律第七三号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十二条の次に一条を加える改正規定及び第十九条の六第一項の改正規定並びに附則第九項から第十二項までの規定は、平成二年四月一日から施行する。

2　この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、平成元年四月一日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

3　平成元年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

4　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

6　前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

7　改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

8　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（平成二年一二月二六日法律第七九号）

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十三条第一項及び附則第十一項の改正規定並びに附則第九項の規定は、平成三年一月一日から施行する。

2　この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律の規定は、平成二年四月一日から適用する。

（特定の号俸の切替え等）

3　平成二年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号俸が附則別表に掲げる職務の級の一号俸である職員の切替日における号俸は、二号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（最高号俸等の切替え等）

4　切替日の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

5　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

6　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧号俸等の基礎）

7　附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

8　改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（休職者の給与に関する経過措置）

9　改正後の法第二十三条第一項の規定は、附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際通勤による負傷又は疾病のため国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされている職員の当該改正規定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

（人事院規則への委任）

10　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表

俸給表	職務の級
行政職俸給表（一）	1級 2級
行政職俸給表（二）	1級
専門行政職俸給表	1級
税務職俸給表	1級 2級
公安職俸給表（一）	1級 2級 3級
公安職俸給表（二）	1級 2級
海事職俸給表（一）	1級 2級
海事職俸給表（二）	1級 2級
教育職俸給表（一）	1級 2級
教育職俸給表（二）	1級 2級
教育職俸給表（三）	1級 2級
教育職俸給表（四）	1級
研究職俸給表	1級 2級
医療職俸給表（一）	1級
医療職俸給表（二）	1級 2級
医療職俸給表（三）	1級 2級

附　則（平成三年一二月二四日法律第一〇二号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定、第十一条第四項を削る改正規定、第十三条の四第六項並びに第十九条の二第一項及び第二項の改正規定、第十九条の七を第十九条の八とする改正規定、第十九条の六の改正規定、同条を第十九条の七とし、第十九条の五を第十九条の六とし、第十九条の四を第十九条の五とし、第十九条の三を第十九条の四とする改正規定、第十九条の二の次に一条を加える改正規定並びに第二十三条第七項の改正規定並びに附則第十二項から第二十項までの規定は、平成四年一月一日から施行する。

2　この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第七項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、平成三年四月一日から適用する。

（特定の職務の級の切替え）

3　平成三年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級が医療職俸給表（三）の六級であった職員の切替日における職務の級は、人事院の定めるところにより、同表の七級又は六級とする。

（特定の号俸の切替え等）

4　前項の規定により切替日における職務の級が医療職俸給表（三）の七級となる職員（附則第六項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する附則別表の新号俸欄に定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の級が医療職俸給表（三）の六級となる職員（附則第六項に規定する職員を除く。）の新号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

5　前項の規定により新号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の法第八条第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあっては、人事院の定める期間）を新号俸を受ける期間に通算する。

（最高号俸等の切替え等）

6　切替日の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

7　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の法の規定による当該適用の日又は異動の日における職務の級又は号俸若しくは俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

8　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

9　附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

10　改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

11　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表　医療職俸給表（三）の7級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸
1から4まで	
5	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8
13	9
14	10
15	11
16	12
17	13
18	14
19	15
20	15
21	16

附　則（平成三年一二月二四日法律第一〇九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附　則（平成四年四月二日法律第二八号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則（平成四年一二月一六日法律第九二号）

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は平成五年一月一日から、第十一条の三第二項第一号及び第十一条の六の改正規定並びに附則第十項の規定は同年四月一日から施行する。

2　この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項及び第十一項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、平成四年四月一日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

3　平成四年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

4　切替日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の法の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

6　前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（扶養手当に関する経過措置）

7　次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨（第一号に該当する者にあってはその者が職員となった日において、第二号に該当する者にあっては切替日において、第三号に該当する者にあってはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がなく、かつ、改正前の法第十一条第二項第二号から第五号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。）を改正後の法第七条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

一　切替期間において新たに職員となった者であって、その者が職員となった日に、昭和四十九年四月一日以前に生まれた者で改正後の法第十一条第二項第二号又は第四号の扶養親族たる要件を具備するもの（以下「新規扶養親族たる子等」という。）を有していたもの

二　切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であった者

三　切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった者

四　切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至ったものがある職員であった者

五　新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者（改正前の法第十一条の二第一項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。）があった職員であって、切替期間において配偶者がない職員となり、かつ、その配偶者がない職員となった日に改正前の法第十一条第二項第二号から第五号までの扶養親族がなかったもの

六　新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であって、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった日に改正前の法第十一条第二項第二号から第五号までの扶養親族がなかったもの

8　前項の規定による届出を行った者に対する改正後の法第十一条の二第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「同項の規定による届出に」とあるのは「同項又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成四年法律第九十二号。以下「改正法」という。）附則第七項の規定による届出に」と、「同項第二号」とあるのは「前項第二号」と、「届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その」とあるのは「届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたとき、又は改正法附則第七項の規定による届出が改正法の施行の日から三十日を経過した後にされたときは、それぞれその」とし、同条第三項中「扶養親族で同項」とあるのは「扶養親族で同項又は改正法附則第七項」と、「同項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「（扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「（扶養親族たる子、父母等で同項又は改正法附則第七項」と、「のうち扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で第一項又は改正法附則第七項」とする。

9　職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合に関する改正後の法第十一条の二第二項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第二項ただし書中「これに係る事実の生じた日から十五日」とあるのは、「一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成四年法律第九十二号）の施行の日から三十日」とする。

一　施行日から十五日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合

二　施行日から十五日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合

三　施行日から十五日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の法第十一条第二項第二号から第五号までの扶養親族がない場合

（調整手当に関する暫定措置）

10　平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間においては、この法律による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律第十一条の三第二項第一号中「百分の十二」とあるのは、「百分の十一」とする。

（住居手当に関する経過措置）

11　切替期間において、改正前の法第十一条の七の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の法第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の法第十一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際改正前の法第十一条の七の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十一条の七の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成五年三月三十一日（同日前に人事院規則で定める事由が生じた職員にあっては、人事院規則で定める日）までの間の住居手当についても、同様とする。

（切替日から平成四年四月三十日までの間の非常勤職員の給与）

12　改正後の法第二十二条第一項の規定の切替日から平成四年四月三十日までの間における適用については、同項中「三万六千八百円」とあるのは、「三万三千六百円」とする。

（給与の内払）

13　改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

14　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（平成五年一一月一二日法律第八二号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十六条、第十七条及び第十八条の二の改正規定は、平成六年四月一日から施行する。

2　この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正後の法」という。）及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定は、平成五年四月一日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

3　平成五年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

4　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の法の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

6　前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

7　改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

8　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律（次項の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（平成六年六月一五日法律第三三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則（平成六年一一月七日法律第八九号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の改正規定はこの法律の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は平成七年一月一日から、別表第一から別表第九までの改正規定中別表第六ロの備考（二）及びハの備考（二）に係る部分並びに附則第九項の規定は同年四月一日から施行する。

2　この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、平成六年四月一日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

3　平成六年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

4　切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の法の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

6　前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

7　改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

8　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（平成七年三月三一日法律第五一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成七年四月一日から施行する。

附　則（平成七年一〇月二五日法律第一一六号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十一条の七（同条を第十一条の八とする部分を除く。）、第十二条並びに第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は、平成八年一月一日から施行する。

2　この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定は、平成七年四月一日から適用する。

（最高号俸等の切替え等）

3　平成七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

4　切替日からこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の法の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

6　前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成八年三月三一日までの間における異動者の号俸等の調整）

7　施行日から平成八年三月三一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の法の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（調整手当に関する経過措置）

8　改正後の法第十一条の六の規定は、平成四年四月一日前に移転した官署又は同日前に新たに設置された官署に在勤する職員については、適用しない。

（給与の内払）

9　改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

10　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（平成八年一二月一一日法律第一一二号）

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第十九条の二第一項及び第二項の改正規定　平成九年一月一日

二　第一条中給与法第五条第一項の改正規定、給与法第十条の三第一項の改正規定（同項第一号及び第二号を改める部分を除く。）、給与法第十一条の八を第十一条の九とし、第十一条の七の次に一条を加える改正規定、給与法第十三条の四を削る改正規定、給与法第十九条、第十九条の四第三項及び第四項、第十九条の五第二項及び第三項、第十九条の七第一項並びに第二十三条第二項から第五項までの改正規定並びに給与法附則第九項を削る改正規定並びに第二条の規定並びに附則第十四項から第十七項まで及び第二十項から第二十九項までの規定　平成九年四月一日

2　第一条の規定（前項各号に掲げる改正規定を除く。附則第七項において同じ。）による改正後の給与法（以下「改正後の給与法」という。）の規定は、平成八年四月一日から適用する。

（特定の号俸の切替え等）

3　平成八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号俸（以下「旧号俸」という。）が附則別表のイからチまでの表（以下「切替表」という。）の旧号俸欄に掲げられている号俸である職員（附則第六項に規定する職員を除く。以下「特定号俸職員」という。）のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのない号俸である職員及び旧号俸が同欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあっては、人事院の定める期間。次項及び附則第五項において同じ。）が旧号俸に対応する同欄に定める期間に達しているものの切替日における号俸は、旧号俸に対応する切替表の新号俸欄に定める号俸とする。

4　特定号俸職員のうち、旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である職員で切替日において旧号俸を受けていた期間が旧号俸に対応する同欄に定める期間に達していないものは、平成八年七月一日、同年十月一日又は平成九年一月一日のうち、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号俸に対応する切替表の新号俸欄に定める号俸を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における俸給月額は、旧号俸に対応する切替表の暫定俸給月額欄に定める額とする。

5　附則第三項の規定により切替日における号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の給与法第八条第六項の規定の適用については、その者が切替日において旧号俸を受けていた期間（その者の旧号俸が切替表の期間欄に期間の定めのある号俸である場合にあっては、切替日において旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する同欄に定める期間を減じた期間）を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

（最高号俸等の切替え等）

6　切替日の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

7　切替日からこの法律の施行の日（附則第十一項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法（以下「改正前の給与法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日（次項において「異動日」という。）における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。この場合において、その俸給月額が切替表の暫定俸給月額欄に定める額とされた職員の当該俸給月額を受けることがなくなった日における号俸は、人事院が定める。

8　前項の規定により異動日における号俸を決定される職員のうち、同項の規定による号俸の額が改正前の給与法の規定により異動日において受けていた俸給月額（改正前の給与法別表第六ロの備考（二）又はハの備考（二）の規定の適用を受けていた職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の俸給月額。以下この項において「旧俸給月額」という。）に達しない職員の当該号俸を受ける間の俸給月額（改正後の給与法別表第六ロの備考（二）又はハの備考（二）の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の俸給月額）は、改正後の給与法別表第二、別表第五イ、別表第六、別表第七及び別表第八イの俸給表の額にかかわらず、旧俸給月額とする。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

9　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。この場合においては、附則第七項後段の規定を準用する。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

10　附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成九年三月三十一日までの間における異動者の号俸等の調整）

11　施行日から平成九年三月三十一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（改正後の給与法第八条等の規定の適用の経過措置）

12　改正後の給与法第八条第三項及び第四項、第十九条の六第二項並びに別表第六ロの備考（二）及びハの備考（二）の規定の切替日から平成八年十二月三十一日までの間における適用については、改正後の給与法第八条第三項中「号俸」とあるのは「号俸又は俸給月額とされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第百十二号）附則別表のイからチまでの

表の暫定俸給月額欄に定める額（以下「暫定俸給月額」という。）」と、同条第四項及び改正後の給与法第十九条の六第二項中「号俸」とあるのは「号俸又は暫定俸給月額」と、改正後の給与法別表第六ロの備考（二）及びハの備考（二）中「この表の額」とあるのは「この表の額又は暫定俸給月額」とする。

13　切替表の暫定俸給月額欄に定める俸給月額を受ける職員に対する改正後の給与法第八条第七項の規定の切替日から平成八年十二月三十一日までの間における適用については、人事院規則で定める。

（給与の内払）

14　改正後の給与法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

15　附則第三項から前項までに定めるもののほか、第一条の規定の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表　特定号俸職員の号俸の切替表

イ　専門行政職俸給表の適用を受ける職員

職務の級	2級			3級			4級		
旧号俸	新号俸	期間	暫定俸給月額	新号俸	期間	暫定俸給月額	新号俸	期間	暫定俸給月額
1	1	月	円	1	月	円			
2	2			2					
3	3			3					
4	4			4					
5	5			5					
6	5			6					
7	6			6					
8	7			6					
9	8			6					
10	9	9	297,800	7	9	258,000			
11	10	6	298,400	8	6	259,500			
12	10	6	298,900	9	6	260,000			
13	11	6	299,000	10	6	260,500			
14	11	6	299,500	10	6	261,000			
15	12	6	300,000	11	6	261,500			
16	12	6	300,500	11	6	262,000			
17	13	6	301,000	12	6	262,500			
18	13	6	301,500	12	6	263,000			
19	14	6	302,000	13	6	263,500			
20	14	6	302,500	13	6	264,000			
21	15	6	303,000	14	6	264,500			
22	15	6	303,500	14	6	265,000			
23	16	6	304,000	15	6	265,500			

ロ　海事職俸給表（二）の適用を受ける職員

職務の級	3級			4級			5級			6級		
旧号俸	新号俸	期間	暫定俸給月額	新号俸	期間	暫定俸給月額	新号俸	期間	暫定俸給月額	新号俸	期間	暫定俸給月額
1	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2			2			2			2		
3	3			3			3			3		
4	4			4			4					
5	5			5			5					
6	6			6			6					
7	6			6			6					
8	7			6			6					
9	8			6			6					
10	9	9	293,900	7	9	305,300						
11	10	6	294,500	8	6	306,000						
12	10	6	295,000	9	6	306,600						
13	11	6	295,500	10	6	307,200						
14	11	6	296,000	10	6	307,800						
15	12	6	296,500	11	6	308,400						
16	12	6	297,000	11	6	309,000						
17	13	6	297,500	12	6	309,600						
18	13	6	298,000	12	6	310,200						
19	14	6	298,500	13	6	310,800						
20	14	6	299,000	13	6	311,400						
21	15	6	299,500	14	6	312,000						
22	15	6	300,000	14	6	312,600						
23	16	6	300,500	15	6	313,200						

ハ　教育職俸給表（一）の適用を受ける職員

旧号俸	職務の級		新号俸	期間	暫定俸給月額
17		2級	15	9月	304,000円
16			14	6月	298,200円
15			13	3月	286,000円
14			12	9月	267,400円
13			12	6月	258,000円
12			12	3月	248,000円
11			11	9月	224,000円
10			11	6月	225,800円
9			11	3月	227,600円
8			10	9月	229,400円
7			10	6月	231,200円
6			10	3月	233,000円
5			9	9月	234,800円
4			9	6月	236,600円
3			9	3月	238,400円
2			8	9月	240,200円
1			8	6月	242,000円
			8	3月	243,800円
			7	9月	245,600円
			7	6月	247,400円
			7	3月	249,200円
			6	9月	251,000円
			6	6月	252,800円
			6	3月	254,600円
			5	9月	256,400円
			5	6月	258,200円
			5	3月	260,000円
			4	9月	261,800円
			4	6月	263,600円
			4	3月	265,400円
			4	0月	267,200円
			3	9月	269,000円
			3	6月	270,800円
			3	3月	272,600円
			3	0月	274,400円
			2	9月	276,200円
			2	6月	278,000円
			2	3月	279,800円
			2	0月	281,600円
			1	9月	283,400円
			1	6月	285,200円
			1	3月	287,000円
			1	0月	288,800円
			1	0月	290,600円
			1	0月	292,400円
			1	0月	294,200円
			1	0月	296,000円
			1	0月	297,800円
			1	0月	299,600円
			1	0月	301,400円
			1	0月	303,200円
			1	0月	305,000円
			1	0月	306,800円
			1	0月	308,600円
			1	0月	310,400円
			1	0月	312,200円
			1	0月	314,000円
			1	0月	315,800円
			1	0月	317,600円
			1	0月	319,400円
			1	0月	321,200円
			1	0月	323,000円
			1	0月	324,800円
			1	0月	326,600円
			1	0月	328,400円
			1	0月	330,200円
			1	0月	332,000円
			1	0月	333,800円
			1	0月	335,600円
			1	0月	337,400円
			1	0月	339,200円
			1	0月	341,000円
			1	0月	342,800円
			1	0月	344,600円
			1	0月	346,400円
			1	0月	348,200円
			1	0月	350,000円
			1	0月	351,800円
			1	0月	353,600円
			1	0月	355,400円
			1	0月	357,200円
			1	0月	359,000円
			1	0月	360,800円
			1	0月	362,600円
			1	0月	364,400円
			1	0月	366,200円
			1	0月	368,000円
			1	0月	369,800円
			1	0月	371,600円
			1	0月	373,400円
			1	0月	375,200円
			1	0月	377,000円
			1	0月	378,800円
			1	0月	380,600円
			1	0月	382,400円
			1	0月	384,200円
			1	0月	386,000円
			1	0月	387,800円
			1	0月	389,600円
			1	0月	391,400円
			1	0月	393,200円
			1	0月	395,000円
			1	0月	396,800円
			1	0月	398,600円
			1	0月	400,400円
			1	0月	402,200円
			1	0月	404,000円
			1	0月	405,800円
			1	0月	407,600円
			1	0月	409,400円
			1	0月	411,200円
			1	0月	413,000円
			1	0月	414,800円
			1	0月	416,600円
			1	0月	418,400円
			1	0月	420,200円
			1	0月	422,000円
			1	0月	423,800円
			1	0月	425,600円
			1	0月	427,400円
			1	0月	429,200円
			1	0月	431,000円
			1	0月	432,800円
			1	0月	434,600円
			1	0月	436,400円
			1	0月	438,200円
			1	0月	440,000円
			1	0月	441,800円
			1	0月	443,600円
			1	0月	445,400円
			1	0月	447,200円
			1	0月	449,000円
			1	0月	450,800円
			1	0月	452,600円
			1	0月	454,400円
			1	0月	456,200円
			1	0月	458,000円
			1	0月	459,800円
			1	0月	461,600円
			1	0月	463,400円
			1	0月	465,200円
			1	0月	467,000円
			1	0月	468,800円
			1	0月	470,600円
			1	0月	472,400円
			1	0月	474,200円
			1	0月	476,000円
			1	0月	477,800円
			1	0月	479,600円
			1	0月	481,400円
			1	0月	483,200円
			1	0月	485,000円
			1	0月	486,800円
			1	0月	488,600円
			1	0月	490,400円
			1	0月	492,200円
			1	0月	494,000円
			1	0月	495,800円
			1	0月	497,600円
			1	0月	499,400円
			1	0月	501,200円
			1	0月	503,000円
			1	0月	504,800円
			1	0月	506,600円
			1	0月	508,400円
			1	0月	510,200円
			1	0月	512,000円
			1	0月	513,800円
			1	0月	515,600円
			1	0月	517,400円
			1	0月	519,200円
			1	0月	521,000円
			1	0月	522,800円
			1	0月	524,600円
			1	0月	526,400円
			1	0月	528,200円
			1	0月	530,000円
			1	0月	531,800円
			1	0月	533,600円
			1	0月	535,400円
			1	0月	537,200円
			1	0月	539,000円
			1	0月	540,800円
			1	0月	542,600円
			1	0月	544,400円
			1	0月	546,200円
			1	0月	548,000円
			1	0月	549,800円
			1	0月	551,600円
			1	0月	553,400円
			1	0月	555,200円
			1	0月	557,000円
			1	0月	558,800円
			1	0月	560,600円
			1	0月	562,400円
			1	0月	564,200円
			1	0月	566,000円
			1	0月	567,800円
			1	0月	569,600円
			1	0月	571,400円
			1	0月	573,200円
			1	0月	575,000円
			1	0月	576,800円
			1	0月	578,600円
			1	0月	580,400円
			1	0月	582,200円
			1	0月	584,000円
			1	0月	585,800円
			1	0月	587,600円
			1	0月	589,400円
			1	0月	591,200円
			1	0月	593,000円
			1	0月	594,800円
			1	0月	596,600円
			1	0月	598,400円
			1	0月	600,200円
			1	0月	602,000円
			1	0月	603,800円
			1	0月	605,600円
			1	0月	607,400円
			1	0月	609,200円
			1	0月	611,000円
			1	0月	612,800円
			1	0月	614,600円
			1	0月	616,400円
			1	0月	618,200円
			1	0月	620,000円
			1	0月	621,800円
			1	0月	623,600円
			1	0月	625,400円
			1	0月	627,200円
			1	0月	629,000円
			1	0月	630,800円
			1	0月	632,600円
			1	0月	634,400円
			1	0月	636,200円
			1	0月	638,000円
			1	0月	639,800円
			1	0月	641,600円
			1	0月	643,400円
			1	0月	645,200円
			1	0月	647,000円
			1	0月	648,800円
			1	0月	650,600円
			1	0月	652,400円
			1	0月	654,200円
			1	0月	656,000円
			1	0月	657,800円
			1	0月	659,600円
			1	0月	661,400円
			1	0月	663,200円
			1	0月	665,000円
			1	0月	666,800円
			1	0月	668,600円
			1	0月	670,400円
			1	0月	672,200円
			1	0月	674,000円
			1	0月	675,800円
			1	0月	677,600円
			1	0月	679,400円
			1	0月	681,200円
			1	0月	683,000円
			1	0月	684,800円
			1	0月	686,600円
			1	0月	688,400円
			1	0月	690,200円
			1	0月	692,000円
			1	0月	693,800円
			1	0月	695,600円
			1	0月	697,400円
			1	0月	699,200円
			1	0月	701,000円
			1	0月	702,800円
			1	0月	704,600円
			1	0月	706,400円
			1	0月	708,200円
			1	0月	710,000円
			1	0月	711,800円
			1	0月	713,600円
			1	0月	715,400円
			1	0月	717,200円
			1	0月	719,000円
			1	0月	720,800円
			1	0月	722,600円
			1	0月	724,400円
			1	0月	726,200円
			1	0月	728,000円
			1	0月	729,800円
			1	0月	731,600円
			1	0月	733,400円
			1	0月	735,200円
			1	0月	737,000円
			1	0月	738,800円
			1	0月	740,600円
			1	0月	742,400円
			1	0月	744,200円
			1	0月	746,000円
			1	0月	747,800円
			1	0月	749,600円
			1	0月	751,400円
			1	0月	753,200円
			1	0月	755,000円
			1	0月	756,800円
			1	0月	758,600円
			1	0月	760,400円
			1	0月	762,200円
			1	0月	764,000円
			1	0月	765,800円
			1	0月	767,600円
			1	0月	769,400円
			1	0月	771,200円
			1	0月	773,000円
			1	0月	774,800円
			1	0月	776,600円
			1	0月	778,400円
			1	0月	780,200円
			1	0月	782,000円
			1	0月	783,800円
			1	0月	785,600円
			1	0月	787,400円
			1	0月	789,200円
			1	0月	791,000円
			1	0月	792,800円
			1	0月	794,600円
			1	0月	796,400円
			1	0月	798,200円
			1	0月	800,000円
			1	0月	801,800円
			1	0月	803,600円
			1	0月	805,400円
			1	0月	807,200円
			1	0月	809,000円
			1	0月	810,800円
			1	0月	812,600円
			1	0月	814,400円
			1	0月	816,200円
			1	0月	818,000円
			1	0月	819,800円
			1	0月	821,600円
			1	0月	823,400円
			1	0月	825,200円
			1	0月	827,000円
			1	0月	828,800円
			1	0月	830,600円
			1	0月	832,400円
			1	0月	834,200円
			1	0月	836,000円
			1	0月	837,800円
			1	0月	839,600円
			1	0月	841,400円
			1	0月	843,200円
			1	0月	845,000円
			1	0月	846,800円
			1	0月	848,600円
			1	0月	850,400円
			1	0月	852,200円
			1	0月	854,000円
			1	0月	855,800円
			1	0月	857,600円
			1	0月	859,400円
			1	0月	861,200円
			1	0月	863,000円
			1	0月	864,800円
			1	0月	866,600円
			1	0月	868,400円
			1	0月	870,200円
			1	0月	872,000円
			1	0月	873,800円
			1	0月	875,600円
			1	0月	877,400円
			1	0月	879,200円
			1	0月	881,000円
			1	0月	882,800円
			1	0月	884,600円
			1	0月	886,400円
			1	0月	888,200円
			1	0月	890,000円
			1	0月	891,800円
			1	0月	893,600円
			1	0月	895,400円
			1	0月	897,200円
			1	0月	899,000円
			1	0月	900,800円
			1	0月	902,600円
			1	0月	904,400円
			1	0月	906,200円
			1	0月	908,000円
			1	0月	909,800円
			1	0月	911,600円
			1	0月	913,400円
			1	0月	915,200円
			1	0月	917,000円
			1	0月	918,800円
			1	0月	920,600円
			1	0月	922,400円
			1	0月	924,200円
			1	0月	926,000円
			1	0月	927,800円
			1	0月	929,600円
			1	0月	931,400円
			1	0月	933,200円
			1	0月	935,000円
			1	0月	936,800円
			1	0月	938,600円
			1	0月	940,400円
			1	0月	942,200円
			1	0月	944,000円
			1	0月	945,800円
			1	0月	947,600円
			1	0月	949,400円
			1	0月	951,200円
			1	0月	953,000円
			1	0月	954,800円
			1	0月	956,600円
			1	0月	958,400円
			1	0月	960,200円
			1	0月	962,000円
			1	0月	963,800円
			1	0月	965,600円
			1	0月	967,400円
			1	0月	969,200円
			1	0月	971,000円
			1	0月	972,800円
			1	0月	974,600円
			1	0月	976,400円
			1	0月	978,200円
			1	0月	980,000円
			1	0月	981,800円
			1	0月	983,600円
			1	0月	985,400円
			1	0月	987,200円
			1	0月	989,000円
			1	0月	990,800円
			1	0月	992,600円
			1	0月	994,400円
			1	0月	996,200円
			1	0月	998,000円
			1	0月	999,800円
			1	0月	1,001,600円
			1	0月	1,003,400円
			1	0月	1,005,200円
			1	0月	1,007,000円
			1	0月	1,008,800円
			1	0月	1,010,600円
			1	0月	1,012,400円
			1	0月	1,014,200円
			1	0月	1,016,000円
			1	0月	1,017,800円
			1	0月	1,019,600円
			1	0月	1,021,400円
			1	0月	1,023,200円
			1	0月	1,025,000円
			1	0月	1,026,800円
			1	0月	1,028,600円
			1	0月	1,030,400円
			1	0月	1,032,200円
			1	0月	1,034,000円
			1	0月	1,035,800円
			1	0月	1,037,600円
			1	0月	1,039,400円
			1	0月	1,041,200円
			1	0月	1,043,000円
			1	0月	1,044,800円
			1	0月	1,046,600円
			1	0月	1,048,400円
			1	0月	1,050,200円
			1	0月	1,052,000円
			1	0月	1,053,800円
			1	0月	1,055,600円
			1	0月	1,057,400円
			1	0月	1,059,200円
			1	0月	1,061,000円
			1	0月	1,062,800円
			1	0月	1,064,600円
			1	0月	1,066,400円
			1	0月	1,068,200円
			1	0月	1,070,000円
			1	0月	1,071,800円
			1	0月	1,073,600円
			1	0月	1,075,400円
			1	0月	1,077,200円
			1	0月	1,079,000円
			1	0月	1,080,800円
			1	0月	1,082,600円
			1	0月	1,084,400円
			1	0月	1,086,200円
			1	0月	1,088,000円
			1	0月	1,089,800円
			1	0月	1,091,600円
			1	0月	1,093,400円
			1	0月	1,095,200円
			1	0月	1,097,000円
			1	0月	1,098,800円
			1	0月	1,100,600円
			1	0月	1,102,400円
			1	0月	1,104,200円
			1	0月	1,106,000円
			1	0月	1,107,800円
			1	0月	1,109,600円
			1	0月	1,111,400円
			1	0月	1,113,200円
			1	0月	1,115,000円
			1	0月	1,116,800円
			1	0月	1,118,600円
			1	0月	1,120,400円
			1	0月	1,122,200円
			1	0月	1,124,000円
			1	0月	1,125,800円
			1	0月	1,127,600円
			1	0月	1,129,400円
			1	0月	1,131,200円
			1	0月	1,133,000円
			1	0月	1,134,800円
			1	0月	1,136,600円
			1	0月	1,138,400円
			1	0月	1,140,200円
			1	0月	1,142,000円
			1	0月	1,143,800円
			1	0月	1,145,600円
			1	0月	1,147,400円
			1	0月	1,149,200円
			1	0月	1,151,000円
			1	0月	1,152,800円
			1	0月	1,154,600円
			1	0月	1,156,400円
			1	0月	1,158,200円
			1	0月	1,160,000円
			1	0月	1,161,800円
			1	0月	1,163,600円
			1	0月	1,165,400円
			1	0月	1,167,200円
			1	0月	1,169,000円
			1	0月	1,170,800円
			1	0月	1,172,600円
			1	0月	1,174,400円
			1	0月	1,176,200円
			1	0月	1,178,000円
			1	0月	1,179,800円
			1	0月	1,181,600円
			1	0月	1,183,400円
			1	0月	1,185,200円
			1	0月	1,187,000円
			1	0月	1,188,800円
			1	0月	1,190,600円
			1	0月	1,192,400円
			1	0月	1,194,200円
			1	0月	1,196,000円
			1	0月	1,197,800円
			1	0月	1,199,600円
			1	0月	1,201,400円
			1	0月	1,203,200円
			1	0月	1,205,000円
			1	0月	1,206,800円
			1	0月	1,208,600円
			1	0月	1,210,400円
			1	0月	1,212,200円
			1	0月	1,214,000円
			1	0月	1,215,800円
			1	0月	1,217,600円
			1	0月	1,219,400円
			1	0月	1,221,200円
			1	0月	1,223,000円
			1	0月	1,224,800円
			1	0月	1,226,600円
			1	0月	1,228,400円
			1	0月	1,230,200円
			1	0月	1,232,000円
			1	0月	1,233,800円
			1	0月	1,235,600円
			1	0月	1,237,400円
			1	0月	1,239,200円
			1	0月	1,241,000円
			1	0月	1,242,800円
			1	0月	1,244,600円
			1	0月	1,246,400円
			1	0月	1,248,200円
			1	0月	1,250,000円
			1	0月	1,251,800円
			1	0月	1,253,600円
			1	0月	1,255,400円
			1	0月	1,257,200円
			1	0月	1,259,000円
			1	0月	1,260,800円
			1	0月	1,262,600円
			1	0月	1,264,400円
			1	0月	1,266,200円
			1	0月	1,268,000円
			1	0月	1,269,800円
			1	0月	1,271,600円
			1	0月	1,273,400円
			1	0月	1,275,200円
			1	0月	1,277,000円
			1	0月	1,278,800円
			1	0月	1,280,600円
			1	0月	1,282,400円
			1	0月	1,284,200円
			1	0月	1,286,000円
			1	0月	1,287,800円
			1	0月	1,289,600円
			1	0月	1,291,400円
			1	0月	1,293,200円
			1	0月	1,295,000円
			1	0月	1,296,800円
			1	0月	1,298,600円
			1	0月	1,300,400円
			1	0月	1,302,200円
			1	0月	1,304,000円
			1	0月	1,305,800円
			1	0月	1,307,600円
			1	0月	1,309,400円
			1	0月	1,311,200円
			1	0月	1,313,000円
			1	0月	1,314,800円
			1	0月	1,316,600円
			1	0月	1,318,400円
			1	0月	1,320,200円
			1	0月	1,322,000円
			1	0月	1,323,800円
			1	0月	1,325,600円
			1	0月	1,327,400円
			1	0月	1,329,200円
			1	0月	1,331,000円
			1	0月	1,332,800円
			1	0月	1,334,600円
			1	0月	1,336,400円
			1	0月	1,338,200円
			1	0月	1,340,000円
			1	0月	1,341,800円
			1	0月	1,343,600円
			1	0月	1,345,400円
			1	0月	1,347,200円
			1	0月	1,349,000円
			1	0月	1,350,800円
			1	0月	1,352,600円
			1	0月	1,354,400円
			1	0月	1,356,200円
			1	0月	1,358,000円
			1	0月	1,359,800円
			1	0月	1,361,600円
			1	0月	1,363,400円
			1	0月	1,365,200円
			1	0月	1,367,000円
			1	0月	1,368,800円
			1	0月	1,370,600円
			1	0月	1,372,400円
			1	0月	1,374,200円
			1	0月	1,376,000円
			1	0月	1,377,800円
			1	0月	1,379,600円
			1	0月	1,381,400円
			1	0月	1,383,200円
			1	0月	1,385,000円
			1	0月	1,386,800円
			1	0月	1,388,600円
			1	0月	1,390,400円
			1	0月	1,392,200円
			1	0月	1,394,000円
			1	0月	1,395,800円
			1	0月	1,397,600円
			1	0月	1,399,400円
			1	0月	1,401,200円
			1	0月	1,403,000円
			1	0月	1,404,800円
			1	0月	1,406,600円
			1	0月	1,408,400円
			1	0月	1,410,200円
			1	0月	1,412,000円
			1	0月	1,413,800円
			1	0月	1,415,600円
			1	0月	1,417,400円
			1	0月	1,419,200円
			1	0月	1,421,000円
			1	0月	1,422,800円
			1	0月	1,424,600円
			1	0月	1,426,400円
			1	0月	1,428,200円
			1	0月	1,430,000円
			1	0月	1,431,800円
			1	0月	1,433,600円
			1	0月	1,435,400円
			1	0月	1,437,200円
			1	0月	1,439,000円
			1	0月	1,440,800円
			1	0月	1,442,600円
			1	0月	1,444,400円
			1	0月	1,446,200円
			1	0月	1,448,000円
			1	0月	1,449,800円
			1	0月	1,451,600円
			1	0月	1,453,400円
			1	0月	1,455,200円
			1	0月	1,457,000円
			1	0月	1,458,800円
			1	0月	1,460,600円
			1	0月	1,462,400円
			1	0月	1,464,200円
			1	0月	1,466,000円
			1	0月	1,467,800円
			1	0月	1,469,600円
			1	0月	1,471,400円
			1	0月	1,473,200円
			1	0月	1,475,000円
			1	0月	1,476,800円
			1	0月	1,478,600円
			1	0月	1,480,400円
			1	0月	1,482,200円
			1	0月	1,484,000円
			1	0月	1,485,800円
			1	0月	1,487,600円
			1	0月	1,489,400円
			1	0月	1,491,200円
			1	0月	1,493,000円
			1	0月	1,494,800円
			1	0月	1,496,600円
			1	0月	1,498,400円
			1	0月	1,500,200円
			1	0月	1,502,000円
			1	0月	1,503,800円
			1	0月	1,505,600円
			1	0月	1,507,400円
			1	0月	1,509,200円
			1	0月	1,511,000円
			1	0月	1,512,800円
			1	0月	1,514,600円
			1	0月	1,516,400円
			1	0月	1,518,200円
			1

ニ　教育職俸給表（二）の適用を受ける職員

| 旧号俸 | 職務の級 | | |

ホ　教育職俸給表（三）の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸	期間	暫定俸給月額
35	26		
34	25		
33	24		
32	23		
31	22		
30	21		
29	20		
28	19		
27	18		
26	17		
25	16		
24	15		
23	14		
22	13		
21	12		
20	11		
19	10		
18	9	3月	322,800円
17	8		
16	7	3月	312,000円
15	6		
14	5	3月	283,000円
13	4		
12	3	3月	273,000円
11	2		
10	1	3月	263,000円
9			
8			
7			
6			
5			
4			
3			
2			
1			

2級　職務の級

旧号俸	新号俸	期間	暫定俸給月額
32	26		
31	25		
30	24		
29	23		
28	22		
27	21		
26	20		
25	19		
24	18		
23	17		
22	16		
21	15		
20	14		
19	13		
18	12		
17	11		
16	10		
15	9	3月	245,800円
14	8		
13	7	3月	237,000円
12	6		
11	5	3月	228,000円
10	4		
9	3	3月	220,800円
8	2		
7	1		
6			
5			
4			
3			
2			
1			

3級

旧号俸	新号俸	期間	暫定俸給月額
25	24		
24	23		
23	22		
22	21		
21	20		
20	19		
19	18		
18	17		
17	16		
16	15		
15	14		
14	13		
13	12		
12	11		
11	10		
10	9	3月	287,600円
9	8		
8	7	3月	276,700円
7	6		
6	5	3月	268,800円
5	4		
4	3	3月	310,000円
3	2		
2	1		
1			

へ　教育職俸給表（四）の適用を受ける職員

職務の級		旧号俸	新号俸	期間	暫定俸給月額
2級		1	21		
		2	22		
		3	23		
		4	24		
		5	25		
		6	26		
		7	27		
		8	28		
		9	29		
		10	30		
		11	31		
		12	32		
		13	33		
		14	34		
		15	35		
		16	36		
		17	37		
		18	38		
		19	39		
		20	40		
		21	41		
		22	42		
		23	43		
		24	44		
		25	45		
		26	46		
		27	47		
		28	48		
		29	49		
		30	50		
		31	51		
		32	52		
		33	53		
		34	54		
		35	55		
		36	56		
		37	57		
		38	58		
3級		1	21		
		2	22		
		3	23		
		4	24		
		5	25		
		6	26		
		7	27		
		8	28		
		9	29		
		10	30		
		11	31		
		12	32		
		13	33		
		14	34		
		15	35		
		16	36		
		17	37		
		18	38		
4級		1	21		
		2	22		
		3	23		
		4	24		
		5	25		
		6	26		
		7	27		
		8	28		
		9	29		
		10	30		
		11	31		
		12	32		
		13	33		
		14	34		
		15	35		
		16	36		
		17	37		
		18	38		

| | | |

| | | |

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

6　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

7　前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成十年三月三十一日までの間における異動者の号俸等の調整）

8　施行日から平成十年三月三十一日までの間において、改正後の給与法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（ハワイ観測所勤務手当を支給される職員の超過勤務手当等の額の特例）

9　改正後の給与法第十四条第一項又は第三項の規定の適用を受ける職員が切替日から施行日の前日までの間においてこれらの規定の適用の対象となる期間につき改正前の給与法の規定により支給された超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当又は勤勉手当の額が、改正後の給与法の規定により支給されることとなるそれぞれの手当の額を超えるときは、当該期間の当該職員の超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当又は勤勉手当の額は、改正後の給与法の規定にかかわらず、それぞれの手当につき、その差額を改正後の給与法の規定により支給されることとなる超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当又は勤勉手当の額に加算した額とする。

（期末特別手当に関する特例措置）

10　平成十年三月に支給する期末特別手当に関する新給与法第十九条の八第二項の規定の適用については、同項中「百分の五十五」とあるのは、「百分の五十」とする。

（給与の内払）

11　改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法又は第二条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、改正後の給与法第十四条第一項又は第三項の規定によりハワイ観測所勤務手当を支給されることとなる職員に支給された調整手当、通勤手当又は単身赴任手当（それぞれハワイ観測所勤務手当が支給されることとなる期間に係るものに限る。）は、同条第一項又は第三項の規定によるハワイ観測所勤務手当の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

12　附則第四項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（平成一〇年一〇月一六日法律第一二〇号）

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は平成十一年一月一日から、第一条中給与法第八条第六項、第八項及び第九項並びに第十九条の九第一項及び第三項の改正規定並びに附則第十一項から第十三項までの規定は同年四月一日から施行する。

2　第一条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第七項において同じ。）による改正後の給与法（以下「改正後の給与法」という。）の規定及び第二条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（附則第十一項において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定は、平成十年四月一日から適用する。

（特定の職務の級の切替え）

3　平成十年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級が公安職俸給表（一）の二級であった職員の切替日における職務の級は、人事院の定めるところにより、同表の特二級又は二級とする。

（特定の号俸の切替え等）

4　前項の規定により切替日における職務の級が公安職俸給表（一）の特二級となる職員（附則第六項に規定する職員を除く。）の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する附則別表の新号俸欄に定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の級が公安職俸給表（一）の二級となる職員（附則第六項に規定する職員を除く。）の新号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

5　前項の規定により新号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の給与法第八条第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあっては、人事院の定める期間）を新号俸を受ける期間に通算する。

（最高号俸等の切替え等）

6　切替日の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

7　切替日からこの法律の施行の日（附則第十項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法（以下「改正前の給与法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

8　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

9　附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成十一年三月三十一日までの間における異動者の号俸等の調整）

10　施行日から平成十一年三月三十一日までの間において、改正後の給与法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

11　改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法又は第二条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

12　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表　公安職俸給表（一）の特２級となる職員の号俸の切替表

旧号俸	新号俸
２及び３	２
４	３
５	４
６	５
７	６
８	７
９	８
１０	９
１１	１０
１２	１１
１３	１２
１４	１３
１５	１４
１６	１５
１７	１６
１８	１７
１９	１８
２０	１９
２１	２０
２２	２１
２３	２２
２４	２３
２５	２４
２６	２５
２７	２６
２８	２７
２９	２８
３０	２９
３１	３０
３２	

附　則（平成一一年七月七日法律第八三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

（旧法再任用職員に関する経過措置）

第三条

2　旧法再任用職員に対する第二条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条及び第二条の二の規定、第三条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第八条第十一項、第十九条の四第三項、第十九条の七第二項、第十九条の八第三項、第十九条の九第二項、第十九条の十第四項及び別表第一から別表第八までの規定並びに第四条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第十五項の規定の適用については、旧法再任用職員は、国家公務員法第八十一条の四第一項の規定により採用された職員でないものとみなす。

附　則（平成一一年七月一六日法律第一〇四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（政令への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則（平成一一年一一月二五日法律第一四一号）　抄

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第六条第一項並びに第十九条の二第一項及び第二項の改正規定並びに給与法別表第九を別表第十とし、別表第八の次に一表を加える改正規定、第三条の規定、第五条中国家公務員法等の一部を改正する法律第三条の改正規定（給与法別表第一から別表第八までに係る部分に限る。）並びに附則第七項から第十一項まで及び第十五項から第二十項までの規定　平成十二年一月一日

二　第二条の規定及び第五条中国家公務員法等の一部を改正する法律第三条の改正規定（給与法別表第一から別表第八までに係る部分を除く。）　平成十二年四月一日

2　第一条の規定（前項第一号に掲げる改正規定を除く。附則第四項において同じ。）による改正後の給与法（附則第九項を除き、以下「改正後の給与法」という。）の規定及び第四条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（附則第十三項において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

（最高号俸を超える俸給月額の切替え等）

3　平成十一年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（切替期間における異動者の号俸等）

4　切替日からこの法律の施行の日（以下この項及び附則第六項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法（附則第十二項を除き、以下「改正前の給与法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。切替日から施行日の前日までの間において、一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第百二十号。附則第九項及び第十二項において「平成十年改正法」という。）附則第十一項から第十三項までの規定により昇給した職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の給与法の規定による当該昇給の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間についても、同様とする。

（切替日前の異動者の号俸等の調整）

5　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日から平成十二年三月三十一日までの間における異動者の号俸等の調整）

6　施行日から平成十二年三月三十一日までの間において、改正後の給与法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の職務の級の切替え）

7　平成十二年一月一日（以下「特定切替日」という。）の前日において行政職俸給表（一）又は行政職俸給表（二）の適用を受けていた職員のうち、特定切替日において福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の特定切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、特定切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する附則別表第一の新級欄に定める職務の級とする。

旧級	新級
三三	三三
三四	三二
三五	三一

（福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の号俸の切替え等）

8　前項の規定により新級を決定される職員（附則第十項に規定する職員を除く。）の特定切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、旧級及び特定切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に応じて附則別表第二に定める号俸とする。

9　前項の規定により新号俸を決定される職員に対する特定切替日以降における最初の第一条の規定による改正後の給与法第八条第六項又は平成十年改正法附則第十一項から第十三項までの規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあっては、人事院の定める期間）を新号俸を受ける期間に通算する。

（福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の最高号俸等の切替え等）

10　附則第七項の規定により新級を決定される職員のうち、特定切替日の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の特定切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員のうち特定切替日前の異動者の号俸等の調整）

11　附則第七項の規定により新級を決定される職員のうち、特定切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の特定切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が特定切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

12　附則第三項から第五項まで及び第七項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法又は平成十年改正法附則第十一項から第十三項まで及びこれらに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

13　改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法又は第四条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

14　附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表第一　福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の職務の級の切替表

俸給表

行政職俸給表（一）

旧級	新級
1級	1級
2級	
3級	2級
4級	
5級	3級
6級	4級
7級	
8級	5級
9級	6級
1級	1級
2級	
3級	2級

行政職俸給表（二）

附則別表第二　福祉職俸給表の適用を受けることとなる職員の号俸の切替表

イ　特定切替日の前日において行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	1			3	4	5	6	7	8	9
	2		6	7	8	9	10	11		
	3	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	4	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	5	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	6		1	2	3	4	5	6	7	8
	7		1	2	3	4	5	6	7	8

ロ　特定切替日の前日において行政職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級	1級	2級	3級
17		12	21	13
16		11	20	13
15		10	19	12
14		9	18	11
13		8	17	11
12		7	16	10
11		6	15	9
10		5	14	8
9		4	13	8
8		3	12	7
7		2	11	6
6		1	10	5
5		1	9	5
4		1	8	4
3		1	7	3
2		1	6	2
1		1	5	1

31																										
30																										
29																										
28																										
27																										
26																										
25																										
24																										
23																										
22																										
21																										
20																										
19																										
18																										
17																										
16																										
15																										
14																										
13																										
12																										
11																										
10																										
9																										
8																										
7																										
6																										
5																										
4																										
3																										
2																										
1																										
旧級																										
1級																										
2級																										
3級																										

31																										
30																										
29																										
28																										
27																										
26																										
25																										
24																										
23																										
22																										
21																										
20																										
19																										
18																										
17																										
16																										
15																										
14																										
13																										
12																										
11																										
10																										
9																										
8																										
7																										
6																										
5																										
4																										
3																										
2																										
1																										
旧級																										
1級																										
2級																										
3級																										

| | | |

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条　この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則（平成一四年一一月二二日法律第一〇六号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条並びに附則第七項、第九項及び第十項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

2　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（第一号に掲げる俸給月額を受けていた職員にあっては、俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間）は、人事院規則で定める。

一　一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）別表第一から別表第九までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

3　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

4　前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法若しくは一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第百二十号）附則第十一項から第十三項まで、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第五条の規定による改正前の任期付職員法及びこれらに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成十四年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

5　平成十四年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、第一条の規定による改正後の給与法（以下この項において「改正後の給与法」という。）第十九条の四第二項（同条第三項、第三条の規定による改正後の任期付研究員法（第二号において「改正後の任期付研究員法」という。）第七条第二項又は第五条の規定による改正後の任期付職員法（同号において「改正後の任期付職員法」という。）第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項又は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一　平成十四年十二月一日（期末手当等について改正後の給与法第十九条の四第一項後段、第十九条の八第一項後段又は第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で同年四月一日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月一日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち俸給、初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「俸給等」という。）の額の合計額

二　継続在職期間について改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による俸給月額（継続在職期間において附則第二項各号に掲げる俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について人事院規則で定める俸給月額）並びに改正後の給与法の規定による初任給調整手当及び扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額

6　平成十四年四月一日から基準日までの間において防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者（以下この項において「防衛庁職員等」という。）であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものについては、前項各号に掲げる額に、それぞれ防衛庁職員等との権衡を考慮して人事院規則で定める額を加えるものとする。

（平成十五年六月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する経過措置）

7　平成十五年六月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する第二条の規定による改正後の給与法第十九条の四第二項及び第十九条の八第二項の規定の適用については、これらの規定中「六箇月以内」とあるのは「三箇月以内」と、同法第十九条の四第二項第一号及び第十九条の八第二項第一号中「六箇月」とあるのは「三箇月」と、同法第十九条の四第二項第二号及び第十九条の八第二項第二号中「五箇月以上六箇月未満」とあるのは「二箇月十五日以上三箇月未満」と、同法第十九条の四第二項第三号及び第十九条の八第二項第三号中「三箇月以上五箇月未満」とあるのは「一箇月十五日以上二箇月十五日未満」と、同法第十九条の四第二項第四号及び第十九条の八第二項第四号中「三箇月未満」とあるのは「一箇月十五日未満」とする。

（人事院規則への委任）

8　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（平成一五年一〇月一六日法律第一四一号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第七項の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

2　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（第一号に掲げる俸給月額を受けていた職員にあっては、俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間）は、人事院規則で定める。

一　一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）別表第一から別表第九までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

3　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

4　前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法若しくは一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第百二十号）附則第十一項から第十三項まで、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第五条の規定による改正前の任期付職員法及びこれらに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成十五年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

5　平成十五年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、第一条の規定による改正後の給与法第十九条の四第二項（同条第三項、第三条の規定による改正後の任期付研究員法第七条第二項又は第五条の規定による改正後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで、第十九条の八第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項又は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事院規則で定める職員にあっては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一　平成十五年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となった者（同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（給与法第十三条の三の規定による手当を含む。）、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第百十二号）附則第十四項及び第十五項に規定する暫定筑波研究学園都市移転手当並びに国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第三条第一項に規定する教職調整額の月額の合計額に百分の一・〇七を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二　平成十五年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に百分の一・〇七を乗じて得た額

6　平成十五年四月一日から同年十二月一日までの間において防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び当該人事院規則で定める額の合計額」とする。

（調整手当に関する経過措置）

7　第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の給与法第十一条の七の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関する第二条の規定による改正後の給与法第十一条の七の規定の適用については、同条第一項中「場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域又は官署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「いい、人事院規則で定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で人事院規則で定める割合とする」とあるのは「いう」と、「から二年を経過する」とあるのは「から三年を経過する日又は平成十八年三月三十一日のいずれか早い日」と、同項第二号中「二年を経過する日」とあるのは「三年を経過する日又は平成十八年三月三十一日のいずれか早い日」と、同条第二項中「場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた官署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。）」とあるのは「場合」と、「から二年を経過する」とあるのは「から三年を経過する日又は平成十八年三月三十一日のいずれか早い日」と、同項第一号中「同日以後一年を経過する日」とあるのは「平成十七年三月三十一日」と、同項第二号中「二年を経過する日」とあるのは「三年を経過する日又は平成十八年三月三十一日のいずれか早い日」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第百四十一号）附則第七項の規定により読み替えて適用される前二項」とする。

（人事院規則への委任）

8　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（平成一六年一〇月二八日法律第一三六号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（教育職俸給表の適用を受ける職員の職務の級の切替え）

2　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の給与法」という。）の教育職俸給表（一）の適用を受けていた職員で施行日において同条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下この項及び附則第四項において「改正後の給与法」という。）の教育職俸給表（一）の適用を

受けることとなるもの及び施行日の前日において改正前の給与法の教育職俸給表（四）の適用を受けていた職員で施行日において改正後の給与法の教育職俸給表（二）の適用を受けることとなるものの施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、施行日の前日においてこれらの者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する附則別表の新級欄に定める職務の級とする。

（教育職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替え等）

3　前項の規定により新級を決定される職員（附則第五項に規定する職員を除く。）の施行日における号俸（次項において「新号俸」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（次項において「旧号俸」という。）と同じ号数の号俸とする。

4　前項の規定により新号俸を決定される職員に対する施行日以降における最初の改正後の給与法第八条第六項若しくは第八項ただし書又は一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第百二十号。附則第七項において「平成十年改正法」という。）附則第十二項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあっては、人事院の定める期間）を新号俸を受ける期間に通算する。

（教育職俸給表の適用を受ける職員の職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え等）

5　附則第二項の規定により新級を決定される職員のうち、施行日の前日において旧級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

7　附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法若しくは平成十年改正法附則第十一項若しくは第十二項、改正前の任期付研究員法又は改正前の任期付職員法及びこれらに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（人事院規則への委任）

8　附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律（第二条の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表　教育職俸給表の適用を受ける職員の職務の級の切替表

俸給表

教育職俸給表（一）

旧級	新級
2級	1級
3級	2級
4級	3級
5級	4級

教育職俸給表（四）

旧級	新級
1級	1級
2級	2級
3級	3級

附　則（平成一七年一〇月二一日法律第一〇二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第八十条　施行日の前日において旧公社の職員であった者であって引き続き施行日に第三十五条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下この条において「新法」という。）に規定する俸給表の適用を受ける職員となったものに対する新法第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十六号）附則第十五項の規定の適用については、その者は、新法第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等であった者とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第百十七条　この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成一七年一一月七日法律第一一三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第六条から第十五条まで及び第十七条から第三十二条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（第一号に掲げる俸給月額を受けていた職員にあっては、俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間）は、人事院規則で定める。

一　一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）別表第一から別表第九までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

第三条　施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

第四条　前二条の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法若しくは一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第百二十号。附則第十条において「平成十年改正法」という。）附則第十一項から第十三項まで、第四条の規定による改正前の任期付研究員法又は第六条の規定による改正前の任期付職員法及びこれらに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成十七年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

第五条　平成十七年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、第一条の規定による改正後の給与法第十九条の四第二項（同条第三項、第四条の規定による改正後の任期付研究員法第七条第二項又は第六条の規定による改正後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで、第十九条の八第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条第一項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事院規則で定める職員にあっては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一　平成十七年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となった者（同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあっては、その新たに職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第百十二号）附則第十四項及び第十五項に規定する暫定筑波研究学園都市移転手当の月額の合計額に百分の〇・三六を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二　平成十七年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に百分の〇・三六を乗じて得た額

2　平成十七年四月一日から同年十二月一日までの間において防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び当該人事院規則で定める額の合計額」とする。

（特定の職務の級の切替え）

第六条　平成十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第一に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、人事院の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号俸の切替え）

第七条　切替日の前日において給与法別表第一から別表第九までの俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあっては、人事院の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第二に定める号俸とする。

2　前条後段の規定により新級を決定される職員（次条に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第三に定める号俸とする。

3　切替日の前日において指定職俸給表の適用を受けていた職員の新号俸は、旧号俸に対応する附則別表第四の新号俸欄に定める号俸とする。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え）

第八条　切替日の前日において次に掲げる俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は、人事院規則で定める。

一　給与法別表第一から別表第九までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第九条　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

第十条　附則第六条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第二条の規定による改正前の給与法、第五条の規定による改正前の任期付研究員法、第七条の規定による改正前の任期付職員法又は附則第十七条の規定による改正前の平成十年改正法附則第十一項から第十三項まで及びこれらに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第十一条　切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号。第一号において「平成二十一年改正法」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事院規則で定める職員を除く。）には、平成二十六年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（給与法附則第八項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が給与法附則第八項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）を俸給として支給する。

一　平成二十一年改正法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員（次号に掲げる職員を除く。）　百分の九十九・一

二　指定職俸給表の適用を受ける職員　百分の九十八・九四

三　前二号に掲げる職員以外の職員（医療職俸給表（一）又は任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員を除く。）　百分の九十九・三四

2　切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3　切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、俸給を支給する。

第十二条　前条の規定による俸給を支給される職員に関する給与法第十条第二項及び第十九条の四第五項（給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与法第十条第二項中「調整前における俸給月額」とあるのは「調整前における俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号。以下「平成十七年改正法」という。）附則第十一条の規定による俸給の額との合計額」と、給与法第十九条の四第五項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給の額との合計額」とする。

（平成二十二年三月三十一日までの間における給与法の適用に関する特例）

第十三条　平成二十二年三月三十一日までの間における次の表の上欄に掲げる給与法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条第六項	四号俸	三号俸
	三号俸	二号俸
第八条第七項	四号俸	三号俸
	三号俸	二号俸
	二号俸	一号俸
第十一条の三第二項第一号	百分の十八	百分の十八を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第二項第二号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第二項第三号	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第二項第四号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第二項第五号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第二項第六号	百分の三	百分の三を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の五	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合

（地域手当に関する経過措置）

第十四条　第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の給与法第十一条の六の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る官署の移転に係る地域手当の支給に関する給与法第十一条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条の三第一項の人事院規則	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号。以下「平成十七年改正法」という。）第二条の規定による改正前の第十一条の三第一項の人事院規則	
「地域手当支給官署	「調整手当支給官署	
同条第二項各号に定める割合をいう。）	第十一条の三第二項各号に定める割合をいう。）	

地域手当の支給割合（同条第二項各号に定める割合をいう。以下	調整手当の支給割合（平成十七年改正法第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号に定める割合をいう。以下
第一項第一号	第十一条の三第一項
同条第一項	第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域に所在する官署又は同項の人事院規則で定める官署
第三項	調整手当支給官署
地域手当支給官署	調整手当支給官署
地域手当の支給割合（同条第二項各号	調整手当の支給割合（平成十七年改正法第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号
同条第一項	第十一条の三第一項

2　第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の給与法第十一条の七の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において第二条の規定による改正前の給与法第十一条の三若しくは第十一条の六の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する給与法第十一条の七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号。以下「平成十七年改正法」という。）第二条の規定による改正前の第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署に在勤する
その在勤する地域、官署若しくは空港の区域	その在勤する地域若しくは官署
在勤していた地域、官署又は空港の区域	在勤していた地域又は官署
在勤していた地域、官署若しくは空港の区域	在勤していた地域若しくは官署
地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合又は第十一条の四の人	調整手当の支給割合（平成十七年改正法第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号に定める割合をいい
事院規則で定める割合をいい	平成十七年改正法第二条の規定による改正前の前条第一項
第二項前条第一項	同項に規定する移転職員等
移転職員等	

（非常勤職員の給与に関する経過措置）

第十五条　第二条の規定による改正前の給与法第二十二条第一項に定める職員で、同項の規定により支給される手当の額が勤務一日につき三万五千三百円を超え三万七千八百円以下であるものに対する給与法第二十二条第一項の規定の適用については、当該職員が離職するまでの間は、同項中「三万五千三百円」とあるのは、「三万七千八百円」とする。

（人事院規則への委任）

第十六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附則別表第一　職務の級の切替表（附則第六条関係）

俸給表	旧級	新級
行政職俸給表（一）	1級	1級
税務職俸給表	2級	2級
公安職俸給表（二）	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
行政職俸給表（二）	3級	10級
	4級	3級
	5級	4級

附則別表第二　旧級がこれに対応する附則別表第一の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表（附則第七条関係）

イ　行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸		1					2					3					4					5	
経過期間		3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上	3月未満	3月以上6月未満
旧級	新級																						
1級	教育職俸給表（一） 医療職俸給表（一） 研究職俸給表						1	2	3	4	5	5	6	7	8	9	9	10	11	12	13	13	14
2級							25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	37	38
3級		1	2	3	4	5	5	6	7	8	9	9	10	11	12	13	13	14	15	16	17	17	18
4級		1	1	1	1	1	1	2	3	4	5	5	6	7	8	9	9	10	11	12	13	13	14
5級		5	6	7	8	9	9	10	11	12	13	13	14	15	16	17	17	18	19	20	21	21	22
6級		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	4	5	5	6	7	8	9	9	10
7級		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	4	5	5	6
8級		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
9級		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10級		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
公安職俸給表（一）	11級																		11級				
	10級																		10級				
	9級																		9級				
	8級																		8級				
	7級																		7級				
	6級																		6級				
	5級																		5級				
	4級																		4級				
	特2級																		2級				
	2級																		2級				
専門行政職俸給表	7級																		8級				
	6級																		7級				
	5級																		5級				

14	13					12					11					10					9					8					7					6							
3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満
37	37	36	36	36	35	35	35	35	34	34	34	34	33	33	33	33	32	32	31	31	31	30	30	29	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15
73	73	72	71	70	69	69	68	67	66	65	65	64	63	62	61	61	60	59	58	57	57	56	55	54	53	53	52	51	50	49	49	48	47	46	45	45	44	43	42	41	41	40	39
53	53	52	51	50	49	49	48	47	46	45	45	44	43	42	41	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19
49	49	48	47	46	45	45	44	43	42	41	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15
57	57	56	55	54	53	53	52	51	50	49	49	48	47	46	45	45	44	43	42	41	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23
45	45	44	43	42	41	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11
41	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7
37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3
33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1
29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1

| | | |

| | | |

ロ　行政職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸		1					2					3					4					5					6					7					32					
経過期間		3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満	9月以上12月未満	12月以上
旧級																																									
1級							1	2	3	4	5	5	6	7	8	9	9	10	11	12	13	13	14	15	16	17	17	18	19	20	21	21	22	23	24	25	125	125	125	125	125	125
2級		1	1	1	1	1	1	2	3	4	5	5	6	7	8	9	9	10	11	12	13	13	14	15	16	17	17	18	19	20	21	21	22	23	24	25						
3級		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	4	5	5	6	7	8	9	9	10	11	12	13	13	14	15	16	17	17	18	19	20	21						
4級		5	6	7	8	9	9	10	11	12	13	13	14	15	16	17	17	18	19	20	21	21	22	23	24	25	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33						
5級		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5	6	7	8	9	9	10	11	12	13						
6級		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	4	5	5	6	7	8	9						

| | | |

| | | |

| 旧号俸 | ハ　専門行政職俸給表の適用を受ける職員の新号俸 | | |

9			8					7					6					5					4					3					2					1					経過期間
6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満
31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1						
31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	
27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

| | | |

旧号俸	経過期間			旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満	3月以上6月未満	6月以上9月未満				1	1	5	1	1	1	1	1
							2	1	6	1	1	1	1	1
							3	1	7	1	1	1	1	1

二　税務職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

号俸	経過期間	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
25	12月以上	93							
	9月以上12月未満	93							
	6月以上9月未満	93							
	3月以上6月未満	93							
	3月未満	93							
24	12月以上	93							
	9月以上12月未満	92							
	6月以上9月未満	91							
	3月以上6月未満	90							
	3月未満	89							
23	12月以上	89							
	9月以上12月未満	88							
	6月以上9月未満	87							
	3月以上6月未満	86							
	3月未満	85							
22	12月以上	85	81	81	81	81			
	9月以上12月未満	84	81	80	80	80			
	6月以上9月未満	83	81	79	79	79			
	3月以上6月未満	82	81	78	78	78			
	3月未満	81	81	77	77	77			
21	12月以上	81	81	77	77	77			
	9月以上12月未満	80	80	76	76	76			
	6月以上9月未満	79	79	75	75	75			
	3月以上6月未満	78	78	74	74	74			
	3月未満	77	77	73	73	73			
20	12月以上	77	77	73	73	73	69		
	9月以上12月未満	76	76	72	72	72	68		
	6月以上9月未満	75	75	71	71	71	67		
	3月以上6月未満	74	74	70	70	70	66		
	3月未満	73	73	69	69	69	65		
19	12月以上	73	73	69	69	69	65		
	9月以上12月未満	72	72	68	68	68	64		
	6月以上9月未満	71	71	67	67	67	63		
	3月以上6月未満	70	70	66	66	66	62		
	3月未満	69	69	65	65	65	61		
	12月以上	69	69	65	65	65	61	53	
	9月以上12月未満	68	68	64	64	64	60	52	
	6月以上9月未満	67	67	63	63	63	59	51	

10		9						8					7					6					5					4					3					2						
3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満
28	27	27	27	27	26	26	26	26	25	25	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1		
54	53	53	52	51	50	49	49	48	47	46	45	45	44	43	42	41	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21		
38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4
34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1
42	41	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8
30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1
26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

19	18					17					16					15					14					13					12					11							
3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満
																					32	32	31	31	31	31	31	31	30	30	30	30	30	30	29	29	29	29	29	29	29	28	28
																73	73	73	73	73	73	72	71	70	69	69	68	67	66	65	65	64	63	62	61	61	60	59	58	57	57	56	55
						65	65	65	65	65	65	64	63	62	61	61	60	59	58	57	57	56	55	54	53	53	52	51	50	49	49	48	47	46	45	45	44	43	42	41	41	40	39
55	55	55	55	54	54	54	54	53	53	53	53	52	52	51	51	51	50	50	49	49	49	48	47	46	45	45	44	44	43	43	43	42	42	41	41	41	40	39	38	37	37	36	35
77	77	76	75	74	73	73	72	71	70	69	69	68	67	66	65	65	64	63	62	61	61	60	59	58	57	57	56	55	54	53	53	52	51	50	49	49	48	47	46	45	45	44	43
65	65	64	63	62	61	61	60	59	58	57	57	56	55	54	53	53	52	51	50	49	49	48	47	46	45	45	44	43	42	41	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31
61	61	60	59	58	57	57	56	55	54	53	53	52	51	50	49	49	48	47	46	45	45	44	43	42	41	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27
57	57	56	55	54	53	53	52	51	50	49	49	48	47	46	45	45	44	43	42	41	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23
	53	52	51	50	49	49	48	47	46	45	45	44	43	42	41	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19
																37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15

ホ　公安職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満												
	3月以上6月未満												
	6月以上9月未満												
	9月以上12月未満												
	12月以上												
2	3月未満		1	1	5	1	1	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	6	2	2	14	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	3	7	3	3	15	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	4	8	4	4	16	1	1	1	1	1
	12月以上		5	5	9	5	5	17	1	1	1	1	1
3	3月未満		5	5	9	5	5	21	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		6	6	10	6	6	22	2	1	1	1	1
4	3月未満		1	1	5	1	1	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	6	2	2	14	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	3	7	3	3	15	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	4	8	4	4	16	1	1	1	1	1
	12月以上		5	5	9	5	5	17	1	1	1	1	1
5	3月未満		5	5	9	5	5	21	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		6	6	10	6	6	22	2	1	1	1	1
6	3月未満		1	1	5	1	1	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	6	2	2	14	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	3	7	3	3	15	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	4	8	4	4	16	1	1	1	1	1
	12月以上		5	5	9	5	5	17	1	1	1	1	1
7	3月未満		5	5	9	5	5	21	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		6	6	10	6	6	22	2	1	1	1	1
8	3月未満		1	1	5	1	1	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	6	2	2	14	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	3	7	3	3	15	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	4	8	4	4	16	1	1	1	1	1
	12月以上		5	5	9	5	5	17	1	1	1	1	1
9	3月未満		5	5	9	5	5	21	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		6	6	10	6	6	22	2	1	1	1	1
10	3月未満		1	1	5	1	1	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	6	2	2	14	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	3	7	3	3	15	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	4	8	4	4	16	1	1	1	1	1
	12月以上		5	5	9	5	5	17	1	1	1	1	1
11	3月未満		5	5	9	5	5	21	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		6	6	10	6	6	22	2	1	1	1	1
12	3月未満		1	1	5	1	1	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	6	2	2	14	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	3	7	3	3	15	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	4	8	4	4	16	1	1	1	1	1
	12月以上		5	5	9	5	5	17	1	1	1	1	1
13	3月未満		5	5	9	5	5	21	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		6	6	10	6	6	22	2	1	1	1	1
14	3月未満		1	1	5	1	1	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	6	2	2	14	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	3	7	3	3	15	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	4	8	4	4	16	1	1	1	1	1
	12月以上		5	5	9	5	5	17	1	1	1	1	1
15	3月未満		5	5	9	5	5	21	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		6	6	10	6	6	22	2	1	1	1	1
16	3月未満		1	1	5	1	1	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	6	2	2	14	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	3	7	3	3	15	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	4	8	4	4	16	1	1	1	1	1
	12月以上		5	5	9	5	5	17	1	1	1	1	1
17	3月未満		5	5	9	5	5	21	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		6	6	10	6	6	22	2	1	1	1	1
18	3月未満		1	1	5	1	1	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	6	2	2	14	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	3	7	3	3	15	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	4	8	4	4	16	1	1	1	1	1
	12月以上		5	5	9	5	5	17	1	1	1	1	1
19	3月未満		5	5	9	5	5	21	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		6	6	10	6	6	22	2	1	1	1	1
20	3月未満		1	1	5	1	1	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	6	2	2	14	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	3	7	3	3	15	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	4	8	4	4	16	1	1	1	1	1
	12月以上		5	5	9	5	5	17	1	1	1	1	1
21	3月未満		5	5	9	5	5	21	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		6	6	10	6	6	22	2	1	1	1	1
22	3月未満		1	1	5	1	1	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	6	2	2	14	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	3	7	3	3	15	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	4	8	4	4	16	1	1	1	1	1
	12月以上		5	5	9	5	5	17	1	1	1	1	1
23	3月未満		5	5	9	5	5	21	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		6	6	10	6	6	22	2	1	1	1	1
24	3月未満		1	1	5	1	1	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	2	6	2	2	14	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	3	7	3	3	15	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	4	8	4	4	16	1	1	1	1	1
	12月以上		5	5	9	5	5	17	1	1	1	1	1

12	11					10					9					8					7					6					5					4							
3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満
41	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7
41	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7
45	45	44	43	42	41	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11
41	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7
41	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7
57	57	56	55	54	53	53	52	51	50	49	49	48	47	46	45	45	44	43	42	41	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23
37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3
33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1
29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

| | | |

| | | |

へ　公安職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	旧級											
37	3月未満	3月未満			145							
	3月以上6月未満	3月以上6月未満			145							
	6月以上9月未満	6月以上9月未満			145							
	9月以上12月未満	9月以上12月未満			145							
	12月以上	12月以上			145							
36	3月未満	3月未満		129	141							
	3月以上6月未満	3月以上6月未満		128	141							
	6月以上9月未満	6月以上9月未満		127	142							
	9月以上12月未満	9月以上12月未満		126	143							
	12月以上	12月以上		125	144							
35	3月未満	3月未満		125	141	137						
	3月以上6月未満	3月以上6月未満		124	140	136						
	6月以上9月未満	6月以上9月未満		123	139	135						
	9月以上12月未満	9月以上12月未満		122	138	134						
	12月以上	12月以上		121	137	133						
34	3月未満	3月未満		119	133	129						
	3月以上6月未満	3月以上6月未満		119	134	130						
	6月以上9月未満	6月以上9月未満		120	135	131						
	9月以上12月未満	9月以上12月未満		121	136	132						
	12月以上	12月以上		121	137	133						
33	3月未満	3月未満	125	117	129	125						
	3月以上6月未満	3月以上6月未満	125	118	130	126						
	6月以上9月未満	6月以上9月未満	125	118	131	127						
	9月以上12月未満	9月以上12月未満	125	118	132	128						
	12月以上	12月以上	125	119	133	129						
32	3月未満	3月未満	121	115	125	121						
	3月以上6月未満	3月以上6月未満	122	115	126	122						
	6月以上9月未満	6月以上9月未満	123	116	127	123						
	9月以上12月未満	9月以上12月未満	124	116	128	124						
	12月以上	12月以上	125	117	129	125						
31	3月未満	3月未満	117	113	121	117						
	3月以上6月未満	3月以上6月未満	118	113	122	118						
	6月以上9月未満	6月以上9月未満	119	114	123	119						
	9月以上12月未満	9月以上12月未満	120	114	124	120						
	12月以上	12月以上	121	115	125	121						
30	3月未満	3月未満	113	109	117	113						
	3月以上6月未満	3月以上6月未満	114	110	118	114						
	6月以上9月未満	6月以上9月未満	115	111	119	115						
	9月以上12月未満	9月以上12月未満	116	112	120	116						
	12月以上	12月以上	117	113	121	117	109					
			113	109	117	113	107					

9				8					7					6					5					4					3					2					1				
9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満
28	28	27	27	27	26	26	25	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1					
52	51	50	49	49	48	47	46	45	45	44	43	42	41	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21					
36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1
32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1
40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5
28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

| | | |

ト　海事職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	26					25					24					23					22					21					20					19						
	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満
旧級																										55	54	54	53	53	53	52	52	52	51	51	51	51	50	50	50	50
																																				89	89	89	89	89	89	88
1級	101	101	101	101	101	101	100	99	98	97	97	96	95	94	93	93	92	91	90	89	89	88	87	86	85	85	84	83	82	81	81	80	79	78	77	77	76	75	74	73	73	72
2級											65	64	64	64	63	63	63	63	62	62	62	62	61	61	61	61	60	60	60	59	59	59	59	58	58	58	58	57	57	57	57	56
3級																					93	92	91	90	89	89	88	87	86	85	85	84	83	82	81	81	80	79	78	77	77	76
4級											89	88	87	86	85	85	84	83	82	81	81	80	79	78	77	77	76	75	74	73	73	72	71	70	69	69	68	67	66	65	65	64
5級																					77	76	75	74	73	73	72	71	70	69	69	68	67	66	65	65	64	63	62	61	61	60
6級																										69	68	67	66	65	65	64	63	62	61	61	60	59	58	57	57	56
7級																																									53	52

9			8					7					6					5					4					3					2					1					
6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	経過期間
31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1						
31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1						
31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	
27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

| | | |

| | | |

チ　海事職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満						
	3月以上6月未満						
	6月以上9月未満						
	9月以上12月未満						
	12月以上						
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	2	2	2	2	2
	3月以上6月未満	6	3	3	3	3	3
	6月以上9月未満	7	4	4	4	4	4
	9月以上12月未満	8	5	5	5	5	5
	12月以上	9	5	5	5	5	5
4	3月未満	9	6	6	6	6	6
	3月以上6月未満	10	7	7	7	7	7
	6月以上9月未満	11	8	8	8	8	8
	9月以上12月未満	12	9	9	9	9	9
	12月以上	13	9	9	9	9	9
5	3月未満	13	10	10	10	10	10
	3月以上6月未満	14	11	11	11	11	11
	6月以上9月未満	15	12	12	12	12	12
	9月以上12月未満	16	13	13	13	13	13
	12月以上	17	13	13	13	13	13
6	3月未満	17	14	14	14	14	14
	3月以上6月未満	18	15	15	15	15	15
	6月以上9月未満	19	16	16	16	16	16
	9月以上12月未満	20	17	17	17	17	17
	12月以上	21	17	17	17	17	17
7	3月未満	21	18	18	18	18	18
	3月以上6月未満	22	19	19	19	19	19
	6月以上9月未満	23	20	20	20	20	20
	9月以上12月未満	24	21	21	21	21	21
	12月以上	25	21	21	21	21	21
8	3月未満	25	22	22	22	22	22
	3月以上6月未満	26	22	22	22	22	22

101	101	101	101
12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満

| | | |

| | | |

リ　教育職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級	1級	2級	3級
3	3月未満		5	5	1
	12月以上		5	5	1
2	3月未満		4	4	1
	3月以上6月未満		3	3	1
	6月以上9月未満		2	2	1
	9月以上12月未満		1	1	1
	12月以上			1	1
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
31	3月未満		113	105	89
	3月以上6月未満		113		
	6月以上9月未満		113		
	9月以上12月未満		113		
	12月以上		113		
30	3月未満		109		
	3月以上6月未満		110		
	6月以上9月未満		111		
	9月以上12月未満		112		
	12月以上		113		
29	3月未満		105	105	
	3月以上6月未満		106		
	6月以上9月未満		107	103	
	9月以上12月未満		108	104	
	12月以上		109	105	
28	3月未満		101	97	
	3月以上6月未満		102	98	
	6月以上9月未満		103	99	
	9月以上12月未満		104	100	
	12月以上		105	101	
27	3月未満		97	93	
	3月以上6月未満		98	94	
	6月以上9月未満		99	95	
	9月以上12月未満		100	96	89
	12月以上		101	97	89
26	3月未満		93	89	85
	3月以上6月未満		94	90	86
	6月以上9月未満		95	91	87
	9月以上12月未満		96	92	88
	12月以上		97	93	89

| | | |

| | | |

| | | |

ヌ　教育職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級	1級	2級	3級
3	9月以上12月未満		8	12	8
	6月以上9月未満		7	11	7
	3月以上6月未満		6	10	6
	3月未満		5	9	5
2	12月以上		5	9	5
	9月以上12月未満		4	8	4
	6月以上9月未満		3	7	3
	3月以上6月未満		2	6	2
	3月未満		1	5	1
1	12月以上			5	1
	9月以上12月未満			4	1
	6月以上9月未満			3	1
	3月以上6月未満			2	1
	3月未満			1	1
34	12月以上		129		
	9月以上12月未満		129		
	6月以上9月未満		129		
	3月以上6月未満		129		
	3月未満		129		
33	12月以上		129		
	9月以上12月未満		128		
	6月以上9月未満		127		
	3月以上6月未満		126		
	3月未満		125		
32	12月以上		125		
	9月以上12月未満		124		
	6月以上9月未満		123		
	3月以上6月未満		122		
	3月未満		121		
31	12月以上		121		
	9月以上12月未満		120		
	6月以上9月未満		119		
	3月以上6月未満		118		
	3月未満		117		
30	12月以上		117		
	9月以上12月未満		116		
	6月以上9月未満		115		
	3月以上6月未満		114		
	3月未満		113		
	12月以上		113		
	9月以上12月未満		112		

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

ヲ　医療職俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

| | | |

| | | |

| | | |

ワ　医療職俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	3月未満									
	3月以上6月未満									
	6月以上9月未満									
	9月以上12月未満									
	12月以上									
2	3月未満		1	1	1	12	8	4	1	1
	3月以上6月未満		2	2	2	11	7	3	1	1
	6月以上9月未満		3	3	3	10	6	2	1	1
	9月以上12月未満		4	4	4	9	5	1	1	1
	12月以上		5	5	5	9	5	1	1	1
3	3月未満		5	5	5	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満		6	6	6	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満		7	7	7	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満		8	8	8	12	8	4	1	1
	12月以上		9	9	9	13	9	5	1	1
4	3月未満		9	9	9	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満		10	10	10	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満		11	11	11	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満		12	12	12	16	12	8	4	1
	12月以上		13	13	13	16	13	8	4	1
5	3月未満		13	13	13	16	13	8	4	1
	3月以上6月未満		14	14	14	16	14	8	4	1
	6月以上9月未満		15	15	15	16	15	8	4	1
	9月以上12月未満		16	16	16	16	16	8	4	1

22	12月以上	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76
	9月以上12月未満	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77	77
	6月以上9月未満	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78
	3月以上6月未満	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79
	3月未満	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
23	12月以上	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81	81
	9月以上12月未満	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82
	6月以上9月未満	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83
	3月以上6月未満	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84
	3月未満	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85	85
24	12月以上	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86	86
	9月以上12月未満	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87
	6月以上9月未満	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88	88
	3月以上6月未満	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89
	3月未満	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90

| | | |

| | | |

カ　医療職俸給表（三）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸		経過期間	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1		3月未満				1	1	1	1	1
		3月以上6月未満				1	1	1	1	1
		6月以上9月未満				1	1	1	1	1
30		3月未満			113					
		3月以上6月未満			113					
		6月以上9月未満			113					
		9月以上12月未満			113					
		12月以上			113					
29		3月未満			112					
		3月以上6月未満			111					
		6月以上9月未満			110					
		9月以上12月未満			109					
		12月以上			109					
28		3月未満			108					
		3月以上6月未満			107					
		6月以上9月未満			106					
		9月以上12月未満			105					
		12月以上			105					
27		3月未満			105		101			
		3月以上6月未満			104		100			
		6月以上9月未満			103		99			
		9月以上12月未満			102		98			
		12月以上			101		97			
26		3月未満			101		97			
		3月以上6月未満			101		96			
		6月以上9月未満			100		95			
		9月以上12月未満			100		94			
		12月以上			99		93			
25		3月未満			98		93			
		3月以上6月未満			97		92			
		6月以上9月未満			97		91			
		9月以上12月未満			96		90			
		12月以上			95		89			
24		3月未満			94		89			
		3月以上6月未満			93		88			
		6月以上9月未満			93		87			
		9月以上12月未満			92		86			
		12月以上			91		85			
		3月未満			90		85			
		3月以上6月未満			89		84			
		6月以上9月未満			89		83			
		9月以上12月未満			88		81			
		12月以上			85					
		6月以上9月未満			85					
		9月以上12月未満			85					

10		9					8					7					6					5					4					3					2						
3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3月未満	12月以上	9月以上12月未満
34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1		
34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1		
34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1
30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1
26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

| | | |

| | | |

| | | |

ヨ　福祉職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	経過期間	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
3	12月以上		13	9	5	1	1	1
	9月以上12月未満		12	8	4	1	1	1
	6月以上9月未満		11	7	3	1	1	1
	3月以上6月未満		10	6	2	1	1	1
	3月未満		9	5	1	1	1	1
2	12月以上		9	5	1	1	1	1
	9月以上12月未満		8	4	1	1	1	1
	6月以上9月未満		7	3	1	1	1	1
	3月以上6月未満		6	2	1	1	1	1
	3月未満		5	1	1	1	1	1
1	12月以上		5	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		3	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		2	1	1	1	1	1
	3月未満		1	1	1	1	1	1
41	12月以上		161					
	9月以上12月未満		160					
	6月以上9月未満		159					
	3月以上6月未満		158					
	3月未満		157					
40	12月以上		157					
	9月以上12月未満		156					
	6月以上9月未満		155					
	3月以上6月未満		154					
	3月未満		153					
39	12月以上		153					
	9月以上12月未満		152					
	6月以上9月未満		151					
	3月以上6月未満		150					
	3月未満		149					
38	12月以上		149	149				
	9月以上12月未満		148	148				
	6月以上9月未満		147	147				
	3月以上6月未満		146	146				
	3月未満		145	145				
37	12月以上		145	145				
	9月以上12月未満		144	144				
	6月以上9月未満		143	143				
	3月以上6月未満		142	142				
	3月未満		141	141				
	12月以上		141	141				

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

附則別表第三　旧級がこれに対応する附則別表第一の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表（附則第七条関係）

イ　旧級が行政職俸給表（一）、税務職俸給表又は公安職俸給表（二）の１１級である職員の新号俸

旧号俸		経過期間	新級	9級	10級
1		3月以上6月未満	153	1	1
		6月以上9月未満	153	1	1
		9月以上12月未満	153	1	1
		12月以上	153	1	1
2		3月未満		1	1
		3月以上6月未満		1	1
		6月以上9月未満		1	1
		9月以上12月未満		1	1
		12月以上		1	1
3		3月未満		1	1
		3月以上6月未満		1	1
		6月以上9月未満		1	1
		9月以上12月未満		1	1
		12月以上		1	1
4		3月未満		1	1
		3月以上6月未満		1	1
		6月以上9月未満		1	1
		9月以上12月未満		1	1
		12月以上		1	1
5		3月未満		1	1
		3月以上6月未満		1	1
		6月以上9月未満		1	1
		9月以上12月未満		1	1
		12月以上		1	1
6		3月未満		1	1
		3月以上6月未満		1	1
		6月以上9月未満		1	1
		9月以上12月未満		1	1
		12月以上		1	1
7		3月未満		1	1
		3月以上6月未満		2	1
		6月以上9月未満		3	1
		9月以上12月未満		4	1
		12月以上		5	1
8		3月未満		5	1

| | | |

| | | |

ハ　旧級が公安職俸給表（一）の11級である職員の新号俸

旧号俸		経過期間	新級	10級	11級
1		3月未満		1	1
		3月以上6月未満		1	1
		6月以上9月未満		1	1
		9月以上12月未満		1	1
		12月以上		1	1
2		3月未満		1	1
		3月以上6月未満		1	1
		6月以上9月未満		1	1
		9月以上12月未満		1	1
		12月以上		1	1
3		3月未満		1	1
		3月以上6月未満		1	1

| | | |

| | | |

ニ　旧級が教育職俸給表（一）の4級である職員の新号俸

旧号俸	経過期間	新級	4級	5級
1	3月未満	37	14	14
	3月以上6月未満	36	14	14
	6月以上9月未満	35	13	13
	9月以上12月未満	34	13	13
	12月以上	33	13	13
2	3月未満	33	13	13
	3月以上6月未満	32	12	12
	6月以上9月未満	31	11	11
	9月以上12月未満	30	10	10
	12月以上	29	9	9
3	3月未満	29	9	9
	3月以上6月未満	28	8	8
	6月以上9月未満	27	7	7
	9月以上12月未満	26	6	6
	12月以上	25	5	5
4	3月未満	25	5	5
	3月以上6月未満	24	4	4
	6月以上9月未満	23	3	3
	9月以上12月未満	22	2	2
	12月以上			
5	3月未満			
	3月以上6月未満			
	6月以上9月未満			
	9月以上12月未満			
	12月以上			
15	3月未満			
	3月以上6月未満			
	6月以上9月未満			
	9月以上12月未満			
	12月以上			

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

| へ 旧級が医療職俸給表（一）の4級である職員の新号俸 | | |

| | | |

| | | |

	20	12月以上	
		3月未満	53
		3月以上6月未満	53
		6月以上9月未満	54
		9月以上12月未満	55
		12月以上	56
			57

附則別表第四　指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替表（附則第七条関係）

旧号俸	新号俸
1から4まで	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
10	7
11	8
9	9
10	10
11	11

附　則（平成一七年一一月七日法律第一二三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一　附則第二十四条、第四十四条、第百一条、第百三条、第百十六条から第百十八条まで及び第百二十二条の規定　公布の日

二　第五条第一項（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六項、第九項から第十五項まで、第十七項及び第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八条第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第二項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十八条から第四十条まで、第四十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十二条（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）及び第二項、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五十条第三項及び第四項、第五十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第七十条から第七十二条まで、第七十三条、第七十四条第二項及び第七十五条（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。）、第二章第四節、第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五章、第九十二条第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第二号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。）、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第二号（第九十二条第三号に係る部分に限る。）及び第二項、第九十五条第一項第二号（第九十二条第二号に係る部分を除く。）及び第二項第二号、第九十六条、第百十条（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第百十一条及び第百十二条（第四十八条第一項の規定を同条第三項及び第四項において準用する場合に係る部分に限る。）並びに第百十四条並びに第百十五条第一項及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに附則第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第三十条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条から第四十三条まで、第四十六条、第四十八条から第五十条まで、第五十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第百条まで、第百五条、第百八条、第百十条、第百十二条、第百十三条及び第百十五条の規定　平成十八年十月一日

第百二十一条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百二十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（平成一八年一一月一七日法律第一〇一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

（平成二十三年三月三十一日までの間における俸給の特別調整額に関する経過措置）

第二条　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定による俸給を支給される職員のうちその者の受ける俸給月額と当該俸給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える職員についてのこの法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「新法」という。）第十条の二第二項

（罰則の適用に関する経過措置）

の規定の適用については、平成二十三年三月三十一日までの間は、同項の規定中「属する職務の級における最高の号俸の俸給月額」とあるのは、「俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定による俸給の額との合計額」とする。

第三条　平成二十年三月三十一日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

（広域異動手当に関する経過措置）

第四条　新法第十一条の八の規定は、平成十六年四月二日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第一項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成十九年四月一日から当該異動等の日以後」とする。

（人事院規則への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（平成一九年五月一六日法律第四二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附　則（平成一九年五月二五日法律第五八号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（平成一九年七月六日法律第一〇八号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条中独立行政法人通則法第六十条及び第七十一条の改正規定並びに附則第三条及び第十四条から第十六条までの規定　公布の日

二　略

三　第二条、第四条及び第五条の規定並びに次条、附則第八条、第十一条（附則第八条の準用に係る部分に限る。）、第二十条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条から第三十五条まで及び第三十六条（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第十六条及び第二十四条第一項中「附則第七項」を「附則第六項」に改める改正規定に限る。）の規定並びに附則第四十条中内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）目次の改正規定及び同法第六十七条を削り、同法第六十八条を同法第六十七条とする改正規定　公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（処分等の効力）

第十四条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十五条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の人事院規則等への委任）

第十六条　附則第四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）で定める。

附　則（平成一九年一一月三〇日法律第一一八号）　抄

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条及び附則第六条から第十条までの規定は、平成二十年四月一日から施行する。

２　第一条の規定（一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第十九条の七第二項第一号の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の給与法（以下「改正後の給与法」という。）の規定及び第四条の規定（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第七条第二項の改正規定を除く。附則第四条において同じ。）による改正後の任期付研究員法（附則第四条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

（平成十九年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号俸）

第二条　平成十九年四月一日からこの法律の施行の日（次条において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法（以下「改正前の給与法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の給与法の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、人事院の定めるところによる。

（施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号俸の調整）

第三条　施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、改正後の給与法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

第四条　改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法又は第四条の規定による改正前の任期付研究員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（平成二〇年一二月二六日法律第九四号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第八条第五項、第六項及び第八項、第十九条の七第一項並びに第十九条の八第二項の改正規定並びに次条の規定は国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）附則第一条第三号の政令で定める日から、附則第三条第一項及び第三項（同条第一項の準用に係る部分に限る。）並びに第五条第一項の規定は公布の日から施行する。

（給与法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　前条ただし書の政令で定める日後一年間において行われる第一条の規定による改正後の給与法第八条第五項の規定による昇給については、同項中「日以前一年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

２　前条ただし書の政令で定める日から起算して三年間は、第一条の規定による改正後の給与法第十九条の七第一項の規定の適用については、同項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

（人事院規則への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律（第四条、次条、附則第八条及び第十三条の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（平成二一年五月二九日法律第四一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（期末手当及び勤勉手当に係る人事院の勧告等）

第二条　平成二十一年六月の期末手当及び勤勉手当を次の表の上欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の下欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、この法律の施行後速やかに、人事院において、期末手当及び勤勉手当に相当する民間の賃金の支払状況を調査し、その結果を踏まえて、必要な措置を国会及び内閣に同時に勧告するものとする。

第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下この表において「新給与法」という。）附則第八項の規定による読替え前の新給与法第十九条の四第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	新給与法附則第八項の規定による読替え後の新給与法第十九条の四第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第二条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下この表において「新任期付研究員法」という。）附則第二項の規定による読替え前の新任期付研究員法第七条第二項の規定による読替え後の新給与法第十九条の四第二項	新任期付研究員法附則第二項の規定による読替え後の新任期付研究員法第七条第二項の規定による読替え後の新給与法第十九条の四第二項
第三条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下この表において「新任期付職員法」という。）附則第二条の規定による読替え前の新任期付職員法第八条第二項の規定による読替え後の新給与法第十九条の四第二項	新任期付職員法附則第二条の規定による読替え後の新任期付職員法第八条第二項の規定による読替え後の新給与法第十九条の四第二項
新給与法附則第八項の規定による読替え前の新給与法第十九条の七第二項	新給与法附則第八項の規定による読替え後の新給与法第十九条の七第二項

附　則（平成二一年一一月三〇日法律第八六号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条、第七条及び第九条並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（任期付研究員等に係る最高の号俸を超える俸給月額の切替え）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、当該各号に定める俸給月額及び第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次条において「改正後の給与法」という。）の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

一　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下この号及び次条において「任期付研究員法」という。）第六条第四項の規定による俸給月額　第四条の規定による改正後の任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

二　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下この号及び次条において「任期付職員法」という。）第七条第三項の規定による俸給月額　第六条の規定による改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

（平成二十一年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

第三条　平成二十一年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の給与法第十九条の四第二項（同条第三項、第四条の規定による改正後の任期付研究員法第七条第二項又は第六条の規定による改正後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条第一項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一　平成二十一年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に職員（一般職の職員の給与に関する法律第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの、医療職俸給表（一）若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員若しくは同条第一項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員でその号俸が一号俸であるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年四月一日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（一般職の職員の給与に関する法律第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（同法第十四条の規定による手当を含む。）の月額の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
行政職俸給表（一）	一級	一号俸から五十六号俸まで
	二級	一号俸から二十四号俸まで
	三級	一号俸から八号俸まで
行政職俸給表（二）	一級	一号俸から六十八号俸まで
	二級	一号俸から三十二号俸まで
専門行政職俸給表	一級	一号俸から四十号俸まで
	二級	一号俸から八号俸まで
税務職俸給表	一級	一号俸から五十二号俸まで
	二級	一号俸から二十四号俸まで
	三級	一号俸から八号俸まで
公安職俸給表（一）	一級	一号俸から五十二号俸まで
	二級	一号俸から四十四号俸まで
	三級	一号俸から三十二号俸まで
	四級	一号俸から十六号俸まで
公安職俸給表（二）	一級	一号俸から五十二号俸まで
	二級	一号俸から二十四号俸まで
	三級	一号俸から八号俸まで
海事職俸給表（一）	一級	一号俸から五十二号俸まで
	二級	一号俸から三十二号俸まで
	三級	一号俸から八号俸まで
海事職俸給表（二）	一級	一号俸から六十四号俸まで
	二級	一号俸から四十四号俸まで
教育職俸給表（一）	一級	一号俸から三十二号俸まで
	二級	一号俸から十二号俸まで
教育職俸給表（二）	一級	一号俸から四十四号俸まで
	二級	一号俸から三十二号俸まで

研究職俸給表	
三級	一号俸から十二号俸まで
一級	一号俸から五十六号俸まで
二級	一号俸から三十二号俸まで
医療職俸給表（二）	
一級	一号俸から五十二号俸まで
二級	一号俸から三十二号俸まで
三級	一号俸から十六号俸まで
四級	一号俸から四号俸まで
医療職俸給表（三）	
一級	一号俸から五十六号俸まで
二級	一号俸から四十号俸まで
三級	一号俸から十六号俸まで
四級	一号俸から四号俸まで
福祉職俸給表	
一級	一号俸から五十二号俸まで
二級	一号俸から二十八号俸まで
三級	一号俸から四号俸まで

二　平成二十一年六月一日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二四を乗じて得た額

2　平成二十一年四月一日から同年十二月一日までの間において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める額」とする。

（人事院規則への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律（第九条及び次条の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（平成二二年一一月三〇日法律第五三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第五条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

（任期付研究員等に係る最高の号俸を超える俸給月額の切替え）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、当該各号に定める俸給月額及び第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次条及び附則第四条において「改正後の給与法」という。）の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

一　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下この号、次条及び附則第五条において「任期付研究員法」という。）第六条第四項の規定による俸給月額　第三条の規定による改正後の任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

二　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下この号、次条及び附則第五条において「任期付職員法」という。）第七条第三項の規定による俸給月額　第五条の規定による改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

（平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

第三条　平成二十二年十二月に支給する期末手当の額は、改正後の給与法第十九条の四第二項（同条第三項、第三条の規定による改正後の任期付研究員法第七条第二項又は第五条の規定による改正後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。附則第五条及び第七条において「育児休業法」という。）第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項若しくは附則第八項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条第一項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一　平成二十二年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に職員（一般職の職員の給与に関する法律（以下この号及び附則第五条において「給与法」という。）第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の給与法附則第八項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定の適用を受けない職員に限る。）若しくは医療職俸給表（一）若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成二十二年四月一日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で

定める額を除く。）及び特地勤務手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）の月額の合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
行政職俸給表（一）	一級	一号俸から九十三号俸まで
	二級	一号俸から六十四号俸まで
	三級	一号俸から四十八号俸まで
	四級	一号俸から三十二号俸まで
	五級	一号俸から二十四号俸まで
	六級	一号俸から十六号俸まで
	七級	一号俸から四号俸まで
行政職俸給表（二）	一級	一号俸から百八号俸まで
	二級	一号俸から七十二号俸まで
	三級	一号俸から六十四号俸まで
	四級	一号俸から三十六号俸まで
	五級	一号俸から二十号俸まで
専門行政職俸給表	一級	一号俸から八十号俸まで
	二級	一号俸から四十八号俸まで
	三級	一号俸から三十二号俸まで
	四級	一号俸から二十号俸まで
	五級	一号俸から四号俸まで
税務職俸給表	一級	一号俸から七十三号俸まで
	二級	一号俸から六十五号俸まで
	三級	一号俸から四十八号俸まで
	四級	一号俸から三十二号俸まで
	五級	一号俸から二十四号俸まで
	六級	一号俸から十六号俸まで
	七級	一号俸から四号俸まで
公安職俸給表（一）	一級	一号俸から九十二号俸まで
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から七十二号俸まで
	四級	一号俸から五十六号俸まで
	五級	一号俸から三十二号俸まで
	六級	一号俸から二十四号俸まで
	七級	一号俸から十六号俸まで
	八級	一号俸から四号俸まで
公安職俸給表（二）	一級	一号俸から八十九号俸まで
	二級	一号俸から六十四号俸まで
	三級	一号俸から四十八号俸まで
	四級	一号俸から三十二号俸まで
	五級	一号俸から二十四号俸まで
	六級	一号俸から十六号俸まで
	七級	一号俸から四号俸まで
海事職俸給表（一）	一級	一号俸から六十九号俸まで

海事職俸給表（二）	二級	一号俸から六十九号俸まで
	三級	一号俸から五十六号俸まで
	四級	一号俸から四十号俸まで
	五級	一号俸から二十八号俸まで
	六級	一号俸から十二号俸まで
	一級	一号俸から八十五号俸まで
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から七十二号俸まで
	四級	一号俸から六十号俸まで
	五級	一号俸から四十八号俸まで
	六級	一号俸から三十二号俸まで
教育職俸給表（一）	一級	一号俸から七十二号俸まで
	二級	一号俸から五十二号俸まで
	三級	一号俸から四十号俸まで
	四級	一号俸から十二号俸まで
教育職俸給表（二）	一級	一号俸から八十四号俸まで
	二級	一号俸から七十二号俸まで
	三級	一号俸から五十二号俸まで
研究職俸給表	一級	一号俸から九十六号俸まで
	二級	一号俸から七十二号俸まで
	三級	一号俸から四十号俸まで
	四級	一号俸から二十四号俸まで
	五級	一号俸から四号俸まで
医療職俸給表（二）	一級	一号俸から八十五号俸まで
	二級	一号俸から七十二号俸まで
	三級	一号俸から五十六号俸まで
	四級	一号俸から四十四号俸まで
	五級	一号俸から二十八号俸まで
	六級	一号俸から十二号俸まで
医療職俸給表（三）	一級	一号俸から九十六号俸まで
	二級	一号俸から八十号俸まで
	三級	一号俸から五十六号俸まで
	四級	一号俸から四十四号俸まで
	五級	一号俸から二十八号俸まで
	六級	一号俸から十二号俸まで
福祉職俸給表	一級	一号俸から九十二号俸まで
	二級	一号俸から六十八号俸まで
	三級	一号俸から四十四号俸まで
	四級	一号俸から三十六号俸まで
	五級	一号俸から十六号俸まで
	六級	一号俸から四号俸まで
専門スタッフ職俸給表	一級	一号俸から十六号俸まで

二　平成二十二年六月一日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額

2　平成二十二年四月一日から同年十二月一日までの間において防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める額」とする。

（平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に関する読替え）

第四条　平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する改正後の給与法附則第八項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）の施行の日」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成二十三年四月一日における号俸の調整）

第五条　平成二十三年四月一日において四十三歳に満たない職員（同日において、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級又は三級であるもの（以下この項において「専門スタッフ職二級以上職員」という。）、専門スタッフ職二級以上職員以外の職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表又は任期付研究員法第六条第一項若しくは第二項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成二十二年一月一日において給与法第八条第五項の規定により昇給した職員（同日における専門スタッフ職二級以上職員その他同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事院規則で定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員の平成二十三年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸上位の号俸とする。

（人事院規則への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（平成二四年二月二九日法律第二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三章及び附則第八条から第十条までの規定　平成二十四年四月一日

（俸給月額の切替え）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、当該各号に定める俸給月額及び第二条の規定による改正後の一般職給与法の指定職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

一　任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額　第三条の規定による改正後の任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

二　任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額　第四条の規定による改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

（平成二十四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

第六条　平成二十四年六月に職員に支給する期末手当の額は、一般職給与法第十九条の四第二項（同条第三項、任期付研究員法第七条第二項又は任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（育児休業法第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項若しくは附則第八項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律第五条第一項又は法科大学院派遣法第十三条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一　平成二十三年四月一日（同月二日から施行日までの間に職員（一般職給与法第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（平成十七年改正法附則第十一条の規定の適用を受けない職員に限る。）、医療職俸給表（一）若しくは任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員若しくは同条第一項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員でその号俸が一号俸から三号俸までであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同月一日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（一般職給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特地勤務手当（一般職給与法第十四条の規定による手当を含む。）の月額（一般職給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表

行政職俸給表（一）

職務の級	号俸
一級	一号俸から九十三号俸まで
二級	一号俸から七十六号俸まで
三級	一号俸から六十号俸まで
四級	一号俸から四十四号俸まで
五級	一号俸から三十六号俸まで

行政職俸給表（二）

六級	一号俸から二十八号俸まで
七級	一号俸から十六号俸まで
八級	一号俸から四号俸まで
一級	一号俸から百二十一号俸まで
二級	一号俸から八十四号俸まで
三級	一号俸から七十六号俸まで
四級	一号俸から四十八号俸まで
五級	一号俸から三十二号俸まで
一級	一号俸から九十三号俸まで

専門行政職俸給表

二級	一号俸から六十号俸まで
三級	一号俸から四十四号俸まで
四級	一号俸から三十二号俸まで
五級	一号俸から十六号俸まで
六級	一号俸から四号俸まで

税務職俸給表

一級	一号俸から七十三号俸まで
二級	一号俸から六十五号俸まで
三級	一号俸から六十号俸まで
四級	一号俸から四十四号俸まで
五級	一号俸から三十六号俸まで
六級	一号俸から二十八号俸まで
七級	一号俸から十六号俸まで
八級	一号俸から四号俸まで

公安職俸給表（一）

一級	一号俸から百四号俸まで
二級	一号俸から九十六号俸まで
三級	一号俸から八十四号俸まで
四級	一号俸から六十八号俸まで
五級	一号俸から四十四号俸まで
六級	一号俸から三十六号俸まで
七級	一号俸から二十八号俸まで
八級	一号俸から十六号俸まで
九級	一号俸から四号俸まで

公安職俸給表（二）

一級	一号俸から八十九号俸まで
二級	一号俸から七十六号俸まで
三級	一号俸から六十号俸まで
四級	一号俸から四十四号俸まで
五級	一号俸から三十六号俸まで
六級	一号俸から二十八号俸まで
七級	一号俸から十六号俸まで
八級	一号俸から四号俸まで

海事職俸給表（一）

一級	一号俸から六十九号俸まで
二級	一号俸から六十九号俸まで
三級	一号俸から六十八号俸まで
四級	一号俸から五十二号俸まで
五級	一号俸から四十号俸まで

海事職俸給表（二）	六級	一号俸から二十四号俸まで
	一級	一号俸から八十五号俸まで
	二級	一号俸から九十七号俸まで
	三級	一号俸から八十四号俸まで
	四級	一号俸から七十二号俸まで
	五級	一号俸から六十号俸まで
	六級	一号俸から四十四号俸まで
教育職俸給表（一）	一級	一号俸から八十四号俸まで
	二級	一号俸から六十四号俸まで
	三級	一号俸から五十二号俸まで
	四級	一号俸から二十四号俸まで
教育職俸給表（二）	一級	一号俸から九十六号俸まで
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から六十四号俸まで
研究職俸給表	一級	一号俸から百八号俸まで
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から五十二号俸まで
	四級	一号俸から三十六号俸まで
	五級	一号俸から十六号俸まで
医療職俸給表（二）	一級	一号俸から八十五号俸まで
	二級	一号俸から八十四号俸まで
	三級	一号俸から六十八号俸まで
	四級	一号俸から五十六号俸まで
	五級	一号俸から四十号俸まで
	六級	一号俸から二十四号俸まで
	七級	一号俸から八号俸まで
医療職俸給表（三）	一級	一号俸から百八号俸まで
	二級	一号俸から九十二号俸まで
	三級	一号俸から六十八号俸まで
	四級	一号俸から五十六号俸まで
	五級	一号俸から四十号俸まで
	六級	一号俸から二十号俸まで
	七級	一号俸から四号俸まで
福祉職俸給表	一級	一号俸から百四号俸まで
	二級	一号俸から八十号俸まで
	三級	一号俸から五十六号俸まで
	四級	一号俸から四十八号俸まで
	五級	一号俸から二十八号俸まで
	六級	一号俸から十六号俸まで
専門スタッフ職俸給表	一級	一号俸から二十八号俸まで
	二級	一号俸及び二号俸

二　平成二十三年六月一日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額並びに同年十二月一日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して人事院規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額

（平成二十四年四月一日、平成二十五年四月一日及び平成二十六年四月一日における号俸の調整）

第八条　平成二十四年四月一日において第五条の規定による改正後の平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級又は三級であるもの（以下この項において「専門スタッフ職二級以上職員」という。）、専門スタッフ職二級以上職員以外の職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表又は任期付研究員法第六条第一項若しくは任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員（以下この条において「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成十九年一月一日、平成二十年一月一日及び平成二十一年一月一日の一般職給与法第八条第五項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成二十四年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、二号俸）上位の号俸とする。

2　平成二十五年四月一日において第五条の規定による改正後の平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成二十四年四月一日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成二十五年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、二号俸）上位の号俸とする。

3　平成二十六年四月一日において第五条の規定による改正後の平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給に関する状況を考慮して人事院規則で定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成二十四年四月一日及び平成二十五年四月一日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員の平成二十六年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして人事院規則で定める職員にあっては、二号俸）上位の号俸とする。

4　育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する前三項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、育児休業法第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5　前項の規定は、育児休業法第二十二条の規定による勤務をしている職員について準用する。

6　育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第一項から第三項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（人事院規則等への委任）

第十一条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、一般職の職員に関するものにあっては人事院規則、特別職の職員及び防衛省の職員に関するものにあっては政令で定める。

附　則　**（平成二四年六月二七日法律第四二号）　抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条並びに附則第三条、第五条及び第十二条の規定　公布の日

（政令等への委任）

第十二条　附則第二条から前条まで並びに附則第二十五条、第三十条、第四十条及び第四十四条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条　施行日の前日において旧給与特例法適用職員であった者であって引き続き施行日に前条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律に規定する俸給表の適用を受ける職員となったもの並びにこの法律の施行の際現に旧給与特例法適用職員であった者として同条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用を受けている職員に対する一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、これらの者は、同法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であった者とみなす。

附　則　**（平成二五年六月二一日法律第五二号）　抄**

（施行期日）

1　この法律は、平成二十六年一月一日から施行する。

附　則　**（平成二六年四月一八日法律第二二号）　抄**

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次条及び附則第三十九条から第四十二条までの規定　公布の日

（準備行為）

第二条

２　内閣総理大臣は、第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次項において「新一般職給与法」という。）第六条の二第一項の規定による定めをしようとするときは、施行日前においても、人事院の意見を聴くことができる。

３　内閣総理大臣は、新一般職給与法第八条第一項の職務の級の定数を設定しようとするときは、施行日前においても、人事院の意見を聴くことができる。

（処分等の効力）

第十条　この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。次条第一項において「旧法令」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。同項において「新法令」という。）の相当の規定によってしたものとみなす。

（命令の効力）

第十一条　この法律の施行の際現に効力を有する旧法令の規定により発せられた内閣府令又は総務省令で、新法令の規定により内閣官房令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、内閣官房令としての効力を有するものとする。

２　この法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定でこの法律の施行後は政令をもって規定すべき事項を規定するものは、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、政令としての効力を有するものとする。

（その他の経過措置）

第十三条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（検討）

第四十二条　政府は、平成二十八年度までに、公務の運営の状況、国家公務員の再任用制度の活用の状況、民間企業における高年齢者の安定した雇用を確保するための措置の実施の状況その他の事情を勘案し、人事院が国会及び内閣に平成二十三年九月三十日に申し出た意見を踏まえつつ、国家公務員の定年の段階的な引上げ、国家公務員の再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとする。

附　則（平成二六年六月一三日法律第六七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定　公布の日

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　施行日の前日において特定独立行政法人（通則法改正法による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「旧通則法」という。）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員であった者であって引き続き施行日に第三条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下この条において「新給与法」という。）に規定する俸給表の適用を受ける職員となったもの並びにこの法律の施行の際現に特定独立行政法人の職員であった者として第三条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用を受けている職員に対する新給与法第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、これらの者は、新給与法第十一条の七第三項に規定する行政執行法人職員等であった者とみなす。

（処分等の効力）

第二十八条　この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であってこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附　則（平成二六年六月一三日法律第六九号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条　行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条　この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2　この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3　不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条　この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条　附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附　則（平成二六年一一月一九日法律第一〇五号）　抄

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第五条から第八条まで、第十条から第十四条まで及び第十六条から第十八条までの規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2　第一条の規定（一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第十九条の七第二項及び附則第十一項の改正規定を除く。附則第四条において同じ。）による改正後の給与法（次条及び附則第四条において「改正後の給与法」という。）の規定、第四条の規定（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第七条第二項の改正規定を除く。附則第四条において同じ。）による改正後の任期付研究員法（附則第四条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第六条の規定（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第八条第二項の改正規定を除く。附則第四条において同じ。）による改正後の任期付職員法（次条及び附則第四条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

（適用日前の異動者の号俸の調整）

第三条　適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

第四条　改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与法、第四条の規定による改正前の任期付研究員法又は第六条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

（切替日における任期付研究員等に係る最高の号俸を超える俸給月額の切替え）

第五条　平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、当該各号に定める俸給月額及び第二条の規定による改正後の給与法の指定職職俸給表八号俸の額との権衡を考慮して人事院規則で定める。

一　任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額　第五条の規定による改正後の任期付研究員法第六条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

二　任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額　第七条の規定による改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表に掲げる号俸の俸給月額

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第六条　切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第七条　切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（人事院規則で定める職員を除く。）には、平成三十年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（給与法附則第八項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）を俸給として支給する。

2　切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3　切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、俸給を支給する。

第八条　前条の規定による俸給を支給される職員に関する給与法第十条の五第二項、第十九条の四第五項（給与法第十九条の七第四項において準用する場合及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。次項及び次条において「育児休業法」という。）第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第八項第二号から第四

号まで、第六号及び第七号の規定の適用については、給与法第十条の五第二項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号。以下「平成二十六年改正法」という。）附則第七条の規定による俸給の額との合計額」と、給与法附則第八項第二号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額（以下この項において「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額」という。）」と、同項第三号、第四号、第六号及び第七号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額」とする。

2　前条の規定による俸給を支給される職員に関する育児休業法附則第二条第一項の規定の適用については、同項中「、第二号」とあるのは「から第四号まで」と、「「を減じた」」とあるのは「「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額（以下この項において「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額」という。）」と、「を減じた」」と、「同項第六号」とあるのは「同項第三号及び第四号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額」と、同項第六号」と、「専門スタッフ職調整手当の月額を」とあるのは「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額を」とする。

（平成二十七年三月三十一日までの間における昇給に関する特例）

第九条　平成二十七年三月三十一日までの間における給与法第八条第七項（育児休業法第十六条及び第二十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「四号俸」とあるのは「三号俸」と、「三号俸」とあるのは「二号俸」とする。

（平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

第十条　切替日から平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の上欄に掲げる給与法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条の三第二項第一号	百分の二十	百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第二項第二号	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第二項第三号	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第二項第四号	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第二項第五号	百分の十	百分の十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第二項第六号	百分の六	百分の六を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の三第二項第七号	百分の三	百分の三を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十一条の五	百分の十六	百分の十六を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第十二条の二第二項	三万円	三万円を超えない範囲内で人事院規則で定める額

（広域異動手当に関する特例）

第十一条　切替日から平成二十八年三月三十一日までの間に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する給与法第十一条の八第一項の規定の適用については、同項第一号中「百分の十」とあるのは「百分の八」と、同項第二号中「百分の五」とあるのは「百分の四」とする。

（地域手当に関する経過措置）

第十二条　第二条の規定の施行の際現に給与法第十一条の六の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る官署の移転に係る地域手当の支給に関する同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	同条第二項各号に定める割合をいう。	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号。以下「平成二十六年改正法」という。）第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号に定める割合をいう。以下
	同条第一項	第十一条の三第一項
第三項	同条第二項各号	平成二十六年改正法第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号
	同条第一項	第十一条の三第一項

2　第二条の規定の施行の際現に給与法第十一条の七第一項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において第二条の規定による改正前の給与法第十一条の三若しくは給与法第十一条の六の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する同項の規定の適用については、同項中「第十一条の三第二項各号に定める割合又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいい」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号に定める割合又は同法第二条の規定による改正前の第十一条の四の人事院規則で定める割合をいい」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

第十三条　切替日前に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する給与法第十一条の八第一項の規定の適用については、同項第一号中「百分の十」とあるのは「百分の六」と、同項第二号中「百分の五」とあるのは「百分の三」とする。

（非常勤職員の給与に関する経過措置）

第十四条　第二条の規定による改正前の給与法第二十二条第一項に定める職員で、同項の規定により支給される手当の額が勤務一日につき三万四千二百円を超え三万四千九百円以下であるものに対する給与法第二十二条第一項の規定の適用については、平成三十年三月三十一日（当該職員が同日前に離職をした場合にあつては、当該離職をした日）までの間は、同項中「三万四千二百円」とあるのは、「三万四千九百円」とする。

（人事院規則への委任）

第十五条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律（第三条の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（平成二八年一月二六日法律第一号）　抄

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第五条及び第六条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

２　第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の給与法」という。）の規定、第四条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（附則第三条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第六条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第三条　改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号。以下この条において「平成二十六年改正法」という。）附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）、第四条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）又は第六条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、それぞれ改正後の給与法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）、改正後の任期付研究員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）又は改正後の任期付職員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（平成二八年一一月二四日法律第八〇号）　抄

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　第二条、第六条及び第八条並びに附則第三条の規定　平成二十九年四月一日

２　第一条の規定（一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第十九条の七第二項及び附則第十一項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の給与法（次条において「第一条改正後給与法」という。）の規定、第五条の規定（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下この項及び次条において「任期付研究員法」という。）第七条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の任期付研究員法（次条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第七条の規定（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下この項及び次条において「任期付職員法」という。）第八条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の任期付職員法（次条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用し、附則第七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第六十八条の三第三項の規定は、同年八月一日以後に開始された国家公務員共済組合法第六十八条の三第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金の額の算定について適用する。

（給与の内払）

第二条　第一条改正後給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与法の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号。以下この条において「平成二十六年改正法」という。）附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）、第五条の規定による改正前の任期付研究員法の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）又は第七条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）は、それぞれ第一条改正後給与法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）、改正後の任期付研究員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）又は改正後の任期付職員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）の内払とみなす。

（令和二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例）

第三条　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の給与法（以下この条において「第二条改正後給与法」という。）第十一条第一項ただし書及び第十一条の二第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、第二条改正後給与法第十一条第三項及び第十一条の二の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員（以下「行（一）八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については一万円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき八千円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については一万円）、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については九千円）」と、同条第一項中「扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限

る。）がある場合、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（行（一）九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「二　扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行（一）九級以上職員等又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「／二　扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）／三　扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）／四　扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第一号に該当する場合を除く。）／」と、同条第二項中「扶養親族（行（一）九級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがない場合」とある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第一号に該当する場合を除く。）／」と、同条第二項中「扶養親族（行（一）九級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがない場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがない場合に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行（一）九級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

2　平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与法第十一条第一項ただし書及び第十一条の二第三項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員（以下「行（一）八級職員等」という。）にあっては、三千五百円）、前項第二号」とあるのは「、同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行（一）九級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「場合（行（一）九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行（一）九級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「なった日」と、「死亡した日、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「なった日」と、「死亡した日、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがない場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがない場合に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行（一）九級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

3　平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与法第十一条第一項ただし書並びに第十一条の二第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、第二条改正後給与法第十一条第三項及び第十一条の二の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が八級」とあるのは「が八級以上」と、「行（一）八級職員等」とあるのは「行（一）八級以上職員等」と、「前項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行（一）九級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行（一）九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行（一）九級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「なった日」と、「死亡した日、行（一）九級以上職員等から行（一）九級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがない場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがない場合に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行（一）九級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

（人事院規則への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律（第九条及び附則第七条から第十条までの規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（平成二九年一二月一五日法律第七七号）　抄

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第三条及び第五条から第七条までの規定は、平成三十年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（次条及び附則第三条第一項において「改正後の給与法」という。）の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（次条及び同項において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（次条及び同項において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条　改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号。以下この条及び次条第一項において「平成二十六年改正法」という。）附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定に基づいて支給された俸給を含む。）又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による給与法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）、改正後の任期付研究員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）又は改正後の任期付職員法の規定による給与（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給を含む。）の内払とみなす。

（平成三十年四月一日における号俸の調整）

第三条　平成三十年四月一日において三十七歳に満たない職員（同日において、改正後の給与法別表第十に規定する専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの（以下この項において「改正後専門スタッフ職二級以上職員」という。）、改正後専門スタッフ職二級以上職員以外の職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び一般職の職員の給与に関する法律別表第十一に規定する指定職俸給表又は改正後の任期付研究員法第六条第一項若しくは第二項若しくは改正後の任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成二十七年一月一日において一般職の職員の給与に関する法律第八条第六項の規定により昇給した職員（同日において平成二十六年改正法第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律別表第十に規定する専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級又は三級であるものその他同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して人事院規則で定める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員の平成三十年四月一日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の一号俸上位の号俸とする。

2　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、同法第十七条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3　前項の規定は、国家公務員の育児休業等に関する法律第二十二条の規定による勤務をしている職員について準用する。

4　国家公務員の育児休業等に関する法律第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、同法第二十五条の規定により読み替えられた一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（人事院規則への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（平成三〇年一一月三〇日法律第八二号）　抄

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（附則第三条において「改正後の給与法」という。）の規定、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（附則第三条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（次条及び附則第三条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第三条　改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律、第三条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律又は第五条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（令和元年六月一四日法律第三七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十条　施行日前に旧国家公務員法第三十八条第一号に該当して旧国家公務員法第七十六条の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、前条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第一項及び第四項、第十九条の五第二号（同法第十九条の七第五項及び第二十三条第八項において準用する場合を含む。）、第十九条の七第一項及び第二項第一号イ並びに第二十三条第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和元年一一月二二日法律第五一号）　抄

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第三条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

２　第一条の規定（一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第十九条の七第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の給与法（次条において「改正後の給与法」という。）の規定、第三条の規定（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下この項及び次条において「任期付研究員法」という。）第七条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の任期付研究員法（次条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定及び第五条の規定（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下この項及び次条において「任期付職員法」という。）第八条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の任期付職員法（次条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条　改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与法、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第五条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

第三条　第二条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与法第十一条の十の規定により支給されていた住居手当の月額が二千円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（人事院規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和三年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の給与法第十一条の十の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で人事院規則で定める額。第二号において「旧手当額」という。）から二千円を控除した額の住居手当を支給する。

一　第二条の規定による改正後の給与法第十一条の十第一項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二　旧手当額から第二条の規定による改正後の給与法第十一条の十第二項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が二千円を超えることとなる職員

２　前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（人事院規則への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（令和二年六月二四日法律第六三号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附　則（令和二年一一月三〇日法律第六五号）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

附　則（令和三年六月一一日法律第六一号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第三条中国家公務員退職手当法附則第二十五項の改正規定及び第八条中自衛隊法附則第六項の改正規定並びに次条並びに附則第十五条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第十五条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附　則（令和四年四月一三日法律第一七号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

第二条　令和四年六月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（第一号ロにおいて「新給与法」という。）第十九条の四第二項（同条第三項、第二条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第七条第二項又は第二条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改

正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び一般職の職員の給与に関する法律（以下この項及び附則第四条において「給与法」という。）第十九条の四第四項から第六項まで（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条第一項、法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の五第二項若しくは第八十九条の五第二項、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十九条第二項又は令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十七条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあっては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与法の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一　再任用職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ　ロからニまでに掲げる職員以外の職員　百二十七・五分の十五

ロ　新給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（次号ロにおいて「特定管理職員」という。）　百七・五分の十五

ハ　給与法別表第十一に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員（次号ハにおいて「指定職職員」という。）　六十七・五分の十

ニ　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第五条第一項に規定する第一号任期付研究員若しくは第二号任期付研究員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項に規定する特定任期付職員　百六十七・五分の十

二　再任用職員　次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ　ロ及びハに掲げる職員以外の職員　七十二・五分の十

ロ　特定管理職員　六十二・五分の十

ハ　指定職職員　三十五分の五

2　令和三年十二月に防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）その他の人事院規則で定める法令の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあっては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与法の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める」とする。

（人事院規則への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（令和四年六月一七日法律第六八号）　抄

（施行期日）

1　この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第五百九条の規定　公布の日

附　則（令和四年一一月一八日法律第八一号）

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2　第一条の規定（一般職の職員の給与に関する法律（以下この項及び次条において「給与法」という。）第十九条の七第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の給与法（次条において「改正後の給与法」という。）の規定、第三条の規定（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下この項及び次条において「任期付研究員法」という。）第七条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の任期付研究員法（次条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第四条の規定（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下この項及び次条において「任期付職員法」という。）第八条第二項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の任期付職員法（次条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第二条　改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与法、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第四条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

附　則（令和五年一一月二四日法律第七三号）　抄

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中一般職の職員の給与に関する法律（以下この条及び附則第三条において「給与法」という。）第五条第一項及び第十二条第二項第二号の改正規定、給与法第十二条の二の次に一条を加える改正規定並びに給与法第十九条の四第二項及び第三項並びに第十九条の七第二項の改正規定、第五条中一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（次項及び附則第三条において「任期付研究員法」という。）第七条第二項の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第五条の規定　令和六年四月一日

二　第二条（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条及び第五条（同号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第六条の規定　令和七年四月一日

２　第一条の規定（給与法第十九条の四第二項及び第三項並びに第十九条の七第二項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。）による改正後の給与法（次条及び附則第三条において「改正後の給与法」という。）の規定、第四条の規定（任期付研究員法第七条第二項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。）による改正後の任期付研究員法（附則第三条において「改正後の任期付研究員法」という。）の規定及び第六条の規定（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第八条第二項の改正規定を除く。附則第三条において同じ。）による改正後の任期付職員法（次条及び附則第三条において「改正後の任期付職員法」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（給与の内払）

第三条　改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与法、第四条の規定による改正前の任期付研究員法又は第六条の規定による改正前の任期付職員法の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による給与の内払とみなす。

（人事院規則への委任）

第四条　前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

別表第一　行政職俸給表（第六条関係）

イ　行政職俸給表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	162,100円	208,000円	240,900円	271,600円	295,400円	323,100円	365,500円	410,300円	459,700円	523,100円
	2	163,200	209,700	242,900	273,200	297,500	325,300	368,500	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,800	299,900	327,500	371,500	415,200	466,000	529,000
	4	165,500	212,900	244,600	276,400	302,300	329,900	374,500	417,700	469,000	532,000
	5	166,600	214,400	246,500	277,900	303,100	331,000	377,500	419,700	472,000	535,000
	6	167,700	216,000	248,000	279,400	305,500	333,300	379,700	421,000	474,000	537,000
	7	168,800	217,000	249,000	281,000	306,600	334,400	382,000	423,000	476,000	539,000
	8	169,900	219,000	250,000	282,000	308,000	336,000	384,000	425,000	478,000	541,000
	9	170,900	221,000	252,000	284,000	309,000	337,000	386,000	427,000	480,000	543,000
	10	172,300	222,600	253,000	286,000	311,200	339,000	387,000	429,000	482,000	545,000
	11	173,600	224,000	254,000	288,000	312,000	341,000	389,000	431,000	484,000	547,000
	12	174,900	225,000	255,600	289,000	314,000	343,000	391,000	433,000	486,000	549,000
	13	176,100	226,000	256,000	290,000	315,000	345,000	393,000	435,000	488,000	551,000
	14	177,600	228,000	257,000	293,000	317,000	347,000	394,000	437,000	490,000	553,000
	15	179,100	229,000	258,000	295,000	318,000	349,000	396,000	439,000	492,000	555,000
	16	180,700	231,000	259,000	296,000	320,000	351,000	398,000	441,000	493,000	557,000
	17	181,800	232,000	261,000	298,000	322,000	353,000	399,000	443,000	495,000	559,000
	18	183,200	234,000	263,000	300,000	324,000	355,000	401,000	445,000	497,000	560,900
	19	184,600	236,000	264,000	302,000	325,000	357,000	403,000	447,000	499,000	562,000
	20	186,000	238,000	266,000	303,000	327,000	358,000	405,000	449,000	501,000	564,000
	21	187,300	239,000	267,000	305,000	329,000	360,000	407,000	451,000	503,000	566,000
	22	188,900	241,000	269,000	306,000	330,000	362,000	408,000	453,000	505,000	568,000
	23	190,000	242,000	270,000	308,000	331,000	364,000	410,000	455,000	507,000	570,000
	24	191,000	244,000	272,000	309,000	333,000	365,000	412,000	457,000	509,000	572,000
	25	193,000	245,000	273,000	311,000	334,000	367,000	413,000	459,000	510,000	574,000
	26	194,000	246,000	275,000	312,000	336,000	369,000	415,000	461,000	512,000	576,000
	27	196,000	247,000	277,000	314,000	337,000	371,000	417,000	463,000	514,000	578,000
	28	198,000	249,000	278,000	316,000	339,000	373,000	419,000	465,000	516,000	580,000
	29	199,000	251,000	280,000	318,000	341,000	375,000	421,000	467,000	518,000	582,000
	30	200,900	253,000	282,000	320,000	343,000	377,000	423,000	469,000	520,000	584,000
	31	203,000	255,000	284,000	322,000	345,000	379,000	425,000	471,000	522,000	586,000
	32	205,000	257,000	286,000	324,000	347,000	381,000	427,000	473,000	524,000	588,000
	33	207,000	259,000	288,000	326,000	349,000	383,000	429,000	475,000	526,000	590,000
	34	209,000	261,000	290,000	328,000	351,000	385,000	431,000	477,000	528,000	592,000
	35	211,000	263,000	292,000	330,000	353,000	387,000	433,000	479,000	530,000	594,000
	36	213,000	265,000	294,000	332,000	355,000	389,000	435,000	481,000	532,000	596,000
	37	215,000	267,000	296,000	334,000	357,000	391,000	437,000	483,000	534,000	598,000
	38	217,000	269,000	298,000	336,000	359,000	393,000	439,000	485,000	536,000	600,000
	39	219,000	271,000	300,000	338,000	361,000	395,000	441,000	487,000	538,000	602,000
	40	221,000	273,000	302,000	340,000	363,000	397,000	443,000	489,000	540,000	604,000
	41	223,000	275,000	304,000	342,000	365,000	399,000	445,000	491,000	542,000	606,000
	42	225,000	277,000	306,000	344,000	367,000	401,000	447,000	493,000	544,000	608,000
	43	227,000	279,000	308,000	346,000	369,000	403,000	449,000	495,000	546,000	610,000
	44	229,000	281,000	310,000	348,000	371,000	405,000	451,000	497,000	548,000	612,000
	45	231,000	283,000	312,000	350,000	373,000	407,000	453,000	499,000	550,000	614,000
	46	233,000	285,000	314,000	352,000	375,000	409,000	455,000	501,000	552,000	616,000
	47	235,000	287,000	316,000	354,000	377,000	411,000	457,000	503,000	554,000	618,000
	48	237,000	289,000	318,000	356,000	379,000	413,000	459,000	505,000	556,000	620,000
	49	239,000	291,000	320,000	358,000	381,000	415,000	461,000	507,000	558,000	622,000
	50	241,000	293,000	322,000	360,000	383,000	417,000	463,000	509,000	560,000	624,000
	51	243,000	295,000	324,000	362,000	385,000	419,000	465,000	511,000	562,000	626,000
	52	245,000	297,000	326,000	364,000	387,000	421,000	467,000	513,000	564,000	628,000
	53	247,000	299,000	328,000	366,000	389,000	423,000	469,000	515,000	566,000	630,000
	54	249,000	301,000	330,000	368,000	391,000	425,000	471,000	517,000	568,000	632,000
	55	251,000	303,000	332,000	370,000	393,000	427,000	473,000	519,000	570,000	634,000
	56	253,000	305,000	334,000	372,000	395,000	429,000	475,000	521,000	572,000	636,000
	57	255,000	307,000	336,000	374,000	397,000	431,000	477,000	523,000	574,000	638,000
	58	257,000	309,000	338,000	376,000	399,000	433,000	479,000	525,000	576,000	640,000
	59	259,000	311,000	340,000	378,000	401,000	435,000	481,000	527,000	578,000	642,000
	60	261,000	313,000	342,000	380,000	403,000	437,000	483,000	529,000	580,000	644,000
	61	263,000	315,000	344,000	382,000	405,000	439,000	485,000	531,000	582,000	646,000
	62	265,000	317,000	346,000	384,000	407,000	441,000	487,000	533,000	584,000	648,000
	63	267,000	319,000	348,000	386,000	409,000	443,000	489,000	535,000	586,000	650,000
	64	269,000	321,000	350,000	388,000	411,000	445,000	491,000	537,000	588,000	652,000
	65	271,000	323,000	352,000	390,000	413,000	447,000	493,000	539,000	590,000	654,000
	66	273,000	325,000	354,000	392,000	415,000	449,000	495,000	541,000	592,000	656,000
	67	275,000	327,000	356,000	394,000	417,000	451,000	497,000	543,000	594,000	658,000
	68	277,000	329,000	358,000	396,000	419,000	453,000	499,000	545,000	596,000	660,000
	69	279,000	331,000	360,000	398,000	421,000	455,000	501,000	547,000	598,000	662,000
	70	281,000	333,000	362,000	400,000	423,000	457,000	503,000	549,000	600,000	664,000
	71	283,000	335,000	364,000	402,000	425,000	459,000	505,000	551,000	602,000	666,000
	72	285,000	337,000	366,000	404,000	427,000	461,000	507,000	553,000	604,000	668,000
	73	287,000	339,000	368,000	406,000	429,000	463,000	509,000	555,000	606,000	670,000
	74	289,000	341,000	370,000	408,000	431,000	465,000	511,000	557,000	608,000	672,000
	75	291,000	343,000	372,000	410,000	433,000	467,000	513,000	559,000	610,000	674,000
	76	293,000	345,000	374,000	412,000	435,000	469,000	515,000	561,000	612,000	676,000
	77	295,000	347,000	376,000	414,000	437,000	471,000	517,000	563,000	614,000	678,000
	78	297,000	349,000	378,000	416,000	439,000	473,000	519,000	565,000	616,000	680,000
	79	299,000	351,000	380,000	418,000	441,000	475,000	521,000	567,000	618,000	682,000
	80	301,000	353,000	382,000	420,000	443,000	477,000	523,000	569,000	620,000	684,000
	81	303,000	355,000	384,000	422,000	445,000	479,000	525,000	571,000	622,000	686,000
	82	305,000	357,000	386,000	424,000	447,000	481,000	527,000	573,000	624,000	688,000
	83	307,000	359,000	388,000	426,000	449,000	483,000	529,000	575,000	626,000	690,000
	84	309,000	361,000	390,000	428,000	451,000	485,000	531,000	577,000	628,000	692,000
	85	311,000	363,000	392,000	430,000	453,000	487,000	533,000	579,000	630,000	694,000
	86	313,000	365,000	394,000	432,000	455,000	489,000	535,000	581,000	632,000	696,000
	87	315,000	367,000	396,000	434,000	457,000	491,000	537,000	583,000	634,000	698,000
	88	317,000	369,000	398,000	436,000	459,000	493,000	539,000	585,000	636,000	700,000

| | | |

| | | |

備考

（一）　この表は、他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

（二）　２級の１号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、２００，７００円とする。

ロ　行政職俸給表（二）

職員の区分	職務の級	号俸	1級	2級	3級	4級	5級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		1	円 147,100	円 200,200	円 219,900	円 260,200	円 285,500
		2	148,100	201,200	221,100	261,400	287,300
		3	149,100	202,200	222,100	262,500	289,900
		4	150,100	203,200	223,100	263,500	292,500
		5	151,200	204,700	224,800	264,200	295,100
		6	152,300	205,500	225,100	265,100	294,600
		7	153,400	206,500	226,400	266,700	293,400
		8	154,400	207,600	227,400	267,000	296,900
		9	155,300	208,900	228,700	268,300	298,600
		10	156,400	209,600	230,300	269,100	298,900
		11	157,500	210,800	231,800	270,700	299,300
		12	158,600	211,100	233,100	271,500	300,300
		13	159,500	212,000	234,100	272,500	301,900
		14	160,600	213,000	235,300	273,300	303,600
		15	161,800	214,000	236,000	274,000	304,300
		16	162,900	214,400	237,400	275,000	305,000
		17	164,000	215,700	238,400	276,000	305,700
		18	165,400	216,500	239,000	277,000	306,400
		19	166,700	217,900	239,000	277,000	307,000
		20	167,900	218,800	241,000	278,000	307,600
		21	169,000	220,000	241,000	278,000	308,200
		22	170,400	220,000	242,000	278,000	308,800
		23	171,400	220,000	242,000	279,000	309,400
		24	172,600	221,000	243,000	279,000	310,000
		25	173,700	221,000	244,000	280,000	310,600
		26	175,200	222,000	245,000	281,000	311,200
		27	176,200	222,000	246,000	281,400	311,800
		28	177,800	223,000	247,000	282,000	312,400
		29	179,600	224,000	248,000	282,900	313,000
		30	181,000	225,000	249,000	283,000	313,600
		31	182,500	226,000	251,000	284,600	314,200
	1級	1	円 147,100	円 200,200	円 219,900	円 260,200	円 285,500
		2	148,100	201,200	221,100	261,400	287,300
		3	149,100	202,200	222,100	262,500	289,900
		4	150,100	203,200	223,100	263,500	292,500
		5	151,200	204,700	224,800	264,200	295,100
		6	152,300	205,500	225,100	265,100	294,600
		7	153,400	206,500	226,400	266,700	293,400
		8	154,400	207,600	227,400	267,000	296,900
		9	155,300	208,900	228,700	268,300	298,600
		10	156,400	209,600	230,300	269,100	298,900
		11	157,500	210,800	231,800	270,700	299,300
		12	158,600	211,100	233,100	271,500	300,300
		13	159,500	212,000	234,100	272,500	301,900
		14	160,600	213,000	235,300	273,300	303,600
		15	161,800	214,000	236,000	274,000	304,300
		16	162,900	214,400	237,400	275,000	305,000
		17	164,000	215,700	238,400	276,000	305,700
		18	165,400	216,500	239,000	277,000	306,400
		19	166,700	217,900	239,000	277,000	307,000
		20	167,900	218,800	241,000	278,000	307,600
		21	169,000	220,000	241,000	278,000	308,200
		22	170,400	220,000	242,000	278,000	308,800
		23	171,400	220,000	242,000	279,000	309,400
		24	172,600	221,000	243,000	279,000	310,000
		25	173,700	221,000	244,000	280,000	310,600
		26	175,200	222,000	245,000	281,000	311,200
		27	176,200	222,000	246,000	281,400	311,800
		28	177,800	223,000	247,000	282,000	312,400
		29	179,600	224,000	248,000	282,900	313,000
		30	181,000	225,000	249,000	283,000	313,600
		31	182,500	226,000	251,000	284,600	314,200
	2級	1	円 200,200	円 219,900	円 260,200	円 285,500	円 304,100
		2	201,200	221,100	261,400	287,300	305,200
		3	202,200	222,100	262,500	289,900	304,300
		4	203,200	223,100	263,500	292,500	304,300
		5	204,700	224,800	264,200	295,100	304,300
		6	205,500	225,100	265,100	294,600	304,300
		7	206,500	226,400	266,700	293,400	304,300
		8	207,600	227,400	267,000	296,900	304,300
		9	208,900	228,700	268,300	298,600	304,300
		10	209,600	230,300	269,100	298,900	304,300
		11	210,800	231,800	270,700	299,300	304,300
		12	211,100	233,100	271,500	300,300	304,300
		13	212,000	234,100	272,500	301,900	304,300
		14	213,000	235,300	273,300	303,600	304,300
		15	214,000	236,000	274,000	304,300	304,300
		16	214,400	237,400	275,000	305,000	304,300
		17	215,700	238,400	276,000	305,700	304,300
		18	216,500	239,000	277,000	306,400	304,300
		19	217,900	239,000	277,000	307,000	304,300
		20	218,800	241,000	278,000	307,600	304,300
		21	220,000	241,000	278,000	308,200	304,300
		22	220,000	242,000	278,000	308,800	304,300
		23	220,000	242,000	279,000	309,400	304,300
		24	221,000	243,000	279,000	310,000	304,300
		25	221,000	244,000	280,000	310,600	304,300
		26	222,000	245,000	281,000	311,200	304,300
		27	222,000	246,000	281,400	311,800	304,300
		28	223,000	247,000	282,000	312,400	304,300
		29	224,000	248,000	282,900	313,000	304,300
		30	225,000	249,000	283,000	313,600	304,300
		31	226,000	251,000	284,600	314,200	304,300
	3級	1	円 219,900	円 260,200	円 285,500	円 304,100	円 305,200
		2	221,100	261,400	287,300	305,200	304,900
		3	222,100	262,500	289,900	304,300	304,900
		4	223,100	263,500	292,500	304,300	304,900
		5	224,800	264,200	295,100	304,300	304,900
		6	225,100	265,100	294,600	304,300	304,900
		7	226,400	266,700	293,400	304,300	304,900
		8	227,400	267,000	296,900	304,300	304,900
		9	228,700	268,300	298,600	304,300	304,900
		10	229,600	269,100	298,900	304,300	304,900
		11	230,800	270,700	299,300	304,300	304,900
		12	231,100	271,500	300,300	304,300	304,900
		13	232,000	272,500	301,900	304,300	304,900
		14	233,000	273,300	303,600	304,300	304,900
		15	234,000	274,000	304,300	304,300	304,900
		16	235,000	275,000	305,000	304,300	304,900
		17	236,000	276,000	305,700	304,300	304,900
		18	237,000	277,000	306,400	304,300	304,900
		19	238,000	277,000	307,000	304,300	304,900
		20	239,000	278,000	307,600	304,300	304,900
		21	239,000	278,000	308,200	304,300	304,900
		22	240,000	278,000	308,800	304,300	304,900
		23	241,000	278,000	309,400	304,300	304,900
		24	242,000	279,000	310,000	304,300	304,900
		25	243,000	279,000	310,600	304,300	304,900
		26	244,000	280,000	311,200	304,300	304,900
		27	245,000	281,000	311,800	304,300	304,900
		28	246,000	281,400	312,400	304,300	304,900
		29	247,000	282,000	313,000	304,300	304,900
		30	248,000	282,900	313,600	304,300	304,900
		31	249,000	283,000	314,200	304,300	304,900
	4級	1	円 260,200	円 285,500	円 304,100	円 305,200	円 304,900
		2	261,400	287,300	305,200	304,900	304,900
		3	262,500	289,900	304,300	304,900	304,900
		4	263,500	292,500	304,300	304,900	304,900
		5	264,200	295,100	304,300	304,900	304,900
		6	265,100	294,600	304,300	304,900	304,900
		7	266,700	293,400	304,300	304,900	304,900
		8	267,000	296,900	304,300	304,900	304,900
		9	268,300	298,600	304,300	304,900	304,900
		10	269,100	298,900	304,300	304,900	304,900
		11	270,700	299,300	304,300	304,900	304,900
		12	271,500	300,300	304,300	304,900	304,900
		13	272,500	301,900	304,300	304,900	304,900
		14	273,300	303,600	304,300	304,900	304,900
		15	274,000	304,300	304,300	304,900	304,900
		16	275,000	305,000	304,300	304,900	304,900
		17	276,000	305,700	304,300	304,900	304,900
		18	277,000	306,400	304,300	304,900	304,900
		19	277,000	307,000	304,300	304,900	304,900
		20	278,000	307,600	304,300	304,900	304,900
		21	278,000	308,200	304,300	304,900	304,900
		22	278,000	308,800	304,300	304,900	304,900
		23	279,000	309,400	304,300	304,900	304,900
		24	279,000	310,000	304,300	304,900	304,900
		25	280,000	310,600	304,300	304,900	304,900
		26	281,000	311,200	304,300	304,900	304,900
		27	281,400	311,800	304,300	304,900	304,900
		28	282,000	312,400	304,300	304,900	304,900
		29	282,900	313,000	304,300	304,900	304,900
		30	283,000	313,600	304,300	304,900	304,900
		31	284,600	314,200	304,300	304,900	304,900
	5級	1	円 285,500	円 304,100	円 305,200	円 304,900	円 304,900
		2	287,300	305,200	304,900	304,900	304,900
		3	289,900	304,300	304,900	304,900	304,900
		4	292,500	304,300	304,900	304,900	304,900
		5	295,100	304,300	304,900	304,900	304,900
		6	294,600	304,300	304,900	304,900	304,900
		7	293,400	304,300	304,900	304,900	304,900
		8	296,900	304,300	304,900	304,900	304,900
		9	298,600	304,300	304,900	304,900	304,900
		10	298,900	304,300	304,900	304,900	304,900
		11	299,300	304,300	304,900	304,900	304,900
		12	300,300	304,300	304,900	304,900	304,900
		13	301,900	304,300	304,900	304,900	304,900
		14	303,600	304,300	304,900	304,900	304,900
		15	304,300	304,300	304,900	304,900	304,900
		16	305,000	304,300	304,900	304,900	304,900
		17	305,700	304,300	304,900	304,900	304,900
		18	306,400	304,300	304,900	304,900	304,900
		19	307,000	304,300	304,900	304,900	304,900
		20	307,600	304,300	304,900	304,900	304,900
		21	308,200	304,300	304,900	304,900	304,900
		22	308,800	304,300	304,900	304,900	304,900
		23	309,400	304,300	304,900	304,900	304,900
		24	310,000	304,300	304,900	304,900	304,900
		25	310,600	304,300	304,900	304,900	304,900
		26	311,200	304,300	304,900	304,900	304,900
		27	311,800	304,300	304,900	304,900	304,900
		28	312,400	304,300	304,900	304,900	304,900
		29	313,000	304,300	304,900	304,900	304,900
		30	313,600	304,300	304,900	304,900	304,900
		31	314,200	304,300	304,900	304,900	304,900

定年前再任用短時間勤務職員		125	124	123	122	121
	基準俸給月額	円 188,700	円 305,200	円 304,900	円 304,300	円 304,100
	基準俸給月額	円 216,200				
	基準俸給月額	円 256,200				
	基準俸給月額	円 275,600				
	基準俸給月額	円 290,700				
	基準俸給月額	円 316,200				
	基準俸給月額	円 358,000				
	基準俸給月額	円 391,200				
	基準俸給月額	円 442,400				
	基準俸給月額	円 522,800				

| | | |

| | | |

別表第二　専門行政職俸給表（第六条関係）

| 職員の区分 | | |

| | | |

備考

（一）　この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二）　１級の１７号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、２０１，８００円とする。

別表第三　税務職俸給表（第六条関係）

職員の区分		職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		1	180,300円	239,200円	272,500円	302,500円	326,500円	351,800円	384,600円	425,000円	459,900円	523,100円
		2	183,500	241,000	274,700	304,000	328,000	354,000	386,000	427,000	462,000	526,000
		3	186,800	243,000	277,800	306,000	329,500	356,200	388,000	429,000	464,000	529,000
		4	189,900	245,000	280,900	308,000	331,000	358,400	390,000	431,000	466,000	532,000
		5	192,900	247,000	283,900	310,000	332,500	360,600	392,000	433,000	468,000	535,000
		6	195,800	249,000	286,800	312,000	334,000	362,800	394,000	435,000	470,000	537,000
		7	198,600	251,000	289,600	314,000	335,500	364,900	396,000	437,000	472,000	540,000
		8	201,400	253,000	292,400	316,000	337,000	366,900	398,000	439,000	474,000	542,000
		9	204,000	255,000	295,000	318,000	338,500	368,900	399,900	441,000	476,000	544,000
		10	206,600	257,000	297,600	319,900	340,000	370,900	401,900	442,900	478,000	546,000
		11	209,000	259,000	300,000	321,900	341,500	372,900	403,900	444,900	479,900	548,000
		12	211,400	261,000	302,400	323,900	343,000	374,900	405,900	446,900	481,900	550,000
定年前再任用短時間勤務職員	基準俸給月額	93	211,100円	291,400円	286,800円	322,500円	341,800円	365,000円	391,200円	442,400円	483,900円	550,400円
		92		291,000	285,400	320,500	341,000	364,000	390,000	442,000	483,000	549,000
		91		290,600	283,900	318,600	339,500	362,000	388,000	439,600	481,000	547,000
		90		290,200	282,400	316,900	338,000	360,000	386,000	437,200	478,900	544,000
		89		289,700	281,000	315,100	336,000	358,000	384,000	435,000	476,900	542,000
		88		289,000	279,600	313,100	334,000	356,000	382,000	432,800	474,900	539,900
		87		288,200	278,000	311,000	331,900	353,900	379,900	430,600	472,900	537,900
		86		287,400	276,400	309,000	329,900	351,900	377,900	428,400	470,900	535,900
		85		286,600	274,800	307,000	327,900	349,900	375,900	426,200	468,900	533,900
		84		285,700	273,000	305,000	325,900	347,900	373,900	424,000	466,900	531,900
		83		284,800	271,000	303,000	323,900	345,900	371,900	421,800	464,900	529,900
		82		283,900	269,000	301,000	321,900	343,900	369,900	419,600	462,900	527,900
		81		283,000	267,000	299,000	319,900	341,900	367,900	417,400	460,900	525,900
		80		282,000	265,000	297,000	317,900	339,900	365,900	415,200	458,900	523,900
		79		281,000	263,000	295,000	315,900	337,900	363,900	413,000	456,900	521,900
		78		281,000	261,000	293,000	313,900	335,900	361,900	410,800	454,900	519,900
		77		280,000	259,000	291,000	311,900	333,900	359,900	408,600	452,900	517,900
		76		279,000	257,000	289,000	309,900	331,900	357,900	406,400	450,900	515,900
		75		278,000	255,000	287,000	307,900	329,900	355,900	404,000	448,900	513,900
		74		277,000	253,000	285,000	305,900	327,900	353,900	401,600	446,900	511,900
		73		276,000	251,000	283,000	303,900	325,900	351,900	399,200	444,900	509,900
		72		275,000	249,000	281,000	301,900	323,900	349,900	396,800	442,900	507,900
		71		274,500	247,000	279,000	299,900	321,900	347,900	394,400	440,900	505,900
	円		211,100	241,800	287,000	322,500	341,800	365,000	391,200	442,400	483,900	550,400
	基準俸給月額		211,100円	241,800円	287,000円	322,500円	341,800円	365,000円	391,200円	442,400円	483,900円	550,400円

| | | |

| 職員の区分 | | 定年前再任用短時間勤務職員 | | |

24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
229,500,000	228,000,000	226,400,000	224,600,000	222,700,000	220,800,000	218,900,000	217,000,000	215,000,000	213,000,000	210,900,000	208,900,000	207,200,000	205,500,000	203,800,000	202,100,000	200,500,000	198,600,000	196,800,000	194,900,000	193,500,000	191,800,000	189,900,000	188,100,000	円
245,400,000	243,500,000	241,900,000	240,400,000	238,300,000	237,400,000	236,000,000	234,600,000	232,700,000	231,000,000	229,400,000	227,600,000	225,800,000	224,000,000	221,900,000	219,100,000	217,500,000	215,600,000	213,800,000	211,900,000	209,500,000	207,400,000	205,800,000	204,000,000	円
263,700,000	262,600,000	261,900,000	261,000,000	259,700,000	258,300,000	256,800,000	255,500,000	254,000,000	252,000,000	250,400,000	248,500,000	246,800,000	245,300,000	243,600,000	242,000,000	240,100,000	238,500,000	237,000,000	235,500,000	233,500,000	231,700,000	229,900,000	227,900,000	円
292,100,000	291,000,000	289,400,000	288,900,000	288,400,000	287,100,000	285,800,000	284,400,000	283,700,000	282,700,000	281,800,000	280,400,000	279,800,000	278,700,000	277,700,000	275,400,000	274,800,000	273,700,000	272,700,000	271,600,000	269,900,000	268,800,000	266,600,000	265,300,000	円
344,200,000	343,400,000	342,000,000	338,300,000	336,400,000	334,200,000	332,000,000	329,700,000	326,400,000	324,200,000	322,000,000	320,400,000	318,100,000	316,400,000	314,300,000	311,900,000	309,700,000	306,400,000	304,200,000	302,000,000	300,700,000	300,600,000	300,400,000	302,500,000	円
366,900,000	367,600,000	366,400,000	364,000,000	362,000,000	358,500,000	356,400,000	354,200,000	350,800,000	348,400,000	347,500,000	345,200,000	342,000,000	339,700,000	337,600,000	334,200,000	332,000,000	330,400,000	328,000,000	326,400,000	324,200,000	322,000,000	320,300,000	328,600,000	円
396,400,000	394,200,000	392,900,000	390,000,000	388,800,000	386,400,000	382,000,000	381,900,000	379,700,000	377,500,000	375,300,000	371,000,000	369,000,000	367,500,000	365,400,000	364,200,000	362,000,000	360,500,000	358,400,000	356,000,000	354,200,000	356,300,000	354,400,000	351,000,000	円
422,500,000	424,200,000	419,000,000	421,600,000	419,800,000	418,400,000	415,000,000	413,100,000	411,000,000	409,700,000	407,500,000	405,300,000	403,100,000	399,000,000	399,700,000	396,400,000	394,200,000	392,000,000	390,400,000	388,800,000	386,600,000	384,200,000	382,000,000	384,600,000	円
462,000,000	457,000,000	455,400,000	452,000,000	450,000,000	448,000,000	447,500,000	444,800,000	444,700,000	444,500,000	443,000,000	442,000,000	441,000,000	439,000,000	438,000,000	436,000,000	435,000,000	433,000,000	432,000,000	430,000,000	428,000,000	426,000,000	425,000,000	425,000,000	円
514,300,000	511,000,000	510,800,000	510,000,000	509,000,000	508,700,000	506,400,000	505,200,000	500,000,000	499,800,000	499,500,000	493,000,000	488,900,000	486,600,000	483,900,000	481,800,000	478,500,000	477,200,000	469,000,000	466,600,000	463,200,000	462,600,000	463,300,000	459,000,000	円
0	560,900,000	560,000,000	559,100,000	558,200,000	557,200,000	555,900,000	554,800,000	553,500,000	552,100,000	550,400,000	548,500,000	546,700,000	544,400,000	542,000,000	540,500,000	537,100,000	535,000,000	532,900,000	529,000,000	526,000,000	523,000,000	520,000,000	510,000,000	円

| | | |

| | | |

備考

（一）　この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二）　３級の５号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、２３０，４００円とする。

ロ　公安職俸給表（二）

| 職員の区分 | | |

| | | |

| | | |

備考

（一）　この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

（二）　２級の１号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、２３０，４００円とする。

別表第五　海事職俸給表（第六条関係）

イ　海事職俸給表（一）

| 職員の区分 | | |

| | | |

備考　この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　海事職俸給表（二）

職員の区分	職務の級	号俸	俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1級	1	円 166,600	円 221,300	円 251,300	円 280,700	円 321,500	円 350,400	円 397,000	円 465,100
		2	168,000							
		3	169,000							
		4	171,000							
		5	172,000							
		6	174,000							
		7	175,000							
		8	176,000							
		9	178,000							
		10	180,000							
		11	181,700							
		12	183,000							
		13	184,600							
		14	186,300							
		15								
	2級	1	円 213,500							
		2	215,900							
		3	218,300							
		4	220,900							
		5	222,900							
		6	224,700							
		7	226,700							
		8	228,800							
		9	230,300							
		10	231,800							
		11	233,300							
		12	234,700							
		13	236,000							
		14	237,800							
		15								
	3級	1	円 248,700							
		2	249,900							
		3	250,900							
		4	252,900							
		5	253,900							
		6	255,600							
		7	257,900							
		8	259,100							
		9	261,000							
		10	263,000							
		11	264,100							
		12	266,000							
		13	267,500							
		14	269,500							
		15								
	4級	1	円 278,400							
		2	279,600							
		3	280,600							
		4	282,600							
		5	283,600							
		6	285,000							
		7	287,000							
		8	288,000							
		9	289,000							
		10	290,000							
		11	291,000							
		12	292,000							
		13	293,000							
		14	294,000							
		15								
	5級	1	円 307,700							
		2	308,500							
		3	309,400							
		4	310,900							
		5	312,000							
		6	313,000							
		7	314,000							
		8	315,000							
		9	316,000							
		10	317,000							
		11	318,000							
		12	319,000							
		13	320,000							
		14	321,000							
		15								
	6級	1	円 331,600							
		2	332,000							
		3	333,000							
		4	334,500							
		5	335,800							
		6	336,800							
		7	338,000							
		8	339,200							
		9	340,300							
		10	341,600							
		11	342,700							
		12	344,100							
		13	345,300							
		14	346,600							
		15	347,900							
定年前再任用短時間勤務職員				円 384,400	円 433,700	円 447,900	円 462,800	円 477,100	円 491,500	円 505,800
		1		383,800	432,500	446,800	461,100	475,400	489,800	504,100
		2		383,400	432,000	446,000	460,000	474,000	488,000	502,000
		3		382,900	431,600	445,600	459,600	473,600	487,600	501,600
		4		382,600	431,200	445,200	459,200	473,200	487,200	501,200
		5		382,100	430,800	444,800	458,800	472,800	486,800	500,800
		6		381,700	430,400	444,400	458,400	472,400	486,400	500,400
		7		381,200	430,000	444,000	458,000	472,000	486,000	500,000
		8		380,800	429,600	443,600	457,600	471,600	485,600	499,600
		9		380,500	429,200	443,200	457,200	471,200	485,200	499,200
		10		380,000	428,800	442,800	456,800	470,800	484,800	498,800
		11		379,500	428,400	442,400	456,400	470,400	484,400	498,400
		12		379,000	428,000	442,000	456,000	470,000	484,000	498,000
		13		378,500	427,500	441,500	455,500	469,500	483,500	497,500
		14		378,000	427,000	441,000	455,000	469,000	483,000	497,000
		15		377,500	426,600	440,600	454,600	468,600	482,600	496,600
		16		377,000	426,000	440,000	454,000	468,000	482,000	496,000
		17		376,600	425,500	439,500	453,500	467,500	481,500	495,500
		18		376,000	425,000	439,000	453,000	467,000	481,000	495,000
		19		375,500	424,500	438,500	452,500	466,500	480,500	494,500
		20		375,000	424,000	438,000	452,000	466,000	480,000	494,000
		21		374,600	423,500	437,500	451,500	465,500	479,500	493,500
		22		374,000	423,000	437,000	451,000	465,000	479,000	493,000
		23		373,500	422,500	436,500	450,500	464,500	478,500	492,500
		24		373,000	422,000	436,000	450,000	464,000	478,000	492,000
		25		372,500	421,500	435,500	449,500	463,500	477,500	491,500
		26		372,000	421,000	435,000	449,000	463,000	477,000	491,000
		27		371,500	420,500	434,500	448,500	462,500	476,500	490,500
		28		371,000	420,000	434,000	448,000	462,000	476,000	490,000
		29		370,500	419,500	433,500	447,500	461,500	475,500	489,500
		30		370,000	419,000	433,000	447,000	461,000	475,000	489,000
		31		369,500	418,500	432,500	446,500	460,500	474,500	488,500
		32		369,000	418,000	432,000	446,000	460,000	474,000	488,000
		33		368,500	417,500	431,500	445,500	459,500	473,500	487,500
		34		368,000	417,000	431,000	445,000	459,000	473,000	487,000
		35		367,500	416,500	430,500	444,500	458,500	472,500	486,500
		36		367,000	416,000	430,000	444,000	458,000	472,000	486,000
		37		366,500	415,500	429,500	443,500	457,500	471,500	485,500
		38		366,000	415,000	429,000	443,000	457,000	471,000	485,000
		39		365,500	414,500	428,500	442,500	456,500	470,500	484,500
		40		365,000	414,000	428,000	442,000	456,000	470,000	484,000
		41		364,500	413,500	427,500	441,500	455,500	469,500	483,500
		42		364,000	413,000	427,000	441,000	455,000	469,000	483,000
		43		363,500	412,500	426,500	440,500	454,500	468,500	482,500
		44		363,000	412,000	426,000	440,000	454,000	468,000	482,000
		45		362,500	411,500	425,500	439,500	453,500	467,500	481,500
		46		362,000	411,000	425,000	439,000	453,000	467,000	481,000
		47		361,500	410,500	424,500	438,500	452,500	466,500	480,500
		48		361,000	410,000	424,000	438,000	452,000	466,000	480,000
		49		360,500	409,500	423,500	437,500	451,500	465,500	479,500
		50		360,000	409,000	423,000	437,000	451,000	465,000	479,000
		51		359,500	408,500	422,500	436,500	450,500	464,500	478,500
		52		359,000	408,000	422,000	436,000	450,000	464,000	478,000
		53		358,500	407,500	421,500	435,500	449,500	463,500	477,500
		54		358,000	407,000	421,000	435,000	449,000	463,000	477,000
		55		357,500	406,500	420,500	434,500	448,500	462,500	476,500
		56		357,000	406,000	420,000	434,000	448,000	462,000	476,000
		57		356,500	405,500	419,500	433,500	447,500	461,500	475,500
		58		356,000	405,000	419,000	433,000	447,000	461,000	475,000
		59		355,500	404,500	418,500	432,500	446,500	460,500	474,500
		60		355,000	404,000	418,000	432,000	446,000	460,000	474,000
		61		354,500	403,500	417,500	431,500	445,500	459,500	473,500
		62		354,000	403,000	417,000	431,000	445,000	459,000	473,000
		63		353,500	402,500	416,500	430,500	444,500	458,500	472,500
		64		353,000	402,000	416,000	430,000	444,000	458,000	472,000
		65		352,500	401,500	415,500	429,500	443,500	457,500	471,500
		66		352,000	401,000	415,000	429,000	443,000	457,000	471,000
		67		351,500	400,500	414,500	428,500	442,500	456,500	470,500
		68		351,000	400,000	414,000	428,000	442,000	456,000	470,000
		69		350,500	399,500	413,500	427,500	441,500	455,500	469,500
		70		350,000	399,000	413,000	427,000	441,000	455,000	469,000
		71		349,500	398,500	412,500	426,500	440,500	454,500	468,500
		72		349,000	398,000	412,000	426,000	440,000	454,000	468,000
		73		348,500	397,500	411,500	425,500	439,500	453,500	467,500
		74		348,000	397,000	411,000	425,000	439,000	453,000	467,000
		75		347,500	396,500	410,500	424,500	438,500	452,500	466,500
		76		347,000	396,000	410,000	424,000	438,000	452,000	466,000
		77		346,500	395,500	409,500	423,500	437,500	451,500	465,500
		78		346,000	395,000	409,000	423,000	437,000	451,000	465,000
		79		345,500	394,500	408,500	422,500	436,500	450,500	464,500
		80		345,000	394,000	408,000	422,000	436,000	450,000	464,000
		81		344,500	393,500	407,500	421,500	435,500	449,500	463,500
		82		344,000	393,000	407,000	421,000	435,000	449,000	463,000
		83		343,500	392,500	406,500	420,500	434,500	448,500	462,500
		84		343,000	392,000	406,000	420,000	434,000	448,000	462,000
		85		342,500	391,500	405,500	419,500	433,500	447,500	461,500
		86		342,000	391,000	405,000	419,000	433,000	447,000	461,000
		87		341,500	390,500	404,500	418,500	432,500	446,500	460,500
		88		341,000	390,000	404,000	418,000	432,000	446,000	460,000
		89		340,500	389,500	403,500	417,500	431,500	445,500	459,500
		90		340,000	389,000	403,000	417,000	431,000	445,000	459,000
		91		339,500	388,500	402,500	416,500	430,500	444,500	458,500
		92		339,000	388,000	402,000	416,000	430,000	444,000	458,000
		93		338,500	387,500	401,500	415,500	429,500	443,500	457,500
		94		338,000	387,000	401,000	415,000	429,000	443,000	457,000
		95		337,500	386,500	400,500	414,500	428,500	442,500	456,500
		96		337,000	386,000	400,000	414,000	428,000	442,000	456,000
		97		336,500	385,500	399,500	413,500	427,500	441,500	455,500
		98		336,000	385,000	399,000	413,000	427,000	441,000	455,000
		99		335,500	384,500	398,500	412,500	426,500	440,500	454,500
		100		335,000	384,000	398,000	412,000	426,000	440,000	454,000
		101		334,500	383,500	397,500	411,500	425,500	439,500	453,500

| | | |

| | | |

備考　この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六　教育職俸給表（第六条関係）

イ　教育職俸給表（一）

職員の区分	職務の級	号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		1	円 233,100	円 290,700	円 335,600	円 410,200	円 535,900
		2	231,600	288,000	332,900	406,600	531,000
		3	230,100	285,400	330,200	403,000	526,100
		4	228,600	282,800	327,500	399,400	521,300
		5	227,100	280,200	324,800	395,800	516,600
		6	225,600	277,600	322,100	392,200	511,900
		7	224,100	275,000	319,400	388,600	507,300
		8	222,600	272,400	316,700	385,000	502,700
		9	221,100	269,800	314,000	381,400	498,200
		10	219,600	267,200	311,300	377,800	493,800
		11	218,100	264,600	308,600	374,200	489,400
		12	216,600	262,000	305,900	370,600	485,100
		13	215,100	259,400	303,200	367,000	480,800
		14	213,600	256,800	300,500	363,400	476,600
		15	212,100	254,200	297,800	359,800	472,400
		16	210,600	251,600	295,100	356,200	468,300
		17	209,100	249,000	292,400	352,600	464,200
		18	207,600	246,400	289,700	349,000	460,200
		19	206,100	243,800	287,000	345,400	456,200
		20	204,600	241,200	284,300	341,800	452,200
		21	203,100	238,600	281,600	338,200	448,300
		22	201,600	236,000	278,900	334,600	444,400
		23	200,100	233,400	276,200	331,000	440,600
		24	198,600	230,800	273,500	327,400	436,800
		25	197,100	228,200	270,800	323,800	433,100
		26	195,600	225,600	268,100	320,200	429,400
		27	194,100	223,000	265,400	316,600	425,800
		28	192,600	220,400	262,700	313,000	422,200
		29	191,100	217,800	260,000	309,400	418,600
		30	189,600	215,200	257,300	305,800	415,100
		31	188,100	212,600	254,600	302,200	411,600
		32	186,600	210,000	251,900	298,600	408,200
		33	185,100	207,400	249,200	295,000	404,800
		34	183,600	204,800	246,500	291,400	401,400
		35	182,100	202,200	243,800	287,800	398,000
		36	180,600	199,600	241,100	284,200	394,600
		37	179,100	197,000	238,400	280,600	391,300
		38	177,600	194,400	235,700	277,000	388,000
		39	176,100	191,800	233,000	273,400	384,700
		40	174,600	189,200	230,300	269,800	381,400
		41	173,100	186,600	227,600	266,200	378,200
		42	171,600	184,000	224,900	262,600	375,000
		43	170,100	181,400	222,200	259,000	371,800
		44	168,600	178,800	219,500	255,400	368,600
		45	167,100	176,200	216,800	251,800	365,500
		46	165,600	173,600	214,100	248,200	362,400
		47	164,100	171,000	211,400	244,600	359,300
		48	162,600	168,400	208,700	241,000	356,200
		49	161,100	165,800	206,000	237,400	353,100
		50	159,600	163,200	203,300	233,800	350,000
		51	158,100	160,600	200,600	230,200	346,900
		52	156,600	158,000	197,900	226,600	343,900
		53	155,100	155,400	195,200	223,000	340,900
		54	153,600	152,800	192,500	219,400	337,900
		55	152,100	150,200	189,800	215,800	334,900
		56	150,600	147,600	187,100	212,200	331,900
		57	149,100	145,000	184,400	208,600	328,900
		58	147,600	142,400	181,700	205,000	325,900
		59	146,100	139,800	179,000	201,400	323,000
		60	144,600	137,200	176,300	197,800	320,100
		61	143,100	134,600	173,600	194,200	317,200
		62	141,600	132,000	170,900	190,600	314,300
		63	140,100	129,400	168,200	187,000	311,400
		64	138,600	126,800	165,500	183,400	308,500
		65	137,100	124,200	162,800	179,800	305,600
		66	135,600	121,600	160,100	176,200	302,700
		67	134,100	119,000	157,400	172,600	299,800
		68	132,600	116,400	154,700	169,000	296,900
		69	131,100	113,800	152,000	165,400	294,000
		70	129,600	111,200	149,300	161,800	291,100
		71	128,100	108,600	146,600	158,200	288,200
		72	126,600	106,000	143,900	154,600	285,300
		73	125,100	103,400	141,200	151,000	282,400
		74	123,600	100,800	138,500	147,400	279,500
		75	122,100	098,200	135,800	143,800	276,600
		76	120,600	095,600	133,100	140,200	273,700
		77	119,100	093,000	130,400	136,600	270,800
		78	117,600	090,400	127,700	133,000	267,900
		79	116,100	087,800	125,000	129,400	265,000
		80	114,600	085,200	122,300	125,800	262,100
		81	113,100	082,600	119,600	122,200	259,200
		82	111,600	080,000	116,900	118,600	256,300
		83	110,100	077,400	114,200	115,000	253,400
		84	108,600	074,800	111,500	111,400	250,500
		85	107,100	072,200	108,800	107,800	247,600
		86	105,600	069,600	106,100	104,200	244,700
		87	104,100	067,000	103,400	100,600	241,800
		88	102,600	064,400	100,700	097,000	238,900
		89	101,100	061,800	098,000	093,400	236,000
		90	099,600	059,200	095,300	089,800	233,100
		91	098,100	056,600	092,600	086,200	230,200
		92	096,600	054,000	089,900	082,600	227,300
		93	095,100	051,400	087,200	079,000	224,400
		94	093,600	048,800	084,500	075,400	221,500
		95	092,100	046,200	081,800	071,800	218,600
		96	090,600	043,600	079,100	068,200	215,700
		97	089,100	041,000	076,400	064,600	212,800
		98	087,600	038,400	073,700	061,000	209,900
		99	086,100	035,800	071,000	057,400	207,000
		100	084,600	033,200	068,300	053,800	204,100
		101	083,100	030,600	065,600	050,200	201,200
		102	081,600	028,000	062,900	046,600	198,300
		103	080,100	025,400	060,200	043,000	195,400
		104	078,600	022,800	057,500	039,400	192,500
		105	077,100	020,200	054,800	035,800	189,600
		106	075,600	017,600	052,100	032,200	186,700
		107	074,100	015,000	049,400	028,600	183,800
		108	072,600	012,400	046,700	025,000	180,900
		109	071,100	009,800	044,000	021,400	178,000
		110	069,600	007,200	041,300	017,800	175,100
		111	068,100	004,600	038,600	014,200	172,200
		112	066,600	002,000	035,900	010,600	169,300
		113	065,100	000,400	033,200	007,000	166,400
定年前再任用短時間勤務職員		108	216,100	230,600	332,900	402,200	313,100
		109				342,800	
		110			334,400		
		111			333,700		
		112			333,000		
		113			332,900		

| | | |

| | | |

備考　この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　教育職俸給表（二）

職員の区分	職務の級	号俸	1級 俸給月額	2級 俸給月額	3級 俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	32	円	263,800	303,400	361,600
	31		262,200	301,400	359,400
	30		260,600	299,400	357,200
	29		259,000	297,300	354,900
	28		257,400	294,900	352,600
	27		255,600	292,400	350,000
	26		253,700	290,000	347,400
	25		251,900	287,500	344,900
	24		250,300	285,100	342,500
	23		248,600	282,700	339,900
	22		246,800	280,200	337,000
	21		245,000	277,600	334,000
	20		243,300	275,000	331,000
	19		242,100	272,300	328,000
	18		240,900	269,500	326,000
	17		239,600	266,600	324,000
	16		239,000	264,400	322,000
	15		237,400	262,000	320,000
	14		236,400	260,000	318,000
	13		233,700	257,000	316,000
	12		233,100	255,500	314,000
	11		230,900	253,100	311,700
	10		228,600	249,300	309,200
	9		226,000	247,000	307,200
	8		223,500	244,500	304,700
	7		220,700	242,000	302,600
	6		217,900	244,400	302,100
	5		215,100	242,000	300,300
	4		212,300	240,500	298,000
	3		209,500	238,600	295,000
	2		206,900	236,700	293,300
	1		204,200	234,600	290,700

職員の区分	号俸	定年前再任用短時間勤務職員 基準俸給月額	定年前再任用短時間勤務職員 基準俸給月額	定年前再任用短時間勤務職員 基準俸給月額	定年前再任用短時間勤務職員 基準俸給月額	定年前再任用短時間勤務職員 基準俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	32	円 283,800	円 294,800	円 316,800	円 401,000	円 535,500
	31					
	30					
	29					
	28					
	27					
	26					
	25					
	24					
	23					
	22					
	21					
	20					
	19					
	18					
	17					
	16					
	15					
	14					
	13					
	12					
	11					
	10					
	9					
	8					
	7					
	6					
	5					
	4					
	3					
	2	373,600				
	1					

129	円 373,200	
128	372,800	
127	372,300	
126	371,800	
125	371,400	
124		

| | | |

| | | |

備考　この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七　研究職俸給表（第六条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	21	円	円	円	円	円	円
	20	194,100	256,000	333,700	372,700	443,900	561,100
	19	192,100	253,600	331,700	371,200	440,300	560,400
	18	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500	559,800
	17	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000	559,200
	16	185,800	246,100	325,900	365,700	433,500	558,500
	15	184,400	243,900	323,500	364,200	431,000	557,400
	14	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300	556,400
	13	180,200	239,000	318,600	361,000	425,500	555,200
	12	178,300	236,700	316,500	359,500	422,500	553,900
	11	176,900	234,000	314,700	357,500	420,200	552,200
	10	175,600	232,300	312,300	355,500	417,400	550,300
	9	173,900	230,300	310,800	353,800	414,200	548,400
	8	171,000	228,100	307,100	351,900	412,900	546,700
	7	170,000	226,000	306,100	350,400	409,900	544,300
	6	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100	541,900
	5	168,300	222,600	302,400	347,800	404,400	539,500
	4	167,000	220,900	300,900	346,400	401,700	537,100
	3	165,900	218,400	298,600	344,400	399,600	534,700
	2	164,800	215,900	296,000	342,900	396,900	530,900
	1	163,600	213,200	294,000	341,800	394,300	527,800
		162,500	210,100	291,600	339,200	391,500	524,700

定年前再任用短時間勤務職員																							
	141	140	139	138	137	136	135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125
基準俸給月額	335,100	334,700	334,300	333,900	333,500	333,200	332,900	332,400	332,000	331,800	331,400	330,900	330,500	330,300	329,900	329,400	329,100
円	248,600																
基準俸給月額																	418,000
円	294,200																
基準俸給月額																	
円	311,800																

| | | |

| | | |

備考　この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八　医療職俸給表（第六条関係）

イ　医療職俸給表（一）

| 職員の区分 | | |

| | | |

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ　医療職俸給表（二）

| 職員の区分 | | |

| | | |

| | | |

ハ　医療職俸給表（三）

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

| 職員の区分 | | |

| | | |

| | | |

| | | |

備考　この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九　福祉職俸給表（第六条関係）

| 職員の区分 | | |

| | | |

| | | |

別表第十　専門スタッフ職俸給表（第六条関係）

備考　この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	362,900円	430,900円	482,900円	617,500円
	2	334,900	435,300	485,000	654,100
	3	336,800	439,300	494,000	690,700
	4	338,600	443,200	499,400	
	5	340,400	446,900	504,700	
	6	342,300	450,700	509,900	
	7	344,100	454,500	515,000	
	8	345,900	457,300	519,700	
	9	347,800	460,600	523,100	
	10	349,600	463,900	525,900	
	11	351,400	466,800	528,700	
	12	353,200	469,500	531,200	
	13	355,000	471,900	533,300	
	14	357,000	474,200	535,800	
	15	358,800	476,100	537,000	
	16	360,600	477,800	538,800	
	17	362,200	479,100	540,400	

職員の区分	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額	基準俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員	円	円	円	円	円	円
153	285,100					
152	284,800					
151	284,600					
150	284,300					
149	284,100					
148	283,800					
147	283,500					
146	283,200					
145	283,000					
144	282,600					
143	282,300					
142	282,100					
141	281,900					
140	281,700					
139	281,400					
138	281,100					
137	280,800					
136	280,600					
135	280,300					
134	279,900					
133	279,600					

| | | |

定年前再任用短時間勤務職員					
	77				
	76				
	75				
	74				
	73				
	72				
	71				
	70				
	69				
	68				
	67				
	66				
	65				
	64				
		基準俸給月額	411,300円	325,500円	427,000円	481,800円	617,400円
		基準俸給月額	411,100円	325,500円	427,000円	481,800円	617,400円
		基準俸給月額	410,900円	325,500円	427,000円	481,800円	617,400円
		基準俸給月額	410,600円	325,500円	427,000円	481,800円	617,400円
		基準俸給月額	410,300円	325,500円	427,000円	481,800円	617,400円
		基準俸給月額	410,100円	325,500円	427,000円	481,800円	617,400円
		基準俸給月額	409,900円	325,500円	427,000円	481,800円	617,400円
		基準俸給月額	409,600円	325,500円	427,000円	481,800円	617,400円
		基準俸給月額	409,300円	325,500円	427,000円	481,800円	617,400円
		基準俸給月額	409,100円	325,500円	427,000円	481,800円	617,400円
		基準俸給月額	408,900円	325,500円	427,000円	481,800円	617,400円
		基準俸給月額	408,600円	325,500円	427,000円	481,800円	617,400円
		基準俸給月額	408,300円	325,500円	427,000円	481,800円	617,400円
		基準俸給月額	408,100円	325,500円	427,000円	481,800円	617,400円

備考　この表は、行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第十一　指定職俸給表（第六条関係）

号俸	俸給月額
1	708,000円
2	763,000
3	820,000
4	898,000
5	968,000
6	1,038,000
7	1,110,000
8	1,178,000

備考　この表は、事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。